

# 破防法研究

## 11

特集●七〇年代労働運動

帝国主義国労働者の階級的責任—陶山健一

闘いの現場から—河本貞二・今川澄男・杉本憲一・佐藤芳夫  
(長崎造船) (三菱広機) (松下電器) (石川島播磨)

現地報告—北富士・忍草母の会

対談●谷中村を語る・谷中村の報復を三里塚で—荒畑寒村・戸村一作  
バリ・コミュニケーションとプロレタリア独裁(上)—橋本利昭

連載●破防法公判傍聴記(六)(七)—浅田光輝



# 破防法研究

No. 11 1971. 4

2 轟砲 危機と硬直

## 特集●七〇年代労働運動

4 帝国主義国労働者の階級的責任=陶山健一  
七〇年代労働運動の基本問題

16 死の商人・三菱独占に対決する長船新組合の闘い=河本貞二

30 アジア侵略と対決する左翼少数組合の闘い=今川澄男

38 転機に立つ松下資本・J Cの支配と反戦派の任務=杉本憲一

46 分裂に抗し少数派として闘う石川島労働者=佐藤芳夫

54 現地報告 北富士・忍草母の会

69 北富士の闘魂=安藤登志子

73 北富士農民とともに闘う=今村栄一

78 歴史への証言10 谷中村を語る=荒畑寒村・戸村一作  
谷中村の報復を三里塚で

102 パリ・コムニオンとプロレタリア独裁=橋本利昭

120 破防法公判傍聴記(六)(七)=浅田光輝

<表紙写真・北富士演習阻止闘争 1970年7月>



現代評論社

東京都中央区京橋3-11

## 若き北一輝

—恋と詩歌と革命と—  
松本健一著 昭和維新の指導者として順逆不二の門に転成する過程を『佐渡新聞』掲載の初期論文の検証を通して若き一輝の思想的転変の日々を明す B6 三〇四頁 五〇〇円

## 三菱軍需廠

—日本の産軍複合体と資本進出—  
城田 登/山村喜晴/白西紳一郎 共著  
三菱軍需廠の形成と発展の過程をすどくえぐり、海外進出をくわだてる政商の真の姿を浮彫りにする B6判 二四六頁 五〇〇円

## 現代国家と革命

●マルクス主義—国家革命論

岩田 弘編 四六判 三七二頁 七五〇円

## 新島・アリの反乱

●地域闘争の生きた指針

広野 広著 B6判 三五〇頁 六五〇円

## 民族と階級

●現代ナショナリズム批判の展開

高島善哉著 四六判函入上製 七五〇円

## 谷中村滅亡史

公害の原点—足尾銅山鉍毒事件の全貌  
荒畑寒村著 46判上製 \*5刷 580円

なぜこれほど公害が激化したか。根源は明治以来の政治的体質と資本主義そのものの生い立ちにあることを60年後の今日も本書ははっきり教える。資本と政府の癒着、企業と権力の弾圧、被害者無視の補償策など現に直面する公害の諸相がここに現れていた。今日我々が谷中村を不滅の教訓とするか否かが人類存亡の分れ道である。

反体制を生きて \*3刷  
荒畑寒村著 46判上製美装 680円

## 革命と不服従のテーゼ

体制主義的行動原理の批判

ゾンネマン著 深田甫訳 46判 950円

学生反逆の全国的暴発の真因は何か？体制に安住し日常性の安定を願う者も観念ユートピアに走る学生運動家も共に共有する意識下の行動様式と反応様式を鋭くえぐりだし真の革命の予備条件を探索する透徹したテーゼ集。著者はマルクラーゼ、アドルノ等と同じフランクフルト学派に属し両氏を批判してドイツ論壇の脚光をあびている。

新泉社 東京都文京区本郷2-15-20 5刷 \*20  
振替 東京1609336番 星図書目録



# 危機と反動

下田武三最高裁判事任命(一月)には、誰もあきれた。なにしろ、外務事務次官当時から、佐藤政府が表だっていえない意図を発言すること有名であり、昭和四二年(一九六七年)四月から昭和四五年(一九七〇年)九月という安保改定期の駐米大使に起用され、大いに代弁につとめた人物である。

昭和四二年一月三日、佐藤首相と会談直後の記者会見で、「わが国で防衛、安全保障、核問題などについてもっと積極的に議論が起ることをねらいとし」「佐藤首相の十一月訪米での成果にあまり大きな期待感を抱かせまいとする」世論操作の的ならぬもこめ(朝日)、つぎのように語った。

『いさばんいけなはは闘争によって沖繩を奪還しようとする姿勢だ。これは米国の国民性からみて全くまずい。せっかく政治的に考慮しようとする人をも敵に回すことになる。』『沖繩から核基地をはずして、短兵急に返せというのはこの問題を政治的に考慮しようとする米国の考え方に水をかけることになるだろう。』

同年一月一日、ワシントンに着任後最初の公式スピーチである日米協会の夕食会の演説で、ベトナム戦争への加担と日本の核武装化を公然と力説した。

昭和四四年一月六日、佐藤首相と政府首脳との協議後、保利官房長官から「大いに『下田発言』をやりたまえ」とけしかけられて、『日本国内の空気は、闘争によって沖繩を奪還しようとするようにワシントンからはみえる。これほど目的に合致しない姿勢はない。こういう姿勢を早く清算しなければ、沖繩返還は不可能だ。』といきまいた。

日米繊維交渉をジュネーブからワシントンに移すことになって、昭和四五年一月九日、ジョンソン國務次官と最初の会談をした後の記者会見で、はやくも米側の包括規制案をほめそやし譲歩の必要を示唆するなどして問題にされるや、「それは佐藤首相もご存知か」と聞き直ったという。

下田大使は、佐藤首相の出先といわれた。「人事の佐藤」は、この男を最高裁に送り込むことを焦眉の急としてなりふりかまわず敢行したのだ。

体制側は、かねてから「裁判所の共産党員」(『全貌』昭和四二年一月号)を問題としていた。そして青年法律家協会、日本民主法律家協会、国際民主法律家協会、総評弁護団、自由法曹団、全司法労組などが、日共が多年にわたり系統的に勢力を扶植した牙城としていた。(『恐るべき裁判』)

『法の守護者として厳然と聳えていた―それが多くの国民の抱く裁判所に対するイメージであろう。最高裁判所の長官や他の裁判官の顔にお馴染みだという国民は殆んどあるまい。しかし、国民は、この馴染みのない裁判官、そして裁判所に、日本国憲法による民主主義体制の擁護者としての強い信頼感を寄せているのである。』

裁判官というものは、まさに、法の守護者としてのすぐれた識見と信念を持った人たちのなで、と国民一般は考えており、従って、裁判官や裁判所に不審の目を向けることは殆んどない。安心しきって任せっ放しという状態である。

ところが、この信頼していた裁判所に、いつのまにか、左翼勢力が浸透していたのである。その浸透状況は恐るべきものであり、いまや日本の裁判所は左翼勢力によってガンジガラメにされており、ちょっとやそつとではこの包囲網を破りえない状態下に置かれているのである。

内側から左の裁判官や全司法(裁判所の職員組合)が、外側からは左翼法曹集団が、相い呼応して、裁判所そして司法部の侵奪行動を展開しているのである。このまま放置すれば、日本の憲法体制、自由民主主義体制は、司法部から崩壊し始めるであろう、といえるほどの危機状況にあるのである。』

『左翼政治団体化した青年法律協会(青法協)に裁判官総数の一割をこえる約二五〇名の現職裁判官が加盟している事実、この青法協が毎年約半数の司法修習生を会員に獲得しつつある事実、裁判事務を取扱う裁判所職員の組合(全司法)が日本共産党の完全な支配下にある事実などを、殆んどの国民は知らされていない。このままでは、国民の知らぬままに、左翼勢力は司法部の奪取という目的を達成し、国民は混乱の渦のなかに投込まれることは必定である。司法部左傾化の是正策こそ、今日の緊急課題である。』

自民党は、昭和四四年四月、公安、労働事件に対する裁判官の姿勢を牽制するため、裁判制度に関する調査特別委員会を設置した。このときから司法に対する公然たる干渉は、時間の問題とみられていた。

そこへ、平賀書簡事件である。司法に対する幻想はふっとばされ、裁判なんて八百長みたいなインチキだという疑惑を一般にもたせるにいたった。対決は、一挙にエスカレートした。

官僚裁判官は、戦後、司法省廃止により裁判所に移った司法行政権を守ろうという意味においてしか、「裁判の独立」を考えようとしていない。得手でない行政に手を出して、できないじゃないか、といわれたくないものである。かくて、司法の動揺と混乱が必至になった。官本裁判官、および、坂口修習生事件は、その一極点である。

本格的な流動の始まった状況においては、屈服的に対応したのでは敗北であるが、さりとて、いくら突出しても分散して一対一的に個別の対応をしているのでは、どうにもならないことは、明らかである。すべてのものが問われている。

# 帝国主義国労働者の階級的責任

七〇年代労働運動の基本問題

陶山健一

## はじめに 労働者のあり方を問直す

日本の社会が、政治・経済・社会のすべてにわたって、かつてない歴史的転機を迎えていることは、すでに多く指摘されている。なによりも労働者をはじめあらゆる階層の人びとが、漠然とながらこの転機を直感している。労働運動も、一九五〇年の総評民同の確立以来の大転機が進行中であり、七一年春闘はその渦中としてさまざまな問題をはらんでいる。

だがしかし、現実の日本社会の激動のなかに、いわゆる「労働運動」が登場することはますます少なくなっている。三里塚農民は、地下壕にこもり、立木に鎖で身体をしばりつけ、権力と直正面から対決し、忍草の婦人は、白装束で雪に伏せ米軍の長距離砲と対決している。沖縄では、コザ―國頭―美里―全軍労とつづく大衆的暴力

の闘いが燃えあがっている。公害にたいする住民闘争から消費者不買運動まで、市民の闘いは独占の牙城を揺さぶっている。在日アジア人民の入管体制との闘いはますます鋭い対決となっている。六七年一〇・八羽田から東大・日大闘争を一月決戦へのぼりつめた学生運動が不屈に持続されていることはいうまでもない。これらにたいしいわゆる「労働運動」は、岩井、宝樹の退陣や戦線統一をめぐる労働ボスのからみ合いのほかは、ニュースにさえてこない。三里塚農民に全人民の耳目が集中されているのに比べ、三千万人の労働者、一千万人の春闘、四百万人の総評はいったいどこへいつてしまったのだろうか。

闘う労働者は、連日連夜、休む間もなく闘いつづけている。反戦派労働者にとつて、一月決戦以来、その任務は、ますます多様化し、その戦線はますます拡大している。三里塚の闘いに、とつてなくなつた休暇を無視して、連日ピストン動員で参加している。入

管・沖縄・反軍・公害・選挙をはじめ各種の闘いに、反戦派労働者は休む間もなく飛び回っている。一月決戦裁判に、不当処分との闘いに、破防法裁判闘争を支える会に、労働者は独力で取り組んでいる。広汎な戦線の担い手は、実体的に学生よりも反戦派労働者の比重を高めている。

職場のなかでは、ますます厳しい締めつけとの死闘がつづいている。一月決戦被告・被処分者を先頭に諸闘争を担う反戦派労働者は、自分の身を守るだけでも大変な苦闘の連続である。そのうえで春闘にむかって職場の闘いを組むことは容易ではない。職場によって形態、程度に差はあるが、職制支配の一層の強化、QCサークルや生産性向上研究会による労働者の自己統制、権力の執拗な監視介入、組合の反動化等によって職場での闘いは息もできぬ重苦しさに追いこめられている。組合組織やこれまでの既得権―指導体制が破壊・自壊されたことよって、良心的組合活動家も従来のやり方で手もでない状態に追いこまれている。インフレと労働強化に追いつめられながら賃闘をどう組織するかさえ手詰りの感が強い。

こうした厳しい現実を直視し、連日休む間もなく闘いに追われていながら、しかし、その闘いのどれをとつても、つぎつぎに困難な問題にぶつかり、十分に対応できない、いらだちを感じさせている。これは、反戦派の未経験や力不足にもよるが、より根本的には、これまでの「労働運動」にはまったく新しい情勢と新しい闘いに取り組んだことによる「考え方」の困難さである。それぞれの戦線、課題において迫られている困難が一見独自のものに見えるながら、そのいずれもが、二十五年にわたる日本労働運動が体質的にはらんでいた欠陥の現われであり、これらがいたるところに統

出していることの総体が、同時にその現われなのである。

労働運動といえば、総評民同の指導下にある組合運動だけが無条件に前提とされてきたこれまでの現実が、総破綻をきたしているのである。従来の「労働運動」が社会の流れから消え去つたのは必然であった。反戦派がとりつき手がけている日々の苦闘が、辛うじて今日の「労働者の闘い」として存在しているのである。そこには、闘っている少数の者と、闘うすべも失っている圧倒的多数の労働者との落差は恐ろしいほど大きい。しかしわれわれは、この現実から出発せねばならぬ。

われわれは、辛うじてわれわれが手をかけた地点から進まねばならぬ。そのためには、安易な進撃を夢見るまえに、われわれの闘いの「質」をしっかりとみきわめ、出発点をうち固めてかからねばならない。二十五年にわたる日本労働運動の大転換に際し、われわれは、みずからも含めた日本労働者階級の思想の危機としてこれをうけとめ、全戦線全課題の根底に流れる労働者にとつての基本的な思想基盤を構築することから、新しい反撃を開始するのである。

## 一、アジア侵略への総動員を許すな

日本帝国主義にとつて、七〇年代の基本方向が日米同盟の再編強化によるアジアへの侵略強化による危機突破として定められていることは、ここではあえて繰り返さない。日米共同声明による「七二年沖縄返還」政策が、その反動的環をなしていることは、沖縄の現実と返還協定の文案が刻々と明らかにしている。日韓台の支配体制

は、日中復交ムードさえ逆用して強められている。自衛隊の沖繩派兵と四次防、それを支える兵器生産体制の拡大は、日帝の軍事的弱点を急速に埋めつつある。入管体制の強化と排外主義宣伝、靖国法案を先頭とする反動思想攻撃、柴野君射殺にみられる警察の絶対支配権の誇示、荒れ狂う司法反動等々、国家権力の強権支配の進行は枚挙の暇もない。「石油値上げ」で露呈した資源問題は、いっそう侵略への拍車をかけている。

問題はこうした現実が広範な大衆に危機意識を直感させていながら、既成左翼や革マル派の「アジア侵略などまだない」という、驚くべき無感覚と聞き直りが横行していることの方にある。「自衛隊が出ていない」「直接植民地統治をしていない」「憲法が変わってない」等々でアジア侵略の現実を認めようとしないう「左翼」が存在していることこそ、すべてに侵略への国内体制が作りあげられている証拠なのである。

戦前の歴史を振り返れば明らかとなっており、帝国主義の侵略は労働者を人民をその担い手として駆り立て、全社会的な人間と物資の総動員を行なわねばけつて貫徹できない。とくに、実際に侵略を担う兵士や軍労働者、各産業の労働者は、やはり労働者そのものであるから、侵略政策への国民的支持にとどまらず、労働者や農民が「兵士」「産業兵士」として能動的に転倒した「決意に燃えて」行動するところまでもっていかねばならない。そこでは、「賃金労働者」という存在すら否定し、「国民」として、「天皇のため」「祖国のため」に、命を投げ出す思想的熱狂が必要であり、それは、労働者の生活実感さえ逆用し、日本の社会がはらむあらゆる要素を動員しつつ、労働者に強力をもって注入される。侵略との闘いは、すでにこ

いた。戦後民主主義は、そのことに無自覚のまま「勝利」として甘受され、それがアジア人民への米帝を軸とする支配、沖縄県民の分離荒渡し、在日アジア人民への抑圧、部落差別の体制のうえに成り立っていることに無自覚のまま、前提的に受け入れられていたのである。今われわれは、その歪みを危機的に突かれているのだ。

この日本労働者階級の体質的弱点は、現実に行進している侵略体制への無自覚となって露呈している。

すでに、直接むきだしの侵略体制に労働者は組み込まれている。教育労働者は、明治以来の日帝を美化した歴史を教え、「期待される人間像」に向け子供たちを教育させられている。公務員労働者は、入管体制の窓口として在日朝鮮人、中国人の監視・抑圧を行なわれ、「背番号制度」によって全人民の支配の執行吏とされる。電通労働者はアジアにおよぶ電信データ通信網を担い、国鉄労働者は新幹線網で再編強化される独占の輸送を担う一方、駅を人民監視の場にさせられる。兵器生産や海外派遣の「指導員」のように、直接その任に当たる労働者は急増している。公害源となると、かなりの労働者が自分の労働の責任を問われる立場にある。

職場における思想的動員は、さらに広範囲におよんでいる。日産自動車労働青年部が、組合の体育祭に日章旗をかかげて行進したのをはじめ、これまでの「企業意識」から「国家意識」への転進が、資本自由化、輸入制限をテコに加速されている。民間大独占の労働支配は職制の直接支配とマイホーム主義から、レジャー、住宅等全生活の支配と、QCサークルに代表される「自己開発」に移っているが、最近はその「国益」と「危機感」を流し込むイデオロギー化が目立ち、自衛隊への体験入隊や日経連セミナー等も思想教育を

の時点ではじまっているのであり、兵士が出征するのは、すでに大勢の決した結果とさえみなければならぬ。

入管闘争において、在日アジア人の告発によって日本の労働者としてわれわれが今改めて自己の「戦争責任」を問われていること、自覚を迫られた。この契機がなければわれわれの「アジア侵略」の認識もいかに表面的なものに流れたかを思うと、改めて骨まで染込んだ「帝国主義民族」としての思想的墮落の恐ろしさを感じずにはおれない。アジア人民の帝にたいする鋭い憎悪と、日本の「革命的左翼」であるわれわれも含む感性のズレは、われわれが深く自戒していなければならないものだ。

日本のアジア侵略は、明治、大正の階級闘争において労働者階級が敗北し、帝国主義が制覇した結果である。したがって労働者は、第一にこの敗北を自己批判しなければならぬ。しかし、これで終り、あとは帝国主義に動員された犠牲者被害者だ、侵略は帝国主義の責任だ、とすることはできない。帝国主義民族の一員として、侵略を担い、直接アジア人民を殺りく支配した「血債」を、アジア人民にたいし労働者は共有しているのである。一九三〇年、戦前の労働運動が最大の高揚を示したなかに、翌年、満州事変に突入する中国大陸侵略への抵抗の思想性が基本的に含まれていない事実は、改めて総括されねばならないものである。

敗戦は、この二重の敗北を革命をもって覆し、日本労働者階級が、みずからを戦争に駆立ててアジア人民を殺させ、自分や家族に限りない犠牲を強いた支配階級を打倒し、アジア人民への血債を償う機会であった。しかし、戦後革命には、自己の犠牲の回復は迫っても、アジア人民にたいする民族の責任を階級的に果たす思想が欠落して

大上段にかざしている。近代合理主義、個人主義から、排外主義、国家主義、天皇制イデオロギーへの転化は、ほとんど無抵抗に青年労働者の一部には、ある種の積極性としてさえ受け入れられているといわねばならない。ここでは、日本帝国主義の危機、高度成長の矛盾、不況とインフレの生活破壊等は、積極的に侵略へのテコに逆用され、革命派と侵略派というべき労働者の思想的分裂が開始されていくのである。

こうした侵略体制への実体および思想における動員は、労働者の抵抗を粉碎し、思想的自覚をあらかじめ封殺し、資本のいいなりになる状態において進行することはいうまでもない。教育において、公務員においても、運輸・通信・情報労働者においても、民間大独占においても、今日の反動支配にいたるまでに、戦闘的労働運動を一つ一つ打ち砕き、職場を職制の強い支配におく過程が先行していた。兵器工場は、特別ベッジの人間だけが入り得る御用組合の影響さえおよばない密室である。資本の日常的職場支配は、侵略への動員への第一歩である。だが同時に、労働者が攻撃をたんに自分の権利の剣奪、労働強化とのみとらえて闘うならば、侵略の担い手となつている自分の労働への無自覚からままと攻撃にのせられてしまふのである。

さらに侵略への動員は、労働者の思想的分裂と、進んで帝国主義の側に立つ「労働者」による労働者支配という構造をつくりだす。たんなる資本の支配にとどまらず、帝国主義的労働運動というべき「労働者運動」が従来の労働運動にとつてかわるのだ。しかも戦前の産業報国会と違って、今日の帝国主義的労働運動は、戦後民主主義下の労働組合の形成を踏まえ、民同型組合運動の指導部交代とい

うかたちで形成されている。ここに、体験によって「組合」を唯一の闘う組織と信じている労働者を巻き込んだ今日の御用組合支配の巧妙さが發揮されているのだ。危機はあらゆる面で深いのである。

## 二、民同型労働者からの自己脱皮を

民同の崩壊は、こうした日帝のアジア侵略への動員のまに、その存立基盤を失ったものであった。だが、日本労働運動は、民同の大幹部の浮沈にかかわらず、同じ労働者として連続しているのであり、民同にかわって、まったく別の労働者大衆が出現するわけではない。世代の交代はあるにせよ、二十年間民同の下で闘ってきた日本労働運動の戦闘性と体質的弱点が、この転機に何を引継ぎ、何を克服すべきかが問われねばならない。

この場合、民同の指導をきっぱりと否定し新しい闘いの立場に立つことと、二十年にわたるその実績が、われわれをも支配していることを内在的にとらえることを確認しておくべきであろう。労働運動の性格と今日の情勢の過渡的性格とから、各産別、組合間の差が大きく、また戦前や五〇年当時のような変り方をしていないところから、一方には国鉄を中心として民同指導部の下での戦闘力が保持されており、他方、失脚したはずの民同のボスたちが、戦線統一や日中復交運動等を足場に活躍を続けているが、革マル派のように、これらに目を奪われ、その手先となって右往左往することは、闘いの妨害物となるばかりである。七〇年代の労働運動は、御用派や民同に抗して、「分裂」や「統制処分」に屈せず闘い続けている戦闘

的翼のなかに、その担い手を見い出すものであろう。

だが同時に、労働運動は労働者の経験にもとづく大衆運動である以上、民同と敵対する戦闘的翼も含めて、民同型組合運動の体質を内に含み、それを常識とする大衆の運動として闘いを認識しなければならぬ。民同が二十年という期間、日本労働運動を支配したことによって、労働運動といえば民同型組合運動であるという、強い「常識」をつくりあげた。民同型労働運動は、日本の労働者を「民同型労働者」として形成し、その意識に支えられて生き延びてきたといえるのだ。それが崩壊し、大きく日帝の下に動員されてきた現在、われわれは自分を含めた日本労働者の大衆的意識変革、民同型労働者からの脱皮の闘いを進めねばならない。

民同の成立と二十年の支配が、日本帝国主義の高度成長を物質基盤としてきたことはよく指摘されている。沖繩の分離支配を要とする日米安保同盟とアジア支配のうえに、議会制民主主義の政治支配の定着をもって展開された高度成長を前提とする民同型組合運動は、その存立基盤そのものにふれる問題はけっして運動にしてこなかった。労働者の意識も、アジアや沖繩や臨時工からは切断され、「階級意識」は帝国主義国日本の企業内本工の労資関係（それも経済的）のみに限定されるという歪みをもち続けていたのである。

民同型運動においては、労働者は「労働力の売手」としての「労働組合員」として一色に統一される。そこには、思想をもち自分の労働内容を考え運動を担う主体性はなく、自動的に組合員として丸がくえであり（臨時工等は何の疑問もなく除外される）、個人の経済的利益のみを求め、それを組合幹部に委任する存在である。民同幹部が労働力商品販売会社のセールスマン・売手の「まとめ役」であ

れば、労働者は売られる商品、まとめられ役に自分を位置づける関係にあった。闘争の役割も、「政治闘争」でも労資交渉の手段であり、ストライキも「法で認められた権利」という合法主義に立つものである。

もちろん、実際の運動はこうした民同の指導でできてきたわけではない。民同指導下にあっても、労働者階級の階級的闘争力が、支配階級を揺るがし、民同の理念をこえる力を示すことによって、一定の発展をかちとってきたのである。経済要求でも、戦闘的組合の大衆闘争なしには、//分け前//さえ得られなかったであろう。しかし、民同がそもそも労働運動の範疇にさえ入れない諸問題については、民同指導下の戦闘的翼といえども、それを独自に取り上げ運動化する条件はほとんどなかった。自分の労働が、いったい人民にたいし何を意味しているかを考えるという視点など、公害闘争や入管問題にさらされて露呈したとおり、体質的に//労働運動//に欠けていたものであった。労働者は自分の経済要求と首切り労働強化に反対はしても、それがアジア人民への侵略だから闘うという視点は、民同型運動のなかにはそもそも含まれていないのである。

この体質は、帝国主義的労働運動の急速な拡大を許すものとなっている。民同的な意味でも労働組合とはいえない三菱重工労組をはじめとする同盟系御用支配が、形式としては「組合」の型を整え、闘う組合の実体を守る部分が分裂少数組合や統制処分に追い込まれ組合の常識に外れる存在とされている矛盾は、ますますそれを拡大している。一方では、日共のようにこの先頭に立って日帝の侵略体制に協力する勢力が存在している現在、労働者の意識的な闘いが決定的に重要となっている。

## 三、一月決戦と革命的労働者の原点

日帝のアジア侵略への労働者の動員、民同型組合運動の崩壊の急速な進行のなかで、しかし、それに抗する闘いはすでに開始されている。六九年一月決戦に公然と登場した反戦派労働者軍団は、七〇年代労働運動への主体をつくる第一歩であった。民同型労働者から自己脱皮し、革命的労働者としての主体形成に踏み出した反戦派労働者は、日本労働者階級の多数を日帝打倒・革命の側に組織する闘いへと進みはじめている。

一月決戦は日本労働運動にとって歴史的転機であり、労働者の転機ゆえに階級闘争総体の転機であった。われわれは今日なおその意義を十分定着させ、みのらせえてはいないが、ここに出発点があることはますます確かなものとなっている。

一月決戦はひさびさに、ある意味でははじめて労働者が労働者らしく闘ったものであった。反戦派労働者は、佐藤訪米阻止という直面せる最大の階級的任務を自分の任務としてたちあげた。この闘いは、直接自分の物質的利益を何一つ得るものではないが、そうした民同的思考を捨てて、全人民の普遍的利益を自分の階級の利益として、労働者は犠牲をおそれずたちあげた。その闘い方においては、反戦派の条件下では（最高の）初歩的にせよ武装闘争を労働者は担った。きわめて限られたものではあるが、労働者の「労働」「生産手段」が戦闘のために動員されたことも、注目すべきである。ここに、労働者階級が革命の主体であるという原理は実際の行

動で示されたのである。

一月決戦は、六〇年安保闘争以来の革命的左翼の労働運動の全成果によってかちとられたものであるが、決戦そのものが「反戦労働者」を大量に創出する出発点となった。一〇・八以来の二年間と東大裁判闘争等をおとして、どんな弾圧にも屈せぬ革命家が学生戦線から生みだされ、日本の革命的左翼の背骨をつくりつつあるのと並んで、一〇・一月決戦被告団(その先駆としての四・二八反戦被告団)、被告処分者を先頭とする「一月決戦労働者」は、一年余の獄中にも、首切りにも、いかなる攻撃にも耐え抜いた妻子ある「生粋の労働者」となって成長してきている。何百人という鍛え抜かれた労働者が、全国各地のあらゆる産業職域に存在し、「革命的労働者」として労働者の組織活動を展開したことは、新しい力といえよう。日本労働運動の新しい「核」はすでに埋め込まれたのである。

だが一月決戦を出発点とする新しい労働者の闘いが、重圧に耐え、日本労働運動総体を獲得するためには、一般的死闘以上に、帝国主義的労働運動の大攻勢と民同型組合運動の体質を労働者の内部から打ち破っていく長い闘いを必要とする。とくに、民同の伝統とその裏返しとしての日共の「政治主義」の染透った体験によって、「労働運動」とは何か特別な「組合運動」なり、何かがなければ、と考える傾向が一般的であるなかで、革命党に結集した労働者の闘い、「党」の闘いを労働運動のもっとも凝結したものと位置づけることがその出発点となる。それは、日本の革命的共産主義運動を、革命的労働者を実体的担い手とすることによって、「労働者の自己解放闘争」に名実ともにしていくことでもあるのだ。帝国主義が、労働者を侵略の担い手に動員しだしたことは、改め

て労働者こそ革命の主体であることをつきつけるものであった。労働者こそ、社会の担い手であり、侵略か革命かは、労働者一人ひとりの主体的選択によって決せられ、労働者は危機の深化とともに、いずれかを決めずにはおれない位置に立たされているのである。労働者一人ひとりの思想が、歴史を決するものとなっているのだ。今日の日本においては、とくに、「労働者」の位置は決定的である。「最後の階級社会」たる資本主義社会の労働者階級として、しかも資本主義の最後の段階としての帝国主義の労働者階級として、七〇年代の日本の労働者は、日本とアジアの命運をその手中に握っているのである。支配階級もそのことを熟知しており、帝国主義の側への労働者の思想的獲得に全力をあげてきている。侵略への動員、天皇制イデオロギーへの屈服が、けっして「遅れた要素」のみによるものではないことは、三〇年代ドイツ労働者階級の敗北や今日のアメリカ白人労働者階級の思想状況が示しているとおりである。われわれは、改めて「帝国主義国労働者」としてのわれわれの存在と、その「自己解放」の意味をとらえかえし、闘いの基軸としなければならぬ。

労働は、人間としての活動であり、人間の社会は、人間の主体的活動としての労働によってのみ成り立っている。労働者は資本主義社会においてその労働力を売り、疎外された労働にしたがう以外に生きられぬ存在であるが、その労働が自分の労働であることにかわりはない。労働者は自分の労働が、他の人間を抑圧し、殺りくする反人間的活動とされることを恥とする感性、これを拒む意志までも売り渡してはならない。自分に強制される労働が、他の人間を抑圧する行為であることをつかみとり、この二重の苦悩を、それから自

己を解放する怒りのバネとしなければならない。帝国主義者は、危機の深化とともに、労働以外に生きられない労働者の現実をテコとし、侵略のための労働に駆りたてること、現実の苦しさをごまかし、階級の自覚を封ずるため、侵略の分け前を配りさえる。しかし労働者は、これに引込まれることなく、自分が何をやらされているかを十分見きわめ、侵略を担わねば生きられない階級支配の仕組みそのものをぶちこわし、侵略にさらされている人びとの抵抗闘争と連帯して自己解放をかちとる道にふみださねばならないのだ。

この立場をしっかりと固めたとき、労働者は、「労働者であること」と、この社会が労働者なしには成り立たぬことを、闘いの武器とすることができる。生活のために、侵略の担い手とならざるをえない労働者が、生活の破壊を賭けて侵略への動員を拒否し、帝国主義の打倒のなかに生活の途を求めてたちあがることによって、社会は逆転するのである。労働者がその力を最大限發揮するのは、大量の労働者がその労働を、生産手段を、帝国主義打倒の武器に利用したときである。一月決戦でみずから武装の第一歩を踏み出した反戦

派労働者が、あくまでも労働者であることをやめず、より多くの労働者を獲得し、その力を帝国主義との闘いに動員することが、これからの労働運動の中心課題となっているといえよう。この闘いは、まず第一に、こうした革命的労働運動が思想的に労働者のなかに定着するための闘いとして展開される。支配階級の力、長い民同型労働運動の経験、「生活の現実」に規制され、革命的労働者は長期にわたる孤立を強いられるのはむしろ当然である。だが思想の力は、実際の運動にたちあがるまえに、人びとの心のかなかに定着し、情勢の成熟とともにまずその心を獲得し、やがてときいたれば人びとを行動にたちあがらせるのである。これに反して革命思想の欠落は、急激な情勢の到来によって、巨万の人びとを行動にたちあがらせていながら、革命の勝利にその力を結集しえず、その問題意識すら欠いたまま敗北に追いやるものであることは、戦後革命の歴史がはっきりと示していることである。支配階級はすでにこのことを予期して反革命にでている。破防法は革命党の実体的粉砕とともに、革命党が存在していること、その

# 最前線

マルクス主義青年労働者同盟機関誌

A5版・144頁・250円(千50)

- 87号 特集=アジア侵略と対決する労働運動のために
- 産別報告 国鉄再建十カ年計画と侵略体制構築の攻撃/全国鉄反戦○内乱的死闘の時代に勝利する闘いを/全通労電労働者○アジア侵略のための電電公社改訂七カ年計画/全国電通反戦CF「造船重機労連」との死活の闘い/造船反戦派○者アジア侵略時代の鉄鋼労働者/全国鉄鋼青年戦線○「賃金二倍=長期賃金協定」批判/つ松下電器労働者○転機にたつ化学資本の攻撃/化学労働者○教特法攻撃と日教組の屈服闘争/自治体労働者○入管法紛争! 靖国法粉砕! 沖縄闘争を強化せよ/沖縄県反戦・全軍労反戦

- 学習欄 賃金と賃金闘争/岸本健一○労農派と天皇制I/田川和夫○スターリン主義とは何か/山村克

- 前進社出版部
- 豊島区東池袋2-62-9
- 振替・東京88857

思想に人民が接することを、事前に封ずるものである。それはすでに、六九年四月二八日の沖繩闘争において発動され、発動されている事実さえひた隠しにされている。さらに、帝国主義的労働運動の組織的拡大と、それを上回る猛烈な帝国主義思想の宣伝が、労働者を日夜つみこんでいる。革命的労働者は現実には少数派であり、具体的闘争に立遅れていることをもちろん反省せねばならないが、むしろそれ以上に、この巨大な思想攻勢にたいし、十分対抗しえていないこと、思想宣伝の量においてよりも、その内容の鋭さにおける立遅れを、いやこの闘いが決定的であることの自覚における立遅れを、まずなによりも反省しなければならぬのである。

#### 四、労働者であることを武器とする闘い

七〇年代労働運動は、帝国主義と革命派の、侵略と革命との、激しい思想戦、思想による労働者の分裂と左右の大衆的衝突として展開される。ここでは、民同の「労働者」という単一の統一性を前提にした運動は存立できない。闘いの出発点は、まず一人の労働者から、革命の側に立つことを決意した労働者個人から始まり、団結はその闘う労働者の団結としてのみかちとられる。革命党と革命的労働者の職場組織は、いっさいの運動の基礎にあることを改めて確認せねばならない。

このことは同時に、革命的労働者が生き抜くこと、「労働者」でありつづけるための闘いが決定的な比重をもつことを意味する。これは、革命党の職場組織や活動家が、資本権力の攻撃に抗して職場

に生きつづけること、一般の労働者大衆が革命党の主張にしたがい、帝国主義による動員に抗してみんなが生きつづけることの両面を含む。ここに少数の革命的中核と、労働者大衆を結ぶ大衆的闘いの環が存在する。

労働運動は、労働者大衆による大衆闘争であり、必ずしも思想的に強固に獲得されていない労働者大衆が、具体的な獲得目標の下に団結し、闘って勝利をかちとりその体験をおして闘う力を強め、階級的な思想を獲得していくものである。したがって、革命派が職場で孤立し、あるいは職場の外でしか運動できないことは、職場が敵の全一支配に委ねられ、労働者が日常的に敵の思想に組織されていくのを放置していることである。革命的労働者は自己の非力を棚に上げ、この現実を正当化してはならない。職場における資本権力との闘いは、日常の職場の具体的な問題をめぐる帝国主義と革命派の攻防であり、その担い手は、そのときどきの闘い方に応じて参加の態度を決める職場の労働者自身なのである。革命派は、職場の労働者がその意識と体験に応じて闘える場を先頭に立つてつくりださねばならない。

この場合、闘う労働者はまずもって自分の身を守る闘い、闘う労働者が労働者でありつづけることを自力でかちとらねばならない。労働組合の第一の任務を「本人の意志に反した首切りは認めない」ことにおきつづけるために、分裂を辞さず闘った長船労組の意義をしっかりとふまえねばなるまい。革命的労働者は犠牲性を避けるものではないが、闘っても生きられること、生きるためにこそ闘うことを示さずにはけっして大衆を獲得することはできない。

これは、労働運動の基礎というべきものである。侵略への動員

が、労働者への強権的全一支配のうえに可能となることは、逆にいえば、闘う労働者が断固として職場に生きつづけることが侵略への動員を阻止する最大のテコである。今日支配階級の攻撃が、組織においても個人においても闘う部分の破壊、闘う権利の剝奪に総力を集中していることは、「権利のための闘い」が、最大の攻防点であることを示すものといえよう。ここでは、民同の「権利にたいする合法主義」の克服が重要なポイントとなる。戦後革命の敗北と二十五年間の闘いは、民同型組合に即したかたちではあるが、労働三法をはじめ多くの労働者の闘う権利を確保している。しかし民同にあるは、権利は力関係、闘争によってかちとられるものとみなされず、合法性の保障がいっさいの闘争の前提となるのである。分裂少数組合や不当処分反対闘争の経験は、こうした合法主義を克服し、闘いをもって闘う権利を獲得し、それを使ってさらに闘う、という運動の原則が改めて確認される場となっている。

こうした「闘う権利」のための闘い、闘う労働者を守る闘いは、資本の攻撃にさらされたすべての労働者を守る闘いに、直接発展することによって、既成左翼がごとく放棄した、配転や昇格をめぐる闘い、臨時工や季節工の権利闘争へとひろげていく姿勢が反戦派に求められている。資本権力は侵略への動員に応じぬ人には、たとえ革命派でなくても排除、圧殺するが、それを労働者の連帯をもって戦線に組み込むことが闘いの大衆化を可能とするのである。労働者の権利を守り抜く姿勢が大衆的に確立されるならば労働組合を労働者の闘う組織として、労働者が身を守る岩とする最底の基盤がつくられるであろう。

一方、今日のさまざまな労働強化の下では、闘う労働者であるなしを問わず、「労働者として身を守る」ことが、文字通り直接的な闘いとなっている。激増する労働災害は、命の危険を日々つきつけている。少々の負傷では休ませてもくれず、過労からの病気はもちろぬ職業病さえ本人の不注意とされ、命をすり減らしていく毎日である。安全、労災闘争は、反合闘争の附属物どころか切実なそれ独自の闘いとなっている。「抵抗なくして安全なし」のスローガンが引きおろされ、生産向上のための「安全に逆転された今日、労働者が生きた人間であるというあまりにも当り前の前提に立ちつづけることは、革命派の独力の任務となりさえしている。まして、厳しい労働支配にさいなまれ、何人も自殺者を出している全通の例をあげるまでもなく、労働者の人間性、人格の破壊を守る闘いを含めるならば、闘いは無限の課題を目前にしている。人間性を奪いつくす交代勤務や労働強化との闘いは、さらに侵略加担という労働内容の非人間性、反労働者性を取上げることによって、本当の全体性をもつのだ。これまでの反合闘争が労働内容の侵略加担、反労働者性を無視し、労働条件の悪化や首切りだけにその主張をおいていたことは、強く反省されねばならない。この闘いは、人間としての労働者を等しく守る闘いであり、当然にも木工、臨時工、下請けといった差別の入り込む余地のないものである。人間の命の尊厳において、労働者はその階級性をかけて闘わねばならない。

生活防衛の闘い——賃金闘争を中心とする経済要求においても、革命的労働者の立場は民同の経済主義とは違って、真っ向から帝国主義と対決するものである。

帝国主義の危機の深まりのなかで、労働者の生活が破壊され、自



分と家族の生きるために必死の努力が迫られることは、いうまでもない。一面において帝国主義国労働者として買収されるものでありながら、とても「買収された」実感ももてない生活の苦しさは切実なものとなる。だが民同の崩壊は、民同型組合運動では賃上げさえかちとれず、生活防衛の途を別に求めねばならぬ苦境に労働者を追い込んでいく。経済要求のための闘争は改良主義どころか、ますます重要な戦闘となっている。

帝国主義的労働運動は、経済要求をその手中に収め、労働者支配を強めるばかりでなく侵略への総動員の物質的テコにせんとしている。ここ数年、御用派が組合の指導権を奪うにあたって、高度成長を基盤とした賃上げは最大の武器であった。組合運動を賃金闘争一本に限り、総額を「生産性向上の枠内」論にはめ込み、さらに職務給などで労働者の分断支配を賃金面で支える方法である。賃金決定方式の硬直化——実は「専門委員会」と称する場での資本の全一支配と、配分権の独占によって、一人ひとりの労働者にとっては、「賃闘」は破壊されていったのである。

しかも独占資本は、この賃上げ原資を他に転嫁し、逆に蓄積を高めた。労働強化によって労働者自身から、臨時工、季節工、パートの導入によってこれらの労働者から、下請化の拡大と下請コストの切下げによって下請の労働者や「オヤジ」から、賃上げ原資以上のものを奪い取る。さらに、輸出促進、海外進出によってアジア人民から、あるいは管理価格や公害たれ流しで「消費者」や地域住民から、それを奪い取った。高度成長が行詰り、インフレの速度にたいして賃上げが追いつかなくなると、資本は「日本の危機」をわめきため、「賃上げのためには、原資をアジアから」と切実な生活防衛

要求を、侵略へのテコに転じてきたのである。七〇年代は、これがますます強まるのは必至である。

民同型経済主義は、この論理に対抗できない。「糞のついた千円札でも」という太田蕪の賃金闘争は、「賃上げさえできれば」喜んでアジア侵略の担い手となることを恥ともしないものである。かくて、次々に資本に屈服し、賃金決定権を奪われてきた労働者は、ついに侵略によって金をもうける帝国主義の担い手に自分を純化するまでにいたる。ここには、民同と日産型御用組合との質的差は存在しないのだ。

革命的労働者は、新しい賃金闘争の思想をもってこの論理を打ち破らねばならぬ。アジア人民の低い生活、臨時工や下請労働者の低賃金は、これまで大企業本工労働者の賃金闘争を非難する材料として使われてきた。しかしこれを逆転し、こうした人びどもも連帯して賃金闘争を闘うことが迫られているのである。それは第一に、生活防衛が資本との闘いであること、労働者が自力、実力で闘い、賃上げを「闘いとる」以外にないことを改めてはっきりさせることである。だが同時に、第二として、その賃上げを他に転嫁することを阻止すること、労働強化や、臨時工の増大、下請単価をたたくこと、ましてや、アジア人民の低賃金労働力を狙うこと等を許さないことを、賃上げの条件として同時にかけつけて闘うことである（ではどこから——との問いには「資本家から奪う、とり戻す」という当然の答である）。第三に、このことは結局、賃金闘争における力関係——決定権の飛躍的強化、拡大（資本のいう「経営権の侵害」）にあることを改めて確認することである。いってみれば当り前のことであるが、民同型運動にはこの全体的思想は存在しないのである。

これまで、長い間の常識となっていた生活防衛や権利のための闘いにおける民同型思考を打破し、運動化することは大変な思想闘争を必要とする。これが日常の大衆的な闘いであればあるほど、大衆自身の「民同型意識」が妨害物となるからだ。しかしこれを克服することなしに、帝国主義的動員を闘い抜けないし、一步一步これを克服していくことは、革命的労働運動の大衆的定着、労働者の大衆的革命的進歩の道なのである。われわれは、ついに、この課題に取りつきはじめたのだ。七〇年代労働運動は、生活と労働のすべてにおいて、この闘いを中心とするであろう。

## おわりに

一月決戦によって、公然と登場した反戦派労働運動は、ようやく「労働運動」としての全体性を確立する方向にむかいはじめた。日帝のアジア侵略への総動員と対決し、労働者を大衆的に革命にむかって組織する闘いは、日本労働運動においてもまったくはじめてのものである。二十五年にわたる戦後労働運動に、こうした思想が抜け落ちていたことはすでに述べた。だからそればかりでなく、権力のテロルに抗して、文字通り革命的に闘われた戦前の労働運動にも、侵略と対決する思想は大きく欠けていたのである。戦前の労働運動の最高揚期の運動は、中国侵略阻止の志向を欠いていたのであった。年配の労働者が、「兵隊の経験」を唯一の誇りとする転倒した思考は、日本労働運動に一貫している帝国主義への思想的屈服（そのこと自身の無自覚）を基盤としている。したがって、今われわれが始めた闘いは、文字通り前人未踏の歴史的事業なのである。

民同二十年の実績は、数多くの労働運動の大衆的戦闘の型を残した。以前の闘いも含めれば、われわれは限りなく戦術的経験を歴史のなかにもっている。だがそれが、逆にわれわれの思想を制約し、労働運動を歪んだ鋳型にはめる面でもあった。われわれはまず、思想の原点においてこれを突破し、帝国主義国労働者の階級的責任をしっかりとふまえることによって足場を固め、そこから豊富な歴史の経験を貪欲に吸収し、使いこなさねばならない。われわれがこの二つをなしたとき、大衆的な力としての、新しい労働運動は展開されるであろう。

日共や民同にできたことが、われわれにできぬはずはない。日帝のアジア侵略が進行している以上、われわれのこの道以外に、日本労働運動はありえないのだ。

七〇年代は、そういう時代である。

闘いの現場から1

# 死の商人Ⅱ三菱独占と対決する長船新組合の闘い

河本 貞二  
(長崎造船社研)

## I よみがえった「死の商人」

韓国新民党の議員である朴炳培は、三菱重工をはじめとする日本の防衛産業関係者との数回にわたる接触を通して次のような感想をのべている。

「彼らの話によれば、七〇年代における日本の安全保障上、最も重要な問題は憲法の改正である。ところで、この憲法の改正を最も容易に行い得る方式は何かというと、……たとえば朝鮮戦争のようなものが起って日本の安全に重大な脅威をおよぼすようなことになった場合、まず行動を起しておいて、憲法改正は事後承認方式で処理してしまえばよい……」(『財界展望』三月号より重引)

ここには日本独占の思惑がまことにあけすけに語られている。かつて一九五八年秋展開されたエリコン(誘導弾)生産拒否闘争は、一方に日共長船細胞の左翼化(後の長船社研誕生への背景)、

他方に刷同の結成(後年の民社党創成への背景)という、深刻な階級的分裂を生みおとしたが、その翌年すなわち一九五九年八月二十六日、長船における事業所団交において、当時の古賀長船所長は「三菱は戦争とともに発展してきた。第一ドックは西南戦役、第二ドックは日清戦争、第三ドックは日露戦争、ガントリクレーンや造機拡張も戦争のおかげだ。戦後は朝鮮とスエズの動乱で再建した」(団交議事録)とすでに公言してはばからなかった。

一九七一年をむかえた三菱重工の社内報新年号掲載の「社長を囲む新春座談会」において、牧田社長も「世界一の戦艦武蔵をつくった三菱」を自画自賛したあと、軍需産業への帝国主義的要請に「こたえることができるのは三菱しかないし、それが三菱の責任だと考える」「われわれは全力をつくして最優秀なものをつくり、国のためにつくさなければならぬ」と強調した。

事実、防衛庁からの受注率において三菱重工の位置はケタ違いに高く、昭和四三年〜四四年度防衛庁全発注額の約二〇%〜三〇%を

独占している。アメリカにおける一位ロッキード社の占有率が四五%である事実と比較するとき、日本における産軍結合がいかに三菱に集中しているかが明白であろう。

来年から始まる四次防(五兆二千億円)の三〇%を三菱重工が調達するとして計算してみると、総額七八〇〇億円、年間一五六〇億円となり、これは昭和四五年年度の三菱重工売上高六六〇〇億円(下期は予想)の実に二三・六%に相当する。また自衛官の天下り人事においても三菱重工はひろく第一位に立ち、昭和四四年度までに三菱重工に天下った将補以上だけで一七名に達している。

一方、三菱重工の「営業報告書」に公表された数字だけでも、その「海外市場開拓投資準備金」は、昭和四三年九月初期・二九億二〇三万八千円、昭和四四年三月初期・四〇億四七一万円、昭和四五年九月初期・五二億四五〇万円へと急増をつづけているのである。

まさしく、新たな侵略にむかう「死の商人」の復活といわねばならぬ。本年三月一日、こうした兵器生産に関し抗議におもむいた長船新組合久保田委員長にたいし、本社斉藤勤労部長は「社長発言は佐藤首相の国会答弁の枠内であって、別に問題はないと思う」とうそぶいたが、ここにも三菱独占と国家の一体感がにじみ出ているといえる。

## II 侵略への道を掃き清める同盟支配

だが、帝国主義時代の到来とともに、侵略戦争の必然性はすでにわれわれにとって明らかな事理にすぎない。こうした独占の攻撃に

たいして、問題は労働者階級の闘いにある。

われわれは、次の一連の事実のなかで、一九五八年エリコン生産拒否闘争が生みおとした「刷同」とその本質を一にする同盟三菱御用幹部によって、着々と「死の商人」への道が掃き清められてきたことを知るだろう。

すなわち、三重工合併の前年一九六三年度における、当時新三菱重工労組第二〇回定期大会は、その運動方針において「目下国内において防衛庁を除き大量受注が望めないとするならば、今後航空機をのぼす道として海外市場の開拓には積極的努力により、安定産業としての地歩を固めてゆかなければならない」とのべ、さらに翌一九六四年第二二回大会(当時総同盟三菱重工労組)において、「特殊車輛はすべて防衛庁の需要に限定され、従来とも関係方面を通して国産品の調達を強く要望してきたが、今後政府の決断を強く要請し、あわせて会社の一層の受注努力がなされねばならない」(運動方針)と強調されたのであった。

そして一九六四年くれの長船組合分裂の一大攻撃を通して、重工八万労働者の包括的支配に成功した彼らは、三菱重工労連(六八年くれに単一化を経て同盟三菱へ改組)一九六八年度運動方針において「特殊車輛部門については第三次防衛計画による次期特車及び次期装甲車の開発がこれからの課題であり、世界最高水準の製品の完成が要請されています」(傍点筆者)と、満場一致打出すにいったのである。

さきの「われわれは全力をつくし最優秀なものを」と叫ぶ牧田社長の新年の言葉も、実は三年前の同盟三菱御用幹部によってたくみに職場操作をなされた上での発言であることがわかるであろう。

八万組合員に世界最高水準の兵器の開発を義務づけた同盟支配の下で、たとえ本年二月七日開催された京機支部「組合創立二十周年集会」において、守屋重工本社副社長、降旗自工常務、田中京機所長、荒井京製所長等の参列の下で労働歌ならぬ「君が代」が斉唱された事実を耳にしても、もはや驚くには当るまい。昨年八月一日箱根で開催された青年祭において、青年に日章旗を掲げて入場させた自動車労連とともに、同盟三菱は組織的にも思想的にも「侵略と反動への道」に労働者を総動員していく巨大な横杆といわねばならない。事態はすでにここまできているのである。

われわれは、二十六年間にわたる戦後民主主義のなかでもすると「侵略と反動への道」が何か特別に陰惨で耐えがたい苦痛と犠牲を画期として到来するものだというような、あいまいな平和ボケに支配されがちである。だが、第二次世界大戦前夜のわが国労働運動を知るものにとつて、「侵略と反動への道」は周到な思想的組織的準備と動員を媒介とし、労働者人民の積極的、希望的参加の下にすすめられるものであることを指摘しないわけにはいかない。たとえ、昭和七年の結党宣言で「我等は広く同志と共に誓う。無産階級の陣営を死守し、階級的使命の達成に邁進せんことを……」とうたいあげた社大党が、第二次大戦の前夜たる昭和十五年七月六日みずから解党するにさいしての決議は次のごとく、革新への希望にみち、確信にあふれ、そこには「危機意識」の一片さえも見出せないのである。

曰く「政治の新体制を待望するは国民一致の世論なり。我等が日本の革新を志してより三十年、血盟の同志まゝにたおれ……然れどもいまや、わが国民組織は国家の声となり、わが職分奉公の主張は民族の主張となれり。更に身を挺して革新の歩道を拓き、広く大きく

不足状態は変らないことが予想されている。」『経営と労働』一月号、森謙太郎造船工業会事業第四部長小論。

まさしく「造船業はまったく笑いがとまらない。」『エコノミスト』四五年二月二十九日号、永田敏生日本造船工業会長のである。

その造船業に君臨する三菱重工もまた、昭和四五年九月期営業報告書によれば、かつて二七％の比重をもっていた自動車部門の分離によつて、売上高が三三八億円減少したにもかかわらず、純利益九四億円（税引後）をあげ、これは当初の予想を上回り、前期の純利益を三・六億円も上回るもので、このため売上高利益率も前期の二・四七％から二・八五％へはね上っている。三菱重工にとつて史上空前の利益といえよう。

そもそも政府による強力な保護施策をうけて国家との密接な癒着を背景に、激烈な世界市場競争にうちかち、その世界市場の半分を一手に占有してきた日本造船産業にあつてこそ、三菱で、石川島播磨で、浦賀で鮮烈な階級分解と死闘的党派闘争が顕在化しているのである。とりわけ、日本独占の最大旗手たる三菱重工におけるそれは、前記一九五八年エリコン生産拒否闘争以来、革命的潮流の公然たる登壇（長船社研）とあいまつて、もっとも突出した闘いの陣型をきわめて劇的に描きだすこととなつた。

一九七〇年九月一三日の長船新組合結成は、こうしたなかで主として次の五点をその根拠としている。

一 長船における、とりわけ社研結成以来十年間にわたる激烈な党派闘争を媒介とした階級闘争の、限定され制約された歴史的な到達点であつた。

一九六五年一二月、三菱長船に発生した第二組合は、帝国主義的

く我等の素志を貫く日のきたれるを喜ぶ。三十年の苦節は徒爾ならざりしなり。……更に……革新的新政治体制の樹立に向つて邁進せざるべからず……」と。

今日、再び新たなアジア侵略へのカマ首をもたげた日本帝国主義の攻撃の前で、危機的自覚的意識を欠くものは、戦前夜の社大党と同じく、すでに根深い排外主義のとりことなっているものといえよう。

すでに近く分裂攻撃が不可避とされている住友重機械工業浦賀造船において、「闘争至上主義の組合より産業報国会の方がましである」という職制・右派グループの公然たる宣伝が始まっている事実を、われわれは等閑に附するわけにはいかないのである。

### III 新組合結成への背景

われわれ五一一名による新組合結成は、こうした局面におけるわれわれの決意のあかしであつた。

昭和三十一年、一七四万六千総トンの建造をもつてイギリスを抜き世界一の座におどりでた日本造船産業は、以来十五年間連続世界第一位を維持し、今日では全世界船舶総建造量の半分を一手に占有している（ロイド統計によれば一九六九年の世界総建造量は一九三二万総トン、うち日本の建造量は九三〇万総トンでシェア四八・一％である）。さらに今後の見通しにおいても、「一九七五年における世界船舶需要は約三〇五〇万総トン、一九八〇年には三一七〇〇三二〇万総トンが見込まれるのになし、供給見込みは一九七五年で二九一〇万総トンと不足状態にあり、一九八〇年にいたつてもその

反動的労働組合として、七〇年代を予見させるいくつかの特徴をその綱領、規約、運営において貫徹していた。すでに五年間の活動によつて、独自の闘いをきりひらいてきた長船社研の存在は、資本をしてそれまでの民同育成を軸とした「戦後組合支配方式」の限界を自覚させ、新たな攻撃を余儀なくせしめていた。一九六五年一二月の長船分裂は、三重工合併前から一貫して遂行された資本による職制の再編・再教育——従来の労資関係を根本的に再編し、個別労働者にたいする資本の直接的支配（組合幹部とのとりひき）協調を経るのではなく）、を基礎とした新たな帝国主義攻撃であつた。

分裂首謀者の態度も、従来の「闘争疲れ」を口実とするものではなく、労資協調路線を公然たる踏絵とし、「考え方の同じ者ばかりで労働組合をつくるのは間違いではありません。むしろ労働組合のほんとうの目的に沿つたものであります」（一九六五年二月一日第二組合どう）という思想攻撃として展開されるとともに、その綱領、規約、運営の上でかつて例をみない反動的な労働組合II長船第二組合の出現をもたらしたのであつた。

「やや不正確な表現ではあるが、思想別組合とでもよぶべき第二組合の特質」（久保田達郎「三菱分裂の中間総括」）は次の四点に集約された。(I)組合各級機関への自由立候補の全面的禁止。(II)会議運営における満場一致の貫徹。彼らの主張はたしかに首尾一貫していた。すなわち、「わが組合構成員は同一思想に立ったものものあつた。すなわち、原案に根本的に反対の者はいないはずである。とすれば徹底的に話し合えば必ず一致できるし、採決は不要である。部分的建設的改善案はありうるが、基本的に対立する修正案はありえない。もしそうした人がいるなら、この組合にいたることがまちがいないので

遠慮なく階級的組合にいくべきである」と。(ハ)民社党政治綱領のひきつしを組合綱領と定め、組合員はその賛同者とする。(ニ)最高決議機関(大会)附議事項の「除名」と別に、事実上執行委員会が決裁する「除籍」制度の確立。これは「綱領、規約に根本的に反対する者と認定し、委員会が組合員の資格を存続することが不適当と認めるとき」(第一組合規約第八条)に発動されるシステムで、かつて日本労働運動史上他に類例をみない新たな統制制度といえよう。規約では委員会附議事項であるが、事実上は委員会から執委一任決議を経て、執行委員会に処理権がまかされており、一片の通知書だけで第二組合結成後五年間に約二百余名が追放されている。審査委員会もなく、抗弁の機会もまったく与えられないままである。

従来、「闘争の長期化にともなうスト破りの分裂」ではなく、「平和時日常時の組合分裂」として登場したこの新しい攻撃の性格を事前に充分把握することができず、分裂を翌年春闘と反合闘争との結合による大闘争時期に予想しての対策しなされていなかったため、全面的な立ち遅れを喫した。

こうした新たな反動的労働組合の登場は、戦後型組合民主主義の下で少数反対派として自己を形成し強化してきたすべての左翼路線に、深刻な限界を提起するにいたった。

こうした巨大な第二組合に立ち向う少数第一組合は、したがってたんなる正義派にとどまることは許されず、組織論的にも運動論的にも、新たな追究と展望が必要であった。社共にはそうした問題意識さえなかった。それどころか、資本と御用幹部による分裂攻撃のただなかで、一五名執行委員会中五名を有していた長船社研は、社会党から「執行部の過半数を明け渡せ、拒否されれば第一組合防衛

に責任をおえない」との要求に直面した(社研五、日共四、社会系三、無所属左二、なお民社一は脱退による欠員が分裂直後の執行部構成であった)。全国的に孤立無援の悪条件下に立たされていた長船社研は、戦線の整理と迂回戦術を必要として屈辱的後退の道を選ばざるをえなかった。同時にこの後退は、当時の敵の攻撃の新たな性格を事前に把握できなかった弱さの反映でもあった。日共も社会党の要求に屈した。

だが長船社研のこの屈辱的後退の道は、救いたい打撃を長船労働運動と社研そのものにもたらした。クーデターによる社民執行部は、日共の反動的日和見路線と次第に野合し、第一組合からその生氣を奪い、無力な形骸と化せしめていった。

そして、一九六九年一〇・二一闘争の巨大な業火のなかで、不当逮捕された長船の三人の若者たちの首切り攻撃は、そうした第一組合の仮面を最終的にひきはがした。日共とこれに追隨した社民の連合多数派は、資本による首切りを認め、三君の組合員資格さえ剥奪するにいたったのである。一九七〇年一月一六日の分会委員会がそれである。一人の年老いた労働者は、コップ酒をあまりながらその夜何度も何度も「第一組合の死」とかきながら泣いた。

長船反戦青年委の若者たちは翌一月一七日朝のビラで第一組合の死を宣告し、独自の三君首切り反対の永続的闘争へ突入する旨を宣言した。一月一九日には「長船三君を守る会」が力強く結成され、以来今日もひきつづいて闘いの支柱となって活動している。

こうした独自の死闘八カ月を経て、ついに、一九七〇年九月三日、長船新組合の結成がからとられたのである。

合結成にたずさわった長船社研の古い同志たちの脚を去来したものは、五年前の屈辱的後退にたいする痛苦な鞭の音であり自己への苛みであった。一九六五年二月、当時いかに歴史的制約下にあったとはいえ、分裂攻撃の下における社会党の物質力(総評、地区労を含む)に屈し、その後の第一組合総体としての形骸化をもたらずにいたったわれわれ長船社研の責任は、きびしく自己批判されねばならない。ともあれ、長船分会(第一組合)が少数組合としての課題と任務を放棄した以上、分裂に耐えて闘いぬくことを決意している

戦闘的長船労働者にとって、別個の少数組合結成への道は必然であり不可避な歩みであったのである。

二 もとより、少数第一組合をさらに左に割って新組合の旗を掲げる道は、きわめて大きな政治的困難を伴わざるをえなかった。拙策であることも充分承知もしていた。しかし、なおかつあえて自己の道を選び決断したのは、七二年労働戦線再編過程における全国的な革命的左翼の責任を展望したからでもある。

労働戦線の再編過程は多くの曲折を経ながらも、今後数年間にわたる推移をきわめて乱暴にスケッチするならば次のような流れを形成していくだろう。

(A)長船第二組合に象徴されるような帝国主義労働組合として、一層自己を純化していく労働組合の増大(革命的左翼による指導機関の全面的掌握はほとんどありえず、広機にみられる通り分裂はさけられない)。(B) (A)にたいする直接的反発として、日共と一部社民の共闘を軸にした労働戦線。事実上は日共支配の強化貫徹が進行するだろう(革命的左翼の長期的共存はありえない)。(C)公労協を中心になおかつ民同左派支配が維持される戦線。将来的には民同の

分解、日共と新帝右派の登場をよびおこすであろうが、当面はなお民同体質が保障される部分(革命的左翼としてなお一定期間、指導機関掌握の可能性を迫及できる戦線)。

こうした労働戦線の流動過程で革命的左翼はいかに活動するか。夫々の戦線における具体的な組織戦術が必要であるが、いずれにしても分裂を恐れぬ準備と結集なしには、何事も語りえないであろうことはまちがいない(詳しくは「京大新聞」一九七〇年二月七日号、西村草司報告参照)。

この立場をぬきにする限り、過日の石川島播磨分裂における日共の逃亡(同盟路線への投降)を革命的左翼もくり返すことになるだけである。多数決に敗れ、多数とともに同盟の軍門に下る日共を嘲笑するのはたやすいが、では自分はどうするのかという実践的展望なしには革命的左翼への結集と信頼をかちとることはできない。

こう判断したがゆえに、われわれはあえて少数新組合の道をきりひらき、(A)(B)(C)いずれでもないこうした(D)の闘いの道が現実にも可能であることを事実をもって明らかにしておくことが、れわれ長船労働者の今日の責任であると考えたのである。苦悩にみちたわれわれの討議過程で、おそらく数年間は長船独力で新組合の旗を堅持しぬかねばならないだろう。はたしてその闘いに耐えぬけるか、という決断がなかなか容易でなかったことは平直な事実である(この点で長船新組合は、全造船三菱支部広機分会や、同石川島分会が総評をはじめ既成勢力の庇護と援助の下にあるのと決定的に異なる地点に突出している)。

だが、全国的労働戦線の再編過程はもとより、とりわけ造船戦線の動向をみると、二カ月後の石川島闘争でも明白となったこと

く、われわれの決断と実践は焦眉の課題であった。この責任と自覚が、われわれを九月一日へつぎ動かしたのである。

三 戦後二十六年間の歴史によって形成されてきたわが国労働者階級にたいする「労働組合」の定着と強力な影響を見落してはならない。反戦青年委にせよ、党派にせよ、職場労働者にとつて「共感」や「関心」の対象にはなりえても、依然としてそこには隔絶されたミゾが当然にも存在するのにくらべ、労働組合には直接的な一体感が存在している。いかに少数であれ「労働組合」として活動する闘いは、広汎な職場労働者と「共有」できる接点と相互関係をもつことができるのであつて、革命的労働者の七〇年代進撃はこの点を充分に着目する必要がある。

四 企業内全員包括型という特殊日本の労働組合の形成史をふまえて、従来の「機関決定に従うのか従わないのか」式の団結構造に挑戦し、いかなる党派の労働組合運動を支持するのかという選択を労働者に迫る構造を迫るためでもある。

直接的帰属の如何はともかくとしても、労働者一人ひとりの意識のなかで、いかなる労働組合路線を選択するかを迫る闘いは、たんなる内部反対派では著しい制約と限界が存在し、いくつもの労働組合の併存を媒介として確実に促進できるのである。

五 日本労働運動が戦後獲得してきた社会的、合法的諸権利は、まだまだ活用し、場合によってはさらに拡大することさえも可能である。党派や反対派グループでは多数派の統制によって不可能なことでも、たとえば安保ストや沖繩問題を、四・二八を一〇・二二を、職場集会で構内掲示板で大胆に宣伝することができる。これらの可能性は依然広汎に存在していることを忘れてはならない。

三 組合活動(第五条)について「この組合は機関の積極的な指導とあいまつて、目的実現のためのすべての組合員の自主的活動の発展を保障し、労働者民主主義の貫徹をはかる」と記した。従来の自発的活動がつねに、正しいか正しくないかという方針論争としてではなく、組合の機関決定(多数決)に従うのか従わないのか、という不毛な官僚的統制の下に圧殺されてきたのは、全国共通した傾向であつたといえよう。それに対置されるのは、せいぜい日共のブルジョア的「組合民主主義」論にすぎなかつた。

新組合はこの抑圧を大胆にとりはらい、組合の目的実現をめざすすべての自主的活動を「組合活動」として保障したものである。

四 組合の構成において、従業員組合と訣別した。  
五 組合員の権利(第八条)にかんし、まずもつて、「団結権の主体がこの組合を構成する組合員自身である」ことを前提的に確認し、組合の団結が統制によって守られるという悪しき思考を拒否した。その上で「三、政治的、哲学的、宗教的、信条に基づく行動の自由が保障され、差別されない」「各級機関の決定、方針を自由に批判」する権利を保障した。さいごにとくに「各級機関人の言動を自由によりし、またこれを罷免する権利」を明記した。機関人には、それによさわしい責務があり、同時にそれは大衆的批判と監視によって遂行されねばならぬからである。

六 組合の基礎組織(第一〇条)として、三名〜五名の班を設置した。これは必ずしも少数組合の実態を反映しただけのものではなくより長期的、基本的視点からとり入れられたものである。

七 機関の性格について、第一条は「機関は必要事項の決議と実践に責任を負う」と規定したが、これは従来のブルジョア的三権分

#### IV 新組合の骨格

こうして結成された長船新組合は、当然にも前記のごとき帝国主義攻撃と真向から対決し、プロレタリアートの深部の力を全面的にひきだし、さらに広汎な連帯と結集を保障する骨組みを備えねばならなかつた。規約上の若干の特徴を列記すると次の通りである。

一 従来の組合と同じく、新組合規約も「法人」(第三条)であることを明示し、日本労働運動が築き上げてきた一切の合法的諸権利を駆使する立場に立っている。九月二日には長崎地労委の資格審査を無修正で通過、翌二日には法人登記を完了した。

二 組合の目的(第四条)のなかでは「二、組合員の生活と権利を脅やかす、いかなる資本の攻撃にも反対して闘うこと」とし、組合機関の決定の枠内だけで、すなわち多数派の利益だけを守るという従来の民同的枠を大きく解放したこと、および「七、賃金雇用制度を廃止し、労働者階級の解放を実現すること」を明示して、新組合が改良要求の担い手であるとともに労働者解放のための楯杆である立場を明らかにした。労働組合の目的に、賃金雇用制度の廃止をかかげることについて、最大限綱領主義との批判があるとすれば、われわれはそうした批判を拒否する。マルクスの有名な労働組合論をまつまでもなく、たとえば、フランス労働総同盟が一九〇二年九月の第七回大会で採決した規約第一条第二項にも「あらゆる政治的党派をこえて、賃金雇用制の消滅のためにたたかう意志のあるすべての労働者を結集すること」と明記されており、この立場はスターリニスト支配の今日もなお規約上は継承されているのである。

立し支配統治機構を反映した「執行機関」と「決議機関」の分立(それぞれ無責任性をもたらしつた)を廃止し、全機関がプロレタリアートの闘う自治機関としての原則を回復する立場に立った。

八 制裁は「除名」一本にし(第三三条)、審査委員会を全員の直接無記名投票で選出する(第三六条)。密室裁判を否定し、審査委員会は公開とし(第三九条)、異議申立ての内容は処分決定前に必ず全組合員に公表されねばならない(第四一条)。

九 第五〇条で匿名組合員の加入を公然と認めた。従来の、中小企業労働者における匿名組合員は主として資本の支配介入、弾圧をさけるための組織的配慮であつたが、新組合の匿名制度はそれにとどまらず、むしろ七〇年代労働戦線再編過程を展望した上で、他労働組合に籍をおきながら総合的な組織戦術を採用するための、布石である。したがって「秘密組合員」というよりは「二重組合籍」の意味が強い。これはもちろん、一九六三年全国民連の結成とその同盟へのオプザー加盟を背景とした一連の分裂攻撃とそれとの闘い——主として三菱重工の組合を強くする会を通した——というわれわれ自身の実践的教訓の上に立った方針である。

以上九点にわたつて組合規約上の特徴をあげたが、長船における戦闘的労働者の闘いは、こうした新組合の活動にのみ限定されていくわけではない。首を切られた三君を「守る会」の指導機関が、新組合員五名、分会(第一)組合員四名、第二組合所属一名によって構成され運営されている事実や、新組合結成後今日もなお、「守る会」や反戦青年委のピラが公然と新組合員及び第一組合員の手で配布され続けている事実が物語るように、われわれの闘いはきわめて総合的に、全戦線への勢力配置の上に進められている(言葉をかえ

ていえば、公然たる反戦メンバーや「守る会」幹部でいまなお分會内部にとどまり、密接な連携の下に公然、半公然の闘いをおしすすめている部分が存在するわけである。第二組合内部の同志たちは、一定の日程的計画にもとづき半公然の活動にふみきっている部分と、よりの長期的観点から非公然活動にたずさわる部分とにわかれていた。

こうした重層的な活動経験もなく、もっぱら民間への幻想と同盟路線への流れこみという石川島の日共なみの感覚しかもちあわさず、おまけに労働組合の構成と形成条件を大きく異にするヨーロッパ労働組合運動へのレーニンやコミンテルンの教訓を無媒介的にふりまわして自己へのなぐさめとしている革マル派の見当違いの批難には、ただお気の毒という以外にない。長船社研が革共同に加入したとかしないとか、およそ「政治的デマ宣伝」のうちでも噴飯ものに近い低俗文章をくり返し書きつづけることによって、健康な周囲からの、あるいは内部からの批判と疑問をようやくのりきっているのであるが、それにしても、よほど他人の動きが気になる人種といえよう。

よろしい、君たちはひきつづいてお喋りと作文に精をだしたまえ。われわれは、われわれの歩みをすすめるだけである。

## V 新組合六カ月の闘いの記録

さて、こうして結成された新組合の闘いもすでに六カ月を経過した。紙数の都合でごく簡単に組合次元での活動を列記すれば次の通りである。

一 新組合は結成大会で三君の首切り撤回のためのスト権を確立、

上だけで八千円〜一万円の減収(差別攻撃)に耐えてきている現実のなかで、さらに少数の第三組合への結果は、耐えがたい不安を投げかけるものであって、第一、第二を問わず多くの仲間がまさききに心配してくれたのは、「わずか数十名の組合で会社が認めるだろうか」という懸念であった。

はたせるかな、会社はあらゆる口実を設けて団交を拒否し、一方卑劣な妨害ときり崩しに血道をあげた。だが、そのすべてはもとより覚悟の上であった。年配の仲間が「泣かずんば泣かせてみせようホトトギス」と、図太い笑いをうかべたのが、無性に心強かった。

新組合は地労委に不当労働行為を申立てるとともに、やはりカギは職場の闘いにあると考えて創意あふれる闘いを展開した。動揺と混乱を余儀なくされた会社は一月二二日ついに全面的に屈服し、方針を一八〇度転換、組合の団体交渉権を認めるにいたった。首をさられた三君代表の山口利之助君、社研常任の身で組合執行部に加わった西村卓司君、——阿君も堂々と団体交渉委員の資格と権利を獲得し、本年一月一日第一回団交を皮切りに会社追及の先頭に立ちつづけている。文字通り、企業内従業員組合の枠をたたき破ったのである。さらに、「三君の懲戒解雇撤回要求の件」を正式団交議題とし、山口利之助執委みずから参加しての団交開催は、長船労働運動全体からみても刮目すべき前進であった。昭和三十七年、当時青婦協三役にたいする不当処分撤回の団体交渉を一方的に打切ったまま、会社は懲戒問題での団交を頑強に拒否してきた。地労委の勧告によってわずかに一回開かれた分裂下の団交においては、被処分当事者の伊東執委の同席に難くせをつけ、分会みずから同執委を退席させるといふ一幕もあった。こうして次第に奪われてきた権利を一

ただちに九月一七日第五回公判への傍聴のための二四時間ストライキを決定した。九月一三日結成と同時に、新組合は公然組合員名簿を会社に提示し、団体交渉の開催を申し入れたが、むろん誰一人として会社がすんなりと新組合を認めるなどとは考えてもいなかった。

組合を組合という認めさせるには、もちろん闘うこと以外になかった。われわれは、その第一歩を二四時間ストライキの断固たる決行にかけた。全一日の生産放棄を「組合の争議行為」と認めるか、「従業員の恣意的サボ」ときめつけるか、有無をいわずわれわれは会社にその選択を迫ったのである。翌日出勤して手にしたタイムカードに、一七日は「ストライキ」と刻印されていた。勝った！われわれはまず緒戦をかちぬいたのである。組合機関紙「連帯を求めて孤立を恐れず」創刊号は「やったぞストライキ」と題して一組合員の手記をのせている。「翌日職場に出ると私の周囲は新組合のストの話でもちぎりで、『お前たちやエラかばい』とか『大したもんじゃない』とかいわれて、『これがホントの労働組合たい』と答えながら、久しぶりに胸はって、ストというものの影響をつくづくと味わった」と。分裂以来五年間沈みきっていた職場に一筋の光がさし、生気が甦りはじめたのだ。

二 会社との団体交渉は、おそらく、半年から一年近くは難しかろう、と覚悟の上だった。

新組合結成にさいして、われわれ公然組合員が心に一致して決意したことがある。それは、組合の団交権が確立するまではともかくこれだけのメンバーで石にかじりついても闘いぬこう、公然組合員の拡大はそれからの問題だ、というお互いの約束であった。事実、すでに第二組合員にくらべ第一組合員なるがゆえの理由で、賃金の気に回復した新組合の闘いは、実にレッド・パージ以来二十一年ぶりの権利の奪還であった。その後、新組合は二月中旬牧田社長の長船事業所巡視を機会に断固たる「歓迎闘争」を準備、その圧力を背景に本社決済事項についての「中央団交」を「事業所団交」と別個に設置することを確約させ、二月二六日春闘要求一二項目の提出、三月一二日第二回中央団交をつみ重ねつつ春闘の火蓋をきった。

もちろん、団体交渉権の獲得は、一面で資本の狙いが「団交ルートによって、労使関係の正常化の網のなかに新組合をとりこむ」方針に転換したことを意味し、きびしい警戒が必要である。われわれは、職場討議のつみ重ねのなかで、こうした資本の狙いを分析し、団体交渉に一片の幻想ももつことなく、いつでも決裂を辞さぬ準備を打ち固めている。ある仲間がいった、「団交権をかちとるまでが闘いであって、団交権が獲得された今後は、団交のとりこになっはならないのだ」と。

ともあれ、われわれは、従来のすべての少数組合のごとく総評や地区労など上部、地域組織の援助による獲得と異なり、文字通り五一名の闘いと団結し自力そのものによって団交権を獲得したのである。次にこの成果を予期以上に早くもたらした創意あふれる闘いを報告しよう。

三 ストライキ戦術について。今日までに新組合が集約をしているスト権は、①三君首切り撤回闘争 ②組織強化と権利拡大の闘い ③重大災害への抗議と安全闘争 ④春闘一二項目要求などがあり、すでに合計約八〇号にのぼるスト指令が発令されてきた。

会社の「労働協約締結拒否」を逆手にとり、新組合の争議指令は撤回撤尾ギリ的に駆使される。まず、むろん会社への事前通告

などありえない。スト権もその発令通知の全権が組合員一人ひとりに分譲されており、夫々がもつとも効果的な機会を狙って生産を放棄し、発令後の連絡も会社の勤務(管理)関係には絶対行なわれず、所長も現場職制に直接通告するだけである。分合時代を含めて従来は勤務とのルールの上に、客観的には勤務の職場指揮権を高め確立してきたわけであるが、新組合のスト戦術はこうした勤務の職場にたいする指揮権と権威を打ちたく闘いであり、きわめて大きな効果をあげている。勤務(管理)からは「たのむからスト指令は勤務に知らせてほしい」と再三要請がなされているが、新組合は断固これを拒否つづけている。

四 組合事務所の貸与要求に会社はもろん拒否しつづけているが、会社はその気ならわれわれもだまっているわけにはいかない。というわけで、職制の妨害をけって営業部造船購買課(荒川書記長の職場)の会議室を、無断実力借用をきめこんでいる。冷暖房完備のこの事務所、日頃身ぎれいな紳士淑女ばかりなのに、おかげで油でまっくらな現場マンが闊歩するにいたって、すっかり注目をあつめている。

二月二日の団交にいたって、会社から「組合が所外に借りうけ使用している組合本部事務所費用の一部に」と月々二五〇〇〇円の支払いを提案してきたが、組合は問題にならないとこれを拒否している。

五 会社はまた「構内掲示板」の設置を拒否している。本年一月から新組合は職場新考案の「移動教宣速報」の昼休み使用をもつて新たな権利を獲得しつづつある。ベニヤ板を小脇にかかえられる程度におりたたみ式にし、昼休み各食堂にもちこんで、マジック書きのカベ新聞を貼布し、目的を達したあとは各自のロッカーにしまっ

労基法、安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則、建築基準法、医療法、清掃法、河川法などを縦横に活用し、所長一回をはじめ、一二課工場を長崎地検に告発してきた。この「告発戦術」は権力(地検)との関係でかなりのためらいをもったが、採用してみても意外なほどの有効さを発揮しえた。

第一に、会社幹部や職制の無数の「違法行為」が明るみに出て、職制の権威は失墜し、職場闘争のもり上りを促進した。第二に、うるたえた会社は告発項目の改善にあわててとりくみ、現実の成果を著実にひきだしたことがある。告発四八項目の八割がすでに改善され、組合としては四月上旬からさらに全所的な第二次告発闘争にはいる予定である。第三に、こうした現実的成果の獲得は、会社の団交拒否が少しも恐ろしくなく、労働者の闘いは無限にありうることをわれわれに確信させた。第四に、一人ひとりの組合員が「安全衛生規則」を全員手にして職場を点検し、課工場長と対決し、さらに自分の上司を告発する闘いを通して、自分自身を労働者としてさらに強くきたえあげたのであった。第五に、ともすれば政府の圧力によって「行政解決」資本とのなれあいにおちいりしがちな基準監督署の姿勢を正す上で、この告発戦術はきわめて有効な役割を果

おくのである。場所が食堂でもあり、この「移動教宣速報」は爆発的好評をかちえており、職制の実力撤去には実力で防衛するため、いたって職場の人氣を高めている実態にある。

会社は二月二日、団交の席上「撤去しないかぎり処分せざるをえない」旨通告してきたが、組合は「組合活動の物質的基礎である構内組合掲示板を会社が認めないことに一切の原因がある」として、断固会社の処分警告を拒否している。

六 死亡災害の発生にたいしては、昨年一〇月二四日事故のときは一時間半のストライキで、本年二月一日には一時間ストライキで夫々本館前に坐りこみ、うるたえた会社みずから本館のすべての出入口を固く閉して、みずから本館封鎖状態を現出するありさまであった。昨年一〇月二四日の大爆発事故にさいしては「地域住民にも働きかけて、地域住民集会や「三菱の公害と闘う地域住民会議」の結成をかちとった。また死亡災害にたいする新組合の抗議ストライキは、従来の長船労働者の闘いを質的にも大きく前進し発展させている。すなわち、第一に、分裂以前においても長船分会の抗議ストは一五分間であったのにくらべ、ストライキ時間を必要に応じ無制限とした。第二に、従来のストライキは死亡者が同一組合員の場合だけに発令されてきたのにたいし、新組合のそれは組合所属のちがいをのりこえて発動されており、仲間の虐殺にたいする抗議と連帯において重要な前進をかちとっているといえよう。

七 安全職場要求と告発戦術。新組合は結成後ただちに一斉職場点検を実施し、一〇一項目にわたる問題点を集約した。会社に団交開催を要求したが前記のごとく拒否されたため、職場での追及と併行して「告発戦術」を展開した。

たした。第六に、こうした一連の闘いは、他の組合に属する多くの仲間の共感をひきだし、「真に闘う労働組合」としての信望を高めることができた。

もちろん、こうした告発闘争は職場の力をかけた闘いと結合して展開されている。たとえば動力課では、ただひとりの公然組合員が「宿直の労基法違反容疑」を期限つきで追及、会社の回答のないかぎり単身でも実力で宿直を拒否する旨通告し、ついに会社は一週間一日の原則的実施を回答せざるをえず、こうして公然組合員一名をもって事実上の職場交渉権を次第に獲得しつづつあるなど、創意工夫をこらした闘いが無限に追求されている(会社は、むろん一切の職場交渉を否認する方針に立っており、これをいかに職場でくいやぶっていかかが職場闘争の中心である)。

総じて新組合結成後の生き生きした闘いは、「無協約」を逆手にとった攻撃的闘争であり、長年、労働協約下の平安と秩序ならされてきたわれわれ自身に、確信と展望を新たに吹きこんでくれている。本年一月一八日の組合ピラは「最大の教訓は、労働者の闘いは形だけの団交や協約の有無に目を奪われてはならないこと、権利の基礎は力であり、闘いそのものである」ということでもあります」と

### 三菱長崎造船社研の闘争

## 新左翼労働運動10年

三菱長船社研・藤田若雄ほか編

四六判・上製函入・I1950円・II1200円

### I

#### II

既成左翼の裏切りと腐敗のなから、革命的労働者としての苦闘を開始した三菱長崎造船社研の10年の歩み。一九六〇年五月、社研結成以降の主要な機関誌、ピラ、文書、参考資料によって構成する三菱長崎造船社研10年の闘いの軌跡のドキュメント!

### 一書房

河台 84160  
駿田 東京  
神田 東京  
東振 東京

記している。  
八 組合員一人ひとりにかけられてくる差別攻撃にも大衆的反撃を組織し、残業差別や劣悪な条件への職場がえ等を具体的にはね返した実例がいくつかが獲得されはじめています。

九 どんな小さな攻撃でも、衆知をあつめ、反撃の戦術も工夫研究し、闘いに立ちあがっているが、作業服問題もその一例であろう。

会社は近く作業服の取扱いを変更し、従来の貸与一時間二円の使用料徴取を中止し、その代り従来の無料洗濯を有料にしようとしており、すでに昨年八月第二組合は妥結し一月から二円の徴取も中止している。新組合には、いやがらせ的差別攻撃として、同一提案を一月にいたってようやく組合に示し、一方、団交拒否のため本年一月まで協議もできない状態に放置された（この間も二円は徴取しつづけてきている）。組合はこうした遅延の責任は一切会社側にあり、第二組合同様二円徴取分を一月に遡って中止すること（換言すればすでに徴取した分を返却せよということ）なしには、妥結しない、新組合員だけでも旧取扱いを継続すると主張し、目下会社を困惑の底に追いこんでいる。全従業員の一実施を目前に、少数組合員のみが旧取扱いをあくまで固持すれば、給与計算、職場秩序の上での混乱は不可避であるからである。苦慮する会社は三月四日の事業所団交で「一月分までの二円徴取分を返却するので、何とか統一実施にふみきってほしい」と提案してきたが、組合は既定方針通りこれを拒否している。会社が「四分の三協約適用論」をもって一斉統一実施を強行すれば、ますますこの間の差別（新組合のみ未妥結を理由とする）が問題となるだけであり、この作業服問題などは会社の差別攻撃を逆手にとった典型的な闘いで、労働者の闘いは

ことなのだが——決して日共だけではないということ、なげかわしい事態ではある。

しかし、こうした諸君の一知半解な悪罵にもかかわらず、われわれのすべてが、——当時必ずしも釈然としていなかった一部の仲間を含めて——いまでは、生き生きとした日々なかで、新組合の結成を本當にふみきってよかったと実感している。

「歴史はわれわれに、先駆者の使命を課した」「任務を自覚した労働者の闘いは、かりにそれが少数であったとしても、必ず、全労働者の魂の奥深く、労働組合への信頼と、自らの戦闘力への確信を生ずるのであるうことを、われわれは信じて疑わない。もちろん、そこへ至る道程の長さをいまから測ることはできないが、決意したわが同志たちは、すでに道の半ばを越えたのである」（『新組合結成宣言』）

## VI 新たな試練をもとめて

さて、以上のように新組合六カ月の闘いは、自己の存在を確定するための、地道な、制約された闘いの日々であった。

一応、戦線の整備をおえた新組合は、いまから新たな試練をみずから求めて前進しなければならぬ。

アジア再侵略への歩みを開始した日本帝国主義の心臓部においてわが組合員の責務は重い。かつて昭和四〇年一月、三菱独占が高杉晋一（三菱電機相談役）を日韓会談の日本政府首席代表に就任させたとき、高杉は初の外務省記者会見で「日本があと二〇年間朝鮮をもつていたらよかった。植民地にした、植民地にしたというが、日本はいいことをやった。良くするために努力したが、戦争に敗けたの

無限に可能であることを示してくれている。

一〇 三君解雇無効の法廷闘争の推進。

一一 来る統一地方選には地域の反戦牧師と第一組合所属の元議員（三君を守る会員）の二名を市議推薦候補としてとりくんでいる。

一二 石川島第一組合の防衛と強化、造船重機労連との対決とその組織化。地域における共闘の拡大強化。全国的展望の確立。

一三 一九七一年春闘。

一四 三里塚、沖繩、入管・大村闘争、三島弾薬集會、三・一万才革命記念集會、パリ・コムニオン一〇〇年祭へのとりくみ。

こうした新組合の堅忍不拔な活動は職場における変化を微妙に促進し、さまざまな重層的戦線が形成されはじめています。二月に二名（現場工43歳、設計マン36歳）三月に一名（現場工48歳）の公然組合員を新たに獲得した事実は、その頂点をなすものである。

また、第二組合に所属して、死亡災害に直面したその御遺族や、昨年一月二四日の大爆発事故で死亡された社外工の未亡人から、遺族補償に関する委任状がわが新組合によせられており、すでに何回かの対会社交渉も行なってきた。社外工や第二組合員だった人びとの遺族が、なげもつとも少数のわが組合に委任状をよせられたのか。一万二千の組合員を誇る第二組合を、あるいは社共の議員を多数擁する第一組合を彼らはなぜ頼りにしなかったのか。

労働者の連帯と団結という大業を、一企業内組合というヨシのズイからのぞくことしかできない諸君にとって、この事実は不可解なことにはがいあるまい。多数とともにあることだけ（しかも企業内組合という点においてのみ）を、プロレタリアートの団結と心得ている諸君が、——彼らが組合主義の批判を口にするのはこっけいな

で努力がムダになった」と公言した。一方、一九四五年敗戦当時、強制連行等によって長崎造船所で酷使されていた朝鮮人労働者は約二、五〇〇名、三菱重工全体で一、三七四九名であった。

今日、韓国進出の最先端に立っているのは、むしろ三菱独占である。われわれはいまこそ「帝国主義国におけるプロレタリアートの任務」について特殊に自己に問いつづければならない。

一九二二年一月二五日、極東勤労者大会の第六会議の席上、朝鮮の高代表は「我々は、これら朝鮮にいる日本人労働者が、彼ら自身の抑圧者——日本の資本家と協力しているということを、ここで憶えておかねばならない。その結果として、朝鮮の労働大衆は、日本人を、彼らが労働者であろうと農民であろうと他のなんであろうと、不倶戴天の敵であると思っている」（『極東勤労者大会』一六六頁）とのべた。

同大会第一一会議の決議「……国際プロレタリアートの義務は、日本の労働者に、彼らが中国や朝鮮の解放のための闘いを彼ら自身の仕事と考えるように要求する。……日本帝国主義の剣は、日本のプロレタリアート自身によって、打ち砕かれなければならない」とともに、この高発言は、しかし、その後の日共スターリン主義者によって打ち捨てられた。この指弾にみちた高発言を、しっかりと受けとめるのはわれわれの最低の義務である。

われわれは、ここから出発しなければならぬ。  
新組合一九七一年一月一八日のピラで、深い決意をこめてわれわれは「激動の七〇年代を生きぬくために、労働組合を労働者解放の岩とせよ！」と書きしるしたのである。



# アジア侵略と対決する左翼少数組合の闘い

今川 澄男

(全造船機械三菱片機分会執行委員長)

はじめに

寒風と雨のなかで、家族のすべてが命を捨てて闘っている三里塚農民の三里塚軍事空港建設阻止の闘い、返還協定粉砕、三千名首切り撤回を闘っている沖繩全軍労の闘いは日本階級闘争の質を根底からゆさぶっている。それは同時に、かつて砂川基地拡張阻止を闘いぬいた本土労働者人民の腐敗と墮落した姿をあますところなく暴露している。

日帝の基幹産業造船における帝国主義と労働者の闘いは、「造船重機労連」をめざす「造船重機共闘会議」(二月一〇日)の発足と二月二八日造船反戦春闘総決起集会の二つにいきさきが表現される。集会に結集した一六単組五十余名の代表の双肩に造船労働者の活路がにぎられているのだ。

理化と労働者支配による造船労働者の血の犠牲によってである。

## II、アジア侵略の黒幕II造船資本

この造船は同じに四次防を担い日帝のアジア侵略の黒幕である。七〇年六月安保のさなか、「原子力潜水艦を造るべきだ。もっと足の長い兵器を造れ」と公然とうそぶいた三菱重工の牧田社長は、本年の年頭に「われわれは全力を尽くして、最優秀なものをつくり、国のために尽くさねばならない」とのべ、三菱兵器廠の決意を示した。

「防衛白書」によると四次防総額は、五兆八千億円と三次防の二・五倍であり、軍事費の増加率は世界第一位となっている。四次防は同時に、アジア侵略をにええる装備へとむけられており、三次防の建造艦は年間一万トンペースが、四次防では二万トン以上になり、大型対潜ヘリ大機をつのせた戦後最大の八千トン級の二隻をはじめ、大型潜水艦九隻、揚陸艦三隻と侵略能力をそなえている。

空軍ではファントム戦闘爆撃機一五八機は、中国大陸深く渡洋できるものである。さらに、小型核兵器は、憲法上もてると強調され、中曽根防衛庁長官は「原子力推進による船舶が普通化したときは、原子力艦をつくる」と言明している。すでに原子力船「むつ」は、七二年完成にむかっており、建造されている潜水艦の船体は原潜と同じ流滴型となっている。まさに防衛白書「わが国周辺における航空優勢、制海を確保する」そのものである。

その侵略兵器は三菱重工・七〇一億円、川崎重工・二一四億円、石播重工・一九一億円と第三位まで造船資本がなっているのである。この造船資本のアジア侵略への役割は、同時に労働者にたいす

## I 造船資本と侵略兵器

一、労働者の血の犠牲で肥る造船資本  
日本とアメリカの「経済戦争」の直接的打撃を受けた自動車、電気、鉄鋼などを先頭に、日帝の総体の経済危機はアジア侵略への道を、さらに日帝の死活をかけたものとして突進しつつある。

このような日本経済の下降傾向のなかで、ひとり造船資本は、百万トン級タンカーの船台の投資へと鼻息は荒い。ちなみに、昨年の造船建造は世界の建造の半分にあたる一、〇四八万トン、二位のスウェーデン、一七二万トンに大差をつけている。さらに輸出契約では、前年の三倍で、船台は四年まで満タンとなっている。

これは石油海上荷動量が、一九四％と伸び、運賃が二倍になり、スエズ運河再開の見通しがたないなどの状況による。しかし決定的な要因は、労働災害の激発に端的に示されるように、徹底した合

る新たな支配体制の強化として攻撃が加えられており、それは軍事産業で働く労働者の「フライバシー」を、ひきやぶり、労働強化による労働災害の激発、そして「戦争につながるものをつくる」という労働者の反乱をもっとも用意するものばかりだからである。その造船資本にこたえるものとして、まさに「造船重機労連」が誕生したのだ。

## II 侵略動員体制としての「造船重機労連」

一、造船重機労連結成の意味するもの

二月一〇日「歴史的意義をもつ造船重機労共闘会議」が造船総連、三菱重工労組、石播労連、川重労連、三井労組、日立労組、鋼管造船労連など約一八万人をもって結成された。

結成宣言では、「今日の国際化時代、変化と飛躍の七〇年代に対応した運動をすすめるため、友愛と信義を基調とし……」とのべ、全国レベルの労働戦線統一には統一懇談会の発起人として参加し、本年の各組合定期大会で統一のため具体的方針を出し、九月に「造船重機労連」を結成しようとしている。

一九六五年一二月の三菱長船から、石川島にいたる全造船にたいする組織分裂は、浦賀、函館、佐野安にたいする本年の前半での組織分裂をもって総仕上げがなされようとしている。

われわれは、この「造船重機労連」の結成をもって登場した帝国主義労働運動にたいし、その本質、運動を、長船労組、広機分会、石川島分会の闘いにふまえ、浦賀、函館、佐野安の防衛と、同盟支配下で苦闘する仲間の闘いの方向を明らかにしていかなければなら

ない。

「造船重機労連」の登場は、造船産業における帝国主義労働運動の登場であり、日帝のアジア侵略動員体制構築そのものである。六五年の長船分裂攻撃は、日帝の敗戦帝国主義から日韓条約をテコに植民地帝国主義、朝鮮人民からの収奪、抑圧体制を背景にし三菱重工の発足、末端職制にたいする研修会等を使つての再教育と企業合併にもなる組織統一を軸に行なわれた。このなかで民同労働組合運動の崩壊が進行し、民同に組合員を掌握させ、資本の許す範囲でストライキ、おこぼれを与えるという労働者支配から、資本は末端職制を使い、直接に支配する労働組合の転換——帝国主義労働運動が登場したのである。

石播の同盟幹部は、「会社に代つて、労働組合が石川島を發展させるのだ」といつている。同盟三菱は、大会議案書で「世界で最高級の兵器を造れ」と侵略兵器製造を賛美し、三菱京都では、組合結成二十五周年で、重工本社の代表等四名に発言させ、国歌斉唱するなど、おまけに会社代表などに二千元の記念品、組合員にはタオル一本の支給という日産に劣らぬことが行なわれ、長崎では、昨年、天皇を「迎える」ために反戦派を除いて、同盟はもとより、日共までも動員されるという天皇制にたいする屈服がすでに公然とはじまつている。

石播資本と同盟の分裂攻撃のなかで、反戦派は「同盟は組合ではない」を旗じるしに、石川島分会防衛の先頭で闘うとともに、「造船重機労連」と対決する突破口を築いたのである。「造船重機労連」と闘うかどうかは、「労資協調に反対する」「労働組合運動の二つの潮流のうちの右と対決する」というかたちでは、問題をたててはな

ない。

日帝のアジア侵略、市場争奪戦のなかで、「会社に代つて労働者が会社の危機を救つていく」「世界で最高の兵器を造れ」ということを中心に、労働疎外感、労働者の利己主義などにアジア侵略の思想で武装された「組合」とは、「勤労課」そのもの、侵略動員体制なのである。

戦後日本の大企業労働者は、ユニオンショップ制により労働組合員として組織されてきた。「思想、信条の自由、生活防衛」といわれてきた労働組合の常識は、その質的転換が「造船重機労連」によつて行なわれているのである。

### 二、勝利への道は左翼少数組合への飛躍

「造船重機労連」は、内部変革ができるようなものでないということをはっきりさせなければならぬ。

すでに、長船第二に代表されるように、(1)「民主主義の実現を期す」ことを労働組合の綱領規約としており、この綱領の賛成者で組合をつくるという思想別組合である。(2)「除籍」ということを執行委員会で決定すれば、除名と同じことができる。(3)組合役員は推薦制であり、それを推薦する末端職場委員は指名制であり、たとえ自由に候補者を選んでも委員会が解任できる。(4)各事業所で反対意見がでて、大会では満場一致制で決定し反対派そのものの存在を許さない。

この長船第二の特徴は、反戦派の存在によつて分裂するということこれまでの組合民主主義では考えられないことが、広機において具体化された。同盟加盟と単一化に反対した「三菱重工の組合を強くすりだしている姿をみるだろう。まさに、われわれが生活することが新たな抑圧、侵略を生みだしているのである。そのための責任をとらなければいけない。この内的緊張、自己糾弾ぬきに、われわれは帝国主義と対決する主体たりえないのである。

### 二、造船における左翼少数組合の位置と役割

民間労働の戦線統一問題のなかで、総評は日帝のアジア侵略との対決をぬきに、「どちらがイニシアチブを取るか」、ことばを換えていえば、「日帝のアジア侵略に対応をどちらが行なえるのか」というかたちで同盟との先陣が争われている。このなかで「造船重機共闘」が発起人として参加していることに注目するならば、労働戦線の統一がどのような方向で行なわれているかは明らかである。

石川島分裂攻防戦のなかで、まじめに労働運動のことを考えぬいている人びとは、「全造船石川島分会を支援する会」を組織し、石川島分会の闘いの意義を全国的におし拡げる活動を取り組んでいる。ここではっきりさせなければならないのは、大手の民間産業の戦線統一というかたちで、帝国主義労働運動に包括されようとしていく。もっともきびしい攻防戦を行なっている造船産業で左翼少数組合という具体的組織戦術が闘いとられていることである。

長船を先頭にした革命的労働者の闘いは、日帝のアジア侵略と対決しぬくために、一人になってでも「全造船」の旗を守りぬくという決意と、労働運動の指導部に飛躍させる闘いで、長船、石川島、広機の左翼少数組合を登場させたのである。浦賀、函館、佐野安に全造船の旗が消えることはない。反戦派が存在しているからであり、社会党の良心的人びととの共闘が準備されているからである。

る会」推薦の候補者の当選と、「強くする会」弾圧に屈服しない三名の反戦派の存在によつて、圧倒的多数派であった民社が分裂を行なつていったのである。「造船重機労連」との死活をかけた闘いは、長船、広機、石川島の反戦派労働者が一人でも帝国主義と対決するため「全造船」「みずから組合」を闘いとる決意を実行した闘いが出発点である。

### III アジア侵略と左翼少数組合の任務

#### 一、アジア人民からの闘い

広島入管闘の呼びかけで、北浦に上陸した朝鮮人の仲間の防衛闘争に、広機の反戦派労働者は三波にわたる闘いに参加した。この闘いに敗北し、朝鮮の仲間は朴軍事政権のもとに強制送還され実刑となった。われわれは朝鮮人の仲間に入管体制によつて抑圧が強行されることをゆるした。原因ははっきりしている日本人民の入管体制のなかでの現実がそのようにしたのである。

朴政権と日帝の二つの監視体制を打ち破つて上陸した朝鮮の仲間の命がけの闘い、政治活動することが強制送還、死をも決意しなければならぬアジア人民の闘いと存在は、私たち帝国主義国の労働者としての姿を完膚なきまでにあばきだした。

組織防衛のストライキの指令を受けて、闘争に参加したわれわれは欠勤にならない。捕まり裁判闘争になったら、スト中なので有利だ。しかし命がけで闘っている朝鮮人仲間からみれば、帝国主義国の支配体制のなかにはまりこんでいる姿を、三菱独占が「韓国」における経済を破壊する商品と兵器をわれわれが日々の労働のなかで造

二月一六日、浦賀民連が結成され、二月三日の職長会は石橋御用幹部、荒川を講師に呼び、分裂攻撃の幕は切つておとされようとしている。浦賀防衛の力を結集し、その闘いのなかで全造船を左翼少数組合の「メツカ」として創りだす闘いが必要である。

広機分会は石川島分裂のとき、淵上組織部長を一カ月間、支援オルグとして派遣した。淵上組織部長は、全造船の本部役員をして、「あなたは神出鬼没だ」といわせしめるくらい、舞鶴、石川島、名古屋と飛びまわった。しかし同盟は石川島分裂でも、統一性、組織性を保持している。ちなみに、石川島労組へ一七種類（石播労連は除く）の同盟のビラが入られたのには、石川島分会支援では全造船本部以外は広機分会のビラ入れだけだったのである。

われわれは全造船を金属、化学の全国工作のセンターの位置にしていく闘い、「造船重機労連」内部からの反乱をつくりだす「分裂屋」を多数に必要としているのである。

### 三、侵略兵器の製造を阻止する闘い

広機分会は七〇年六月、「安保粉碎、三菱の侵略兵器製造阻止」のスローガンで安保政治ストを貫徹した。この闘いは第一に、日帝のアジア侵略の心臓部三菱兵器廠にたいし労働者の闘う方向を明らかにした。第二に、文字通りの政治ストの貫徹により政治ストの既得権を守りぬき、第三に、反戦派が労働組合の指導部であればいかなる闘いを組織することができるのかを明らかにしたことにある。死の商人三菱は、命とりになりかねないこの闘いにたいする不当処分、今川委員長に出動停止五日、山田書記長に同三日を「法の保護を受けられない違法ストであり、争議行為権の乱用である」の理由で

強行した。分会はただちにストライキ体制を確立し、実力就労闘争を貫徹した。さらに、広島県労大会で支援決議を得るなかで、広島地裁に、処分無効の提訴を行ない、現在まで六〇波におよぶ重点指名ストライキを闘ってきた。

侵略兵器の製造を阻止する闘いは、労働者の労働過程、行為のあり方を問う闘いである。資本の「兵器を造らなければ仕事がなくなるといふ思想攻撃、みずから食うために、アジア人民を殺してきた百年の歴史との対決がせまられてくるのである。共産党のいうように、「兵器産業から平和産業に変われば」などというたわごとでは、労働者を闘いに立ちあがらせることはできない。

同盟三菱は、「世界で最高の兵器を造れ」といい、昨年全造船大会において、広機分会の「三菱、石川島、川崎などの侵略兵器の製造に反対する」動議にたいし、石川島、川崎の民連は、声も聞きとれないほどの「侵略兵器ではない、飯が食べない」というヤジと怒号で応えた。

同盟の侵略兵器賛美の思想は、一月決戦のなかで、労働者に訴えてきた反戦闘争の思想と真向から敵対し、良心に痛みを感じながらも生活のために働いている労働者に、積極的にその労働の意義づけを行ない、労働者の感性そのものを麻痺させていくのである。戦前、広機では昭和一六年、二二〇〇名いた労働者が、一九年、四二、〇〇名へと微用工、女子挺身隊員、動員学徒でふくれ、「工作機械は諸兵器生産の基礎である」という軍需省の方針で、銃身旋盤、戦闘機のための工作機械の生産、さらに、戦闘機エンジンを日産一五〇基生産し、三菱兵器廠の役割をはたした。

某現場労働者は、「あの当時はよかった、事務所の者よりわれらが一円金を取りよった。動員学徒などを先手に三人も使って能率が上がった」と話していた。われわれは侵略兵器製造阻止の闘いにあたって、アジア人民の告発を受け止め侵略の担い手としての自己の労働をみつめなおし、その根底からの解放ぬきに一步たりと押し進めることはできない。

### 四、労働組合の団結

六一年、長船分会は一人の臨時工の首切りにたいし、一万三千名がストライキをもって闘った。しかし七〇年一月一六日、三名の労働者の首切りを認め、反対する者に統制処分を行なった。かつての長船分会の伝統は死んだのである。資本に屈服し、闘う者を圧殺する日共にたいする反撃は、九月一三日、長船労組を結成し、長船労働者の伝統はひきつがれた。

七〇年一〇月四日、第三九回の全造船三菱支部大会における長船分会と広機分会との論争は、労働組合の団結と組合民主主義について

「組合とは、何か」について問うものであった。現実の三菱独占との闘いは、もともともきびしく鮮明なものであり、長船労組の闘いであることをふまえて論争点を明らかにする。

長船の日共は、組合活動機関決定であり、多数決であれば首切りを認めることは組合民主主義であり、侵略兵器反対や政治活動は革新政党をふやすことである。すでに、長船労組のストライキ権が労働者一人ひとりにあるように、個々人の闘いを組合活動の基本である。「万人が一人のために、一人が万人のために」「本人の意に反した国家権力、資本の攻撃に反対する」ことが、貫かれなければならぬ。日共は長船と広船の多数決で、「第三組合は、利敵行為である」ということを強行採決した。広機、下船、富士の三分会が反対、保留したのであるが、重要なことは、もはや、同盟と同じように機関決定機関統制によつてはわれわれはしたがわぬということである。

戦後、同盟、総評が、まさに労働者の統制によつて活動が維持され、大企業の本工労働者の賃金を上げること労働力販売機構であ

# 構造

4月号・160円

特集＝教育

「政治とこども」論／村田栄一

- 教育再編と七〇年代〈教育闘争〉／全関東教育共闘事務局
- 想像力としての伝習館／伝習館救済会編集委員会
- 教師の意識と評価権への試行／藤沢教師反戦派
- 女子教育への告発と婦人労働解放／矢沢洋子
- 労働力再生産工場のふきだまり－各種学校／安藤紀男
- 一つの教師論／田川建三
- 変革への志向〈2〉／高野光世
- 一二・二五の徹底的清算にむけて／劉道昌
- ベトナム労働党万歳！／上野勝輝

5月号・特集＝おんな・生・革命

5月号・特集＝おんな・生・革命

経済構造社

●東京都中央区京橋2-4  
●272・2659 ●振替・東京53854

った。侵略の時代にあって、労働組合の団結があらためて問いかえされなければならないのである。

五、実力闘争の思想と左翼少数組合

一月決戦の質をみずからの生産点でも貫く闘いは、不当処分撤回闘争として全国の職場、地域で今なお闘いぬかれています。

広機では、五二才の前委員長政木氏の「火炎ビン」をなげる以外のことはどんなことでもやる「闘い」として、百数波のストライキをもつて闘われている。その闘いのなかでわれわれは、資本との闘いが実力闘争によって切り拓かれる。とりわけ、左翼少数組合にとってはその思想ぬきには組合活動ができないということである。

三菱独占と同盟は、広機分会の組合活動のいっさいの活動を封じこめ、存在そのものの抹殺のため結託する。それをつきやぶるためには、百回の会社交渉により、一つの実力行動なのである。

会社の土地である門前にハンスト小屋を建てるためには、顧問弁護士を呼ぶこともやりながら、角材が持ちこまれた。食堂前のピラマキ、集会は、勤労と守衛の暴力をやっつけるなかで全員にピラが渡され、第二と下請の仲間を四百名も結集して集会がもたれている。さらに、掲示板を自由に使うことも、「スト決行中」のポスターを機械にはすることも、首切り攻撃をうけている洲上組織部長、鈴木君が自由に工場に出入する権利などわれわれは実力闘争で闘いつつあったのである。

長船労組が会社に労働災害で殺された仲間をたいする怒りで、会社にたいするスト、門前集会、デモ、抗議行動で闘っている姿が、長船分会のカンパでお茶をにごすことより、会社にたいする憎しみ

第二に、下請、パートタイマーなどすべての広機に働く仲間の団結をつくりだしていく闘いである。社会保険も、失業保険もない。当然に組合もない下請の労働者、現場の労働者ほとんど同じ仕事をしながら、時給一四五円の安い賃金で働かされているのがパートの婦人労働者なのである。七〇名のパート婦人労働者は昨年、仕事にでないでロッカーに全員が座りこむという実質のストライキを貫徹し、勤労と大衆団交を行ない、労働条件の改善のためにみずから闘いを開始しているのである。

第三に、三菱独占の地域支配と対決するための闘いである。広機分会は、洲上、鈴木君の不当首切り、若本、梅田君の不当処分撤回闘争の一五万円以上の闘争資金は、地域労働者のカンパによってすべてささえられてきた。三菱独占と同盟は、荒木市長出馬にみられるように、地域住民の支配も確立しようとしているのである。広機分会を中心に全通、下請、自労、教組などは二月に地区労協を結成し、公害、春闘、選挙などの闘いを開始しているが、さらに強化し、在日朝鮮人との連帯、自労の三分の二は、朝鮮人の仲間なのである。

第四は、安全、公害などの命を守る闘いである。労働組合の職場における重要な闘いであるべき安全闘争は、資本と同盟の一体となつた労務管理体制の強力な柱となつている。合理化反対、安全闘争は、労働過程における人間性そのものをうばいかえす闘いとして、職場闘争の基礎にすえられなければならないのである。昨年、安全スト権を調査、抗議、点検の三点で確立したが、長船労組の闘いに学びつつさらに進めていかなければならない。

公害闘争も、三菱の煤煙、サイレンのために、地域住民が会社に

をつくりだすのである。

われわれは労働組合の合法性と大衆意識を配慮しながらも、処分を恐れるより逆手にとるかまえて、実力闘争により資本の壁を打ち破り、大衆をひとつひとつの闘いで経験させていく闘いが必要なのである。

六、アジア侵略と対決するトリデに労働組合を構築せよ

日帝のアジア侵略の本格的構築のなかで、アジア人民、部落民、沖縄県民、そして三里塚農民の闘いによってその不屈の人間精神に強く鼓舞され、その輝かしい人間解放の闘いをみずからの闘いのなかに、帝国主義への憎しみと怒りとして爆発させなければならぬ。広島における闘いも、四月、原爆慰霊碑への天皇参拝と、三菱の先兵・荒木の市長選への登場によって、その闘いの質が問いなおされている。

三菱独占と同盟は、長期賃金政策、各週土曜休日などによって資本へのいっさいの怒りを封殺し、既得権をうばいとり、資本への忠誠心こそすべてであるという攻撃を開始している。広機分裂の首謀者・研谷の「東南アジアの労働組合訪問」は、アジア侵略へ労働者をかりたてるものとして行なわれている。

広機分会は七一年春闘と政治課題にむかつて闘いを開始している。

第一は、長賃政策、各週土曜休日にたいする闘いと、一万五千元の賃上げを中心に、職場の諸要求の組織化である。みずから労働過程を問いかえず闘いとして生活防衛闘争の質が問われなければならないのである。

たいする抗議行動を行なっていることさえ知らないということを自己批判し、東洋エチール労働者の闘いをみずからの闘いにしていかなければならないのだ。

最後に、三月七日広島では「狭山差別糾弾広島県支持共闘会議」が結成され、広機分会はその世話人団体の一員として、就職差別の直接的下手人である三菱重工に無関心であったこととそれを許していることを自己批判し、石川青年を奪還し、三百万部落民の人間精神をわがものにする闘いを開始した。

沖縄県民、アジア人民と連帯する闘いは、日帝のアジア侵略そのものに対決する闘いなのであり、労働組合を革命のトリデにする、左翼少数組合の出発点である。

結びに

「造船重機労連」との戦場である浦賀、函館、佐野安の全造船防衛闘争は、長船、広機、石川島の教訓と成果を踏けて闘わなければならない。われわれはいつまでも左翼反対派であってはならないのである。

# 転機に立つ松下資本・J.Cの支配と反戦派の任務

杉本憲一

(全国電機社研松下支部)

はじめに

六九年一〇、一一月決戦で八名の労働者を逮捕・起訴され、松下資本・J.C御用幹部の一体となった不当弾圧のまえに松下反戦派労働者は苦闘している。

中心的活動家を解雇・休職処分によって職場から排除され、仲間と切断されたなかで苦しい就労闘争を孤立感にさいなまれながら闘いつづけてきた。文字通り近代的労務管理に支配しつくされ、労働組合の名による労働者支配のもとで、短期間のうちに大衆的反撃の望めないことをよく知っている松下反戦派は、逆に、このときにこそ反戦派の真価が問われることを自覚している。

カラーテレビの二重価格問題を契機にはじまった電機産業の構造的不況は、高度成長を背景にしてこそ有効であった賃金二倍長期計画の破綻を生み、経済的に一定のものを与えて支配する方法がゆき

づまりつつある今、いわば、大合理化を含む支配形態の転換をまえにしてまさに反戦派労働者の苦闘が仲間認められ、松下労働者の怒りの反撃の火種になるか否かが問われている。

このとき、ますます狂暴化する弾圧に耐えて歯をくいしばって闘いつづけた松下反戦派労働者はひとつの勝利を手にした。休職処分撤回の民事裁判の勝利である。仲間の態度が変わりはじめた。ピラを受けとらなかつた仲間も受けとりはじめた。「交替制導入絶対反対」の呼びかけに答える仲間ができ、松下資本は計画の変更を余儀なくされた。春闘要求の職場討議が紛糾しはじめ、ベテンを見破る仲間が職場討論で公然と発言しはじめた。

たしかな流動化が生まれはじめたのである。逮捕・起訴以来一年、ゴウゴウたる暴力宣伝によって完全に孤立化したかに見られた反戦派は、不屈に闘うことをとおして松下労働者を呼びさます闘いをさらにつづけ、反撃に転じようとしている。

## 一、J.C支配十年と松下労働者

一人一月三〇件の提案件数をだす労働者、ZDノートに一日の仕事の反省を書き改善点を指摘する労働者、互いに堂々とミスを指摘しあう労働者、休日出勤を賃金なしであたりまえにやる労働者、職場の後輩の教育指導を真剣に考えてBSサークルにはいり活動している女子労働者、PHP読書会をつくって活動する労働者、レクリエーションを企画して明るい職場づくりに一生涯のレクリエーション、これはすべて自主的にみずからすすんで行なわれている事実である。

これは中堅の松下労働者の姿である。松下資本の近代的労務管理はここまで労働者を教育しつくり変えてきた。そのじつ、生きがいと趣味にレジャーにもとめ、けっして仕事に生きがいをもとめていないのであるが、ここまでくるには労務管理もさることながら労働組合のはたした役割は決定的である。

松下労働組の歴史は、六〇年安保闘争の昂揚を背景にして、三五年から三七年までの三年間、「左派」が指導権をにぎった以外は、すべて右派II御用組合であった。昭和二十二年、あの戦後革命の激動期にさえ、社長公職追放にたいし、労働組合あげて「追放除外嘆願署名」を集め、GHQに嘆願するというほどであった。

松下幸之助の独特な労働組合をつかった労働者支配は、戦前の「歩一会」にはじまり、戦中の「産業報国歩一会」のなかに貫かれ、昭和二十二年の労働組合結成後も一貫しているのである。とくに昭和三八年、組合指導権が右派(J.C議長福岡II高畑派)ににぎら

れて以来、その労働者支配形態は、資本―御用組合幹部の一体となつた支配を不可欠の前提とするにいたっている。

昭和三七年一月、松下資本の「職能給」導入の攻撃を受けて、御用幹部は「仕事別賃金政策」を同時にかかげ、強引で公然たる分裂活動を開始し、資本の援助を受けて、翌年七月の一八回大会で本部役員を独占するのである。が、「絶対反対ではだめだ」「同一労働・同一賃金で差別をなくす」という美名で、じつは職能給を形を変えて導入するための資本II御用幹部一体となつた攻撃であったのである。若年労働者の低賃金と差別賃金、女子労働者の低賃金への不満を巧みに利用し、資本の徹底した差別配分回答に助けられながら、仕事別賃金による不満解消の大キャンペーン、資本の職能給撤回を軸に仕事別賃金政策は組合員の「支持」を得ていった。これをテコに「左派」を追い落していったのである。

徹底した合理化・労働強化の実現を時間管理強化によってなしとげんとする資本の攻撃を時短要求として、昭和四〇年四月の週五日制移行で巧みにごまかし、労働力不足と作業の単純化に対応した労働者分断支配の賃金形態II職能給を昭和四一年三月、仕事別賃金で実現した御用幹部は、さらに、資本の合理化・労務管理強化の攻撃に歩調をあわせて「政策闘争」と称する労資一体となつた運動を展開するのである。マイホーム主義運動を軸とした労働者の不満解消の攻撃には、昭和四一年一二月、新住宅制度を発足させ、夢と多額な貸付金で労働者を企業につなぎとめる制度を実現させ、福祉年金制度と称する退職金の年金化をすすめて、松下資本の資金内部留保手段に手をかし、あわせて、低勤続退職金の低額化を強行した。

もちろん、ZD・QCによる労働者の全面管理の攻撃にもにげな

く支持しながら、職制支配の強化を松下資本の思うがままに推進させていくのである。

昭和四二年一月、恒例の経営方針発表会で、松下幸之助が「生産倍増で五年後にアメリカに近づく賃金水準を実現しよう」と発表したのを区切りに、前記した、いわば集積された労働者支配の攻撃を一気に徹底合理化・労資休戦の支配体制としての完成へと突きすすんでいくのである。

昭和四一年七月、組合結成二〇周年の席上、高畑の打ちだした賃金倍増計画は、松下幸之助の発表によって物質的保障をあたらされたが、それと引換えに生産性倍増協力のおまげがつけられていた。ここで徹底合理化への全面協力がすすめられるのである。いわゆる「良い合理化と悪い合理化」によって一定の制限事項をつけていた従来の方針から御用幹部はなしくずし的にこれをとりはらい、逆に、労働組合からの合理化政策を提起し、納得性のある合理化の推進を要求する運動へとすすみ、とどまるところのない徹底合理化の嵐が吹きはじめたのである。

一方で賃金倍増計画は、五カ年計画として打ちだされ、バラ色の年次計画が四二年春閣要求から具体化され、満額に近い回答があらわれていった。

この長期賃金計画は、一方で、労資協定化の方向にすすめられ、協定の成立をメドとした春闘放棄⇨労資休戦へと発展していき、他方で、賃金倍増の内容を一時金も含めた総収入倍増とし、その一時金の一部を本給にくりいれて要求を引き下げるという大ペテン（賃金は上がるが一時金は実質低下となり、総額は大幅に増加しない）を行ない、あわせてその一時金の一定額固定化と利益配分算式化を

導入するというおどろくべき方向へとすすんでいるのである。春闘放棄については電機労連の反対にぶつかったが、実質的には昭和四三年以降、なんらの闘争も行なわれない統一スト破りのなかで労資休戦は見事に実現しているのである。

さらに、仕事別賃金の完成と称して、仕事転換規準と昇格訓練試験を骨子とした総合転換規準の昭和四六年七月確立をめざした政策がすすんでいる。労働者間競争の促進をとおして、よりいっそうの労働者分断支配を実現し、完全管理・完全支配を実現しようというのである。この十年間の労資一体の労働者支配体制確立の総過程は、PHIPに代表される「常識」と「感謝」の思想による教育と、経営理念としてすべての場所で展開される「産業報国」の教育によって裏打ちされ、利益配分方式の物質的確立とあいまって、企業防衛から報国へと不断にたかめられてゆく思想教育の過程でもあった。まさにアジア侵略体制への労働者の大動員であり、帝国主義労働運動の推進である。

松下労働者はこの十年間の総過程のなかで闘う組織を失い、際限なく進む合理化、コンベアーを流れる製品を追いかけて部品取付けをしなければならぬほどのコンベアーのスピードアップ（ラジオ・テレビ部門）という労働強化、さらに加えてZ・D・Qによる目標・計画・点検のくりかえしに追いまくられ、残業・休日出勤を押しつけられつつあった。また、安全管理の美名のもとに職場規律にしばりつけられたが、有休すら自由に取れない計画取得強制と、休めば自宅にまで職制が押しかけるほどの勤怠管理、はたまた、レジャーまで管理され、全員参加の職場レクリエーションを押しつけられ、休日まで管理される（一日教養・一日休養運動）なかで、肉体

的にも精神的にも打ちのめされてきた。この犠牲のうえに松下のあの驚異的繁栄があったのである。

JC御用幹部は、この松下労働者の不満のうっ積を資本の物質的援助を得てつけて爆発しないように一定の賃金の上昇を実現させながら、松下労働者を消費生活へと脱出させるきわめて巧妙な誘導を行ない、この消費生活のなかに生きがいと求めさせていったのである。

より高度な消費生活を確保するためには自分からすすんで残業をやり、自分からすすんで合理化を考えて推進するという悪循環は、つぎつぎと労資一体となった労働者支配体制を認め、支えてゆく方向へとすすみ、思想教育とあいまって侵略にむけた労働者総動員へとルールが敷かれてゆくのである。職場では個々バラバラに分断された労働者、労働組合の「政策支持」以外に要求を実現する方法を失った労働者。そうしたなかでつけて労働組合が自分の不満を解決してくれないことを一番良く知っている松下労働者は、総体として無関心あるいは無力感に陥っているのである。

松下資本は、わが反戦派の断固たる決起があっても従業員は動揺しないという自信をもっている。事実、その支配体制をしてこの自信は当然である。だがしかし、決定的な誤算が生じたのである。一つは、反戦派が従来の活動家と異なり、絶対に屈服せず断固として闘いぬいていること。さらに一つは、構造的な不況をまえにして支配体制の転換がせまられ、いっそう過酷な合理化を強行しなければならぬ事態をむかえたことである。

### 二、反戦派とJC御用幹部の攻防戦

前述の労資一体となった攻撃のまえに昭和三八年に敗北した日共は二度と登場することなく完全に選挙運動に埋没してしまっている。社会党も今や完全に松下における闘いを放棄してしまっている。このようななかで反戦派の公然たる闘いは開始された。

JC御用幹部支配十年の過程は、他方で組合組織の官僚的再編をも同時にすすめてきたのである。大会代議員の選出比率を半分に

## 法政評論

編集・法政大学第一文化連盟  
発行・法政評論社  
東京都目黒区上目黒2-13-5 中田方  
振替・東京一六二七〇七

二号 (臨時増刊) 130円(〒35)

特集 陳玉璽君強制送還への怒り  
在日外国人は『煮て食おうと焼いて食おうと自由』  
陳玉璽君強制送還の顛末  
川田泰代 包みこむ影  
陳君強制送還三周年によせて  
羅智深 暴かれた入管体制への怒りと自己への告発  
光山 陳玉璽君を守る運動へむけて  
中島 慎人  
復刊一号 200円(〒50)  
朴政権の庄政と日本帝国主義の南朝鮮侵略  
白井 朗 植民地政策と文学  
任展 蕙 ある日本の作家への手紙  
朴春日 朝鮮「プム」への危惧  
尹学準 破法裁判によせて  
小田 切秀雄 小西反軍裁判で思うこと  
江橋 崇 権力を告発する  
渡辺 義通 荒正人・岡本潤 現代資本主義と農業問題  
五味 健吉 帝国主義と対決する農民運動  
戸村 一作 杉森 信一・大原 勇三

し、中央委員数を減らし、執行委員の任期を一年から二年に延長し、末端役員をすべて組長・班長で固めて左派の進出をあらゆる方法で阻止する体制が固められていったのである。五〇名単位の職場で左派活動家が進出する状態になれば資本はたちどころに職場再編成をやり、反動的な職場をくつつけてたちまち少数派にしてしまふといった攻撃がくりかえされ、悪名高き「小選挙区制」的職場単位がいくつもできあがる事態になっている。

昭和三七年「左派」の敗北直後、あいついで起こった活動家首切り・配転によって「左派」を押えこんで以降、昭和四〇年あたりから特別の例外を除いて、一度たりとも中執はおろか、支部執行部に左派が進出した例がないといわれているほどの徹底ぶりである。

末端組合役員を職制で固め、悪意ある中傷を公然と行なう組織的動きと、選挙活動の徹底した規制・統制（四枚原稿と一分の演説のみ）と、松下資本の物質力を背景にした「政策実現力」による御用幹部への組合員の一定の支持のまに、左派⇨反対派の進出はほとんど不可能なかでの唯一の左派⇨反戦派の闘いはきわめて困難なかで開始されていった。

松下反戦派の公然たる闘いの開始は昭和四四年六月のアスパック闘争であった。一〇・八羽田闘争の衝撃を主体的に受けとめた松下の戦闘的労働者は非公然に反戦青年委員会に参加し、三里塚闘争や王子闘争に参加して闘いぬいてきたが、六月の静岡におけるアスパック闘争において江頭浩行君の逮捕に直面したのである。われわれはこの事態を逆手にとった公然たる闘いの開始を決意し、断じて処分をさせない闘いを貫徹することを決定したのである。逮捕の翌日から職場の友人による公然たるピラまきを契機に、職場内・門前

での活動を大胆に展開し、資本・J.C.御用幹部・権力の一体となつた集中弾圧をはねのけて闘いぬき、獄中からの欠勤届を受けとらせ、二三日間の勾留の後、不起訴をかちとり、職場にむかえられたのである。J.C.御用幹部による統制処分を完全に封じ、資本も譴責処分しかだせない状態に追いこめ、闘いを勝利的に貫徹しぬいたのである。

われわれは闘いをこれとどめず、八月の役員選挙に二工場で書記長候補を先頭に、いっきに六名の仲間を立候補させ、反戦派の信任を問うたのである。すさまじい暴力キャンペーンを受けながらの限定された選挙戦のすえ、六名ともほとんど同じ一割強の支持票を獲得した。われわれは落胆はしなかつた。闘いは開始されたばかりである。闘いはいっそう大胆にすすめられた。

松下反戦派は一〇・二二、一月決戦にむけて公然と闘いへの決起を訴えるピラまきを、佐藤訪米阻止の最先頭に立って闘いぬいた。一〇・二二で二名の仲間を逮捕され、一月決戦で四名の逮捕者をだしながら、一〇、十一月決戦の歴史的な闘いの最先頭を担い、日本階級闘争の一大飛躍をかちとつたのである。その後、一月、二名の事後逮捕の大弾圧をうけ、資本・国家権力の一体となつた集中弾圧を受けたのである。八名の仲間を逮捕、七名起訴の大報復は、松下反戦派の壊滅を意図したものである以上、われわれは反戦派の闘いを大衆的に打ちかえさなければならぬことを決意し、獄中からの欠勤届を受けとらず闘い、臨時工契約切れ——首切りという反戦パージを粉砕する実力就労闘争へと闘いを拡大していった。

休職処分適用にたいする闘い、組合統制処分にたいする反撃、保釈奮闘の仲間を先頭にした実力就労闘争、全国の全工場前での抗議

集会、カンパ闘争、新たな左派⇨反戦派の一掃をねらう懲戒解雇（二名）不当処分撤回の闘い、民事裁判の勝利。文字通り一年間にわたって激烈に闘いぬき、今、一つひとつの勝利をかちとりつつある。

J.C.御用幹部は、六九年アスパック闘争以来、一貫して松下資本の処分よりさきに統制処分を問題にしてきた。六月アスパック闘争には戒告処分、八月年次大会で反戦青年委員会の排除機関決定、獄中から五名の執行委員立候補にたいする妨害、さらに休職処分にともなう組合員の資格問題については、われわれの闘いにより組合員であることを確認しつつも、組合機関紙等の配布を妨害し、職場討議参加を妨害しつつづけている。松下資本の休職処分者にたいする入門時の暴力的妨害にもいっさい抗議せず、逆に、それを良いことにして職場討議への参加を認めないという暴挙をくりかえしている。

また、休職処分にたいする松下反戦派の門前抗議闘争にたいして、これを封じるために統制処分をかけ、「組合員にめいわくをかけた」として二名にたいして一年間の権利停止処分の弾圧を行なう、これを契機に、われわれの他工場への門前抗議闘争を封じるため、「組合員にめいわくをかける」として警告処分を乱発し、なんとか反戦派の闘いを圧殺するために、すべて統制処分を恫喝し、職場から排除せんとしているのである。これだけにとどまらず、一貫して救援闘争を内部から闘っていた二名の活動家にたいする松下資本の懲戒解雇にたいして、松下資本の通知よりもはやく組合員権剝奪を行なうというほどむちゃくちゃな弾圧を行なっているのである。

この松下資本とJ.C.御用幹部一体となった集中弾圧に抗して松下反戦派はまさに孤立して闘いぬいてきたのである。労資一体となつ

た労働者支配体制と、その一定の成功（松下資本の資本力を背景にしたJ.C.御用幹部の長期賃金政策への組合員の支持と、圧倒的な若年労働者の労働組合にたいするつくられた無関心・無力感、さらに、権利意識すら奪われている現実、組合の官僚的統制）をふまえたわれわれは孤立を覚悟して闘ってきた。むしろ孤立した反戦派独自の闘いによって、労働者の権利を守りぬくことのなから松下電器における労働者の決起を実現することの方向を決意して闘ってきたのである。処分撤回闘争の勝利的保障はなによりも不屈に闘いつづけることにあり、また、権利侵害にたいする徹底した反撃、そして圧倒的な大衆宣伝にあった。

松下資本とJ.C.御用幹部をむこうにまわした反戦派の闘いは大衆的決起を実現していないが、静かに松下労働者の意識を変えつつある。不屈に闘いつづけることをとおして、松下労働者の無力感に挑戦し、けつして屈服しない反戦派の抵抗闘争、闘う権利侵害にたいして、ささいな弾圧であろうと断固として抗議し、闘う権利を売り渡すJ.C.御用幹部の反労働者性と反戦派の違いを鮮明にし、すべての労働者に事実を訴える大衆宣伝は全国全工場へと拡大して闘いぬいたのである。しかし、大衆的反撃の困難ななかでの闘いは、具体的勝利を実現しなければ少数派の反乱にとどまり大衆的決起につながらない。われわれは一年間の苦闘の後、今、休職処分の撤回を闘いとり、たしかな勝利を実現した。反戦派の本格的な闘いが開始されたのである。

### 三、支配形態の転機と反戦派の闘い

「交替制に反対し、最後まで抵抗しよう」と松下反戦派は大胆に呼びかけを開始した。おりから、カラーテレビの二重価格問題で消費者の怒りの不買運動に直面、在庫増にともなう大がかりな生産調整のなかで、松下資本は高槻電子工場で七〇名の交替配転の攻撃を開始した。J.C.御用幹部は資本の手先になって希望者を強引に呼びはじめたが、いっこうに集まらない。「職制とJ.C.御用幹部の交替制の押しつけに抵抗しよう」という具体的な抵抗の呼びかけは松下労働者をとらえはじめ、結局、なかば強制的に押しつけても二〇名しか交替制要員を確保できなかったのである。松下労働者は抵抗しぬいた。計画は大幅に変更を余儀なくされたのである。J.C.御用幹部はもうれつな反戦暴力キャンペーンを開始し、資本と一体となつて反戦狩りを行ない、ビラまき妨害をはじめたのである。

電機産業は六五年以来、一貫して高度成長を遂げ、なかでも松下電器は驚異的な高収益をあげ、株式の時価発行をやるほどの安定成長をとげてきた。ところが、繊維に端を発した「日米経済戦争」はカラーテレビにおよび、ダンピング問題を理由に対米輸出がストップし、あわせて国内での二重価格問題が発生し、消費者の怒りは不買運動へと発展し、在庫増による大がかりな生産調整がはじまっている。日立・東芝・三菱・三洋・シャープ等が軒並みに来年度の設備投資・定期採用人員を大幅に減らすことを発表したのにつづき、半日稼働から帰休制(日立・東芝)へとすすみ、工場閉鎖(三洋)するところまで発展してきている。カラーテレビが家電資本の目玉

商品であり、ほかにこれに変わりうる有力商品が見いだせないがゆえに、この不況は中小部品会社の倒産を生み、通信器メーカーも含めた構造的な不況となろうとしている。

松下電器は、テレビ工場を中心に、半日稼働体制にはいり、大がかりな生産調整から、他工場への応援・配転と労働者に犠牲を転嫁し、全面的な交替制導入で局面を打開しようとしている。四六年、恒例の経営方針発表会で幸之助は「合理化は永遠である」といい、「共存共栄」から「強存強栄」へと経営方針の転換を行なった。昭和四五年、年末一時金闘争で松下資本はJ.C.御用幹部と共同して不況宣伝をおおきく、長期賃金協定どおりで昨年の実績を下まわる回答で松下労働者を押え込んだ。

七一年春闘をまえに松下資本とJ.C.御用幹部はきわめて深刻な事態に直面しているのである。労資一体となった労働者支配体制としての賃金倍増長期賃金協定による徹底合理化と労資休戦は、今日まで労働者をまきこみ、みずからの意志による合理化を推進するところまで吸引し成功してきた。しかし、それは賃金倍増への圧倒的な期待によってであった。それゆえに、愛社意識と産業報国を軸とした排外主義的生産体制と徹底合理化・労資休戦をつづけるには賃金倍増への強い期待にこたえねばならないのである。事実、四三年頃から賃上げへの期待は協定を越えていたなかで、要求を協定プラス協力感謝金でこまかして満額回答で期待にこたえてきた。不況下の七一年春闘でもこの期待にこたえなければ労働者支配体制は破綻するのである。

この苦境をまえに、またもJ.C.御用幹部は松下資本を助ける役割を担おうとしている。協定要求九千五百円であるが、電機労連の統

一要求が二万一千円(松下J.C.幹部は必死に賃金研究委員会を引き下げようと努力したが……)と決定したため、九千五百円プラス家族手当プラス役付手当というペテン的要求でごまかそうとしている。ところが、七〇%もの若年労働者は手当などついていないため、要求が九千五百円のみとなり、しかも、L<sub>1</sub>ランクに七〇%ぐらいの若年労働者が集中しており、そのランクの要求たるや、七千三百〜七千九百円という低額になることをごまかすことはできない。高額賃上げにこたえられなくなったのである。他方で交替制を頂点とする合理化を強行せねばならなくなり、不満はその極に達しつつある。

松下資本は支配形態の転換に着手しはじめた。企業存亡の危機の訴えから、企業防衛意識をおおきく、産業報国へと労働者の思想的動員と強権的支配への転換である。むしろJ.C.御用幹部も唱和しはじめている。

松下反戦派は不屈に闘うことをおして抵抗の闘いを松下労働者のなかに提起し、独自で孤立をおそれず闘いぬくことで勝利をかち

とった具体的な闘いをおして、少数でも労働者が闘えば勝てる自信を松下労働者に提起してきた。今、松下反戦派は数十万枚にもなるうとする独自の権威をもちはじめた機関紙による大衆宣伝によって独自の闘争方針を提起し、抵抗闘争の嚆矢を開始した。そして、松下労働者はそれに応えはじめている。個々の労働者の個人的抵抗の闘いはまだ弱いかもしれない。しかし、その抵抗闘争が全体に見えるようになるまで発展すれば連帯が生まれ、松下労働者の反乱に連なっていく。

日本帝国主義のアジア再侵略の担い手に動員されることを拒否する松下反戦派の闘いの真価が問われる七一年春闘を突破口にわれわれは大いに楽天的に、そして大胆に闘いぬかんとしている。

## 破防法研究

バックナンバー

●十号 250円(〒50)

現地報告・燃ゆるコザ/「沖縄返還協定」粉砕の道・黒島善輝/ヤマトンチューの責務・石田郁夫/戦後沖縄の暗黒と苦闘・新崎盛暉/本土復帰闘争の新たな展望・仲吉良新/謝花昇論・古波津英興○三島・国家・天皇・小長井良浩・小西誠・さ

●九号 200円(〒50)

アジア侵略への全面的再編成・陶山健一/三里塚・激闘の三日間/日本全農民の蜂起を訴える・戸村一作/

●八号 200円(〒50)

破防法裁判を闘うにあたって・井上正治/意見表明・久保井拓三 青木忠/「五月革命」以後G・ベルジャ/日米声明とジョンソン証言/中谷純二/侵略と教育・川原哲三/強制連行・雨宮浩一

●七号 200円(〒50)

意見表明・井上正治 本多延嘉 さらぎ徳二 藤原慶久/これが自衛隊だ・林田守/革命党建設か解党主義か・田川和夫/第一次共産党前後・高津正道/アメリカに何が起きているのか・雪山慶正

連載●破防法公判傍聴記



闘いの現場から4

## 分裂に抗し少数派として闘う石川島労働者

佐藤 芳夫

(全造船機械石川島分会執行委員長)

## 一、全造船労組、分裂の集中攻撃を受ける

昨年の秋から暮にかけて、全造船機械労組(中立労連同盟・総評指向)は、造船重機資本と、資本の手によって培養されてきた「全造船二八会の分裂攻撃に直面し、ことごとく彼らの策動を許す結果に終わった。「全造船二八会」というグループは、全造船が、あの歴史的な六〇年安保闘争の闘争方針を審議する臨時中央委員会の前日、五九年九月二八日に、造船産業のビッグユニオン内の全造船批判派(労資協調派)によって結成されたものである。集中攻撃の対象分会は、舞鶴造船分会(二千九百人)、名古屋造船分会(二千七百人)、神戸市の川崎造船分会(二万人)、石川島造船化工機分会(石播重工の子会社内の労働者で組織されている約千人)と私の所属する東京の石川島分会(一万二千五百人)などであった。

右は昨年秋からの分裂攻撃であったのだが、実は、全造船にたい

するこの種の攻撃は、いまにはじまったことではない。一九六五年反動政府が、あの「日韓条約」を締結した年の二月に三菱造船支部(長崎、福岡、下関、広島等の事業所で組織されていた二万二千人)にたいする分裂攻撃に起点をおくことができる。

労資協調派のいいふらは、階級闘争至上主義反対(政治闘争主義反対)、生産性向上運動支持、造船総連との組織統一というものであった。造船総連は全造船と五角の組織人員をもつ同盟傘下の組合であって、日本の造船産業のなかに二つある産業別労働組合の一方の側にたつて活動をつづけていたのである。この組合は、労資協調派の主張を全面的に採用、表現していたので、全造船といわばライバル・ユニオンといつてよい。全造船は、その運動の視点を階級的労働運動・反体制労働運動におき、日本金属共闘会議(現在、金属労働と改名)のなかで、全国金属労組とともに、その中核的存在であった。とくに全造船のなかでも、三菱造船支部、長崎造船分会(当時一万二千人)は、主導的地位にあった。たとえば、一九五八年の兵

器エリコン生産拒否闘争、臨時工常用化要求闘争、五九、六〇年の三池支援闘争と反安保の闘い、職務給粉砕闘争などを闘い、「全造船の牽引車分会」といわれるにふさわしい活動をつづけてきたのである。全造船を破壊するために、造船資本が、なにはさておき三菱造船支部を潰滅させることをねらったのも首肯できる。

ここで、三菱造船支部分裂の経過をのべるとまはらないので省略するが、三菱独占資本は、活動家にたいする差別攻撃、愛社精神の昂揚と反共思想教育、長崎造船所では「三千人の職制がそれぞれ一人の労働者を獲得すれば六千人を確保でき、一万二千人の長船分会の力関係を変えることができる」という方針をもち、残念ながらこの方針の貫徹を許す結果となった。

六九年には、日本鋼管鶴見造船分会、浅野ドック分会、清水造船分会の「鋼管三分会」約八千人が、//造船機械産業の労働戦線統一//を旗印として、全造船から脱退していったのだが、この三分会は、三菱造船支部の分裂と異なり、日本鋼管鉄部門、すなわち//鉄鋼労連//と同様、全造船内では、すでに「資本の丸がかえ」が完成し、闘いの旗を降したのである。七〇年の石川島をふくむ分裂の一斉攻撃は以上の経過概要の延長線上にあったといえよう。七〇年秋の分裂、脱退の結果、四万五千人の組織をもっていた全造船は、今日、一挙に一万六千人の小単産に転落した。

## 二、最大の拠点・石川島分会の分裂

以上のべた数多くの分裂、脱退攻撃のなかで、すべてが敵の手にそっくりもってゆかれたのではむろんない。六五年の三菱造船支

部分裂、脱退のあとも、「少数派組合」として全造船にふみとどまり、闘う旗を頑固に守りぬいている分会として、全造船三菱重工支部(約七百人)の「資本家に頭を下げない」人たちがいる。三菱独占八万労働者のなかでわずか一%ではあるが、資本にとって//手に負えない//存在であることに間違いない。

三菱・鋼管の分裂後、全造船のなかで残った最大の拠点は、東京の石川島分会と神戸の川崎造船分会であった。川崎造船分会は数年前から資本の黒い手がはいる、事実上の労資協調路線をすすめてきたのだが、この分会がいつおちるかはその問題であった。そこで私の所属する石川島分会の分裂経過をいくらか詳細にのべてみたい。

分裂前、私たちの分会は、上部団体としての全造船に加盟する組合であり、同時に石川島播磨重工(資本金三八五億円、年生産高約三千七百億円、従業員三万六千人)のなかに複合的に存在する五つの組合で組織する企業連合としての「石川島播磨重工労連」(略称、石播労連)のなかでも//有力組合//であった。

五つの単組とは、石川島分会(一万二千人)のほか、全造船・名古屋造船分会(社会党系の幹部が主導権をもつ、二千七百人)、同盟傘下三組合、兵庫県相生市にある石播相生労組(七千人)、広島県呉市の石播呉労組(七千人)、横浜市の石播横浜労組(五千人)の計五組合である。つまり一つの企業に中立労連傘下二組合と、同盟傘下三組合が共存していた。したがって、数のうえでは左右の勢力分野が五分五分に拮抗している状態であった。

ところが単一組合ではなく、連合会であるがゆえに、比例代表的選挙を行っていないので、石播労連は完全に右派//労資協調派//に牛耳られていたのであった。労連は六八年の大会で、「一九七一年

一〇月をめざして、連合会を解体して、単一組合を結成する「方針をきめてきたのだが、単一組合となるためには、各々が加盟している上部団体を脱退することになる。すなわち、石川島分会と名古屋造船分会は全造船からの脱退を、同盟傘下三組合は同盟からの脱退を、という具合にである。この単一化は、もともと連合会結成当初から掲げていた方針であったが、これを契機として、全造船機械労組と造船総連の統一・合同、すなわち「造船産業労働戦線の統一」が叫ばれたのである。これは、戦後二十五年の間、わが国ではぐくまれてきた「企業別従業員型労働組合」としてのいわば「常識」でもあった。労働協約が企業内従業員にのみ統一的に適用されるという状態のなかからは、企業内の複合組合が「統一要求、統一交渉、統一行動」をめざすのも、必然の帰結といえた。

ところがその内実では、石播重工の資本家によって培養されてきた石川島統一会議（全造船二八会の中核・事務局長を担当）は、全造船傘下の二八会と緊密な連繫の下に、全造船破壊をおしすすめ、造船産業内における他のビッグユニオン（同盟三菱、同盟日立造船、同盟三井造船と、右派が完全にイニシヤティブを握っている日本鋼管造船労働連合および川崎重工労働連）を糾合せ「造船重機労働」を結成する活動にのりだしたわけである。そして、その運動路線を「同盟」に求めていった。

かくて、この方針はまず石播労働のなかで「大会決定」をとりつけ、本格的に全造船を分裂させるための「全力投球」がはじまったのであった。この路線が確定した以上、「単一化によって石播労働傘下の五単組が上部団体から離脱する」方針は「変更」され、同盟三単組は「同盟からの脱退」をとりやめ、もっぱら、全造船傘下の

石川島分会と名古屋造船分会の二単組のみ全造船から脱退させればよいと考えたのであった。

七〇年一〇月一三日〜一四日の両日開かれた石川島分会執行委員会（構成、御用派八・社会党二・日共一）は、きたる一二月七〜八の両日開催を予定されていた定期大会の議案審議をすすめていたが、同委員会の二日目、多数派からまさに突如として「全造船からの脱退にかんする件」というプリントが配られ、「追加議題」として審議を求めてきた。少数派はむろん激しく反対したが、「わずかに十分間」のち八対三で強行可決したのである。「一気呵成」とはこのことであり、自民党ばりの「多数であれば何でもできる」というものであった。しかも「少数意見の発表を禁止する」こともまた八対三で決定してしまうおどろくべき「多数暴力」であった。

一月七〜八の両日開かれた定期大会も「アッ」というまに脱退を可決したのだが、すでに大会前から全造船の組合機関紙『全造船機械』の職場配布を一方的に禁止し、組合員がもつ購読権を剝奪し、大会当日は恒例の全造船本部委員長挨拶を拒否した。来賓挨拶は、同盟系幹部のシユプレヒコールの場になり、全造船にたいするあらんかぎりの悪態をついたのであった。翌九日の執行委員会は、大会の決定をうけて脱退にかんする一般投票の日程が発表されたが、これまた規約・規定に反し、一〇日代議員会で投票管理委員選出、一一日公示、一二日投票というものであった。

投票管理規定は、その第十条に、「公示は投票日の七日前」とちやんと明記してあるのだが、「鉄は熱いうち打った方がよろしい、反対意見があったことは記録にとどめる」という強引さである。少数派はこの決定事態が無効だとべたが、力で押しまくられるというあたりまえの措置であったといえよう。

### 三、労資一体の策動とその実態

うありきまでであった。かくして行なわれた一三日の投票は職制総動員監視の下で行なわれ、開票にあたっては「反戦が投票函を襲撃する恐れがある」というデマを流し、私服の刑事をも動員し、通常の開票所である組合講堂から場所を狭い事務所に移し、立入禁止の密室のなかで開票がすすめられた。もともと投票管理委員会は慣行によって、従来は少数派代議員を若干名加えていたのだが、これを完全に縮出したのであったから、「賛成七千五百、反対三千」で可決したといっても信用するわけにはいかない。

以上みてきた一連の右派御用分子の労働組合私物化と乱暴狼藉を許してきたのも、石川島の左翼の腑甲斐なきにその基因があるわけだが、資本家の猛烈なテコ入れの活動にもよる。石川島分会が全造船からの分裂・脱退について、職場で論議がはじめられてまもなく、御用派は数種類のビラを流した。そのビラの発行グループは、本社あゆみの会、豊州ビル土匠会、東一工場サークル連絡協議会、東二工場「東二会」、東三工場職場を明るくする会、田無、瑞穂工場民主化グループ、統一会議などであった。これらの会社の御手製グループは、昨年一〇月末に「石川島民主化運動連絡会」として統一的に動きだしたのだが、これらグループは、実は三年前から本社労働の差し金によってつくられたもので、労働組合を労務管理、生産管理の補助機関とするねらいであった。彼らのビラによると「使用者も、会社幹部も、職制の人も会社側であるまに人間である。すなわち話して全然わからないということではない。両者は同じ土俵で対等に交渉していく相対的關係です。ところが階級主義の左翼労働運動をすすめるようとする」はぐくみ会「日共・民青」や、社会

このように激しい闘いのなかで特筆すべきことは、石川島分会のなかで最大の左派組織を誇る日本共産党の黨員と民青の諸君が「会社の介入や規約違反があったとしても、現実には一人の労働者が投票し、全造船からの脱退が多数を占めた以上この方向にしたがうべきだ、組合がたとえ同盟にはいっても、そのまっただなかで闘えば

党グループは、すべて労使は永遠に和解し難い敵対關係、仇敵同志

だといっています」とのべている。

そして、このピラを一つ配るにも、職長、班長などの職制上の地位にある組合員を総動員している。とくに「職場を明るくする会」なるものは、労働組合の規約上の職場組織である「職場集会」に對置して組織されたものであって、たとえば、一工場に一つの「明るくする会」をつくっていったのである。通常職場には「親睦会」などがあったが、全員加入を建前とし、課の旅行、年末懇親会などを行ってきたが、その親睦会とは別に「明るくする会」をつくり、特定の活動家はいっさい加入させない仕組みになっており、逆に活動家以外の者で良心的な人が加入を拒む場合は、就業時間中に職制が呼びつけ、「君は社会党や反戦を支持しているのか」とおどしつけ、加入を強制させるのであった。かくて「明るくする会」はこの三年ほどの間に、ほとんど全職場に組織されるにいたった。この会の会員は職場の代議員選挙（代議員会は組合の中間決議機関であって五〇人に一人の割合で選出される）にも会社指定の候補者に投票することが要求される。投票函に入れるまえに、会員は投票用紙に記入した候補者名を職制に示して入れていかなければ、たとえ会員であっても翌日から村八分の目になり、賃金や仕事のうえで差別攻撃を加えられるのであった。つまり会員になっただけでは安心できない。会員としての忠誠をはっきりした証拠によってあらわすことが、事実上強制させられるのである。このようにして「民主的多数決」はつくられていった。

六九年秋の役員改選以前までは、執行委員定数一一人のところ、社会党三、日共三、会社派五であったものが、会社派八、社会党二、日共一と逆転したし、代議員も左派が定数二四〇人中一〇〇、中間

派四〇程度のもので、会社派二三〇、左派一〇に転落した。もはや、石川島分會内の左翼は組合機関ではゼロに等しいまでになったのである。むろん石播経営者は「明るくする会」の育成に限らず、レクリダーの養成、ZD運動（無欠点運動）や、QC運動（目標管理）などを活発に行ない、労働者の思想改造運動に全力を投入したことはいうまでもない。

この会社側の「支配介入」にたいして、組合指導部はまったく無力であった。「職制上の地位にある労働者も組合員であり、その組合員が自主的に「明るくする会」をつくり、労働運動を勉強しようとするのは、まったく自由である」としたのであるが、事實は各工場の勤労の援助をうけて「明るくする会」の幹部は、職制の地位を利用して、就業時間中公然と組合破壊の策動をつづけてきたのであった。これが全造船破壊の中心勢力にまで脹れあがってきたのである。

#### 四、造船資本の意図と分裂の特徴

造船資本は他の重工業と同様に、軍備拡張とともに成長し、太平洋侵略戦争とともにいっそう拡大し、敗戦による賠償指定、軍備放棄などによる一時的衰退がみられたが、朝鮮戦争（一九五〇年）特需によって甦り、その後の不況、これに対応する企業整備、合理化の全面的展開をテコとして近代化を完了。五六年に一躍世界第一位の船舶建造国にのしあがった。

ひきつづき現在まで、その地位を確保し、七〇年にはついに年間一千万総トンの進水量をなすとげ、世界におけるシェアを五〇%に

近づけるにいたった。この過程は溶接工法とブロッコ建造方式の採用、ブロッコの大型化と地上組立方式（船台上での組立方式をやめ）、鋼材運搬の自動化、自動溶接法の全面採用、コンピュータによる工程管理などの実施であり、主要造船国であったイギリス、オランダ、西独、フランスなどを短期間に追いこすにいたった。このことは、国内における造船独占資本間の激しい競争をまきおこさずにはおかず、石川島・播磨の合併（六〇年）三菱造船、三菱日本重工、新三菱重工、いわゆる三菱三重工の合併（六四年）を頂点として企業の合併、系列化の波を起こし、造船産業の全面的な再編成を促進させてゆく。このことは、造船労働戦線の不團結、企業別従業員型組合の国際競争裡における有利性（諸外国のクラフトユニオン型組合では、多能工制がなく、したがって、仕事の繁閑による互換、応援ができないが、日本の場合は可能だという意味で）、團結と統一と称する労働運動上の動脈硬化現象、その結果生まれた劣悪な労働条件がいっそう造船独占資本の恣意性を許したのであった。

今日では、日本造船工業会が経団連の防衛生産五団体の一員であることに象徴されるごとく、造船産業は四、五次防衛計画の兵器生産をも受持ち軍国主義復活の一翼を担ってきた（石播重工では、F一〇四ジェット戦闘機のエンジン、J一七九を製作）一方、東南アジアへの進出、たとえばシンガポールのジュロン造船所の建設、また南米のブラジル（リオ・デジャネイロ）には「石川島・ブラジル造船所」などの建設にみられるごとく、造船独占資本の帝国主義的進出をすすめているのだ。かくしていっそう彼らの利益をたしかなものにするため、金属共闘や中立労連のなかで、その戦闘性をもつ全造船にたいして、御用集団を使つての分裂攻撃と、労働組合の丸ご

と支配をすすめてきたものといえる。すなわち、労資の安定、一体化という彼らの願望は、利益確保にとどまらず、実は軍国主義復活への道を歩む自民党反動政府の国策に協力し、帝国主義侵略をもすすめるきわめて危険な願望にも合致するのであった。以上みてきたところから、造船労働運動にかけられた分裂攻撃の特徴を整理してみると、次のようになる。

- (1) 分裂が統一の名によって進められてきたこと。「造船産業の労働戦線の統一のために」（日本鋼管造船労組）「三菱重工八万の統一のために」（旧三菱三重工）「造船重機二〇万結集のために」（石川島）
- (2) 合理化促進のための分裂、企業の集中・合併を契機として、同一企業内に複合的に存在する数組合がまず単一化そのための上部団体脱退を、そして、三菱長船の分裂は半期百億利益確保体制を資本が提唱する時期と合致し、石川島は愛知県知多半島に百万トンドック建造決定の時期に合致する。
- (3) 全造船は日本の造船労働運動のなかの「少数派第一組合」としての役割を担ってきたが、その意味で労働条件設定のパターン・セッターの役割を果たしてきたが、ここに集中分裂攻撃が加えられたこと。
- (4) 争議中の分裂ではなく、運動路線上の分裂であること。したがって労資一体の思想攻撃をもつてすすめられたこと。
- (5) 日本共産党の「一企業一組合」主義、「統一と團結」という名によって、ブルジョア民主主義をも容認し、脱落していったことなどである。

## 五、少数派組合が突きだしたもの

さきへのべたとおり、全造船は昨年暮のわずか二カ月間に、四万五千人の組織が一挙に一万六千人あまりになった。わが石川島分会も一万二千人から三〇〇名の同志の手によって旗が守られたのであった(名古屋造船分会は脱落)。しかし、闘う旗を守った意義は限りなく大きい。それはただ形のうえだけの存続をかちとったことではむろんない。分会の存続によって、今日わが国の労働運動がもつあまりにも多い弱点をさらけだし、突きだし、七〇年代労働運動の地平を切り拓いたものとして評価してよい。「たった三〇名でいったい何ができるといふのか、大衆運動は単純な正義感や意欲だけでは前進しない、多数派の真只中に切り込む運動が重要だ」などという戦後二十五年間の「企業内左翼」の常識を木端微塵に打ち砕き、闘う方向を採用した。

それはなによりも、資本の意図する丸ごと脱退を通じて労働者を全一支配しようとした目的を完全に挫折させたことであった。

そして第二に、「同盟は組合ではない、組合の名による勤労課だ」という主張を公然と揚げ、反抗したのであった。このことは今日、石川島の問題としてではなく、分裂していなくとも戦闘性を喪失している組合は、労働組合とは呼ばない。ここから「左翼からの分裂」という問題が提起される。形骸化した組合、資本の出店になった組合の真只中で、左から切り込み「あたりまえの組合」をつくってゆかなければならない。右からの分裂を自由にまかせているのに、「団結と統一のため」ということで、左への分裂を罪悪視する

ことは論理的に正しくない。石川島の分裂も、われわれ左派と称する者が団結と統一、一企業一組合の原則? によって、会社と御用集団との間に、無原則な妥協を重ね、その結果、彼らの力を拡大させ、跳梁をほしのままにさせていた教訓を、学ぶべきではないだろうか。第三に、労働組合民主主義の欺瞞についてである。敵の手によって数がつぐられ、つぐられた多数によって「民主的に」組合の戦闘力がもぎとられる場合、この多数決を拒否して闘う必要がある。組合民主主義が闘う武器をとりあげ、一人ひとりの労働者の労働基本権を「民主集中制」の名によって奪いさられているとき、手を拱いているわけにはいかない。第四に、石川島の問題は企業別従業員型組合、一企業一組合の方針と鋭く対立している。おそらく従来の運動とは、異質の新しい質をもって登場してきたものと思われる。この組合は、はじめから一人ひとりが誓約して打ちあがった組合であるから、御用分子の加入を許さない。しかし当分の間、既成の組合から厄介者扱いをうけるに違いない。

この意味で今日、第二組合を批難するまえに、第一組合自体を根底的に問い直してゆくこと。日本労働戦線統一の問題についても何のための統一なのか、われわれの主張する「同盟は組合ではない」というその相手方の同盟との統一・合同という意味をもう一度とらえ直さなければならぬのではないだろうか。

では今後「少数派組合」は、みずからをどういう位置に規定づけ闘いを切り拓いてゆくのか若干ふれてみよう。むろん私の組合は、あの分裂以後、少数派組合になったので闘いの蓄積は少ないわけであるが、おそらく次のようになるだろう。

(1) 分裂以前、組合内少数派としてつねに「団結と統一」の思想

に毒され、組合内においては資本との対決を不充分にしか闘わず、右派御用分子とのもっぱらイデオロギー論争に終始し、結果として少数派になったことの深刻な反省から出発すべきである。

(2) 戦闘性を喪失した「統一組合」は、分裂していなくともその内実は分裂しているという認識をもつ必要がある。したがって、少数派組合の闘いは、一般的労組内左派の闘いの方向と同一のものを突きだしている。

(3) 少数派組合は、それ自身では資本にたいする労働組合としての要求は実現できない。つねに多数派の妥結ライン以下に抑えられにちがいないが、しかし、要求もかちとれる組織であることの認識をもつこと。少数派労組の多数派化は現実ではなかなか困難であるが、少数派の政策と運動が多数派労働者の心をとらえるならば、少数派労組の政策と運動が多数派組合員自身の手によって「間接的に」実現できるこの現象を「多数化」とよんでよい。必ずしも組織人員上の「多数派」をとらなくともよい。つまりヘゲモニーの機能である。この場合、成果は直接には多数派組合の手に奪いとられるので、少数派は「全労働者の利益のために」という観点から、高い階級性と思想性が要求される。

(4) たった一人の労働者の利益をも大切にし、労資一体による合理化攻撃にたいして、所属いかんを問わず、労働者の闘う者としての役割をもち、不退転の決意で闘うこと。分裂していない右派組合内における戦闘的少数派は、反合理化闘争のため断固として闘い、右からの分裂を恐れず闘うこと。場合によっては、左からの分裂を促進させる。分裂は資本の攻撃であるばかりでなく、逆に左翼からの攻撃の手段でもあるという二重性を認識すること。資本が丸が

え御用化攻撃の場合は左から分裂させ、資本の「分裂攻撃」の場合には統一を守って闘うことが必要である。

(5) 反帝・反軍闘争の一翼を担い、みずからの企業にたいして「敵に休むひまを与えず」「資本の許容しない要求をかかげ」て徹底的に階級的視点に立って労働運動をつくりだしてゆくのが少数派組合である。この闘いは、労働戦線統一の名による日本独占資本の帝国主義的自立のための労働組合再編、労務管理、生産管理の補完物としての策動と対立する。また、みずからの企業のなかにおける軍事生産を告発し、かつて三菱長崎造船の労働者が闘ったこと(「エリコン生産拒否闘争」)、これを拒否する反戦闘争を組織してゆく。

(6) 最後に、少数派組合は、会社別従業員組合(就職組合への自動加入)と異なる階級的労働運動であるから、企業内では少数派ではあるが、階級的には多数派である。たとえば石川島の三〇〇名は春闘共闘八百万労働者の一員であり、そのなかの三〇〇名が、一万二千人の多数組合のなかで闘う以上、八百万統一組織の「宣伝・煽動の窓口」でもある。階級的多数派の一員として、みずからを位置づけること。

また少数派組合は、少数なるがゆえに直接民主主義が実現できる(石川島では執行委員会と全員大会があるだけで、中間決議機関としての代議員会はない)。したがって、真に闘う民主主義を多数派労働者のなかに実物教育として示すことが可能である。

以上思いつくままに問題点を出してみたが、わが石川島分会とてまだ模索の域をでないので、同志の皆さんの検討を望みたい。

# 北富士・忍草母の会

●出席者

- 渡辺喜美江 (会長) 天野美恵 (事務局長)
- 大森ふじ子 渡辺千春
- 天野みよ子 大森かず子
- 渡辺とら子 天野ますの
- 天野まつ子 天野栄子
- 渡辺まさき 大森梅子



編集部 「忍草母の会」といいますと、すでに日本の闘う部隊はもっとも親しみ深い、まともとも勇敢なお母さんたちであると思っ  
ているわけですが、今日は「忍草母の会」の  
闘いと、その根底にある忍草精神ともいうべ  
きものについてお話しをうかがっていきたく  
と思います。

まずどうしても最初にうかがっておきたい  
のは、昨年一〇月の座り込み小屋撤去のとき  
の闘いについてです。梨ヶ原に安田砦をつく  
り、関東管区の機動隊を総動員させ、国・防  
衛庁を震撼させ、そして、まったくもの見  
事に肩すかしを喰わせたあの闘いは農民魂の  
何たるかを示したものであったと思います。

しかし、三年間にもわたって自分の住家のよ  
うになつていたあの座り込み小屋を去るとい  
うことは、筆舌に尽くしがたいものだったと  
思います。それ以後、第二、第三と第八の小  
屋まで建て、ついに一月には「国有地に入会  
権あり」の東京地裁判決を勝ちとっているわ  
けですが、まずその一〇月の闘いについてお  
話してくださいませんか。

●一〇月・梨ヶ原の安田砦攻防戦

天野美恵 小屋の撤去のときのことですね。  
わたしらはあんな撤去のやり方になるとは思  
ってなかったです。まず一九日か二〇日に仮  
処分がおりたですね、二六日までには小屋を出

るように。緊急会議を開いてですね、あの小  
屋はお母さんたちの命をかけて守るんだ、自  
分の命のつぎの小屋ですよ。私もそのつもり  
だし、会長もそのつもりだったです。お母さ  
んたちも死んでも小屋を守るといふ気持ちだ  
ったですよ。だから仮処分がでて、たとえは  
国の法律がどうであれ、あれは私たちの入会  
地に建てて入会住民になくってはならない小屋  
であるし、私たちは、あそこに三年間も座り  
込んでいる小屋をとられるなんていうことは  
どんなことがあってもできないということだ  
命をかけて守るといふことです。

私たちは白装束になつて死をかけてやるつ  
もりだったですよ。約六〇名くらいだけでも  
本当に内緒で準備したです。入会組合長も先

生(忍草入会組合顧問・天野重知氏)もまったく知らないうちにやりました。むろん家族にも夫にも子供にも知らせずにやるつもりだったですね、二六日までは。本当の気持ちには関東管区を引きつけて、激突するつもりだったですね。大体警察を引きつけてやるのが名譽に思われたですからね。大体千人くらいがいるということがわかって、それじゃいよいよ六〇名全員白装束に身を固めてはいるというところになったんです。だけど、六〇名のお母さんたちではとても勝つてこないですから、不発弾を投げてやろう。母の会六〇名全滅のときは機動隊も報道陣も全部やっちゃうという気持ちだったです。

そのときに先生の家に呼ばれて説得するよういわれたんですね。富士の平和のためにみなさんが死ぬという気持ちはよくわかる。ただ、死んでしまったからといって日本に平和がくるわけではないし、富士山を取りもどせるのでもない。みんなが死んだからといって、権力は二、三日騒ぐだけで後は野となれ山となれで虫ケラのように扱われるだ。それよりもみなさんはここでもってね、三百人の村の人たちを動員したからといってかもうわけでもないし、だからといって忍草だから

人を動員してやるわけにもいかない、忍草は昔から人を頼らないということが原則となっているから、自分の力で小屋を守ることにしたんです。だから学生さんを小屋から出したわけです。

ということ、小屋にはいつてお母さんたちを説得したんです。とてもじゃないけど聞かないです。最後にね、「母の会」はみんな最後には指導者のいうことを聞かなければ団結ができないということが「母の会」の原則としてあるわけですよ。この「原則を破ってまでやるのか」というふうなことまで話して、やっとお母さんたちもいうことを聞いてくれたですよ。六〇にも七〇にもなる人間が死ぬよりも「流血沙汰をさけて」、私たちは小屋を下って、まだまだ闘いはあるんだから闘いつづけて富士を取りもどしてみせるということが先生からいわれたですよ。

それで会長さんと二人で説得したんだけど、きつとお母さんたちは九割九分不服だったでしょう。あの気持ちは絶対にお母さんたちでなければわからないですよ、あなたたちにも絶対にはわかりません、忍草の人間でなければわかりません。会長さんが読みあげたあの「佐藤総理よく聞け！」という宣言文

を読みあげるときに会長の気持ちは、いま思っても胸がつかまってしまってますよ。あの甲高い声で読みあげるときには憎しみとくやしさがいっぱいだったと思うですよ。ほんとに六〇をこえる人が読みあげるんですから、お母さんたちも寝ていながら、お母さんたちの気持ちというものは、なんというか私にはわかりすぎるほどわかるんですね。勇敢に寝た人もいるだろうし、一睡もしない人もいるだろうし、二時ごろから小屋を去るということがわかってちゃってこれでまったく小屋を去るだということ、お母さんたちの気持ちはいっばいで、雪の地べたでタイヤを燃やして地べたに這ったお母さんたちの気持ちは、ほんとにわかってすぎるんです。会長さんが宣言文を読みあげて、「富士のある限り、入会地のある限り、いくつもの小屋を建てていく」というとおり、お母さんたちはいまでもあの怒りを胸のなから消すことはなく、おそろく一生忘れれることはできないと思うし、いまなおかつ、あのド真中に小屋を建てて、ああいう座り込みをつづけたという気持ちです。もう一度やってみたいですね。

天野みよ子 まったく美恵さんのいうとおりだったなあ、まず、あのくやしさといったらこのくくしうめと、その感じというのはいかにいわれねえです。

なんといつていいかわからねえだ。昔から桑作りをしたり、そばを蒔いて苦労してきたやつを。若けえ衆から子供からみんないって、そして、あの晩いよいよ登っていった、ながらく三年余りも苦労して座り込んできたのになあ。あの晩は何をどう考えても寝られなかった。悲しすぎて、朝になったらあの火の見やぐらにお天とう様が昇るなかで会長さんが真剣に宣言文を読むんだけど、私は悲しすぎて度胸ぶるいがしちまってな

まず、まったくあのときは生きた心地はなかった。なんたってしかたねえや、これでもわしら

が勝ってるだから我慢してみんな下つてもらうだと会長さんらがいるので下つたけれど、まず地に足がつかなかったね。くやしくて胸がいっぱいになっちゃってね。機動隊だの警察だの顔をみたくやくしくなっちゃって、まあムシつくわけにもいかず、まったくつらい思いをしなが、しつかりとまばたきもせず、機動隊をにらみつけて真剣に下つたんです。ほんとうにいうにいわれぬ気持ちで歌を唄って下つてきて、しばらくして横道になっているところでふり返つてみると、やぐらがいまにも倒れそうになっている。そのときこんちくしうめいまにみている、頑張るぞ、



怒りを胸に第一の小屋を去る(70年10月20日)

このくくしうめと、その感じというのはいかにいわれねえです。大森かず子 このくやしきは絶対に忘れないぞ、必ずかたきをとってくれるぞ、という気持ちでした。編集部 死ぬ決意で第一の座り込み小屋を守しようとしていたお母さんたちは、会長さんや事務局長の話聞いてから夜明けまでの気持ちというのはどうでしたか。天野みよ子 ムシロや自分の着ていたハンテをひっかけ、腕を枕にして横になっていたが、なんだってくやしすぎて、くやしくてくやしくてこのくくしうめども、いまにみているという気持ちがちっとも胸から離れなく寝れなかった。いまだってそうだから、あそこにいけば、いまいっぺん小屋をつくって絶対この二の足をふんばって頑張らにゃと、あそこにいいたびに思うんです。

今度は小屋をいくつもつくって一人でも二人でも死ぬ気で頑張つてやるべえと思うよ。北富士を緑の草原にして、牛でも飼っていい忍草にすべえと思つて頑張っているだよ。六八歳になつてもあそこへいくときは気持ち全然違う。足も軽く動くし、普段なら道を歩いてもすぐくたびれてしまうけれど、あ

そこへいくときはそれどころでねえ、なにこのちくしょうめと思っただけから足も軽し、気持ちもずつと違ってくる。

### ●七月・戦車に体当りで演習阻止

編集部 昨年のもう一つの激しい闘いが七月の実弾演習阻止闘争ですね。七月の演習通告は、四〇年リトルジョン以来の最大規模の演習だと思えますが、それを嵐のなかで見事に阻止したわけですね。

天野ますの あのとときは自衛隊の道をあがっていったらヘリコプターが低く飛んでいた。そして演習場にいけないため真剣になって自動車をとめて、ヘリコプターが頭の上まで降りてきたんで「みんなそこに寝ろ！」と号令があつたんで横になったときは、ちきしょうこんな思いをさせて、死んでもここをとりもどきにや死にきれん、闘いで死ぬのは本望だから私は真剣に頑張った。まったくあのとときの気持ちはいうにわれねえ。

天野みよ子 あんとときは、車を肩でかついだもんだ。——そうだ、そうだ、ワッショイワッショイやった(全員)。まったくくやくやくとくやくやく、みんなヤレヤレちゅうもんで

肩を入れて車を押し返すが、車と人間じゃ力がまったく違うので気合いをかけるだけだね。車がジリジリとくるだけでも、何を負けるかちゅうもんでかついだけれども、最後には「それ寝ろ！」というもんで、手を組んで足をからみっこをしてき、このときだちゅうもんでゴロツとひっくり返った。雨はジャンジャン降るなかで、みんなビタツとひっくり返ったんで。

大森かず子 山中の方から部隊がくるちゅうもんで、それを阻止しにみんなそっちにむかって進撃したんですが、いかせないようにヘリコプターが低空飛行するんですよ。ヘリコプターの風圧で木は倒れそうになるし、人間はどうにもならず草をつかみながらはっていくんですよ。しまいにはみな危くなつたんで地にはりついちゃったり、窪地にはいたりしたんです。そしてヘリコプターの低空飛行の風圧がなくなつて、車がカーブにきたときに、あの車との押しっこがあつた。

天野美恵 みんなあのとときは、おっかなかなかつたか(全員)——おっかねえなんて気はまったくくない。どうせどこかで死ぬんだから、全然おっかなくねえ。

天野栄子 まごまごしてりゃ通られてしまふ

じゃん、夢中だったな。

大森かず子 誰だったかな、早くとびついて車をひっくり返せといつたのは……。

天野栄子 車が正門からくると思っていたら山中方面からきちまうだもの、通られちゃうと思つて四つんばいでとんだが、どうやってとんでいったか覚えがねえ、夢中だったから。

大森かず子 あと三人もいたら車をひっくり返せたね。

天野栄子 私なんかもとびつたけど、どうしたらいいかわかんなかった。とびつくと一杯だったから。

大森かず子 男でもいたらころがせたね。しかしあのとときの光景は口でいうのはもったいない感じがする、すこすきてね。空は暗闇で、一天にわかにかき曇り、昔の化物の芝居のあの感じ(笑)。

天野栄子 台風だと風が一定の方向からくるのでなんともないけれど、あの風は巻いてくるんでなんとしてもかなわないね。女だと風に巻かれてとんでしまひ、首をチョン切られると困るから、伏せる、伏せるというずら。

大森かず子 女の人はバカだからムチャクチャずら、しまいにははつてとぶずら。ほんと

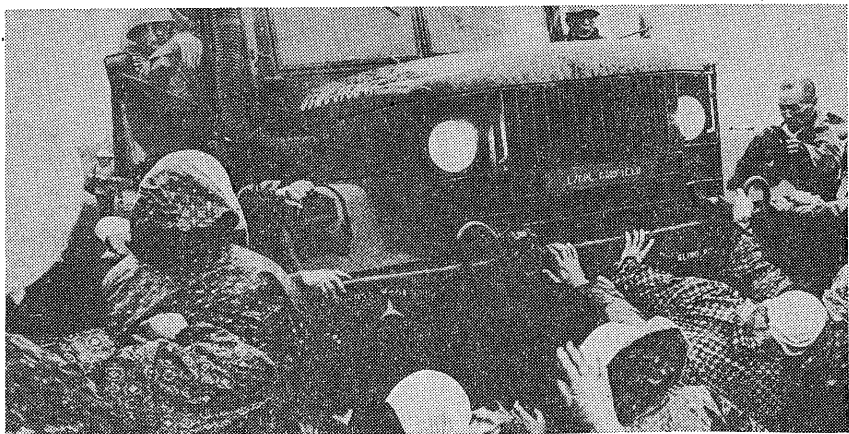
うに戦場だと思つたね。

天野栄子 どこで死んでも同じことだから、一人でいっても通らせないようしようと思つたね。死ぬなんてどうとも思わなかった。大森ふじ子 二日の日は、新屋の小屋の上へヘリコプターが降りてきたので、それを追いかけて……。

天野みよ子 より子のおばさんが悪態ついたのは一日だわな。そして、「この泥棒どもめ、人の後をうるさいな、おらの道をとるとそんなものはぶっくらすぞ」といって、車に乗って気合いをかけながら追いかけたぞな。

渡辺喜美江 私は一番後になっちゃつてね。天野ますの アメリカが戦車をしたててね。演習するようにしているんですよ。そこへ「母の会」がとびついて、さあ撃つたら撃てちゅうわけき、ぐるぐると囲まれて、手を組んで座り込んだですよ。そして通訳にむかってね、「うぬらそれでも日本人か、どの肩をもつだ」と出てきた機動隊に私らが悪口をいうと、「まあまあとにかく待っててくださいな」なんて逃げまわるですよ。

しかし、なんといっても演習を阻止したと云にはまず、「忍草母の会」はたいしたもん



演習場行の米軍トラックを阻止する(70年7月)

だ、世界にないお母さんたちだと、われながら感心したですよ(笑)。

編集部 七月のような激しい闘いをして米軍の実弾演習を阻止して、その後一〇月再度米軍が実弾演習を通告してきたんで、男の人たちはギリラに出て、「母の会」は千春さんと愛子さんとくわ子さんがハンスストにはいつたんですな。

渡辺千春 あのとときは無我夢中でしたね。ハンスストにはいって、アメリカが演習をやめるまで頑張ろうと思つたです。

天野美恵 あれは無期限ストだったからね。編集部 命をかけたギリラ活動で米軍の演習を阻止できたときの忍草母の会の喜びは大きかったでしょうね。

渡辺千春 うれしくてうれしくて、涙がでたですな。

天野みよ子 なんとというありがたいか、手を合わせてやるようになったですな。

渡辺喜美江 実弾を撃たせなかったというのがうれしかったですな、小屋は取られたとしても。

天野美恵 やっぱり男も強いと思つた(笑)。

これで絶対演習場は使わせないと云う気持ち、小屋は撤去されたって使わせなければこ

ちらの勝利、演習場の機能をマヒさしちゃったことが忍草の力だと思っただけです。渡辺喜美江 演習場を使わせないことが目的ですからね。演習場の機能をマヒさせておくことが返還の早道ですからね。演習場だって使えねえ演習場じゃ意味ないですからね。

### ●着弾地に三年三カ月の座り込み

編集部 四〇年のリトルジョン射撃阻止闘争や四三年の徹甲弾阻止闘争、さらに去年のよくな激しい闘いを「母の会」ができるようになるまでには、いまから考えてみて、すぐにはなれなかったと思いますか……。

天野美恵 そりゃ三年間の座り込みというものによって強くなったですよ。

大森ふじ子 はじめはごわかったですよ、三人で山奥にいって来るんですからね。

天野栄子 いきはじめと最後は全然感じが違うですよ。

編集部 座り込みのはじめの頃の話をしてくださいませんか。

渡辺喜美江 最初の小屋は屋根もトタン、壁もトタンだったんです。そして旗も直接小屋にしぼりつけていたんで風が吹くと小屋全体

が動くんです。なかで寝ているとその音がこわいんですよ。

大森かず子 最初のときは道がよくわからないうし、また夜なもんで車のライトがすぐ近くにみえるんです。国道を通っている車でもすぐ自分のところにくるようにみえるもんで、すすきのなかに隠れていったんですよ。あの気持ちは何ともいえないですね。

天野ますの 道子さんと私とくわ子さんの三人で泊り込みに行ったときが一番最初だったんです。自衛隊や警察がつけてくるので草に隠れたりしていったもんだから、夕方の四時頃でかけたのに小屋についたのが七時頃になっちゃったですね。そしてね、雨が降ったんで道に迷って小屋がみつからんですね。「おぼさん困ったね、野宿をすることになるすらか」という話をしていて、すぐむこうに道がみつかったりしたことがありました。

編集部 四二年の一〇月二〇日に米兵によって座り込み小屋が焼き打ちされていますが、そのときの様子はどうでしたか。

渡辺とら子 あのときは、はじめはなんだかわからなかったが、自動車がたくさんくるんで、でてみると、アメリカがたくさんくるんですよ。私には英語も知らず話ができないで

いると、旗をおろして、旗竿を三〇本全部燃やしちゃったですよ。

渡辺喜美江 そのときは垣根もつくってなく針金でつってあっただけなので、それをパキンパキンと切ってガソリンをかけて燃そうとしたんで、このおぼさんたちは、「燃すんなら私たちも燃せ！」といって小屋のなかに座り込んだんですよ。それでアメリカも小屋を燃やすことはできなかったんですよ。

編集部 米兵は何人くらいきたんですか。

渡辺喜美江 二〇人です。そのときは、のろしがあがったのがみえたので男の人たちに車に乗せてもらって登っていくと、途中でアメリカがいて通さないというんですよ。アメリカに止められてはまずいので他の方から上へいったんですよ。お母さんたちが怪我をしているのでは、小屋は大丈夫かとやきもきしているのと、小屋はみつかったんですが、アメリカが立ちふさがって通さないんですよ。お弁当をもってきたのだからとメシを食う真似をしてみせてやっとはいったんですよ。

あの年の夏から秋にはとにかく嫌がらせが多かったですね。

編集部 四二年から三年間も座り込みをつづけていくなかで、泊り込みの日を楽しみにし

ているという話しをよく聞きますが……。

大森ふじ子 はじめの頃はそうでもなかったけど、しまいにはもうやめられなかったですね。

天野ますの 自分の責任として泊り込みは覚悟していますから、もうそれがなければはいないもぬけちまうですね。

天野美恵 平太さんのおぼあさんなんかまったくはりあいがなくて、泊り込みがなくなるとくやしくて血圧があがって寝込んでるそうだ(笑)。

大森かず子 まあそんなもんだね、それくらい熱心なわけですよ。

渡辺喜美江 もうあそこは自分の住家になっていたんです。里と同じだものね。

大森梅子 全然寂しいなんて思わないね。

### ●六〇年、「忍草母の会」結成される

編集部 忍草の「母の会」といえば、日本農民闘争の鏡のような存在となっているわけですが、「母の会」の結成の動機というものはなんだったんですか。六〇年安保闘争のときに参加していますね。それに第一の小屋には樺美智子さんの写真を掲げていましたが、六

〇年安保闘争と「母の会」の結成というのは何か関係がありますか。

それからとくに渡辺会長さんの訴えに非常に感動したんですが、あの「土地を返せ」「良い忍草をつくるんだ」という点をも含めてお話しください。

渡辺喜美江 そうですね。三五年「母の会」の結成は、忍草の闘いそのものが長期の闘いで持久戦ですから闘いが生活なんです。それに北富士は高冷地の火山灰地で収穫が少ないうし、しかも冷害がついてまわるので短期間に集中して農作業をしなければならぬので、お母さんたちが第一線に立って、男が生産を受けもつ方がはるかに有利なんで、「母の会」ができたということだね。

編集部 三五年には米軍海兵隊の実弾射撃演習がありましたね。

渡辺喜美恵 忍草農民は「村中一心梨ヶ原を守る」という旗印のもとに、男たちは決死隊を編成して演習場内へ深く潜入し、何日もゲリラ活動を行っていたんです。最後の決死隊が、闘争本部を出発していくとき、渡辺勇入会組合長がたとえ梨ヶ原に屍をさらしても、忍草農民は富士を守らなければならぬ。ここで男が倒れることになっても、お母



演習場無効宣言クワ入れ(69年7月1日)



さんたちはその後を引きついで、第一線に立ってやらなければならぬという訴えを受け結成されたんです。

天野美恵 六〇年の安保にいつてきて、それから女の組織をつくったんです。

渡辺喜美江 安保のときも女の人がいったんですよ。

天野美恵 うちの方でも女の組織をつくって男の手伝いをしたいという気持ちで、そして土地を取り返したいという女の執念という、女の結集の力をつくった。

渡辺喜美江 結成当時は多勢でなく六〇人くらいだったんです。そしてアメリカが演習にくるといってから、六〇人で演習場に行ったわけよね。一日中待ってたけれどアメリカがこないですね。暑いなかを菅笠をかぶって待ってたけれどその日はこなかったな。なかには子供を背負ってるものもいたね。

そしてその翌日アメリカがきたんです。そのときには女ばかりだったんだ。六〇人じゃ足りないのびんなに呼びかけて、アメリカのブルドーザーを止めました。そしてアメリカも止まっていかなかったんです。三日目に先発隊がきたんで「ここは返還された入会地なんだから米軍がはいるのは不法である。

すぐにでいていくように」宣言文を読みあげたんです。それが母の会のはじまりですね。

天野美恵 そのとき、アメリカは太鼓が嫌いだというので多勢で太鼓を叩いていったんです。「南無妙法蓮華経」と大声をだしながら叩いたんです。

渡辺喜美江 三五年の時、男の人は半年ぐらい小屋をつくって座り込みをしたんです。田植えもしながらですからね。こうした闘いによって当時の防衛庁長官の江崎から「入会償の尊重」と「早期返還」の一筆をとったんです。

三六年には、また話し合いがつかないんで、一年ぐらい座り込みをして、今度は藤枝防衛庁長官から「立入り使用収益」の一筆をとったんです。

天野美恵 座り込みをしちや一筆書いてよこしてそれをパーにする。また座り込みをする。と一筆書いてよこす。今度は頭にきたから永久に座り込みというわけではじめたんです。

渡辺喜美江 「母の会」が本格的に闘争に取り組んだのは四〇年のリトルジョン射撃阻止の闘いからです。

## ●六五年・菅笠を射抜かれた リトルジョン阻止闘争

編集部 リトルジョンでは「母の会」のお母さんのすぐそばに撃ちこまれ、その破片で菅笠がとばされるというムチャクチャな演習でしたね。

天野ますの 私たちは夜の二時に公民館の庭に集まって、弁当をしょって裏門の方(滝沢林道)からはいったんです。その林道が険しくて、ヤブのなかをもぐっていかないとならぬ。他の人は懐中電灯をもってですが、私たちのところは足りなくてね、男の人たちが道案内をしてくれたのですが大変でした。

渡辺喜美江 そうだよ、密林のなかをいくと大きな木が倒れているんでその上を越して通ったり、下をもぐって通ったりしたんです。ほんとうに生まれてはじめてあんな険しいところを通ったです。

天野ますの 着弾地についてののが六時頃でした。六時にのろしをあげるのになつていたのでね。

渡辺喜美江 そこはオネストジョンが落ちたところでしたね。そこについてすぐのろしをあげたんです。他のところにも多勢はいつていた

ので方々でのろしがあがったわけです。私たちがオネストジョンの落ちた一番危いところにしたわけです。

天野ますの 草が深くってね、モンペからパンツからビッシヨリですよ。それでとてもたまらないから、あぶろうというので火をたいてあぶっていたですよ。そのうちに飛行機が偵察にきました。一時頃だろうと思って昼メシを食っていたんです。

渡辺喜美江 時間通りに射せば、もうその時間なんです、なかなか射たずにいるのでタイヤを燃していたんです。そのタイヤが燃え尽きちゃまずいので罫りの草や木をくべていた

んです。一度新聞記者がきたんですが、「私らがここにいるのを知らしたら堪忍しねえぞ」といって追い返してしまった。ヘリコプターがくると私ら菅笠や新聞を振って、いることを知らせたんです。機動隊がくれば奥にはいつて隠れちゃまって、いなくなるよとまた出てきて燃すちゆうわけです。そんなことをしながら昼メシを食いはじめていたんです。その食いはじめたとたん「ドン！」ときたんです。渡辺貞子さんのかぶっていた菅笠には穴があいたんですね。そしてそこには、てる子さんがいてね。その人は神経痛で手が痛くて包帯していたんだけど、ビクビクしちゃって

腰が抜けちゃって動けなくてね、必死になって肘で土をかいて逃げようともがいているんですよ。貞子さんはビクビクして気絶しちゃったですよ。そしてらよし子さんが腰をもつて「大変だ！ また射つかもしれぬぞ」といつて起こしたりなんかしてね。

天野美恵 落ちたところは、身体から三メートルもなかったら。

天野ますの そのときの顔ったら、まったく死んだようでした。ほんとうに腰が抜けたですよ。でかけるときにてる子さんの子供がね「お母ちゃん演習場いつて死んでくるなよ」といつたんだって。てる子さんは、「意気地がないようにいわれるかもしれないけれど、ほんとにここで死ぬのかと思った」といつたものね。しかしあの穴の大きかったこと、この部屋くらい(一二畳)あったものね。

編集部 しかし、のろしをあげていたんだから人がはいつていることはわかっていてたでしょうにね。

渡辺喜美江 それでも射ったんです。美恵さんがトランジスター・ラジオをもつていたので、すぐ聞いたですよ。そしてら、「人間もみえないから射つ」といつたことだったらしいです。頭にきて、穴を確認して証拠に枝に



天道是か非か・第一の小屋(70年10月22日)

笠をくくりつけて下りてきんです。防衛施設庁や警察の野郎どもがデッチ上げだなんていうもんで、ちゃんと証拠を残してきたです。美恵さんは勇敢だから穴にはいって証拠に破片を拾おうとしたんですが、「危ないから止める、止める」というので穴からでてきたです。

天野美恵 「穴をみにこい！」と呼ばったけども男の野郎ども意気地がないだわ、こねえだものね。恩賜林組合や吉田の奴ら逃げて誰もいねえだよ。

天野ますの 「そんなことはねえ、そんなことはねえ」、「おらあ戦争にいったけど、あんなものが落ちて死がねえちゅうことはねえ」とかいつてこねえだものね。信じねえだものね。

天野美恵 やつときてみても「ウソ、ウソ」といつて信じねえ、「この野郎ども警察みてえなことをいいやがって、なかへはいつてみる」っていうと、「イヤ、イヤ爆発しちゃかなわんからけるよ」ちゅうわけだよ。

その後、リュックサックや笠をそこに置いて下ることにしただよ。警察を連れてきてみせねえと気がすまねえもんね。

渡辺喜美江 まっすく下らないで、ずっと山

中の方をまわって廠舎の前についたんだけど、そんなときは、疲れきって腰が立たなかったです。

天野美恵 朝から梨ヶ原じゅうを歩いたようなんもんだもの、みんな腰が抜けちゃった。それで自動車を呼ばってもらって帰ったもんだ。帰ってみると先生が徹夜で仕事をしていてうたた寝をしていたもんで、「この野郎、人が撃たれているのに寝ているとはなんだ、でてこい！」とどなったら、先生ビククリしたこと、真青になって突立っていたね。すぐ警察に電話したら、すぐさま警察と記者で黒山になった。ジープを仕立てて穴をみにいつたですよ。警察も記者もビククリしてねえ……。

大森あい子 そんだげんど、まったく運がよかったですよ。

編集部 御殿場まで抗議にいったのは、その夜ですね。

天野美恵 五〇人くらいでバスに乗っていつたです。デモもしようと思ったけれど、静岡の方には公安条例があるんですよ。人を撃ちやがって公安条例も何もあんなちゅうもんです。

## ●六八年徹甲弾標的に座り込む

編集部 もう一つ大きな闘いとして、四三年七月に対戦車砲徹甲弾試験阻止闘争がありましたね。

天野ますの こっちを夜の一時にでかけていつたです。

天野栄子 小屋をダンブにつけるときに、「置いてくるだよ、つけえしてくるじゃないよ」ちゅうわけだね。とにかく置いてくりゃ勝ちなんだから、「どうにかして置いてこい」と送りだしたけど、バカなただ、こんなことじゃついていくだった。ずっと気になつて夜も眠られねえだもの。

渡辺喜美江 ダンブに小屋を載せて、それにシートをかけて小屋のなかにはもう人を入れていつたですよ。

天野栄子 月がでていたんで、シートでわかんなくしないとね。隠れているんだから。

天野美恵 自衛隊のバカども寝てたんじゃねえのか。

渡辺喜美江 寝ちゃあいねえ、そばで火を燃して番をしていた。とにかくダンブの上の小屋には途中で乗り込んだですよ。みんな勢い

がいいですよ。小屋のなかで歌を唄いながらいつたよ。

渡辺千春 とにかく、小屋をあそこにおろすまでは、うまくいくとは思わなかったよな。

渡辺まさき 試験場の真前におろしたですよ。自衛隊はまわりでたき火をしていたし、テントにもいたね。

渡辺喜美江 試験場のまわりのバリケードがあいていたけどあれはどうしてなのかね。

渡辺まつ子 男がさきについてあけておいたんだ。

大森梅子 終わったときのうれしいのなんのといつて……。

渡辺喜美江 「おい、おいおい」と、恥も外聞もなく年がいてもなく声をだして泣いたのははじめてだものね。

編集部 見張りはいなかったのですか。

渡辺喜美江 多勢いたんだけど、どういうわけですか、あつげにとられていたんじゃないのかね。それから自衛隊は一時間もしねえうちに車で上ってきたんです。三人がハンストにはいるので、私は付添いにいつたんですよ。夜が明けたら付添いの人は帰るつもりでいつたのですが、夜中の二時頃から外の方が騒がしくなつたけど、「みんな寝るべえ」とい



農民ゲリラ隊(70年月10)

って三疊に六人くらいで横になりだしたのでです。

大森梅子 外じゃ無線で連絡をとっているようでしたよ。人も多くなつて、家のまわりにロープをひっかけ車で引っぱっていましたね。そして、いよいよハメ板に手をかけてきたんです。

渡辺喜美江 自衛隊の代表らしきものがきてね「ここは米軍の区域だからでいつてくれ」といつてきたから、「ここは私らの土地だからでいかね」といつてやったんですよ。そして、ついに戸をあけてはいつてきたので、「私は『母の会』会長の渡辺ですが、代表なら名前をいいなさい」と聞いても返事もしないんですよ。そうしているうちに、まわりから鉄パイプやらロープやらで「やっ」とばかりにはがされちゃったんです。

大森梅子 何をする間もないまま三、四人で両手阿足をつかまれちゃつて連れていかれるんですよ。足をバタバタやりながら、「てめえらに運んでもらう義理はねえ」と悪態をついて暴れたんだけど、まったく一口もきかなかったです。

渡辺まさき まったく警察どころじゃねえですこんな無法者みたことがねえといつても、

ひとことも口をきかなかった。  
 渡辺喜美江 私は両足をひっぱられて宙ぶら  
 になつたまま運ぶんで、「死んじもう！」と  
 騒いだら、やっと両手両足をもつ。おかげで  
 足は怪我するし頭も傷がついて顔なんか土で  
 真っ黒になつたんです。そのあと、堀に叩っ  
 き込まれたわけなんです。

渡辺まさき 私も堀に投げ込まれ、やっとはい  
 あがったら、今度は痛くて歩けねえ。

渡辺喜美江 徹甲弾のところへ車がいこうと  
 すると、そのまえに寝ころんで「さあ、轆き  
 殺して通れ」というと、またひきずりだされ  
 ることのくりかえしだったね。

渡辺まさき 堀へ放り込んでおいて懐中電灯  
 を照らして、「おばさん、風邪をひくよ」な  
 んてこきやがる。「よけいなことをこくな  
 うぬら、こんなことをしやがって今にみて  
 ろ」とやり返したんです。

### ●百姓は土に生きる草

編集部 「母の会」の闘いについて話してい  
 ただいたんですが、こうした闘いを支えてい  
 るお母さんたちの根性というか、精神とい  
 うのはどこから生まれてくるのでしょうか。

渡辺喜美江 根性といつてもね。私らにはあ  
 そこがなければ生きられねえからね。昔はあ  
 そこに生活の八割を依存してなんとか食って  
 いたけど、いまじゃ土方に出たりせにやな  
 らんということですね。生きにやならんとい  
 うことですかね。

編集部 梨ヶ原は昔どうだったんですか。

渡辺喜美江 桑畑で、その間にソバを蒔くと  
 か小豆を蒔く、大根や粟をつくっていたんで  
 すが、ほとんどは養蚕ですね。有名な甲斐絹  
 の原料をつくり、生活の八割をあそこに依存  
 していたわけですよ。

渡辺千春 とにかく現金収入の途はあそこし  
 かなかつたわけだよ。どこの家でも五町歩ぐ  
 らいの畑をもっていただよな。

編集部 それが昭和一一〜一三年に陸軍に接  
 収されたんです。

渡辺喜美江 陸軍のうちは日本人同士で口も  
 きけたし、桑の栽培もつづけられたんです。

そして戦争が終つたら返すという約束をとっ  
 ていたんですが、戦争が終つたら米軍がわが  
 もの顔にはいりこんできて、今度は日曜日も  
 立入禁止になってしまつたんです。ところが  
 私ら梨ヶ原にいったき木をとり、草を刈ら  
 んと生活できないんで、命がけで忍びこんで

はとってきたりしたんです。そうしているう  
 ちに、せめて日曜日ぐらい自由に入れるとい  
 う闘いが始まつたんです。それが闘いの出発  
 点ですね。

アメリカが多くなるにつれて、村の若い者  
 がハウスボーイ、雑役や門番になつたりし、  
 そのうちに、アメリカめあてのパンパンが多  
 勢はいりだして、どこの家でも部屋を貸す、  
 私の家も貸しましたよ。私もアメリカをみ  
 ると呼び込み、ボン引きのようなこともした  
 わけです。村全体が腐敗・墮落し、村の娘ま  
 でパンパンになるという本当に恐ろしい状況  
 をみるにみかねて、天野先生が「こんなこと  
 では村がダメになる」といわれたんです。

私たちは確かに愚かであり、恥知らずでし  
 た。私たちはパンパンを追いだし、農村とし  
 て部落を建て直すために全力をあげました。  
 ほんとに苦しい日々でしたが、とにかく農民  
 は土地なくして生活がなりたたねえ、土地な  
 し農民は魂まで腐るものだとよくわかりまし  
 たね。

そうして、いまでは生活のなかに闘いがは  
 いてるから、闘争があるから大変だとかと  
 いうことはないですね。それからだんだん闘  
 っていくうちに安保のような教育がないと

わからないこともわかるようになってくる

し、ここに演習場があることによって戦争に  
 なつてあんなみじめな生活をしたくないです  
 から、どうしても演習場反対になりますし、  
 先ほどいったように食うのに困るんですから  
 「演習場を返せ」となるんです。

私らが強くなったのは、政府や自衛隊、ア  
 メリカのやつらのおかげですよ。強くなった  
 といっても、三里塚の農民の足元にもおよば  
 ないがね。三里塚の農民は今、住んでいると  
 ころを取られるでしょう。私らは昔取られた  
 ところを取りもどす闘いですからね。内容が  
 違うですよ。

大森かず子、読み書きはできないけれども、  
 どっちが正しい道かくらいはわかるようにな  
 ったし、人にいわれるだけでなく理屈もわか  
 ってきたですよ。

渡辺千春 自分の使命がわかり、その使命を  
 まっとうしようとみんなやっていっているん  
 ですよ。

渡辺喜美江 それと私たちが一番幸せなこと  
 は、天野先生という素晴らしい指導者がいるこ  
 とですね。先生が自分の私欲にからまねえ  
 で、一貫して指導してくれているから……。  
 昔は知事や代議士が偉いと思つてましたが、

いまじゃ人民が一番偉いと思つていますね。

大森かず子 この前の小林法相のバカにして  
 もあんなことを平気でいいやがって……。

天野美恵 責任ある回答はひとつもやってね  
 え。じわりじわりと「そうだと思います」と  
 かいって逃げちまうもんね。昔の忍草ならこ  
 れにコロリとまいっちゃまつたね。今じゃこ  
 の闘いと天野先生の指導によって世の中がみ  
 えてきたということですよ。

渡辺喜美江 まったく昔はみんなの残り物を  
 食つてね。新聞なんか読めば、「なんで新聞  
 をみるんじゃ」といわれて、朝早く起きて夜  
 遅く寝るといふふうでした。闘っていくな  
 かで、やっと世の中がみえてくるようになつ  
 たですね。

天野美恵 字は読めねえけど、身体で感じち  
 やつてるわけさ。「あきめくら」の感という  
 やつか(笑)。

### ●所有権より強い忍草の入会権

編集部 これまでの闘いの成果だと思います  
 が、一月一三日に東京地裁で「国有地にも入  
 会権がある」という判決がでましたが、お母  
 さんたちはうれしかったでしょうね。



第一の小屋跡で決意をこめて(71年1月5日)

天野美恵 闘わなかったら、政府の野郎ウヤムヤにして入会権の「い」の字にもならなかったと思う。やはり闘いの成果です。

大森かず子 入会小屋なら建ててもいいちゅうんだからまったくうれしかったですよ。

渡辺喜美江 大正四年の大審院の判例「官民有区分」による官有地編入によって入会権を消滅したとして「すべての国有地に入会権はない」もひっくり返した事になったですからね。  
天野美恵 忍草の強い闘いがあったればこそ大正四年の判決をくつがえしたただよね。これからが勝負ですよ。

編集部 防衛庁の方では、演習場全体をバラ線で囲むなんていっていますね。それにたいして「母の会」では「富士を縛るな！」と反撃をしているわけですが、いずれにしても、バラ線をほり、それを破れば刑特法で検挙という高圧的姿勢でくると思いますが……。  
渡辺喜美江 バラ線を張るまえに、みんなをやっつけるさ。

大森かず子 しかし、入会権を一方では認めておきながら、他方ではバラ線を張るといふのは国の弱さちゅうもんですね。

天野美恵 このまえアメリカ大使館にいったらね、「私らは知らない」「日本政府がどんど

ん使え」といつてるちゅうだよ。

渡辺喜美江 そのやつがいうには、「日本政府が北富士をぜひ使ってくれというので使っているのだ、私らはどこでもいいんだ、だから文句は日本政府にしてくれ」というんだよ。日本政府と忍草との関係だから、そこで結着つけろということだね。

編集部 裁判の効果を生かすためにも、政府や防衛庁との闘いが必要となっていますね。  
天野美恵 確かにそのとおりですね。それと今後は刑特法による逮捕なんかはじまるでしょうが、要は、演習場を演習場として不能にすることですよ。演習をさせないことがなによりも全面返還への近道ですからね。小屋を去るときはくやしさを思えば演習場を走り廻るくらい朝飯前ですからね。復讐も含めて絶対に闘いぬくつもりなんです。

編集部 最後に、三里塚の農民が決死の闘いに突入していますが、三里塚の農民への連帯の言葉をお願いします。

天野美恵 そんなことがあっても勝ってほしいですね。土地と農民はきつてもきれいなものだからね。農民から土地を奪うということとは「死ね！」ということだから、私たちが闘いとまわたく同じですよ。三里塚と忍草

は一体となって闘いたいということです。本当に、よくあれだけの地下壕を掘ったものですね。三里塚農民の気持ちは、わしらが小屋を去るときはの気持ちと同じでしょうね。本当にやつらを鉄砲でブチ殺してやりたいです。  
渡辺喜美江 まったくわが身を切られる思いだわね……。

編集部 どうもながいことありがとうございます。これからさらに厳しい闘いの連続になると思いますが、敵権力の刑特法体制を打ち破り、演習場奪還をめざして闘いぬいていただきたいと思います。

## 北富士の闘魂

### 安藤登志子

(北富士闘争連絡会)

百姓は土に生きる草だ  
土底深く根を張る草だ  
金神(こんじん)となつて土にもぐれ  
土に埋まっても土を渡すな

(一九七一年二月一〇日、忍草母の会が三里塚農民に贈った檄文である)

三里塚農民の怒りは北富士農民にとつても同じである。土を奪われた農民の百年の執念は火のように燃え、富士を取り戻すまで消えることはない。

それまで、明治天皇制絶対主義政権の確立まで、千年の昔から、この地に住みつき、ここで生まれ、ここで死んでいった人たちが、富士を霊山と仰ぎ、富士を共同体生存の象徴

とした。

明治初年、天皇制国家財政の本源的蓄積にかかわる地租改正によって召し上げられた農民の土地は、山梨県下では山林原野の九八％といわれる。ここに厳然たる階級関係が形成される。

忍草母の会会長渡辺喜美江さんはつぎのように書いている。

「明治政府によって村中共同の山が奪われた農民は、正直なところ移転したのは所有の名義だけだと信じておりました。旧来の村山に入り、薪伐り、草刈り、建築用材の採取などをすることは、犯罪でないと信じていただけでなく、山梨県自身もそれを認めていたのです。しかるにこの確信は、明治二十年以後政府が実力で農民を山から追い出し始めたた

めゆさぶられました。警察に負け、裁判に負け、刑罰を恐れて、公然と山に入れなくなつた農民のいることは事実です。だが富士山麓の農民は、政府の暴力を恐れて山に入らねば生存すらできないため、私たちの祖先は実際山に入っており、その結果、官有地、御料地にたいしても入会権は残っていた」

(北富士問題を訴える『北富士闘争』第一号)

祖先の農民一揆は歴史的に敗北したが、百姓魂はこの闘いにひきつがれ、忍草農民は集団の入会権を死守し、入会地全面返還に生命をかけている。たとえ時代は移つても、富士山と梨ヶ原と農民が一体となって生存する入会部落である。そこに昔のままの原型が忍ばれるのは、冠婚葬祭の習わしだけでなく、集団の草刈り、集団の強固な団結力で権力に立

ち向かう農民たちの自由な人間の権利と解放感の満ち溢れる逞しさである。

春四月、忍草農民は年に一度、梨ヶ原に伝統的な野火を入れる。草をいのちとする農民は、茨を焼いて柔らかい草を育てている。農業の技術が進んで火山灰地でも青草の堆肥、牛馬の厩肥を大量に入れば土質が改良できる。大正八年に水田を拡張し、当時の三〜四町歩から現在一五〇町歩までこぎつけた。それまではヒユとアワしかとれなかった。

『東山方ヒユのチャンコ(焼きもち)で目が光る』と、忍草の子供は馬鹿にされた。その頃、曾祖父たちは、馬をひいて、鎌倉往還を小田原へ、沼津へ荷物を運んで駄賃かせぎをして、静岡県から米を買ってきた。「ヒユとアワの暮して八人の子供を育てた苦労はお話しにもなりません」と、お母さんたちは話す。

「六歳の頃から子守奉公に出されて、学校へも行かないし字も読めない。これだから忍草の女はこんな闘いができたのです」と。闘いのなかった時代の忍草の人間はすでに歴史の一頁となっている。

野火つけの日は部落中が総出だ。姑のいな家の嫁は子供をおんぶして出る。老人も子供も出て梨ヶ原は湧きたつ。忍草入会地千五

百町歩の境界から火を放つと茨は富士おろしにあおられ、轟音をたてて広い草原を甜めていく。この壮観。忍草農民の気質はここで育った。梨ヶ原を駆けめぐる農民ゲリラの足はこの原で鍛えた。野火におどろいて兎がとび出す、キジが翔く、米軍が来る前は狐が出たものだ、と老人たちはいう。

忍草にだけ残っている入会地の野火つけがあるから、政府、防衛施設庁は「使用転換」派の頭目・堀内富士吉田市長、高村山中湖村長らを使って、消防団、機動隊あわせて二千人の暴力をもって忍草の野火つけを封じた。一九七〇年四月二四日の事件である。

野火が終ると梨ヶ原一面、目にしみるような緑の新芽が萌えて、高冷地の遅い春と涼しい夏は同時にやってくる。百花咲き、数も知れぬ小鳥が鳴き、雲雀は富士よりも高い空から急降下する。草むらにはヒナがかえる。母の会が着弾地に座り込んだ三年三カ月は事実上、農民の権利のもとに梨ヶ原を解放した。入会地を公開したわらび祭には、東京から近郊から、公害を逃がれてきた民衆は五万。富士を真近に見て、澄みきった空気を吸い、山菜をふんだんに摘んで、思うぞんぶんの

草原を駆けめぐり、一日の入会料が百円。母の会のこの催しに驚き、度肝をぬかれた政府、防衛施設庁はあわてた。権力に桶ついている忍草母の会が、こんなに素晴らしく闘いの成果をあげ、しかも強くて明るくてとても楽しそうだ。こんな生き生きと闘っている姿が全国に知られることが困るのだ。これを弾圧する権力こそ暴力のみせしめになる。しかし政府は弾圧する。またもや消防団、機動隊と泥酔した暴力団をもってわらび祭を襲撃した。一九六八年六月九日の事件である。

この暴挙は地元の全面返還に賛成する市民、農民たちを怒らせた。民衆をまき込んで長期を闘う母の会の生活と密着した、余裕と迫力のある戦術の一コマである。

ベトナム人民解放軍が世界最強のアメリカ帝国主義軍隊を撃退したように、三里塚農民が地下壕戦をもって残虐な国家権力の本質を暴きだしたように、忍草農民もまた国家権力の執拗な弾圧に抗して鍛えられ、入会地奪回に迫っている。とりわけ忍草母の会のお母さんたちは、この闘いの過程で、「わしらは家畜も同然だった。食事は家族の残りもの、朝から夜までただ働いただけだった」というよう

な、搾取と差別の資本主義機構のどん底の婦人の位置から見事に立ち上がって、みずからの権利とみずからを解放する過程で、甦えり、いま、三里塚、沖繩とともに日本農民の闘いの最前線にある。

忍草母の会を通じて知る北富士闘争は闘いの限らない魅力である。なぜなら、ここでは、これまでの長い間の日本人の拘束された闘いと概念を事実をもって覆えているからだ。自分の権利と自分の要求を他人に託すのではなく、他人の闘いを請負うものではなく、自力で政府、権力へ体当りで、思いっきり闘うことができる。北富士闘争と同時に経過した戦後二十五年余の日本の労働者、農民の組織された闘いと、まるっきりちがう。忍草は既に組織にも入らなかったし、既成の指導

部、革新政党の指導をも拒否した。絶対に他人には頼らない。そこに、農民の真剣な闘い結束があり、生命をかけて闘いぬく闘魂が鍛えられた。それが、長期の闘いを持続してきた理由である。

入会権の確立と全面返還をめざして二十五年余を経過した北富士闘争は今、七〇年を画して最後の段階へ迫ろうとしている。それにもかかわらず、この闘いの内容は入会権にかんする学問の領域を除いてはあまり知らされなかった。むしろこの闘いははるかに高く評価していたのは、政府、権力の側であった。彼らは、一日も早く北富士闘争を鎮圧してしまわなければならないということで一方的に悪宣伝を始めた。とくに忍草入会組合の指導者に対しては個人攻撃を集中し、公金横領を

デッチ上げ、組合員との不信をはかる。あるときは、田植えどきに空からヘリコプターで中傷、誹謗のビラを散布するというあくどいものだった。これらは北富士闘争の正しさと質の高さを証明するものであった。しかし、このような闘いが日本ではおおよそ例外であるところから、当然闘う陣営にある人たちから「本当の闘いではない」「閉鎖的だ」というように疑いの眼をむけられた。実際の闘いがはじめに孤立してはいないものはない。それは妥協を許さないからである。忍草農民がなにより望んでいるのは農民の自由と権利であり、梨ヶ原全山を民衆に解放するときえいつている。しかし闘いは止むことはない。

北富士闘争が一般の民衆に知れわたったのは昨年七月一日、二日以降のことだと思ふ。

忍草母の会・闘いの記録

北富士闘争

¥100 (〒35)

●北富士闘争連絡会  
東京・杉並区高円寺北2-33-4 静和荘6号  
電話(03)330-0793(夜間)  
振替・東京158825

南籠坂 北御坂

山をいのちと育ちたる  
われらこそりて二千余騎  
忍草の民いまぞたつ

明治暴政たけくして  
昭和権政ふるえども  
歎声山にこだまして  
決戦の日ぞいまきたる  
(忍草入り会の歌より)

●三号 富士山は日本の山だ/現地報告・第八の小屋泊り込み日誌

／わたしがんばる・天野耐子(小学五年生)／富士を侵すものに  
天の裁きを／忍草母の会、決戦の三里塚へ／所有権より強い忍草の  
入会権／国有林野政策と入会権・畑穫・転機を迎えた北富士闘争

●二号 詩・富士に星条旗は立てさせない／母の会第一の小屋撤退  
／農民ゲリラ梨ヶ原遊撃戦／富士ある限り入会小屋はつぶれない

●副刊号 北富士演習場問題を訴える・渡辺喜美江／完全明け渡しの日まで／児童作文／忍草母の会憲法／北富士闘争年表

その日、テレビ放送された米軍の演習を阻止する母の会のお母さんたちの闘いはすさまじいものであった。頭上すれすれに迫る超大型ヘリコプターの風圧下で、進んでくる米軍の装甲車を体当りで押し返す。雨のどしゃ降り泥まみれの道路いっばいに将棋倒しに寝込んで阻止した。当然機動隊との格闘になる。

しかし母の会はこのとき、胸のすくようなざやかさで戦術を転換し、関東管区機動隊に肩すかしをくわせた。そして、翌日の米軍の実演演習を阻止する農民ゲリラは、民衆の怨みつる警察権力・機動隊をさんざんに翻弄してくれた。いま、北富士闘争はがっちり民衆の支持を得ている。

このお母さんたちの闘う姿をテレビにひきつけられて見ていたある人はつぎのようにいった。「よほど心の清い人でなければこれほどの闘いではできないものではない。なぜなら現在のような政治の社会では、自分を偽って生きなければならぬ。もし真実に生きようとするればこのような闘いになる」と。この人の場合は、わが身の卑屈さを照らされたものであった。

何か支持されているのか、お母さんたちの闘魂である。人にはさまさまな生きかたがあり死にかたがあるが、この闘いのために死ぬことこそ本当の生きかたである、とお母さんたちはいう。二月一日から二五日まで、米軍演習に抗議して、渡辺まさきさん(七三歳)と大森より子さん(六二歳)は八日間のハンストを貫いた。家族は七〇歳と六〇歳の生涯を北富士闘争に捧げます、と書いて二人を送りだした。

それにつづく一〇月二七日、機動隊に包囲された梨ヶ原岩の母の会三年三ヶ月の座り込み小屋強制撤去では、テレビの前の民衆は全神経を緊張させ、人殺しの機動隊がごのお母さんたちにどんな暴力を振うかを監視した。

どの家でも、お母さんたちは逮捕されたときのために、差入れる身のまわりの品物を風呂敷包みにして床の間に置いてある。身寄りのない人はその風呂敷包みに「もし私が逮捕されたときこれを警察に届けて下さい」と書いてある。

闘魂をあらわしている。  
一、絶対に権力に頭を下げないこと。警察に逮捕されたとき、口を割らないこと。代議士などにもらい下げを頼まないこと。  
二、お母さんが逮捕されても(たとえ一年二年と家に帰らなくても)家族は泣かないこと。愚知をこぼさない。  
三、かげで仲間同志の悪口をいわないこと。  
四、敵の手先になりたいしては正々堂々と対決する。

この憲法は嚴重に守られている。  
北富士農民の闘いを全国に知らすべく北富士闘争連絡会を作りました。(季刊『北富士闘争』発行)。闘う全国の労、農、市民、とりわけ婦人の闘いは必ずや勇気づけられ、忍草母の会への共感をまき起こすでしょう。北富士闘争は農民の闘いです。支援は、まず農民から学び、農民の闘いを勝利させなければならぬ。今こそ、北富士農民への真の連帯を呼びかけるものです。

## 北富士農民とともに闘う

### 一、インドシナに直結する北富士

#### ●米第三海兵師団の演習

アメリカ帝国主義はインドシナでの敗北からぬけどそうと、ついに核兵器の使用と北ベトナムへの地上侵攻を公然と口にしたがら二月八日ラオスへ兵力を投入しはじめた。この二月八日から数日後に「ラオス侵攻の支援作戦か、第三海兵師団の一部がヘリコプター空母でベトナム沖に出動した」との外電が伝えられたが、米帝のラオス侵攻と同時に沖縄の第三海兵師団の特別上陸部隊一個大隊がベトナム沖へ緊急出動し、北ベトナムへの地上侵攻の機会をうかがっていたことは公然たる事実であり、この部隊はその後南ベトナム北部に上陸したといわれている。

北富士演習場は、この沖縄に司令部をおくベトナムと沖縄を結ぶ緊急出撃軍、米第三海兵師団の演習場なのである。第三海兵師団はジョンソン、ニクソンのもつとも忠実な手先として、ベトナムで数限りない殺人行為を働き、その足跡はベトナム民衆の鮮血で色どられていた。

この部隊は戦後本土に駐留していたのであるが、一九五五年沖縄への米地上兵力の集中化が始まるとともに沖縄へ移駐し、翌五六年その司令部も沖縄へ移った。それ以後九年間第三海兵師団は、在沖縄地上戦闘部隊の中心役割を果たしており、この間沖縄には海兵隊恒久基地の建設が進められ、一九六五年のベトナム戦争開始時までは、沖縄には米海兵隊全戦闘部隊の三分の一が集められていた

### 今村 栄一

(山梨県反戦青年委員会)

という。

第七艦隊空母から発進した艦隊機による北爆によって、米帝が公然とベトナム侵略を始めた六五年二月以後夏までに、第三海兵師団は殆どが先兵としてベトナムに送り込まれ、米本土から増援部隊が到着するまでの間、地上戦闘を一手に支えていたのであり、それ以後もつねに重要な作戦の先頭にたつて悪逆非道のかぎりを尽くした憎むべき殺人部隊にはかならない。第三海兵師団が出兵したあと、沖縄はベトナム派遣部隊の補給基地、新部隊を送り込むための訓練基地、あるいはB52の直接の出撃基地として文字どおりアジアの要石としての役割を果たしてきたことはすでに周知のとおりである。

北爆の開始以来四年、負け犬ニクソンは米

軍撤退、ベトナム戦争のベトナム化なる政策を持ち出してきたが、これは米帝がアジアから手を引くというものでは断じてなく、沖繩を軸に、アジアの盟主たる位置を必死で守ろうという策謀であった。それは第一線部隊海兵隊の動きにもはっきりと示されており、ベトナムを引揚げた第三海兵師団はそのまま沖繩へ、第一航空師団は岩国へ配置され、そこで受けた傷を癒しつつ、つねに巻き返しの機会をうかがいつづけているのだ。

第三海兵師団の東富士、北富士使用も沖繩への撤退とともに増え、それはカンボジア侵攻の破綻とラオスへの狂気の戦争拡大という情勢をむかえて、規模、回数ともにこれまでとは桁ちがひになっており、今年二月にはベトナム戦の対ゲリラ用に開発されたOV10プロンコ攻撃偵察機も演習に参加するようになっている。

ここでもう少し詳しく、第三海兵師団がどのように北富士を位置づけているのかを見てみよう。米議会で露骨にも海兵隊のギャレットソン准将はこう証言している。

「地図をみてくれ。沖繩の訓練場はジャングルにおおわれている。起伏がひどいし、平地ではない。砲弾を落とすとヘリで見定め

ねばならない。ところが富士演習場（米軍は東富士、北富士を併せてこう呼んでいる）は広々とした平地で、わが砲兵の訓練をやるのに、ほとんど無制限にどこへでも撃ち込める。」

昨年一二月末、沖繩本島北部の国頭村に第三海兵師団は秘密裏に射撃場を設置して県民の総反撃を喰らったが、このとき「北富士を叩き出されて国頭に移転か」ということがいわれた。ところが国頭は小型火器用、富士は大型火器用と区別されていたのである。

ある軍事評論家は「ベトナムの激戦地で戦った海兵隊は大きな損害を受け、いま新兵教育に懸命だ。そのため国頭村にも射撃場をつくり、富士でも演習の本格化を急いでいる」と発言しているが、海兵隊の訓練コースはつぎのようになっている。(一)新兵が入隊すると、沖繩でまず二カ月の基礎訓練 (二)つづいて富士演習場で四週間から六週間の実弾射撃 (三)いったん沖繩に引き揚げた上で、フィリピンのスピック湾で上陸演習 (四)再び沖繩に戻り、模擬ベトナム村で一週間の総仕上げ、ここではじめて実戦の資格が与えられる。これからも明らかのように、新兵教育や再訓練にとって富士は欠かすことのできない場所なのである。

である。このベトナム、沖繩、北富士の関係はラオス侵攻の情勢のなかで、いっそう具体的に生々しくなってきた。沖繩からやってくる演習部隊は沼津の今沢海岸に上陸してキャンプ・フジに入るのであるが、今年はじめての部隊は一月一五日上陸した。通常四、五週間の演習をこの部隊は急遽二週間で切り上げ、沖繩に戻った。その数日後にラオス侵攻、特別上陸部隊派遣のニュースである。

このように、帝国主義者にとって北富士はインドシナ人民の英雄的な民族解放闘争の前に音をたてて崩れゆくアジア支配体制に、楔を打ち込むためになくはならない演習場として位置づけられているのだ、ということをしつかりと把握しておく必要がある。

## 二、忍草農民の闘い

### ●入会地を取り戻す闘い

北富士演習場は、その面積六、六〇〇ヘクタール、内訳は国有地二、一五〇ヘクタール、山梨県有地三、八五〇ヘクタール、私有地四五〇ヘクタール、富士吉田市ほか二カ村恩賜県有財産保護組合所有地一五〇ヘクタールという広大なものである。

米軍が北富士演習場の使用をはじめたのは

いうまでもなく軍事占領直後からであった。第二次世界大戦以前から日本陸軍はこの山麓を演習場として使い、軍隊を大陸へ送り込んでいたのであるが、日本帝国主義の敗戦から間もない一九四五年一〇月、突如米軍が入り込んできて、一方的に農民の立ち入りを禁止して演習場としたのである。そして接収命令も何もないまま第一騎兵師団が駐屯して訓練を開始していく。

このことがいかに恐ろしいことを農民が知ったのは一九五〇年朝鮮戦争のときであった。五千を越える大軍が突如演習場に乗り込んできて、かまぼこ型の兵舎をたて、昼といわず夜といわず、実弾射撃をはじめたのである。戦車は演習場内を走り廻り、森林は砲弾で倒され富士山麓はさながら戦場と化していった。この米軍とともに部落には大量の売春婦が流れ込んできた。入会地を取り上げられ営業の道を断られた農民は売春婦に部屋を貸し、男たちは基地で働くほかはなかつたのである。だが「よかつたなあ、これで楽して金がとれる。あなたたちは働かなくてもよいのだ」という調達庁の役人に部屋貸しを励まされていくうちに部落はさながら地獄のようになつていった。身をあやまっただけ若人も少な

くはなかつた。それでも役人が農民に与えたものは嘲笑だけだったのである。

このとき忍草の人たちは、農民として生きるのか、それとも女郎屋のようなことをして生きるのかということを追られていたのであり、人間としての尊厳をかけて農民として生きることを決意し、闘いに起つたのであった。母の会長長渡辺喜美江さんは当時のことをこういつている。

「地獄の恐ろしさは地獄をのぞいた人でなければ分りません。私達は土を愛し、自然を愛し、そして自然を利用した時に本当の人間になれるのです。米軍にたかり、パンパンにたかかって、どうして人間になれるでしょう。私達は身にしみてそれを知りました。だからこそ、私達はパンパンを追い出し、農村として部落を建て直すために全力を挙げました。だが、その時私達の気持いたのは、いま演習場になつている入会地や森林の限りなき恩恵でした。私達の生産はそれによって支えられていたのです。私達は、土地の使用が出来ていた当時には、土地の有難さがわかりませんでした。しかし土地が取上げられ、ろくな草も生えないようにされたあと、演習場が私達にとってど

れほど大事なものであったかに気がつきました。」

山に四方を囲まれて耕地が少いうえに、高冷地でも火砕土という劣悪な条件の下で北富士農民が農民として生きていくためには自然的条件に頼つていく以外にはない。演習場として取り上げられた梨ヶ原は忍草の農民にとってはそうした土地だったのである。

二十年の長きにわたる農民の闘いはこの入会地、梨ヶ原を取り戻す闘いであり、それは今日まで変わることのない忍草農民の闘いの原点である。ものごころついた時から桑つみに行く母親に手を引かれて一日中歩きまわり、桑の下作りにつくるそばで育てられ、嫁いでは毎日農作業に通つた梨ヶ原が、ある日突然立ち入り禁止にされたからといってどうして納得できようか。しかも日本政府は農民を土地から追い出しただけでなく、女郎屋仕事を奨励する。「梨ヶ原の不法使用を許すな!

「梨ヶ原を取り戻せ!」この声こそ日ごとと荒廃していく忍草を見て我を取り戻した村人の腹の底からの声だったのである。

### ●生活の闘争化の二十年

人間としての尊厳をかけて闘いに決起して以来二十年、農民たちは数限りない戦闘を闘

いぬぎ、今日では米軍、日本政府を敵に互角に渡りあう日本農民闘争史上類まれな集団に成長した。ここにいたる道はそれこそ単純な道だったわけではなく、毎日毎日の闘いによって過去の恥部を叩き出し、そのなかで農民の土根性忍草魂を己のものとし、自分の二本足でしっかりと歩んできた二十年であったのであろう。

忍草農民はいま「演習場の全面返還」を掲げて闘っている。だがはじめからこのスローガンを掲げていたわけではない。いまでも闘いの先頭にはつねに「梨ヶ原無断使用反対」ののぼりが翻っているように、一片の立ち入り禁止通告による梨ヶ原の接収が、いかに国有地といえども、江戸時代より有する地元民の入会慣習を完全に無視、抹殺する暴挙であり、正当な損失補償と入会権の確認を要求する運動としてはじめられたのであった。これにたいする政府の態度は農民をまったく馬鹿にしたものであり、激怒した農民の実力闘争の前にしどろしどろと一九六〇年以來「入会慣習を認める」なる言辭をくり返している。だが入り会い慣習などは、認めようがそうでなかろうが、歴史的に敵然たる事実であり、「入会慣習を認める」ということは「入会権を確

認する」という以外に考えようがないが、それはいわないで一方的に算出した涙金程度の補償金で農民を沈黙させようという許すべからざる態度を貫いてきた。ここにいたって農民は「取引の相手方としての人間性を認められることがなく、ただただ恩恵的に若干の金銭を投げ与えられるかのようにされてきたため、米軍演習場廃止の必要を、頭でなく、身体にも教えこまれてきた」(渡辺喜美江さんの話)のである。

忍草の闘いは女の闘いとして知られているが、母の会の結成は一九六〇年夏である。五年六月完全武装のMP、キャンプ警備隊六千名のなかへ四名の騎馬農民を先頭に決死隊が着弾地に突入し、演習を阻止して以来数々の闘いを展開してきたが、六〇年は返還闘争の激しい年であり、「村中一心梨ヶ原を守る」という旗印のもとに、忍草は決死の闘いを展開していた。当時これまた苦しい闘いを展開していた三池の労働者とともに六月一五日国会デモに参加した忍草の婦人たちは、翌朝全学連の女子学生榎美智子さんの死を衝撃をもって耳にした。最後の決死隊が村を出発していくときの渡辺勇入会組合長の「たとえ、梨ヶ原に屍をさらしても、忍草農民は富士を守

らなければならぬ。ここで男が倒れることになっても、母さんたちはその後を引きついで、第一線に立つてもらわなければならぬ」との訴えは、「女でも闘える、権さんにつづこう」との声となり、こうして母の会が誕生したのである。昨秋権力の手によって母の会の坐り込み小屋が撤去されるまで、小屋には榎美智子さんの遺影が飾られていたことをみてもわかるように権さんは母の会の心のなかにずっと生きつづけていたのである。このとき以来母の会は入会組合の男たちとともに第一線に立つようになった。

この母の会をいっそう鍛え強くさせたのは六七年夏以來三年半、演習場のど真中梨ヶ原の着弾地での坐り込みである。雨の日も、五〇センチの雪の日も一日として休むことなくつづけられたこの闘いは、米兵による暴力行為、小屋の焼きうち、施設庁の職員によるだましうち、そうした卑劣な権力との対決の日であった。母の会はこの闘いに、「(一)絶対権力に頭を下げないこと。警察に逮捕された時、口を割らないこと。代議士などにもらい下げを頼まないこと。(二)お母さんが逮捕されても、家族は泣かないこと。愚知をこぼさないこと。(三)かげで仲間同志の悪口をいわない

こと。批判すべきことは、誠意をもって注意し合う。(四)敵の手先に対しては正々堂々と対決する。」という掟、母の会憲法をもって固く結束して闘いぬいたのであり、それにうち勝つかで日本農民運動、婦人運動史上最強の集団として成長してきたのである。

昨年一〇月二七日早朝、権力は八〇名の老母にたいし、機動隊一千名、ブルドーザー、放水車、クレーン車等ありとあらゆる機械力を動員して坐り込み小屋を破壊し去った。しかし忍草農民はこれに屈することなく、歯を食いしばって敢然と決起し、翌々日からの長距離砲実弾射撃を完全に阻止し、それにつづく僅か一ヶ月の間に七つの入会小屋を建て、あくまで入会権を主張して闘いぬいた。

母の会憲法に表現されるなにもにも屈しない団結力、そしてこの七つの入会小屋を建てた恐るべき執念はまた農民から入会地を強奪し、アジア支配体制の崩壊を必死で食い止めようとする日米帝国主義と鋭く対決しているのである。

### 三、自衛隊移管を阻止

#### 演習場撤去・入会地奪還へ

七一年に入ってからの米軍、防衛施設庁の

攻撃は、明らかにこれまでとは様相を一変した敵しいものになってきている。三月までにすでに真冬の梨ヶ原で三回の実弾演習を強行し、いまだ実行するにいたってはいいないが、これまでの一〇五ミリの榴弾砲だけでなく、二〇〇自走砲、さらにはロケット砲のリトルジョンまでちらつかせはじめており、夜間の演習もはじめている。これにともなう農民に対する弾圧も飛躍的に強化され、二月には弾道下や着弾地近くに農民ゲリラがノロンを上げていくにもかかわらず砲弾を撃ち込み、農民殺しの恫喝に屈せず演習場に入った者にたいしては入会権もなにもかまうことなく刑事特別法を発動した。

こうした直接の弾圧にあわせて、山梨県、地元に対する政治工作も活発化している。山梨県知事田辺国男はこの一月知事に再選されるや、「全面返還、平和利用」の公約など捨て去り、「安保条約で提供された施設である以上演習は仕方がない」などという反動的な姿勢を隠すことなく公然と打ち出し、地元の中湖村議会、富士吉田市ほか二ヶ村恩賜林組合も施設庁との条件取り引きを裏で進めつつ自衛隊移管の議決を相ついで行なった。

この一連の攻撃こそ、演習の暴力的強行と

闘う農民を刑罰法でしばり殺すことをもって闘いを圧殺し、演習場の機能を回復し、さらに管理権を自衛隊に移して北富士を東富士と一体となった日米共同の侵略演習場として確立しようとする恐るべきものである。

われわれはすでに開始された決戦的闘いを勝利にむかって闘っていくにあたり、まず第一に、この闘いが日米帝国主義のアジア侵略体制と真向うから対決する闘いであり、米第三海兵師団の野蛮な殺人行為にたいして屈せず闘いぬいているインドシナ人民に連帯し、彼らの民族解放闘争を直接的に支援する闘いであり、第二に、戦後一貫して政府、施設庁によって入会地を取上げられ、馬鹿にされ、恥ずかしめられながらも二十年近くの間孤立無援のなかで頑張り通し帝国主義者にたいして徹底した闘いを挑んでいる三百戸の忍草農民を支援し、入会地を農民に取り戻していくという、北富士闘争はこうした内容を持った闘いなのだとことをはっきりと確認しておく必要がある。

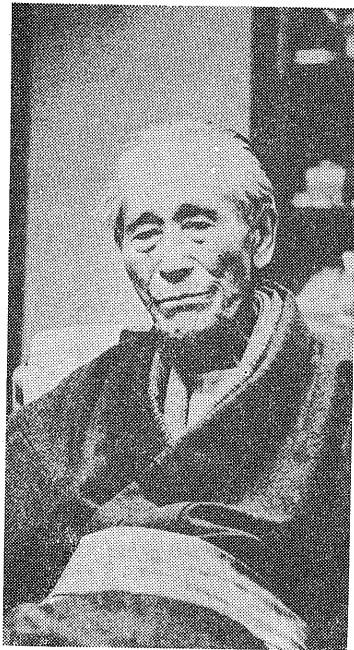
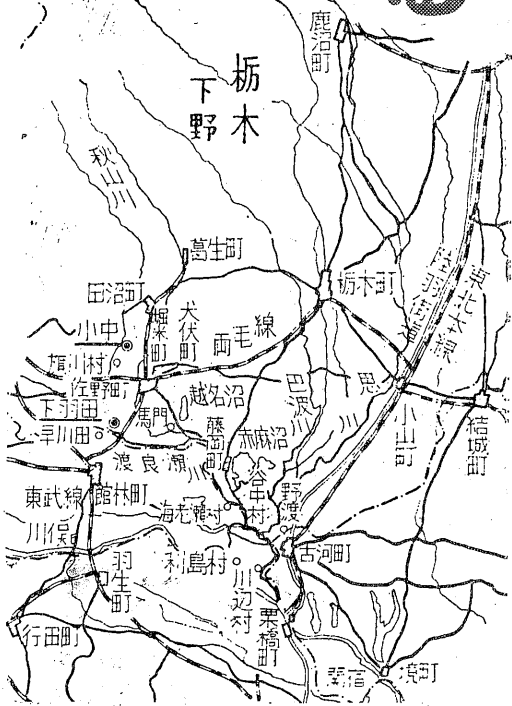
これまで二十年間忍草農民の命を張った闘いに注目しようとするしなかつたということをも痛みをもって把え、闘う北富士農民に最後まで連帯して闘っていくと思う。



# 谷中村を語る

## 谷中村の報復を三里塚で

対談 荒畑寒村・戸村一作



### 赤車を引き社会主義伝道

戸村 私は三里塚闘争のはじめのころ、誰か名前を忘れましたが、先生の『谷中村滅亡史』をもってきて、ぜひ読めといわれ、いまでは三里塚闘争のバイブルのようになっています。私はキリスト教徒の家庭で育ち、中学生時代から田中正造のことをキリスト教関係の新聞、雑誌を通して、うすうす覚えていましたが、谷中村事件、田中正造を身をもって知ったのは三里塚闘争のなからなんです。

まず、一番最初にお聞きしたいのは、先生が二〇代のときに、社会主義伝道赤車で東北地方を廻ったということですが、「赤車」というのはいったいどういうもので、どのような本やパンフレットを伝道販売して廻られたのですか。まず、そのへんから先生のお話をうけたまわりたいと存じます。

荒畑 社会主義の伝道行商というのは、明治三七年の一〇月から三八年の一月にかけて山口義三(孤剣)と小田頼造の二青年が、二人とも故郷が下関なものですから、有楽町の平民社を出発して徒歩で下関まで行く途中、社会主義の書籍類を売ったり、社会主義者の諸団体が各地にできていましたので、そこへ寄って、茶話会や談話会を開き、事情がゆるせば演説会を行ないましてね。そして、そのころ社会主義協会というのがありまして、社会主義協会の会員を募ったり、平民社から『平民文庫』という社会主義の書籍が発行されていたのでそれを売りがら行っただけです。いまは宣伝という言葉を使っていますが、そのころは伝道といっていたんです。それはキリスト教の影響から伝道行商といっていたんです。

この二青年の伝道行商は、日露戦争の最中で官憲の弾圧もそうとう厳しかったんです。陸軍次官の石黒というのが各地の警察に、「こういう人間が社会主義の伝道に行っているから、人民はそれにまどわされないよう注意せよ」という通達をだしたくらいなんです。

しかし、その運動が新しい形式の運動なので、この二青年に多くの支援があったんですよ。駿河台の文化学院を開いた西村伊作、この人は神官の素封家で、叔父が大石誠之助といって、大逆事件で刑死した医者なんです。それで、自分の住んでいる近所を伝道行商しているんです。それで私も非常に感化を受けてまして、東北地方に伝道行商にでたわけです。それが明治三八年の四月でした。

戸村 日露戦争中ですね。

荒畑 ええ、そうです。私一人で赤車を引いて行っただけです。

戸村 その「赤車」というのはどのようなものですか。私にはかねがね興味をもってはいたんですが……。

荒畑 赤車というのは、いまはみかけませんが、以前は牛乳屋、たばこ屋が使っていた小さい木の箱車を赤く塗って白で、社会主義伝道行商と書いたものです。これを引いて田舎を歩いていると、「たばこ屋さん」なんて呼ばれたこともありましたよ(笑)。

本は、安い本が五銭、一番高い本で三五銭でした。木下尚江の『火の柱』『良人の自白』なんかが一番高かった。その他は、平民文庫は五銭から一〇銭、二〇銭ぐらいでした。それで定価の半分を平民社に納め、残りの半分を旅費に使うわけです。当時、庶民宿は二食付で二五銭だったから、四〇〜五〇銭ぐらい本が売れば、二食付の庶民宿に泊まれるわけです。また売れないときは、木賃宿に

泊まる。木賃宿の宿泊費は一日五銭ですからね。飯は自分でつくらなければならぬ。

戸村 ルートはどういうようにして行ったんですか。  
荒畑 ルートはなにもない。買ひそうな家があると行って売るわけです。弁護士とか医者、お寺、教会と、とにかく買ひそうなところへは行って行って、社会主義の演説をして買ってくれという。そうすると、日露戦争の最中で、社会主義者などは、「国賊」「非国民」「売国奴」とかいわれていたところですから、剣もほろろに断わるころもありましたが、なかには買う人もありましたよ。

戸村 日露戦争の最中でしたから社会主義思想にたいしてそういう迫害もあったでしょうが、地方で伝道行商していて迫害を受けたことはありませんでしたか。石を投げられるとか……。

荒畑 別にありませんでした。ただ、茨城県の竜ヶ崎に行ったとき、キリスト教伝道所と看板のかかっているところへ行きましてらまだ若い人で伝道師でしょうが、「私はキリスト教徒ですから社会主義には反対です。しかし、あなたはお困りでしょうから泊まりなさい」というのでそこに泊まったんですが、そこは、ヤソ教の伝道をやっているというので、説教をやっても石をぶつけられるというように、近所から非常に迫害を受けてました。そういうところで、警察の尾行がついている私を、「社会主義には反対だ」といっても泊めてくれました。また千葉県の小見川というところでは警察官が私を呼びまして、「なににきたんだ」と聞くので、「本を売って歩いている」というと、署長以下みんな一冊ずつ買ってくれましたよ。ですから、一番多いときは一週間で五〇〜六〇冊売りましたね。また一週間で二〜三冊とか全然売れないときもありました。し

かし、各地に社会主義者の諸団体がありますので、そこへ行くと泊めてくれたり本を売る便宜をはかってくれるので、なんとかやっていけたんです。

戸村 ほう、小見川の方まで行かれたんですか、で、雨の降った日なんかはどうするんですか。

荒畑 雨の日は宿で本を読んで休んでいました。

### 「野に叫ぶ人」―田中正造との出会い

戸村 東北地方伝道行商の途中、谷中村へは行っていませんね。谷中村へは偶然に行ったんですか。

荒畑 いや、偶然ではないんです。谷中村へ行ってはじめて田中正造に会ったんです。子供のころに新聞をみますといつも「議會で田中栃鎮……」とでていっているんです。「栃鎮」というのは栃木鎮代という意味なんです。田中栃鎮、栃鎮とよくいわれていましたよ。田中栃鎮という代議士が演説をやる時、必ず最後には議長から発言を停止される。それでもかまわず演説をつづけるから、しまいに守衛が四、五人で演壇から引きずりおろすという新聞記事をいつも読むんです。こっちは子供ですからなんのためだかわからない。なんでもこの人はこんなことをやるんだらうと思っていたのですが、だんだん年がたけてきて新聞を読むと、田中正造という栃木県の代議士が足尾銅山の鉱毒問題でいつも弾劾をやるということがだんだんわかってきたわけです。

それで、社会主義者になってから足尾銅山の鉱毒問題をみたり、聞いたたりして、だんだん田中正造の運動の様子がわかってきたんで

す。私が一〇歳かそこらの子供のときに（明治三〇年ころ）鉱毒問題が非常にやかましくなりまして、大学生などが大挙して視察に行き、また、クリスチャン、婦人矯風会、社会主義者が行ったりしてだんだんわかってきた。それで、当時横浜の伊勢崎町の芝居小屋では、鉱毒被害地の稲東などをもってきて、鉱毒問題を木戸銭を取って見世物にかけているんです。

戸村 先日、数寄屋橋あたりでヘドロを展示したと聞きましたが、いまだいえば、田子浦のヘドロをもってきて木戸銭を取り見世物にするということですね。

荒畑 そうですね。それは、香具師がやるので、木戸銭を取ることを目的にしているのですが、それほどまでに鉱毒問題というのが知られてきたわけです。そんなことで田中正造にぜひ会いたいと思っ

て谷中村に行き、そこではじめて田中さんにお会いしたんです。そのときにはもう鉱毒問題というのが谷中村に知られたところだったんです。田中さんにお会いしまして、徹夜でもって話していた

できました。一生懸命にノートに書き取りましたが、先生の話とい



田中正造

うのは、まるでノートでもみながら話しているように詳細で具体的なんです。何年何月何日にどうい

うことがあったということを、じつに詳しく記憶しているんですよ。水がどれだけで、堤防を壊したとか、県庁の役人が人夫を使って堤防をこれだけ破ったとか、それから堤防の石垣を崩してその石を売ったとか、土止め竹を切ってそれを売ったとかそういうことをじつに詳しく話をするんです。ですから、この人の頭は鉱毒問題でいっぱいなんだな、とそのとき思いましたね。それでいて自分では、「年をとってもうろくし、物忘れして困ります」なんていっているんですよ。「自分のものを忘れてくるならまだよいのだけれど、もの忘れて他人のものをもってくるんですよ」などと笑い話をしましてね。確かにそういうこともありました。この鉱毒問題の話となるとじつに詳しいんですよ。

それで一緒に百姓屋に泊まりましたが、朝起きてみるともう田中さんの姿が寝床にないんですよ。で、私も庭へでて顔を洗っていたら畑の方で、「この村泥棒めー」という叫び声が聞こえたのでびっくりして行ってみたら、田中正造が総髪を風になびかせてね、太い杖をふりあげて追いかけていくんですよ。調査、測量器具をかついだ人夫、それに県庁の役人などが蜘蛛の子を散らすように逃げていくんですよ。ほんとうにこの人は偉い人だと思いましたね。谷中村を買取するというのが測量にはいってきいている。それが妨害されるといかにいうので護衛に調査がついてきている。その調査や役人でも、公務執行妨害をやっている田中正造には指一本触れることができず、どなられて逃げていくのみましてね、聖書にいう「野に叫ぶる人の声」というのをまのあたりにみるという感じがし、あんな感銘を受けたことは少なかったですね。それが田中さんにお会いした最初なんです。私が一七歳のときです。

## 田中正造の人物像

戸村 田中正造翁は、栃木県議院に六回、衆議院に六回と連続当選しているようですが、政界の現実に絶望し、衆議院議員を辞職していますね。

荒畑 田中正造は憲政本党でしたが、鉱毒問題が政争の具に供せられるというのを嫌って脱党し、議員を辞職しましたね。あの人は庄屋の家に生まれましてね、若いころから領主に反旗をひるがえして、百姓一揆みたいなことをやって目的を遂げているんです。

戸村 それで、牢に閉じこめられたらしいですね。

荒畑 ええ、それから県議員になってから、県令の三島通庸の土木政策に反対し、自由民権運動で闘うんです。これでまた、牢に入られるんですが、結局三島通庸を知事から辞任させていますね。ですから、若いころから百姓として、自由のために闘争してきたんです。そして明治二四年に衆議院に栃木からでているんです。そして二五年に鉱毒問題を取りあげている。

そのときの農商務大臣が奥陸宗光。原敬が書記官。それで奥陸の次男が古河の養子になり、古河の養子が社長になったときに原敬が副社長になる。姻戚的には奥陸と古河とが姻戚関係になり、政治的には奥陸と原敬、経済的には古河と原敬、というように政界、実業界、姻戚という三角関係なんです。

最初に議会で鉱毒事件を問題にしたとき、奥陸が農商務大臣で、そして谷中村を遊水池にするために土地取用令をだしたのは、原敬が内務大臣のときだったんです。

戸村 木下尚江か誰かの書いた本では、原敬が涙を流して西園寺公望に土地取用令をだしてくるように頼んだということが書かれていますね。

荒畑 ですから、足尾銅山の鉱毒問題と谷中村の問題というのはけっして偶然ではないんです。

戸村 田中正造翁の話を聞いて、田中正造という人が全学連の元祖のような気がします。ゲバ棒をもって官憲を追い散らすなんて、明治時代のこれは素晴らしい闘いですね。

荒畑 さすがに官憲も田中正造には指一本触れることができませんでしたからね。

戸村 それだけ田中正造という人は威厳があったんです。

荒畑 威厳もあります。だから反対の立場にいる者でも、田中正造の思想には動かされましたね。

そしてね、行きましたときに役場の前で夜、取用問題について村民集会を開きましたよ。すると田中正造が半身たき火に照らされながら村民にむかって獅子吼するんで、じつに劇的な光景でした。

それから藤岡の町で谷中村取用の反対演説会がありまして、そこで田中正造が演説をしていますと、臨監の警部が「弁士中止」とやるんですが、知らん顔をしてやっているんです。普通ならすぐ巡査がやめさせるんですが、さすがに田中正造にはそういうことはできなかった。「田中さん、中止ですよ、中止ですよ」といっても、知らん顔をしてやっているんです。「降りてください、中止です」といわれても「まだ五分かそこらしか話してないじゃないか、もう五分ほど話させる」ととぼけたようなことをいってやっていました。それでしまいに巡査が四、五人あがってきて田中正造を無理矢理

引きずり降すのをみましてね。子供のときに新聞にでていた議会で田中正造の行動というのはこれだなあと思えましたよ。

田中正造は、人を食ったようなことをやる人ですが、警部でもなんでも一目置いていましたよ。

## サーベル・堤防破壊・脅迫・買収に抗して

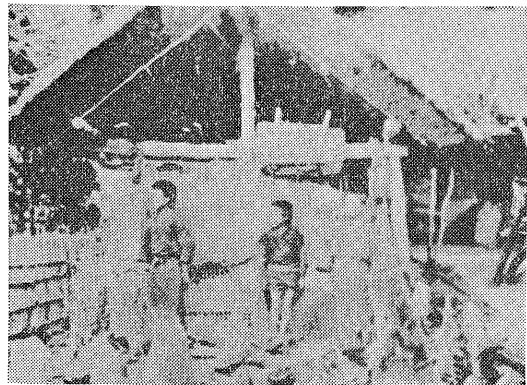
戸村 そのころ、神田の神保町から美土代町あたりまで、学生が高張り提灯や「谷中村鉱毒演説会」と書いたのぼりをもってデモをしたのをみた大杉栄が、社会主義思想に開眼されたと聞きましたが、当時大杉栄は一八歳だということですね。

荒畑 ええ、彼は私より二歳ぐらい年上ですから……。

戸村 そのデモ隊が、神田美土代町のキリスト教青年会館、いまのYMCAで、松村介石、矢島揖子、田村直臣、内村鑑三と、当時のそうそうたるキリスト教徒のメンバーが集まって鉱毒問題の反対演説会を開き、会場でカンパをしたら、当時帝大の学生だった河上肇は、お金がなかったので着ていたオーバーからショールから全部をカンパし、それでもまだ満足できず、翌日二十数点の衣料を谷中村村民におくったということがありましたね。

荒畑 それは有名な話ですね。

戸村 学生が鉱毒問題の演説会を開くとか、谷中村に視察に行く、すると文部省が学生の谷中村視察にたいして谷中村視察禁止通達令をだすというのを聞くと、かつて六五年前にあった谷中村事件が三里塚において再現されているような気がしてならないのです。いま三里塚にも文部省はそんな通達をだすんじゃないでしょうか。



鉱毒被害地の惨状

先生が『谷中村滅亡史』のなかで、「ああ谷中村を記憶し、谷中村民を記憶し、田中正造翁を記憶する者は、また谷中村をして今日あるに至らしめし、明治政府と、資本家古河某とを記憶せざるべからず。しかして、他日必ずや彼等に対して、彼等が谷中村民になせしと同じき、方法手段を以て復讐するの時あるを期せよ。ああ悪虐なる政府と、暴民なる資本家階級とを絶滅せよ、平民の膏血を以て彩られたる、彼等の主権者の冠を破碎せよ。しかして復讐の冠を以て、その頭を飾らしめよ。」と語っていますが、三里塚の農民の空港建設阻止の闘いというのは、たんに農民が自分の農地を守るという闘いだけではない。かつて谷中村農民を滅ぼしてきた原敬、奥陸宗光というような人たち、財界と政界との癒着、さらに姻戚関係まである。そういう非常に恐ろしい権力というものが六五年前にあり、そしてそれがそっくり佐藤自民党政府によって三里塚に再現されている。だから、谷中村があつてこそ三里塚があるような気がしてならない。事実そうだと思います。谷中村が古い昔のようにいわ

れるが、古くない、今日のこのようにひしひしと身に迫って感じるわけです。

先生は当時の谷中村の農民の生活を実際にこらんなったと思いますが、どのような生活状態でしたか。

荒畑 谷中村にいつて一番目につくことは、家が平地に建っていない。洪水がくるので高く土を盛り上げてきてね、そしてその上に家が建っているのですが、それでいてはめ板に真。青に水苔がついているんです。その水苔が年輪みたいに、何年何月の洪水だとわかるんですよ。私が行ったときは、わざわざ麦飯を炊いてくれましたが、いつもはピエとか粟を食っていたんでしょね。麦さえも食べていなかったようです。

戸村 当時の谷中村農民は、どういう状態で闘い、また、田中正造翁は谷中村闘争のなかでどういう立場にあったのでしょうか。

荒畑 現在は公害というものが日本全国にわたっていますので、国民的関心事になっていますが、あの時分は谷中村、足尾銅山というのは栃木県の一隅にあって、その被害が広いとはいっても利根川流域の四県の地域ですから非常に局地的な問題で、全国民の関心を湧かせるというほど大きくなかった。それでも、文部省が谷中村視察禁止の通達をださなければならぬほど多くの知識人や学生に影響をあたえています。それからキリスト教徒、婦人矯風会の婦人、また当時、少数ですけども社会主義者は谷中村に関心をもっていました。それは被害民が一致団結して闘ったことが大きな影響力をあたえたんだと思います。

明治三十三年二月一三日の川俣事件というのがありますが、これは、一万二千人余りの飢毒被害民が、各々蓑笠に身を固めて「人の

からだは毒に染み、孕めるものは流産し、育つも乳は不足なし、二つ三つまで育つとも、毒の障りに皆弊れ……悲惨の数は限りなく……」と飢毒歌を唄いつつ、政府に被害民の窮状を訴えようと押しよ

せたのが、利根川辺の川俣で、巡査、憲兵隊が抜剣して襲撃し、「ど百姓、ど百姓」とのしりながらめった切りした事件です。

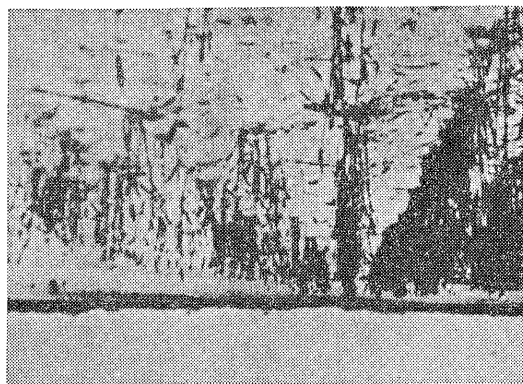
戸村 デモ隊が川舟二隻を大八車に乗せ、舟のまえに数本の竹槍をつけて警察と憲兵の警戒を突破しようとしたということですね。

荒畑 この闘争に参加したのは、農民だけじゃない。村長や村の助役までが馬に乗って先頭に立ち全村全農をあげての闘いだっただんです。そこに非常に大きな力があつた。農民だけだったら、権力もたいては歯牙にもかけなかったんじゃないでしょうか。

戸村 いま三里塚において、機動隊が公団を擁護しながら測量をやったり、農民、労働者、学生に襲いかかり警棒をふるい無差別逮捕するということに、非常に暴力的なんです。川俣事件では、憲兵隊、警察、右翼が抜剣し切りかかり、道路が数百メートルにわたり血みどろになる。そして一日に八百人も逮捕されるというのを聞くのと、三里塚闘争が非常に激化しているというけれど、六五年前の闘いの方がもっともっと激しいものだったと思いませんか。その当時の模様を三里塚闘争とおして想像するんですが、ちょっといまは想像できませんが、やがて日本はそうなるのではないのでしょうか。

荒畑 巡査だけではない。憲兵隊ができて、抜剣し切りまくるんですからね。そういうことも中央政府の命令がなければできないことですよ。県庁や憲兵だけでやれることではない、明らかに中央政府の奨励でないまでも黙認がなければできないことです。

戸村 千葉県にも、明治、大正の末期ころまで数々の小作争議があ



飢毒被害地の麦畑

つたんです。上野線の木下とか八街というところでもやはり巡査が抜剣してきたといっていますよ。ガラスやびんの割ったものをたくさんたんぼのなかに放りこみ、地主が二度と耕作できないようにする。それにはいて巡査が抜剣してくるといって闘った地元農民から私も聞きましたが、いまの警官は警棒ですが、当時はサーベルを抜いて切りかかるといって、恐るべき弾圧ですね。

荒畑 飢毒反対闘争というのは、当初四県にわたる広い地域でしたが、それがだんだん追いつめられて谷中村にしばらく、田中正造が谷中村に籠城して官憲と闘うころは、大衆的反響を押しつづけたことで、抜剣して切りまくるといって事件はなくなりましたが、谷中村から農民を立ち除かせるために、それも谷中村に愛想をつかして立ち去らせるために、あらゆることをやっています。

県庁の役人が人夫を連れてきて堤防を切り崩す、堤防を固めている石を売り払う、竹や樹木を切って売る、というように、いま考えるところとは思えないようなことをやっている。

戸村 堤防を修築するのに土木工事の専門家は一人もいない。巡査あがりや、博徒、無頼漢ばかりですからね。また県庁の役人で若林というのは、堤防の下に竹束、葦、藁等を埋め、洪水のとき堤防が壊れやすいようにするというのですから、ひどいもんですね。

荒畑 それから反対派の人たちが谷中村から追いだすために、賭博を教えたり、女郎買いに連れていき財産を使い尽くさせ、買収するというように、じつに巧妙に悪辣なことをやっているんです。

戸村 三里塚でいうなら、もっとも強硬な青年行動隊にあたる青年たちを役人が遊廓に招待するわけですね。

荒畑 それから、村民を離村させるために、おどしたり、すかしたりして代替地へ送ったんです。代替地というのは那須と塩谷の二郡なんです。谷中村というのは関東でも非常に天産の豊かなところなんです。渡良瀬川の漁業だけで食っていた人が三千人もいたんですよ。それから一反で一二俵も米がとれたところがあるように天産の豊かなところなんです。そういうところから那須の原の不毛の地へ送られたものだから、愛想をつかし、絶望して谷中村へ帰ってきた者が何人もいます。

おどしたり、すかしたり、女郎買いに連れて行って村民を谷中村から引き離した。それで租税を納める人口が減ってしまったって自治体としての独立の存在を失ってしまいい藤岡町と併合するということまでやっているんです。

戸村 それが計画的にやられたんですね。

荒畑 それが行なわれたのが明治三十九年です。

戸村 今の三里塚の闘争のなかでもそれとまったく同じようなことがなされているんです。公団と県庁の役人がグルになりましてね、

反対派の農民のなかでもっとも弱い者をつけると、料亭へ連れて行って一杯ごちそうする。農民は正直ですから、なにかごちそうになってちよつと気分がやわらぐと、すぐ賛成しましよつと盲目を押す。また、新幹線でただの旅行に招待するという手くだで農民を脱落させていったんです。

三里塚の闘いも、かつては空港敷地千六十ヘクタール内の農民が八割まで蜂起したんです。これではもう闘わずして勝つたとみんな勝利を誓いあつたわけですよ。ところが、一、二カ月もしないうちにバタバタ脱落する。私はもう嫌になるほどみせつけられました。というのは、ただ彼らが脱落していったんではない。その背後にあるものはやはり公団の誘惑、それからごちそう政策、警察権力の恫喝によって崩されていったらうべきでしょう。

谷中村でも最初四五〇戸もあつたのが最後には一六戸になる。三里塚もやはりそれと同じ経緯ですね。それは今も昔も同じだと思いませんし、また、政府のやり方も同じですね。ですから政府・空港公団が第一期工事敷地内の九〇％が賛成しているかのように宣伝するが、それは権力にはむかつても勝てないから「長いものにはまかれろ」という敗北感が先立って脱落していったんで、そのじつ空港そのものには「反対」だというのがすべての考えです。つまり国家権力の下に圧倒され、敗北した言行不一致の農民の姿を、私たちから脱落していった仲間と、条件派の人々によくみる事ができます。要は権力にたいしてどれだけ闘えるかということになります。権力は容赦なく私たちの上にその暴虐性をエスカレートしてくることは明らかな事実です。これは谷中村の場合も同じだろうと思います。

荒畑 谷中村の遊水池計画というのは、洪水の度毎に谷中村鉾毒間

題が世間の評判になるので、谷中村を遊水池にすることで鉾毒問題を埋没させようというのが政府の肝だったんです。それはけつして一県庁の、一知事の考えでもってやれることではない。明らかに中央政府の計画ですよ。

戸村 明治一四年に栃木県知事の藤川為親が渡良瀬川の鮎や鱒が鉾毒でみんな死んでいるのをみて、食べるのを禁止し、鉾毒問題をいじだらちまち島根県にふつとばされたというように、一知事の判断でできるようなものでないことは明らかですね。

荒畑 日本の資本主義産業を発達させるためには、四県の人民の何十万くらいかかまわっていられるか、ということだったんですよ。

戸村 ど百姓と一口にいう自民党政権の農業政策と同じでしょう。総合農政、減反問題、食管制問題と軌を同じくするものでしょね。荒畑 有名無実といつたらそれまでですが、とにかくにも主権在民といっている時代とちがって、「このど百姓」といわれていた明治維新前といくらもちがわぬ時代だったんです。まだまだ人民なんか塵芥のごとく思われていましたからね。

日本を富ませなくちゃならない、そして諸外国と同じ位置にのぼらせなくちゃならない。そのためには資本主義産業を発展させなくちゃならない。そのためには十萬、二十萬の人民がぐずぐずいってそんなことに耳をかしていられるか、ということでしょうね。

### 谷中村への社会主義者のかかり

戸村 その一言に尽きると思います。そこで、明治初期における社

会情勢と社会主義思想というものは、どうでしたか。

荒畑 自由民権運動というものが、やはり非常に大きな影響力をもつていたんです。これは地主階級、とくに没落地主が背景になっていますから、だんだん資本主義化されるにしがって自由民権運動は革命的な英気を失って、ブルジョアの政治運動化してしまふんです。それでも自由党の左翼の伝統が残っていて、それが社会主義運動に糸を引いているんです。ですから、幸徳秋水、堺利彦の両先輩が日露戦争に反対し、明治三六年に『平民新聞』を興した初号の宣言などは、フランス革命の「自由、平等、博愛」というブルジョア・デモクラシーの標語が取り入れられているところにそのなごりがあるんです。ですから、自由民権思想の左翼の潮流が社会主義運動に糸を引いていることは事実です。社会主義運動にひとつの役割をはたしている。日露戦争の前にも社会主義協会というものがあつたんですが、研究会とか講演会というような運動の域でなかつた。日露戦争反対を契機にして週刊『平民新聞』をだして以来、街頭にでた大衆的な運動になったんです。明治三四年に日本社会党ができましたが、これは翌日禁止されている。

歴史的にみますと、明治三四年の社会党が初代の社会主義政党、明治四〇年の第一次西園寺内閣のときにできた社会党が第二代、今の日本社会党は歴史的には三代目です。「売り家と唐様で書く三代目」という川柳がありますが、三代目の社会党が「売り家」と看板をださなければよいと考えています(笑)。

その当時の社会主義運動は、労働者階級そのものがまだ未発達でしたから、ほんとうの意味での大衆運動にはならないで、小さく固まるように圧迫された。それによつて反駁が明治三年の大逆事

件となつてあらわれたんです。

社会主義運動

がほんとうに大衆化したのは大正四年の第一次大戦以後ですね。それまで大衆化しなかつたが火はたえず燃えていたというのが実情です。今日の運動にくらべれば当時の運動というのは文字通り一握りの社会主義者の運動にすぎなかつた。

戸村 あの時代は自由民権運動の敗北の過程だと思えますね。

大井憲太郎が大坂事件で検挙さ



鉾毒被害の調査団(明治34年10月)前列右から三人目田中正造,二列左から三人目堺利彦

れ、そのうち征韓論に転向していくというように、そういう局面から新しい社会主義運動が芽ばえてくるという時代だと思ふんです。そういう意味では谷中村の闘いと、社会主義者の関係というものはどうだったんでしょうか。

荒畑 当時の社会主義者と谷中村の闘争とは直接関係がなかったんです。田中正造の闘いに動かされ、同情し援助するくらいで、三里塚の闘いに全学連が行って闘うというような形式ではなかった。間接的でへだたりがあったんです。むしろ谷中村の闘争に力を入れて直接に闘争に参加していたのはクリスチャンなんです。ことに矢島掛子さんなんかは、婦人矯風会、当時の自治会が積極的に参加していました。一坪地主運動というのも、谷中村で社会主義者の細君たち——幸徳秋水、堺利彦の奥さんたちが、谷中村の土地を一坪ずつ買ひまして、いわゆる一坪地主運動をやったんです。

戸村 そうですか、それでは一坪地主運動というのは新しいものではないんですね。三里塚と谷中村というのは世紀を通じて同じ闘いをしていっているんですね。むしろ明治時代の谷中村の闘いに真似ているようなものです。

### キリスト教と社会主義運動

戸村 田中正造翁はキリスト教徒だと聞きましたが、キリスト教と当時の社会主義者との関連性はどうか、先輩にはキリスト教関係者が多かったんです。最初の社会主義協会の会長の安部磯雄、

木下尚江、片山潜、後にアナキストになるが石川三四郎、西川光二

荒畑 ええ、イデオロギー的にはまだ非常に未発達で無産大衆運動そのものが未発達でしたからね。運動がだんだん発達し闘争が激化してくれば、理論的な差異というのも明らかになるし、理論闘争というのでも激しくなるんですが、当時はまだ政府の圧迫にたいして社会主義者がいかに孤塁を守るかというのが当面の努力だった。ですから、思想的な移動というのは問題にならなかったんです。クリスチャンも唯物論者も社会主義の枠のなかで一緒にやっていけた時代だったんです。

また、労働者階級の運動が大衆化しなかったということは、当時の資本主義体制そのものがまだ未発達であったということなんです。資本主義産業の根幹で、鉄鋼業の母胎である八幡製鉄所にしても資本家がつくったものではない。政府のつくった官業ですからね。しかもそれが日清戦争後の明治三〇年でしょう。それくらい資本主義産業の発達が遅れていたんです。したがって、足尾銅山の問題も資本主義産業の発展のためにどんな犠牲も払ひ、人民の生命なんぞは歯牙にかけるに足らんという考えが生まれてきたんですね。

### 銅が人間を食う——空港が人間を食う

戸村 官業の民間払い下げがさかんに行なわれた時代ですね。

荒畑 日本の明治維新というのは西欧とちがって、ブルジョアジ

郎等々と、キリスト教出身者が非常に多かった。したがって、社会主義運動のうえにもキリスト教的な思想、色彩が強かった。

日露戦争の最中に、安部磯雄先生などは壇上から「日本が正義のために戦に敗れて国が減びてもかまわんではないか」と堂々と演説するほど勇氣のある人なんです。しかし、あの人の非戦論というのは、聖書にあるように「右の頬を打たれたらば、左の頬を向けよ、悪に抗するなかれ」という絶対の無抵抗主義なんです。ですから、私はまだ一七歳の少年でしたが、キリスト教の絶対無抵抗主義が戦争反対の原則と社会主義の原則である階級闘争とどう結びつくのかと不思議に思いました。

あの当時、純粹に唯物論の立場に立っていたのは幸徳秋水と堺利彦の二先生くらいのものでした。他の人は、キリスト教をやめた人もなお精神主義の影響が強かったんです。それでも今のように意見がちがうからといって、すぐ敵のようにいみあうということはない、一緒に運動していた。それというのも、ひとつには権力の圧迫がひどかったからキリスト教徒だろうが、唯物論者だろうが、とにかく社会主義というひとつの枠に固まって外敵に抵抗していたんです。

戸村 結束が強かったんですね。

荒畑 圧迫が強く夜昼なく尾行がついていましたからね。

戸村 今の学生運動ならば各セクトの理論闘争とかで内ゲバがさかんに起こりますが、当時は唯物論と唯神論との論争というものはどうだったんですか。

荒畑 そういうことはまだなかったんです。それは、社会主義の理論の啓発がまだ足りなく、社会主義という大まかな理論として受け

が力を蓄えて封建勢力を倒して自分たちの天下を築いたというのではなくて、下級武士が外国の力を借りて政権を取ったものですから、まだ資本家階級というのは生まれたばかりのヨチヨチ歩きで自分で独立して歩くだけの力がなかった。その発達には政府が力を貸したんです。政府の力を借りて資本主義が発達した。

国内は市場がせまい、天然資源はとほしい、どうしても資本主義が独立に発達することができないで、政府、国家の力を借りて発達したものですから、早くから官僚、軍閥と結びついてしまっているんです。だから、早くから帝国主義化しているんです。「支那」大陸に手をのばす、日清、日露戦争もそのために起こった。

イギリスに資本主義が勃興しはじめたころ、羊毛の紡績業がさかんなったので貴族が領内の耕地を囲って羊を飼ひ、農民は強制的に土地から駆逐されたので「羊が人間を食う」といわれましたが、日本の資本主義の勃興期にあたっては、富を蓄積するために官僚と結託し、政府もまた資本主義産業の発展のためには一村を強制収用し、住民が生計の資を絶たれることを意としなかった。イギリスでは「羊が人間を食った」のだが日本では「銅が人間を食った」んです。

戸村 なるほど、そうするといまは「空港が人間を食う」といえるわけですね。いま政府が三里塚につくろうとしている新東京国際空港の正体なんです。政府のいうには、「まったく民間の空港である」というたてまえで農民から農地を収奪しようとしているんですが、三里塚の農民はそれにたいして、いち早く反対闘争にたちあがったんです。

農民はなんのために反対するのかというと、まず農民は土地を取

られては百姓ができないという生活権の問題からたちあがった。しかしそのなかで、農民自身が闘いつつきたのは、政府のいう国際空港はたんなる民間の国際空港ではなく、その背後にある恐ろしい政治的意図のもとに行なわれている政権の野望ということ、すなわちアジア再侵略を狙う手段として行なわれているということに気づいたわけです。三里塚に空港をつくることを前提として、周辺で行なわれている関連事業、鹿島で開発されつつある重工業化が、千葉県の京王地帯から北総地帯全般にわたる住民の生活破壊のうえに行なわれようとしている。その一環としてつくられる国際空港のなんであるかは推して知るべしです。いかに国家的要請でも住民無視の圧制のなかでつくられる空港というのは、たとえ民間の空港としてもゆるせない。だから農民は生身を柱にくくりつけても闘う、という事になっていくんです。

そこで政府、国家権力はどうすることもできなくて、特別措置法という強権発動で農民から土地を強奪しなければならなくなったわけです。

先生のお話を聞いていて感じることは、政府が独占資本に強大な力を貸して明治維新のつづきをやっているといるということなんですが、その点、先生のお考えはどうでしょう。

荒畑 足尾銅山の問題にしても、銅というのが資本主義産業の根幹ですからそれを発達させようとしたのはもちろんですが、もっと具体的にいえば日清戦争を直前にしていましたので、銅は銃弾、それから国内通信網の整備のための電線として使うために、足尾銅山の開発に全力を尽くした。そのためにはどんな犠牲を払ってでもいいというものでしたからね。

資本主義の発達には必ず軍事的目的が介在しています。三里塚空港問題にしても平和的な目的にだけ限られているとは考えられません。いつでも軍事的に転用できますからね。ミンの会社だって、ちょっと装置をかえれば銃弾をつくる会社になります。

戸村 かつての谷中村事件では、農商務大臣奥陸宗光の次男を古河財閥が養子にむかえる、原敬が顧問になる、というように財界と政界が癒着し、谷中村を水没させた。ところが三里塚闘争は六九年の佐藤・ニクソン共同声明、そして安保条約のなかで、三里塚に空港がつくられるということを念頭におかなければならないと思う。谷中村事件と三里塚闘争を比較してみた場合、国際情勢からも非常に恐ろしい歴史の舞台で三里塚闘争が展開されていると思います。昔と同じ闘いをしているんですが、アメリカ独占資本の介入によって、国家独占資本主義の力が三里塚山農民を死滅させようとしている。そういう恐ろしいものを危機感としてひしひしと身を感じるわけです。

荒畑 それは必ず軍事的な帝国主義的な意図のもとに行なわれているということとは明らかです。

たとえば、佐藤・ニクソンの共同声明のなかに、「韓国の利害と日本の利害は一致する」ということがいわれていますね。日露戦争のキッカケがそれですよ。ロシアが大兵を擁して韓国をうかがっている、韓国の独立がおびやかされれば、すなわち日本の主権がおびやかされるんだ、というのがロシアと開戦する日本側の理由ですからね。ですから韓国で反朴運動や南北統一の運動がたかまれば、それだけで間接侵略だ、韓国の自由と存在をおびやかしているのだという日本は必ず戦争をしますよ。前例がありますからね。日米共

同声明はそれをひとつの目標にしたものですからね。

戸村 そのあたりは非常に大切なところですね。だから三里塚の農民が空港に反対するのは、「軍事空港をつくらせるな」「ベトナムに殺人機をとばせるな」というように三里塚をベトナムや沖繩との関連のなかで叫んでいる。

荒畑 資本主義社会のなかで、いくら平和産業だといってもただちに銃弾をつくるというように軍事目的に関連していますからね。だから三里塚に空港をつくらせるということは、ただ旅行のための飛行機をとばすだけとは絶対にいえません。沖繩の現状をみましても、佐藤・ニクソンの共同声明をみても明らかですよ。

## 人民の生命をどうして「収用」するのか

荒畑 谷中村の闘争というのは、鉱毒被害にたいする闘いとどまらず、国家、政府というものはいったいなんのためにあるのか、人民の保護、人民の幸福のためにはないか。鉱毒被害者を何十年にわたってこんなめにあわせ、最後には谷中村を滅亡させて人民を塗炭の苦しみに陥れている。田中正造翁のいわれる亡国、どこに国家政府の存在する理由があるのか、というのがあの人の運動の本質だと思いますね。そういうところをみるとただたんに、鉱毒問題、谷中村のために闘ったというだけでなく、民主主義の根本に徹した運動だと思っています。

戸村 そこが非常に大切なところですね。

荒畑 いまの政党でも民主主義をはきちがえていると思いますね。民主主義というのは、なんでも議会でもって野党と与党とが接渉す

ると結局は多数決という議会の原則に服従するのになにか民主主義の原則と思想している。しかしそんなことは民主主義の枝葉末節にすぎないと思う。民主主義の本質というのは、自由にたいする圧迫に死をもって闘うことだと思うんです。

戸村 いまの主権在民というか、アメリカの民主主義というものはね、多数をもって少数の正しい者を圧迫する民主主義というのはゆるせないと思う。

荒畑 表面上どんな理由や目的を掲げようとも、国民の自由、生活権、幸福を奪うことは絶対に罪悪だと思います。その罪悪を、昔、足尾、谷中村でやって、いままた三里塚でくりかえしている。歴史のくりかえしだと思ふ。

戸村 谷中村農民の闘いというのは、素晴らしい遺産を残してくれた、と先生の『谷中村滅亡史』を読むたびに思います。

この遺産を誰が、どこで、どのように七〇年代に受け継ぐか、そして日本の階級闘争を徹底的に闘うことができるかということが問われています。

荒畑 国民の怒りが足りない！ 公害問題にしろなんにしろ怒りが足りないですよ！

戸村 公害問題にしても、補償金をもらうことでだまされていますね。三里塚の闘いも最初農民が反対したけれど、自分だけにとどまった闘いでしたから、すぐむこうから条件をだされるとそれに埋没してしまいましたからね。

荒畑 田中正造が谷中村の土地収用問題が起きたとき、「この谷中村の土地を収用するということは、土地の収用ではなくて人民の生命を収用することだ」といったことがあります。まさにそうだと思いますね。

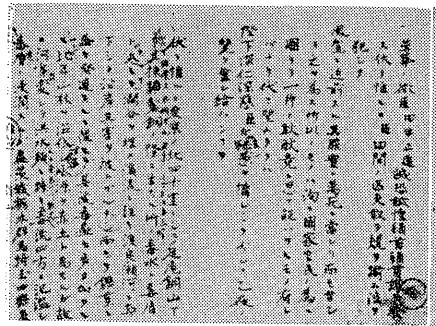
戸村 じつに貴重なことばですね。空港公団側は、三里塚の農民は五五世帯になってしまったと発表しているんです。実際はもっと多いのですが、空港公団が発表するだけでも五五世帯。一軒に六人平均とすると、三三〇人が空港予定地の敷地内に点在し、農業をやっているんです。だから特措法の強権発動といいますが、それは物件に加えられるもので、三三〇人の老若男女の生命をどうするのか、九州の大村収容所のようなものをつくらせて反対派の農民を全部収容するのか、あるいはナチスがユダヤ人をガス室に閉じこめて殺したようにやるのか、というんです。そうでもしなければできませんよ。田中正造翁がいうように生命をどう「収用」するのかというんです。

ここで私はとくに先生におたずねしたいことは、谷中村の強制収用のとき、茂呂松右衛門ですか、最後まで残った一六戸のなかの一人ですね、「俺の家は四八〇年つづいていたんだ」と。そして庭にむしろを敷いて位牌を前にして、三拜九拝して、いままで連綿としてつづいてきた家系を聞かせる。長兄の吉松は、アルコールを叩りつつ「殺さば殺せ」といつて抵抗した。そこで田中正造翁と木下尚江が、やるな、というようなことで説得していますが、それはどうということなんです。

荒畑 田中正造や木下尚江はクリスチャンですから暴力に訴えるということとは極力避けたでしょうね。それと、わずか一六戸の人たち田中正造が直訴状をふところにかけるとき、幸徳秋水は、田中正造の後姿に涙ぐみ、思わず手を合わせておがんだと聞きますが、あれだけの人物が明治の時代に実在したということは、生けるキリストを現代にみるような違和感を覚えます。

田中正造翁のことばで感銘を受けるのは、「聖書は読むものではなく、行なうものだ」といつています。それで感じるのは、周辺には成田・富里・三里塚教会とありますが、三里塚空港の問題にかんしては、政・教分離を唱え、農民の土地を泥棒のように盗む、それ

田中正造



直訴状 幸徳秋水が執筆、田中正造が加筆

にたいして農民が教会のそばで血みどろの闘いをしているのにはおかむりなんです。そういうのをみて先生のさきほどのお話を聞きますと、明治のあのころのクリスチャンが、共産主義者であろうが唯物論者であろうがともに手を取りあって、政府の圧制に苦しむ谷中村民にたいして、義援金や、衣料を集めたり、演説会をやったということを考えれば、今日の既成宗教がまったく腐敗・墮落しているばかりか、権力の御用機関となり下つてしまったことを強く糾弾すべきだと思いますね。

が暴力に訴えてまで抵抗しても敗けるのははつきりしているし、悲惨な事態が起こるだろうと心配して、絶対に暴力に訴えてはならないと説得したんです。

### 田中正造の行動と論理

戸村 とにかく谷中村事件を、今日の三里塚闘争のなかにどう止揚するかということは、われわれ闘う者にとっての大きな課題です。そして、田中正造翁という人物をどうわれわれが理解できるかということ。議員を辞任し、歳費の値上げに反対し、歳費のあがった分を返してしまおう。そして農民とともに闘い、最期は渡良瀬川の川辺にある農家で野たれ死にする。ちり紙少々と糞笠ひとつと、ずた袋に新約聖書一巻を携えて谷中村に死んでいった義人田中正造という人物が、どこからどうして生まれてきたのか。闘争にたいする執念とでもいべきものが、どうしてでてきたのか、私にはちょっと不可解なんです。田中正造が議会で十数回にわたって鉅毒問題の質問演説をやると、「君の質問は要領を得ない、答弁の必要はなし」と、全部葬り去られてしまおう。そのように田中正造を葬り去っていった結果が今日、日本列島をおおっている公害問題になってあらわれてきたと思います。

荒畑 資本主義を野放図に育ててきたことが、公害問題の原因ですよ。資本主義が人民の利益を犠牲にして育てているもんだということの証拠です。

戸村 田中正造を葬り去ったものが、三里塚闘争、基地闘争、沖縄闘争というものを必然化させたものだと思いますね。

荒畑 社会的関心というものをたないですね。戸村 とくに田中正造が明治三四年二月一日の直訴にでる過程をみますと、そのまに兇徒集贖罪が適用され、鉅毒反対の大衆的闘争がたたきつぶされるという事態の後に直訴におよんでいます。田中翁はどのような考えだったんでしょうか。とくに谷中村農民の国家権力にたいする闘いについては……。

荒畑 田中翁としてはね、議会で鉅毒問題について追及したが聞き入れられない。そして、鉅毒被害民の窮状の訴えにはサーベルで応えられるというように、万策尽きて天皇にすがって、天皇によって救出してもらいよしかたがないと真面目に思ったんでしょうね。戸村 封建的な明治の時代としては「直訴」は最高の抵抗だったんでしょうね。

荒畑 当時として、また、あの人の教養としてはそれが関の山でしょうね。もう行くところがないと考えて直訴にでたんでしょう。戸村 当時、直訴することは死を覚悟しなければできないことでしょうね。

決死の覚悟でと、田中正造翁もいつていますね。彼は逮捕され麹町署に留置され、そして、田中衆議院議員は気狂いになった、といわれていますね。

荒畑 精神錯乱という名目をつけなければ、釈放できなかったからですね。事態の本質を隠蔽できないということもありますね。恩師の中江兆民の臨終二日前の枕元で逮捕されたんです。天皇に直訴したということは、天皇を侮辱したということじゃないから、不敬罪で罰することもできない。それに直訴を取締る法もないものだから精神錯乱ということにしたんです。すぐ釈放されましたがね。「政





地図を書く田中正造 明治43年

府、資本家共謀の大罪悪」と生涯をかけて闘ったといえますね。

戸村 いまの三里塚闘争がそれですよ。ところで、『谷中村滅亡史』は何日くらいで書きあげたんですか。

荒畑 一週間くらいですよ。

戸村 田中正造翁がぜひ書いてくれとたのまれたそうですね。

荒畑 ええ、この本は二度、二晩徹夜で田中さんから聞いた話しが骨子になっているんですよ。

戸村 『谷中村滅亡史』は明治四〇年八月二五日発行ですから、強制収用が明治四〇年六月二九日なので、その直後に書かれたわけですね。

明治四〇年六月二九日に強制収用が始まりました、七月二日に終わっていますね。その前に足尾銅山の鉱夫の大暴動が起こっています、谷中村の強制収用とは直接関係はないですか。なにか谷中村の強制収用に呼応するかのようにはみえますが……。

荒畑 足尾銅山は古河の町で役場から警察、学校と、なにからなに

まで古河の町なんて、古河にたてつくようなことは絶対にしない。鉱毒なんて俺には関係ないということでしたよ。

### 議会と直接行動

戸村 足尾銅山の鉱夫の暴動ができましたので思い出しましたが、あのとき、第二回社会党大会で、田添鉄二が議会政治論をぶちまけますね。それについて幸徳秋水が直接行動論で反駁していますね。幸徳がいうには、田中正造が議会であれだけやっても古河財閥に指一本触れることができないではないか、いわゆる議会制民主主義というのは、ブルジョアジーが封建制の地縁主義を打倒し、労働者をいかに搾取するかという政治であって、足尾銅山の労働者の三日間のストライキの方が田中正造よりもっと大きな力をなしているといっています、その点について先生はどうお考えですか。

荒畑 あの時は運動が圧迫され、外に拡がらないで、小さく固まっていたから、どうしても観念的になる。運動が実践的、大衆的なものになれば、観念的にもごとくを処理できないですね。実際問題に関係してきますから、もっと具体的になり、理論やイデオロギー一点ばりでは進めないですよ。しかし、大衆運動がないでしょう、いきおい小さく固まり、実践運動から学ぶということがなく、頭のなかだけの運動となり、どんな急進なことでも考えられる。だからいきおい純理論的、精神的、抽象的なものとなり、田添鉄二の実際の説よりも、幸徳秋水の方が受けがよかったですよ。いかに革命的なので。私は田添鉄二の説の方が時宜に適した意見だと思えますね。幸徳秋水のいう『労働者、手をこまねること一週間

にして資本主義倒れる』というのはいかにも威勢はいいけれどもしかし、労働者階級一週間におよびという労働者階級がなかったんですよ。それがなかったということは、そのようなことを議論している社会党の中央委員会、いまえば中央執行委員会に一人の労働者も加わっていないということにもあらわれてますよ(笑)。ですからね、「ヤレヤレ」と号令かける大将はいても、実際に兵隊はいない状態なんです。労働運動というのはあの当時なかったんですからね。

むしろ、ストライキばかりでなく、議会政策を併用して労働者の教育を行なう。労働者の教育は直接行動に限らない、議会運動もまた、教育のひとつであり、そして政治の中心が議会なんだから議会で労働者階級の代表者が資本家階級の代表者と弾劾をとばしてやりあうということが必要だ、という田添鉄二の意見が時宜に適しているかと今日いえると思えますね。

戸村 私も三里塚の闘いをやっている、幸徳秋水の意見に圧倒的魅惑をおぼえますが、先生は、三里塚闘争や基地闘争、沖縄闘争をみると、今日の議会制民主主義、議会政治をどのようにお考えですか。

かつて、日比谷で先生のご講演を聞いたとき、北小路さんへ社会党にたいする批判の例え話として、社会党をうどん粉にたとえ、「うどん粉そのものが腐ってしまっているから、いくらふくらまし粉を入れてもふくらまずこともできない。そのように既成革新政党は腐敗・墮落してしまっただけ」といっておられますが、そういうことから議会制民主主義をどうお考えになりますか。

荒畑 議会主義的民主主義というのは必要だと思えますね。それは

人民を政治的に教育し、訓練し、組織する手段だと思えます。今日の憲法でわれわれがもっている権利をあくまで利用しなければならぬと思う。けれどもこれでもって社会革命は達成されない。

戸村 社会主義革命に到達する手段として議会制民主主義は必要であるといわれるわけですか。

荒畑 これはあくまで利用しなければならない。そして、人民に民主主義の思想的な根をおろすこと、民主主義的な訓練、民主主義の組織、方法を教えなければならぬ。そうすれば革命というものも比較的、絶対とはいえませんが、比較的平和に行なうことができると思えます。流血の騒ぎを比較的避けて行なうことができると思えますね。

けれども、「暴力革命、暴力革命」と今日暴力革命の株がばかに下がっていますが、革命そのものは暴力的だと思えます。暴力的というのは民主主義的という反対の言葉ですからね。民主主義的というのは、一口でいうならば、話し合いで諒解してやるのが民主主義ですよ。しかし、革命というのは、プロレタリア階級がブルジョア階級に階級的な意思を強制するものです。われわれはこういふことをやるんだと階級的な意思を強制する。押えつけて実行することが革命なんです。これは民主主義ではない。民主主義の段階を越えていますよ。そういう意味で暴力的だといえますね。むしろ旗をたてることや、弾劾をとばすことや、流血の騒ぎだけが暴力的ではない。

そういう場合ですね、暴力にできるか、平和的に解決できるかというところは、こちらが決めることではなく、敵が決めることです。ブルジョアジーが城を明け渡さなければならぬような民主主義的な多数の議決があったときにですね、ブルジョアジーが、「それでは、

どうぞ城を明け渡しますから、後はよろしく」といって自分の経済上、政治上の権力をだまってお放しにすることなどはしない。武力に訴えでも抵抗しますよ。そうすると嫌だつてなんだつてこちらの階級の意思を実力をもってしめそうとすれば、衝突せざるをえない。衝突の場合は、嫌でも血を流さなければならぬ場合もある。ですから、革命が平和的か暴力的に行なわれるかということはこちらが決めるのではなく、むこうが決めることだと思えます。その場合、民主主義的でないからといってひっこむことには反対です。そういうときは、暴力的で血が流されようとも、あくまで階級の意思貫徹させるべきだと思えます。それが社会革命だと思う。

戸村 そこでですね、議会制民主主義を金科玉条としている日本共産党はどう思いますか。

荒畑 共産党はだんだん社会党に似てきたと思えますね(笑)。最終目的など一語もいわずにただ議院に議員を多数送りこむことのみを終始して、共産党はこういう理想をもっているんだということはおくびにもださない。共産党に限らず社会党もそうですが、社会党の活動は議会活動のみで、それ以上のことはなにもやらない。社会党が独自で社会主義の演説会を開いたことがありますか。社会党の議会活動が、国民の日常生活の利害のためにやっている。しかしこれが最終の目的ではなく、これを段階として一歩一歩国民の利益を積みかさねて、究極的には階級のない政治、階級のない社会というものを達成しようという思想をもっている。一度だつて演説会を開いて宣伝したことはないじゃないですか。演説会といえども選挙のときだけで、大衆運動といえども総評の尻馬に乗ってやっている。独自でやったことは一度もないですよ。

と、彼らはスーツと道を開けてしまふ。そして遠くで「ガンパロ」を唱って励ます、というんです。農民は怒りまして、「この馬鹿野郎、お前たちは、俺たちの同志じゃないから、三里塚から出ていけッ」ということで日共排除ということになったんです。

しかし、それは日共排除というより、彼ら自身が三里塚の闘いから脱落していったというほうが適確だと思えますね。日共の活動は選挙活動や『赤旗』購読者の募集、党員拡大以外のなにものでもない。だから日共にかわる本当の新しい革命党をつくっていかなくてはならないという目的使命を覚えるのです。しかし私は、現在成田市議会議員に属していますが、こんなところで一人でけんけんがくがくしていてもしかたがない。いっそのことこんなものはやめたほうがいい、議会主義なんかきれいさっぱりすてしまった方がよいとよく考えるんです。

荒畑 しかし、それが革命の舞台に利用できれば、あくまでも利用しなければならぬと思えますね。あらゆる機会をとらえて宣伝に利用しなければならぬと思えます。

## 革命党の建設を

戸村 新しい革命党の組織化その運動の展開ということは、今後重大な問題でしょうね。

荒畑 これは相当長い時間かかりますね。少なくとも全学連の各派の指導者と称せられる分子は、運動をもっと長い目でみ、終極の目的に一步でも近づくような努力が必要だと、北小路君によくいうんですよ。

それだから、青年層の間に支持率が減っていると問題にされるんですよ。今日の社会で、ひとり青年といわず老人といえども、今日の政治、社会状態に満足している、これ以上望みを託せる、なんて思っている人はひとりもいませんよ。みんな不平・不満をもって。ところが青年にとって、社会党は議会の運動だけ、議会の運動なんて社会党ばかりじゃない、自民党だつてやっている。公明党、民社党だつてみんなやっていますからそれ以上のことをやらなければ社会党に魅力を感じないのは当たり前ですよ。理想の火を燃やしようがない！ 熱情の燃しようがないですよ！ だから全学連や創価学会などに勢力をとられるんですよ。全学連の学生諸君などは、革新政党と称している社会党や共産党が吸収しなければならぬ。そして、吸収されるべき要素だと思えますけれど、それをみんな排除してはいますからね。

戸村 三里塚の闘いでも当初、社会党、共産党、反対同盟の三者共闘会議をもってデモひとつするにも互いに手を取りあってやっていたんですよ。ところが、六七年の一〇・八の羽田闘争、佐世保、王子闘争を終わって全学連が組織的に三里塚にはいって来たんですよ。そこで、日共がなにをやったかというところトロックスト排除ですよ。

「全学連は破壊分子でトロックストというやつで、これがいいると三里塚の闘争は破滅する恐れがあるから学生を泊めるな」と、農民の家々をちやうど創価学会の折伏のように宣伝してまわったんですよ。トロックスト排除のステッカーをそこらじゅうにはりましてね。では、日共民青はなにをやったかというところ、党員拡大、『赤旗』購読者の募集、選挙活動それ以外なものはないんですよ。それから強制測量のときですね。機動隊が多勢きまして「道交法違反だ」という

戸村 今日の既成革新政党というのは、三里塚の闘争で無力化していますから、既成革新政党から学生や労働者がほとんど離れていくという最大の原因となっている。だから、われわれ自身の闘う者の力によって新しい党を構築していかなければなりませんね。

荒畑 セクトがあのように分かれていけば縄張り争いもあり、理論的相異もあり、感情上の衝突もあるでしょうが、しかし、それは内ゲバでは解決のつく問題ではない。小異を捨て大同につくという考えで少しでも一緒になるような措置をみつめて、それを大成させるために努力することが必要だと思えますね。

なにかことあると非常に革命的なエネルギーを発揮するんですが、いつもそれで終わってしまうんですね。また今度、なにか事件が起こるまで何もしていないでいる。

戸村 いつも新巻き直しなんです。

荒畑 ですからちつとも進歩がない。平面的にぐるぐるまわっているだけで、ラセン的に進歩していくという軌跡がみられないのは非常に残念ですね。ですから少なくとも指導者と称せられる人は、運動を長い目でみ、どういうところに目標を置くのかを自覚する必要がありますね。それでないと線香花火に終わってしまう。社会党のようなうどん粉の腐ったようなところへ革命的酵母がはいっていくことは無意味ですが、しかし、酵母党だけをつくっても無意味なんで大衆と結びつくことを構じなければならぬと思えます。

私がいつも思うことは、一八七〇年代のロシアでのナロード運動のことなんです。何千人という男女学生が農村にはいって行く。そのころ労働者階級はないですから国民の九割は農民でしたから。全国で五十県あるうち、三十数県で学生たちが運動を行なったんで

す。そういう運動が日本で必要と思う。少なくともそういう意気をもった運動が必要だと思えますね。

戸村 ヴ・ナロードの革命的精神で学生が農民運動や公害闘争、地域の住民闘争に参加していくことは必要ですね。

荒畑 そういう革命的な伝統をつくらせていくことがどうして必要ですね。日本にはそういう伝統はありませんからね。

戸村 日本の革命運動の歴史で勝利した大衆運動というのはあまりありませんからね。そういう意味では三里塚闘争は勝たねばならぬ闘いであり、また勝てる闘いであり重要な局面にあると思います。日本の人民は勝った歴史をもちませんから、なんとしても勝利の経験をもたなければと思えますね。

荒畑 ながい闘争の歴史では、進むこともあり、退くこともあり、退くことにいちいち気をとめる必要はない。くりかえしくりかえしやっていくうちに少しでも進歩が切り拓かれていくというのは客観的にはそうにちがいない。しかし、そういう失敗の経験をそのままにしないで主体的に教訓をつみとっていくことが指導者の任務だと思えます。

### 谷中村の報復を三里塚で

戸村 義人田中正造に接し、谷中村闘争を直接みて、また、明治、大正、昭和と日本階級闘争にかかわってきた先生は、三里塚闘争をどのようにみているか。また、七〇年代にむけて三里塚闘争はどういうふうに進めていくべきかという提言をうけたまわりたいと思えますが……。

ばえてきたということです。

かつて三里塚の周辺には、佐倉宗五郎もいましたし、数々の小作争議、労働争議もありましたが、かつてないような農民闘争、いわゆる〈脱〉農民闘争というか、むしろ旗一撥、農民一撥じゃない闘いが三里塚と芝山の農民によっていま行なわれつつある。それは数からいうと一握りの農民にすぎないが、だがそこになにか素晴らしい階級闘争が農民によって行なわれつつある。そこにまた、全学連、反戦派労働者とともに闘い労働者が三位一体化して闘っている。三里塚の闘いは、千葉全県下どころか世界にまでも波及しているんです。少年行動隊が同盟休校し、毎日パンフレットを学校の門前で生徒に配るんです。すると校長ができて「授業の邪魔するな」といつてくる。また教育委員会や教育長が私のところへ「そんなことやらないでくれ」といってくる。というように闘争が非常に拡大化してきています。これは非常にいい傾向だと思えます。

ところで、この闘いをますます大衆闘争化し、全国の農民が自分の闘いとして統一戦線を勝ちとるにはどうしたらいいか、先生にもお聞きしたいと思うんです。大衆闘争化は、三里塚闘争を最終的な勝利に導く基盤になると思えます。これがもし可能でないとするとならば、三里塚は敗けます。しかし、その可能性が発見できた。しかし、三里塚闘争はまだ佐藤自民党政権も日本帝国主義も打倒してませんから、まだ勝ってはいない。これからそれをやらなくちゃならないし、これからそれをやるんですが、やるには、大衆のなかにまで三里塚の闘いをもっていく力として、自己自身になければできませんからね。

荒畑 本当は、それをやるのが政党なんですけれどもね。

荒畑 三里塚闘争もあるいは国家権力が力づくで土地収用を敢行してしまうかもしれない。非常な犠牲にもかかわらず三里塚の闘争が谷中村の土地収用みたいな事態になるかもしれないが、しかし、一度時いた種はけつして滅びるものではないことは、谷中村の教訓がわれわれに教えてくれている。やはり、歴史的に長い目でこの闘争をみていく必要があると思えます。

戸村 官憲は、必ずその暴虐性をエスカレートしてくる。もうすでにきていますが、そこで農民の決意はどうかというところ、徹底抗戦の構えなんです。徹底抗戦とは、彼らと対物関係において決戦するということではありませんから、いかなる権力をもってしても農民の決意を挫くことは到底不可能だと思います。つまり生命の問題を国家、政府は何も解決していないではないか。それに特措法をかけてもどうにもならんではないか、という闘争の原点に立った闘いに入りつつあります。そこで、いま、私たちの一坪所有地六カ所を公団は狙っていますが、その六カ所に初代キリスト教徒が、ローマのカタコンベのほら穴に穴居してローマの暴君ネロ皇帝に耐えたように無数のほら穴をえんえんと掘っているんです。明日から農民がそこたてこもって闘うんですが、公団はそこにはいられちゃ困る。

そこには生命があるのだから収用はできない。機動隊もガスを撃つたらみんな窒息して死んでしまう。そこで一番困っているのが公団、国家権力なんです。そこまで闘いが徹底化している。これはある意味では谷中村以上の闘いになるのではないかと思っている。農民の決意がそこまで到達したということは、農民が農地を守ればいいんだという闘いから、農地を守るというのではなく、権力の手中からいかに奪い返すかという闘いまで階級意識が農民のなかに芽

戸村 ええ、ところがその政党が駄目なんです。なぜなら日本の革新政党と労働組合運動の右傾化がはなはだしいから……。

そこで三里塚闘争が決戦期をむかえたといわれるが、私は決戦期ではなく、なにか闘争の新しい次元の到来をむかえたとみるんです。決戦はいつもやってきた。闘いの奥深い、ラディカルなもの、そしてトータルなものにまで闘いが到達し、普遍的な闘いまで農民の闘争が深まってきた。これは私が絶えず谷中村に学んで、田中正造に学んできたことです。そこで、はじめて谷中村が私のなかに生きてくる、一世の義人田中正造が俺のなかに生きてくるという実感がするんです。三里塚闘争の根幹はここらあたりにあるのではないでしょう。大衆化の問題も含めて……。

荒畑 私はよく平地に波乱を起こせというんです。いまは政党でも組合でも、みんな太平ムードに酔って腰が立たなくなっているか、半身不随になっている。こういう場合は、平地に波乱を起こして刺激を与えることが必要なんです。ショック療法でもしなければ腰はあがりませんよ。

理想的なことをいえば、たくさん資金があり、全国的にオルガナイザーを派遣して各地で宣伝、演説をやり、機関紙を大規模に発行し、知らせるといふこともできますが、一挙的に行うことはできない。三里塚の場合は、川俣事件から学ぶ必要があると思います。いかにいまの佐藤内閣でも機動隊にサーベルで切りまくれなんていえませんし、そんなことは実際でできることでもない。少なくとも村長や助役までが馬に乗って先頭に立って、そして大八車のさきに竹やりをつけて突進していくという気概をもって闘争をやったら、相当犠牲もでるでしょうが、しかし、新聞もこれを書かないわけにゆか

ないだろうし、世間も三里塚の問題をまた新しい目でみないわけにはゆきませんからね。平地に波乱を起こすことが一つの方法だと思えます。

戸村 平地に波乱を起こすということを、もう一度新たにやりなおす時点で突入したと思えます。闘争というのは非常になにか新しい創造、発見をさせてくれるんですね。闘いというのはやはり生きものですよ。今度の地下壕掘りとか、少年行動隊の活動が、学校関係にいろんな問題を提起しているんです。そして最近では、教師がいままで政教分離を主張し政治問題にかかわらなかつた。社会科学の授業で生徒が空港問題のことをだしても、自分の首がとぶのがこわくて「お前たちはそんなことを考えるな」といつてきたが、生徒がさかんにそれを作文などで書くもんだから先生も取りあげざるえなくなり、心ある教師は最近、討論集を開き一中学生の意見を聞く、「さきに生まれたからといって俺は先生ではない。生徒の先頭に立つべきではないだろうか」というような言葉が新聞に載るようになった。微々たる歩みではありますが、教育問題、婦人問題等を通じいろんな問題提起をしているという事は、かつてない闘いだと思わなければなりません。そしてこのような闘いを全国化しなければなりません。それについては、先生が一七歳で赤車を引いて木賃宿に泊まり歩いて、全国を社会主義伝道をしたことに多くの学ぶものがあります。三里塚闘争を全国に知らしめるため、青年たちがキャバパン隊をつくり、九州から北海道まで全国行脚しました。水俣病やイタイ病のところへも行って交流するというをやったんです。荒畑 それは前途有望なことですね。

戸村 昨年の一二月六日の集会には、せいぜい集まって三、四千人

訪問することです。

いま仙台に佐藤誠氏という人が無実の罪で十九年間も刑務所にほうり込まれていますが一度も白状したことがない。それが終戦直後のどさくさでまぎれで死刑囚にされてしまった。彼は獄中でみずから再審運動をしています。そのために高校の教師をしている私の弟が、夏のボーナスを全部持って仙台刑務所から東京の法務省までのぼりを立てて行脚した。それから、その運動が盛りあがったという事実もありますので、そういう運動も三里塚闘争には必要ではないかと思つていんです。そういう意味で赤車に興味があるんです。

今は自動車でパーツと目的の地にいってしまうから伝道はできませんがね。また、伝道という言葉は非常にいいと思つすね。あれは宗教的意味ばかりでないと思つすよ。やはり、三里塚闘争の道を大衆に伝えなければなりませんよ。それがないと闘争の大衆化は不可能ですね。

荒畑 本当に誰か赤車を引いてやりませんかね。

戸村 『前進』売っている人がもっているようなのぼり旗をもつてね。田中正造みたいになつた袋ひとつもつて、乞食行脚をやる。田中正造は乞食論をぶつていますからね。そのような悟りみたいなものが闘争には必要ですね。それが明治の革命思想家にはあつたんではないでしょうか。

荒畑 現地での闘争はもちろんです、間接的な宣伝運動がたいせつですね。

戸村 大衆の啓蒙運動が非常に欠けている、とつくづく思つす。ぜひやらなくてはならない。しかしそれには、賃金の問題と農民は農作業をもって終日働いていいますから農閑期しか動かせませんし、ま

と思つていたのが、七千人が全国から結集してくれました。基地闘争や公害闘争をやっている人たちが来てくれました。非常に質的変化を上げています。たんなる一地域の農民闘争ではなくなっている。基地闘争、公害闘争、労働運動をやっている人たちが集まってきたというところに私はいくらかの光明をみだしているんです。

荒畑 新しい展開ですね。谷中村は最後に残つたのが一六戸で子供はわずかしかいなかった。それが三里塚では、小学生が政治に関心をもちたということは将来に残る芽ですね。

戸村 それを成就させたいと思つてね。同盟休校を先日、十数回にわたり百五、六十名の児童が一斉に学校長に同盟休校の宣言をだすんですよ。すると校長や教育長が「子供を政争に巻きこむな、白狐隊みたいに子供を大人の犠牲にしては困る」と私のところへいつてくるが、しかし、私がそこでいうことは、大人が泣く子を引っぱつてきてやらせるんじゃない、子供たちがお父ちゃんやお母ちゃんが明日土地泥棒が来るので、それを撃退していくのだからぼくたちも行かしてくれよ、とこういふ。先生方は止めることができないだろう。子供たちの発言を封じることができないのだから、そのように子供たちみずからやってくるんです。これは非常に新しいことだと思つすね。

荒畑 たしかに新しいことですね。

戸村 さて、それをどういふふう組織化して大衆闘争化するかという、これまたむずかしく、いつそのこと先生にならつて赤車を引いて行脚でもしようかと思つていんです。先生のやった運動はまったく古くて新しいものです。今日も先生の赤車運動をやらなくてははいけません。それも汽車に乗ってほだめですね。歩いて戸別

た、農民は労働によって堅実に金を得ているから金の使いかたは地味ですね。たじかに、外部にたいする啓蒙活動は未開拓なんです。それをやるにはそれなりの犠牲を払わなければならぬ。やはり私たち一人ひとりがでいていくという大変なもので、各地域の闘争との交流で、その人たち自身が三里塚の闘いとその地域社会に広範に拡げてもらいたいというのが、私たちの願いであり、闘いなんです。

三里塚も同じですが、真面目な谷中村農民にたいして、権力が強権をもって滅したということは、今も昔も変りない権力の暴虐であつて、これは絶対に許すことはできない。また、許してはなりません。私は三里塚において痛切にそれを覚えます、私は先生の言葉にちなんで、「谷中村の報復を三里塚で……」でのスローガンを掲げて闘っています。今日は先生にお会いし、谷中村を回顧して、貴重なお話しをお聞きできたことは、私にとって忘れることのできない一日です。そして私の明日からの闘いにとっての大きな力です。先生、今日は本当に有難うございました。

(二月三日 荒畑氏宅にて)

# パリ・コミューンとプロレタリア独裁(上)

パリ・コミューン二〇〇年

橋本利昭

## 目次

- I パリ・コミューンの今日的意義
- II コミュニオンを生みだす歴史的諸条件
- III 攻囲下の革命的激動と
- 三月一八日「蜂起」の性格(以上本号)
- IV コミュニオンの諸相
- V 現代プロレタリア革命とコミューンの教訓
- I パリ・コミューンの今日的意義

パリ・コミューン一〇〇周年にあたる一九七一年は、日本革命とアジアの被抑圧人民の解放にとって、決定的な年となるうとしてゐる。

七二年沖繩「返還」過程をめぐる日帝のアジア再侵略と侵略体制

アート内部に絶えて存在しなかつた階級的自己批判の精神を革命的に復活しうるかどうかが問われているのである。

同時にインドシナにおける米帝戦略の全面的破綻に現わされている客体的世界の危機の深化と、コザ暴動に現わされている民衆内部における鬱積した憤懣の蓄積は、帝国主義国内部におけるプロレタリア革命の不可避性を七〇年代課題としている。ブルジョア独裁国家の暴力的粉砕と武装プロレタリアートによる国家権力の掌握という、パリ・コミューンが萌芽的に実現し、ロシア革命が世界的地平に押し上げた「コミューン」の意義が凄絶な人類史最後の決着を求めて登場しているのである。一月で問われた労働者階級が政治闘争を武装的に貫徹するという質は、きたるべき武装蜂起に向けて労働者階級の共有財産とされなければならない。武装プロレタリアートが、七十二日にわたって、一国の首都を掌握したコミューンの歴史的教訓は、この立場から徹底的に学びつくす必要がある。以下は、史料の発掘の面でも、理論的掘り下げの面でも非常に不十分であるが、パリ・コミューンを対象領域とした私なりの十一月決戦の獄中総括である。

もちろん、ここでのパリ・コミューンの歴史的意義の把握は二、三の側面に限定されざるをえない。われわれにとって、三万人の死者と二万人の亡命・流刑などの犠牲者をだしたコミューンの人類史的意味での血の復讐はいまだなしとげられていないし、一〇〇周年を懐古的に記念するよりも、「革命の敗北」のなかで流されたコミューン戦士の血潮のなかに、ブルジョアジー、帝国主義者は「権力を維持するためにはどんなことでも辞さない」ことを教化化するほどのほうが意義があるからだ。

構築をめぐる闘い、入管体制の質的強化を基軸とした全民衆にたいする排外主義的動員の開始と、三島反革命以降の天皇制イデオロギイの鼓吹、さらには、戦後日本労働運動の民同的戦闘性を最終的に崩壊させようとする攻撃戦と、どれひとつとっても決定的である。

なにかんずく、七・七自己批判以降の闘いは被抑圧民族の解放闘争のもつ根底的自己解放性と、抑圧国プロレタリアートの責任の問題をわが革命的左翼につきつけるものであり、七一年を端緒として開始される七〇年代階級闘争こそは、一〇〇年まえのパリ・コミューンが明らかにした「パリ・コミューンの旗は世界共和国の旗であった」というプロレタリア国際主義を、ロシア十月革命によって現実的に開始された世界革命の過渡期の時代における、抑圧国プロレタリアートと被抑圧民族の自己解放闘争の単一的結合として勝ち取りうるかどうかの試金石である。そのためには、レーニンが死の床にあつて、スターリンのグルジョア民族問題にたいする大ロシア民族主義的処理にたいして生命を賭して闘って以降、抑圧国プロレタリ

プロレタリア独裁としてのコミューンを「神話」と呼び、コミューンのなかにブルジョアの愛国運動や第三共和制成立の契機となつた「民衆的民主主義」をみいだそうとする歴史学の好事家的態度、あるいは、コミューンという言葉の多義性に依拠してコミューンの団結や箱庭的二重権力論を説き、党による人民階級、諸階級の徹底的系列化と蜂起に依拠した国家権力の暴力的奪取を陰に陽に否定する「ソビエト」運動論、これらは革命運動の困難局面のなかで非合法革命党によつてしか運動がなないえなくなる時期には無意味であるが、運動の爆発が大衆の地平の一挙の拡大をもたらす時期には、パリ・コミューンにたいする評論家的・文学的態度と関係してくりかえしあらわれてくるものである。われわれは、レーニン、トロツキーがロシア革命の遂行過程で「唯一の先例」としてのコミューンにたちかえりつつ戦略・戦術を提起していったように、ロシア革命の勝利とそれにつづく西欧革命の敗北、三〇年代の国際帝国主義の死の苦悶の時代と社会ファシズム論・人民戦線戦術を通じたスターリン主義の裏切り、ソ連をも暴力的に包摂した第二次帝国主義戦争と帝国主義本国の戦後革命、植民地解放革命のヤルタ・ジネエプの圧殺などのプロレタリア運動の歴史的教訓とならんで、それらとの相対的独立性(産業資本主義段階の革命、大衆統合政党の未成熟、国家論革命論におけるマルクス主義の未発展等)にふまえつつ、コミューンの今日的意義を明らかにしてゆくのだけではない。

ちなみにレーニンのパリ・コミューン研究についてふれておくと、彼は一九〇五年革命から反動期にかけて亡命先で数回にわたつてパリ・コミューンについて亡命革命家に講演を行なっている。

この時期は、一九〇五年革命の激動のなかでパリ・コミューンの全体像の把握をとおして、プロレタリア革命がもつ動力学を学ぼうとする態度がはつきりみられる。第二期は、一七年の二月から十月革命の期間であり、レーニンが七月事件以降の亡命先で『フランスの内乱』と『国家論ノート』を携行し、暴力革命の必然性、実現されるべきプロレタリア独裁権力の性格、国家死滅の経済的基礎の解明を行なうにあたって、とくにコミューンを参照している（『国家と革命』）。第三期は、国内戦から帝国主義包圍戦争のなかでプロレタリア独裁を強化し過渡期社会建設を行なう時期であり、カウツキーやメンシェヴィキの攻撃にたいしてパリ・コミューンとの比較においてロシア革命の意義を理論的に擁護している（『プロレタリア革命と青年カウツキー』）。

トロッキーについては、C・タレスの『一八七一年のコミューン』の序文や『テロリズムと共産主義』にみられるように、レーニン以上のコミューンにたいする造詣をふまえて、プロレタリア革命の動力学が、とくに武装蜂起と革命党の役割を中心に考察されている。

パリ・コミューン一〇〇周年にあたって今日コミューンの歴史からわれわれが学びうるものは次の三点にあると考える。

その第一は、人類史上最初のプロレタリア革命としてのコミューンの歴史の全体像、その勝利と敗北をとおして革命運動のもつ革命的動力学をつかみとることである。ロシア革命や三〇年代階級闘争が一定程度世界革命運動の観点から評価されているのにたいして、パリ・コミューンがプロレタリア革命としてのあまりに多くの未成熟な偶然的要素を含んでいるがゆえに歴史的全体像をつかみとる作

業が行なわれず、ブルジョア史学のなかでも欠落した領域としてあることは事実であるが、今日たんなる歴史的评价や文学的形象化の域をこえて世界革命運動の今日的推進という観点からみるときに、コミューンがプロレタリア革命としてはあまりにも未分化であり、その勝利よりも敗北によって多くの教訓を与えているがゆえに、逆に革命的動力学のいわば原型ともいべきものを含んでいると考えるのである。

その場合、いうまでもないことであるが、パリ・コミューンの教訓をたんに三月一八日の「蜂起」の軍事的教訓化や、コミューンが実施した政治的・経済的諸方策のあれこれの解釈に求めることはおよそ無駄な試みであろう。三月一八日をたんなる偶然や陰謀に解消し、コミューン全体を自然発生性一般に求めるのが誤っていると同様に三月一八日の蜂起に過度な「期待」をもつことも誤りであるだろう。われわれはあくまでもコミューンの歴史の全体像を教訓化する点に視角を定めなければならない。四八年の二月革命にはじまる全ヨーロッパ規模での革命的激動と五一年二月二日のナポレオン三世のクーデター、ボナパルチズムの支配の完成、六月暴動の巨大な打撃からたちなおるプロレタリアートの漸次的活性化、六四年第一インター結成と六〇年代後半の革命的発酵、プロレタリアートの二大潮流としてのブルードン主義とブランキ主義の役割、普仏戦争と帝政の崩壊、攻囲のなかでの合法的活動分野の一挙の拡大と、プロレタリアートの組織化と武装等々、コミューンにいたる前史が重要な意味をもつのはこの点においてである。

また革命的動力学の教訓化という視角からするならば、コミューンの諸方策をあれこれ個別的に論ずるのは無意味である。コミューン世紀初頭におけるアナルコリサンディカリズムの評価、パリ・コミューンとロシア革命の比較はこの点でうるところが多いので後で簡単にふれる。

フランスという一国的規模でとりあげる場合にもパリ・コミューンは結節点的性格をもつ。一七八九年の大革命にはじまり、九四年、九九年、一八〇四年、一五年、三〇年、四八年、七一年と八〇年間にわたって政治的支配の転換が漸次長期化する波動をもたないつつあらわれるのであるが、この期間はブルジョア階級の階級的未成熟と絶対主義やボナパルチズムといった旧来の支配階級との妥協的協調がはかられつつ、一方では初期のプロレタリアートが早くも独自の階級として登場するという特徴をもっている。コミューンの鎮圧後、「第三共和制」というかたちでフランス・ブルジョア階級は政治的支配の長期にわたる安定をはじめて実現するのである。

世紀末にかけて、マクマオン大統領の反革命の試み、ブーランジュ運動、ドレフュース事件等、重要な動揺をともないつつ議院内左翼共和派（「極左」あるいは「急進社会党」）と社会党を二大支柱としてつづつ帝国主義段階への転換がフランス帝国主義特有のきわめて腐朽的・寄生的性格をともなうてあらわれる。ロシア革命以降、一九二〇年、三六年、四四―四七年、五八年、六八年の危機がフランス帝国主義の没落期のケイレンであることはいうまでもない。このなかでパリ・コミューンは、大革命期にはサンキュロットとしていまだ独自の階級の位置を占めなかったプロレタリアートが、みずから公然と国家権力を握ることによって旧来のブルジョア諸分派の争いを公然たる二大階級間の闘いに転化し、そのことによって同時に帝国主義段階の資本主義の没落を先取りしたものともしえるのである。

ンが八時間労働制を実施しなかったことを欠陥としてあげることには、コミューンの行なった他の方策、たとえば無償義務教育制やいわゆるコミューン四原則の各々がそれ自体としてプロレタリア独裁国家を自足的に形成するものかどうかという解釈学と同様の意味で無益であろう。合法と非合法、戦争と革命、蜂起と国内戦が交錯するその全過程をつらぬいて、ブルードン主義者を中心とした第一インター派と、コミューンの「多数派」を構成したブランキ主義者とが試練にあわされ、いまだ革命党の確固たる核をもたないまま、パリ・プロレタリアートが全ヨーロッパ・ブルジョア階級の公然、陰然たる支持をうけたベルサイユ政府と権力をめぐる争奪戦を展開し、「世界の首都」を七二日間にあつて支配し、最後に敗北したこと、この全過程から革命がまずなによりも国家権力と革命党が人民階級、諸階級の獲得をめぐって、一方が他方を最終的にうち負かすまでは決着がつかず、くりかえし現われてくる血みどろの過程であることを明らかにする必要がある。

第二は、段階、過渡、変容、危機という規定性をもった現代プロレタリア革命がもつ反帝・反スターリン主義世界革命としての性格の解明において、パリ・コミューンがもつ歴史的原型としての意義である。産業資本主義段階の革命であり（この点はボナパルチズム的支配、普仏戦争の性格、農業問題等、コミューンの性格に大きな影響を与えている）、帝国主義現代における大衆統合政党的未成熟、国家論革命論におけるマルクス・レーニン主義の未形成というなかで、にもかかわらずコミューンがプロレタリア革命が必然的にもたざるをえない多くの特徴をすでに明らかにしている点に注目すべきである。マルクスの『フランスの内乱』の批判的検討や二〇

る。一見したところコミューンの敗北後の十年間にわたる革命運動の空白は、史上最初のプロレタリア革命がその敗北によって帝国主義段階初期のブルジョアの政治支配を長期にわたって安定させたようにみえるのであるが、それは実は帝国主義現代の危機を先取りしたものと見えるのである。

第三に、パリ・コミューンが「内乱」におけるマルクスの総括をとおして明らかにしたプロレタリア独裁論、「国家と革命」の理論の今日的継承という点である。旧国家機構の暴力的粉砕とコミューン型国家樹立というプロレタリア革命の本質的性格は、コミューンの実践のなかではじめて確立されたのである。

「社会民主党の俗物は、近ごろプロレタリアートの独裁というこ

とばを聞いて、またはや彼らにとつてためになる恐怖におちいっている。よろしい、諸君、この独裁がどんなものかを諸君は知りた

のか？ パリ・コミューンをみたまえ。あれがプロレタリアートの

独裁だったのだ。」(エンゲルス『フランスの内乱』序文)と一八九一年にエンゲルスにいわしめた社会民主党の位置を、今日、日共スターリン主義が忠実にひきついでいる。彼らは「暴力革命」「プロレタリア独裁」「党組織の原基としての細胞」というマルクス主義の諸概念を十一回大会を契機に用語上からも抹殺しただけではない。旧国家機構の粉砕を、国家の「特定の個々の機関が外形は以前のままで」も「内容」人的構成」が変わればよいのだ、という意味に解釈するといふ、コミューン戦士やマルクスが聞いたら卒倒するよう

な「プロレタリア独裁論の粉砕」を実現し、しかも「民主連合政府」「民主統一戦線政府」「プロ独政府」の三段階への移行はすべて議会的・合法的に行なわれ、社会主義になってもブルジョア

反対党は原則として禁止されず、逆に合法的に成立する政府を暴力的に顛覆しようとする試みは弾圧するとして、革命的左翼にたいする反革命を準備するのである。

「パリ・コミューンは、労働者階級が社会主義に到達するには、独裁を通じるほかになく、搾取者の暴力的弾圧を通じるほかにないことをしめた。……すなわち、……古いブルジョア民主主義的議会制度を通じることではできないのであって、議会制度をも官僚制度をも、下から上まで打ちくだく新しい型の国家を通じるほかにない、ということである。」(レーニン「労働組合第二回全ロシア大会での報告」『レーニン全集』二八巻四四八頁)

レーニンがパリ・コミューンの歴史的意義の第一としてあげている「プロレタリア独裁の史上最初の経験」という点は、G・ブルジョアやG・ウエイルなどのブルジョア史家によれば「神話」としてしりぞけられ、コミューンはたんに熱狂的愛国運動、あるいはブルジョア独裁としての第三共和制登場の契機として評価されるのみであるのは当然としても、今日フランスにおけるスターリニストによる歴史の評価も、コミューンの教訓を世界革命の今日的貫徹という実践的立場からフランス帝国主義打倒の立場でとらえるのではなく、歴史主義的・回顧主義的にしかとらえないことによつてこの点の意義はほとんど無視されている。

S・ブルユア、J・ドートリ、E・テルサン等の学長を動員して書かれた一八七一年の『コミューン』が、(1)コミューンの側には排外主義でない真の愛国主義があり、ベルサイユの側には愛国主義は

一片もなかった、とコミューンをフランス愛国主義の視角から評価する点において、(2)コミューン議会の少数派ブルードン主義者を多数派にたいしてよりプロレタリア的であったと革命主体の階級実体に還元して評価し、ブランキ主義者が果たした役割を過小評価する点(この点は次にのべるH・ルフェーブルとも共通するのであるが)において、(3)左翼共和派、ガンベッタ主義が果たした反革命的役割の無視において、一つの定型をなしている。人民戦線、戦後革命期、アルジェリア危機、六八年「五月」等においてフランス共産党が赤旗と三色旗(ベルサイユ派の旗だ!)をともに掲げ、フランス帝国主義の体制的支柱である急進社会党と野合してきた歴史をみればコミューンのこのような歴史的評価も当然の結果なのである。

コミューンにたいする第三の反動の見解は、サンディカリズムやノン・セクトラディカル主義といったもろの反マルクス・レーニン主義のものである。マルクス主義の国家学説とレーニン主義の否定において共通する。マルクス主義の概念における階級、党などは中国にしか存在しないとして一斉武装蜂起を否定する日本毛沢東主義者をはじめ、ブルジョア独裁国家の暴力的打倒と中央集権的プロレタリア独裁権力樹立の決定的意義を否定ないし軽視し、ブルジョア独裁下の個別的改良闘争とプロレタリア独裁下の社会革命とを社会革命として直接短絡させる社会政治同時革命論(今ごろになって仮説だったとして投げ捨てているが)、自分たちの矮小な宗派的団結をコミューン共同団体などと呼ぶ諸君はこの点で共通している。暴力革命＝武装蜂起の問題を移行形態＝現象論とし、党とソビエトの同心円の拡大の延長上に「革命」を語る革マル派が最悪の反革命として登場するものこのコミューンの意義の粉砕にある。

今日のH・ルフェーブルや三〇年代のK・コルシュはスターリニズムにたいする理論的反論をコミューンの歴史的考察をとおして行なおうとしているが、スターリニズムをたんに社会学的に官僚主義としてしかとらえられないために、プロレタリア独裁としてのコミューン型国家の歴史的意義を把握できないのである。ド・ゴール主義やスターリニズムをもとに官僚主義ととらえ、「国家の死滅」という共産主義のあるべき未来を対置することは何ら解決にならない。プロレタリア独裁をたんなる言辞にしてしまうこと、国家死滅の可能性の科学的解明(世界革命の永続的遂行と、プロレタリア独裁権力を楯にした価値法則の意識的廃絶)ではなく、「プロレタリアートの階級闘争の最終目標は、どんなに『民主的』、『コミューン的』あるいは『ソビエト的』であろうが、なんらかの国家ではなくて、階級もなく国家もない共産主義社会」(K・コルシュ「革命的コミューン」『拠点』二号)であるという一般的に正しい原則を対置することは現実的には敗北しかもたらさないのである。

H・ルフェーブルが、「政治闘争全般を拒絶し」「国家権力の介入と、革命的激動のない労働者の経済組織の信奉者」(トロッキー『テロリズムと共産主義』六四頁)であるブルードン主義者を、協同組合と自治体のコミューンの連合でもって国家の死滅を展望した点で「唯一プログラムをもっていた」と評価し、「革命的権力の重要性をしっかりとつかみ、その奪取の問題を提起することによって民主主義の形式的様相を崇拜する誤謬を犯さなかった」(トロッキー、前掲書六四頁)ブランキ主義者を過小評価することによって、結果的に武装蜂起とコミューン形成の動力学を革命的に解明できないのはそのあらわれといえる。

## II コミュニオンを生みだす歴史的諸条件

コミュニオンを生みだす客体的条件は、第二帝政下の階級関係であり、直接的契機は帝政の崩壊をもたらした普仏戦争と九月四日の国防政府の成立である。第二帝政ボナパルチズムの政治支配の特徴と階級関係、普仏戦争の性格規定と九月四日の意義を前提的に確認しておこう。

「実際には、それ(第二帝政ボナパルチズム)は、ブルジョアジーが国民を統治する能力をすでに失っており、そして労働者階級がまだそれを獲得していないような時期における、ただ一つ可能な政府形態であった。」(『フランスの内乱』九三頁)

といわれているように、ボナパルチズムは一般にプロレタリア革命の切迫のままで立憲的あるいは議会的支配の維持またはそれへの転化に恐怖を感じたブルジョアジーが国内における圧倒的な小ブルジョアジー(農民、都市小ブル)の残存を反動的楯杆にしたがら、自己自身の政治支配(統治権力)を特殊な個人ないし特定の「軍事的」官僚的カースト」に集中することによって予防革命的に危機をのりきろうとする統治形態といえることができるのであるが、ドイツのビスマルク時代やストルイピン反動に代表される一九〇五年以降のロシアのツァーリズム、さらには日本の天皇制ボナパルチズムが絶対主義からの直接的転化物としてあったのと異なり、第二帝政ボナパルチズムの特徴をなすものは、プロレタリアートの巨大な六月反乱をも含んだ四八年以降の革命的激動が反動的に収束され、一度実現された議会主義的自由主義のなかで、支配階級のすべての

分派が相争った結果、権力が執行権力を代表するボナパルトに集中されて成立した点にある。

六〇万の官僚群と圧倒的に優越した軍隊を擁し、「社会から生まれでながら社会自身に対立する肉瘤」として成立した国家権力の見かけ上の独立性は、実はフランスに特有な膨大な分割地農民の階級に依拠してのみ可能であった。農民の経済的依存性と政治的細分化がみずから独自の階級として政治的に組織することを不可能にさせ、大革命と対外戦争によって農民の分割地的土地所有を安定させ、国民的栄光の象徴となったナポレオンという名のもとに農民を集集させる結果となったのである。

第二帝政ボナパルチズムはその十八年間の支配において、ブルジョアジーから政治的支配を奪いとり、ときには経済的支配階級たるブルジョアジー一般と対立させながら、「農民の皇帝」「労働者の皇帝」(事実、彼はサン・シモン主義者をよそおった)、シーザーの権威主義、表向きだけの自由主義、といったあらゆる偽瞞のスローガンのもとに官僚的軍事的国家機構を強化し、その強力な庇護のもとにブルジョアジーの経済的發展を最高度にたかめたのである。事実、第二帝政の期間はフランスにおける産業革命の完成期であり、一八六〇年のイギリスとの通商条約はヨーロッパに経済的自由主義を完成させ、第一帝政が経済的先進国であったイギリスに対抗しながら大陸封鎖によってフランスにおける産業革命を開始し、資本の原始的蓄積の楯杆になったのに対応して、鉄道や蒸気機関を楯杆にフランスにおける産業資本の形態による資本主義の一応の完成を実現したのである。イギリスにたいする後進国の特徴として、自由主義政策は地主や貿易商人の推進で実現され、産業資本家などは

反対の態度をとるのだが、結局これが逆に鉄工業を中心とした産業資本の發展を対外競争に刺激されて発達させる役割を果したのである。

産業的發展は多くの半職人的段階にあったプロレタリアートをいくつかの地方工業都市において完全な近代のプロレタリアートに発展させた。だが中小企業は広範に残存し(とくにパリにおいては、一八六〇年に企業数一〇一、一七一。労働者四一六、八一一人で企業平均規模は小さく、典型的工業プロレタリアートは一〇%程度)、労働者総数もあまり増えていない。労働時間が一二時間以上が普通であることにみられるように、労働条件は極度に悪く、六六年以降は恐慌による失業の増大によって一層悪化する。帝政は、労働手帳を強制し、団結権を禁じ、ストライキを軍隊で弾圧しながら、一方ではストライキ権を認めたり(六四年)、第一インター・パリ支部の創設を黙認したりするが、欺瞞的自由主義政策は六八年以降の第二帝政の政治危機の進化を一層強め、敗戦がそれを頂点にまでたかめるのである。

農民は漸次商品生産にひきこまれるが、フランスに特有なブルジョアの土地所有者、高利貸によって農民大衆は負債と担当に苦しむ。だが、大革命によって創出された分割地農民を中心とした小農的構造は維持される。農村人口がなお全人口の三分の二を占め、一九世紀をつうじて一〇ヘクタール以下の小農経営が全体の八四%という構造は変わらなかった。農民は、大革命とそれにつづく第一帝政下における民法典の公布、大革命時に実施された所有権移転の固定化、絶対主義的・封建的な全ヨーロッパにたいする革命戦争の思い出とフランスの国家的・ブルジョアの栄光のゆえに、コミュニオン

のときにはなお「プロレタリアートの革命的行動を支持するかわりに、ブルジョアジーにとつての策略と予備の集団として役立つた」のである。七〇年代から九〇年代にかけて農業恐慌によって農業危機がたかまり、農村はラディカリズムが芽ばえるが、コミュニンの敗北の後であり、コミュニン戦士の大放運動などに一定の影響を与えたといえ、基本的には第三共和制のもとに議会内左翼共和派の基盤となり、帝国主義段階への推転という時代的転換期においてついにフランス・プロレタリアートは農民を獲得できなかったのである。

帝政下のプロレタリア運動は、帝政末期に集中しておこった工業中心地における大規模なストライキ闘争、六四年第一インター創設以降のプロレタリアートの労働組合、協同組合、インターナショナル支部への組織化、六八年以降の帝政の永続的政治危機にたいするブルジョア共和派をも含んだ反帝政運動の爆発のなかで漸次活性化する。インターナショナル・パリ支部(フランスでは弾圧をさけるため地方ごとに別々に直接第一インターに加入した)は六五年に創設され、最初は研究団体と称し、警視長官と内務大臣に規約を送って承認を求めると正統ブルドンの主義的協同組合主義者が中心になっていたが弾圧——解散——裁判闘争——再建をくりかえすたびに大衆化し、政治闘争にも参加するようになり、運動の先頭にはヴァルラン、マロンなどの革命的集産主義者(歴史家によってブルードン左派と呼ばれる)が立つようになる。七〇年の最盛期には、七万人のプロレタリアートを組織し(パリ労働者全体にたいする比率の高さをみよ)、事実上のインターの日刊紙であった『ラ・マルセイエーヌ』は一〇万部の多きに達し、インターと密接な関連をもつ



労働組合連盟は六〇の労働組合の連合体であった。  
 帝政末期の政治危機の頂点を形成したノワール事件は、皇帝ビエールが急進的な新聞記者ヴィクトール・ノワールを殺害したことに端を発し、二〇万人以上の葬列デモが組織される。ブランキ主義者の秘密結社は二千人の構成員して葬列デモを暴動に転化しようとして失敗する。

「フランス国内の階級戦争を利用して権力を濫取し、周期的な対外戦争によってその権力をなごらえさせてきたルイ・ナポレオン」(マルクス「フランスIIプロイセン戦争についての国際労働者協会総評議会の第一の呼びかけ」『マルクス・エンゲルス全集』一七巻三頁)。

帝政はクリミア戦争、イタリア戦争をはじめ中国、インドシナ、アルジェリア、メキシコなどへの干渉戦争と周期的対外戦争をくりかえし、最後に七〇年七月一九日にプロシヤにたいしてヨーロッパの覇権を賭けて宣戦し、これが帝政崩壊の直接的原因となった。植民地型戦争と内乱鎮圧の経験がフランス正規軍のナポレオンの伝統を決定的に喪失させてしまっており、かつてのようにブルジョアジエと分割地農民の政治的解放がフランス一国のみ「国民総動員」を可能とした戦争手段の大量性、教養ある将校、守るべき土地と「祖国」をもった農民兵士の存在という物質的条件はすでに第二帝政の段階では存在せず、逆にシャルホルストの軍制改革やクラウゼヴィッツ式戦争理論で武装されたプロシヤの側に集団制と運動性を特徴とする近代戦争における優位性が存在したのである。

九月二日、皇帝ナポレオン三世自身がスタンで捕虜となり、帝政が崩壊するにもなつて、フランスは対外戦争と国内での内乱的激動が併存することになるが、普仏戦争にたいするプロレタリアート

の態度はどうであったか? インターナショナル総務委員会は、七月二三日と九月九日の戦争にたいする二つの呼びかけで「王朝戦争」にたいする「ライン川の国境を越えたプロレタリアートの連帯」をスローガンとして提起し、両国で平和のための示威集会がもたれる。だが戦争を阻止する具体的行動の提起や「戦争を内乱へ!」の提起はなく、「ドイツの側についてみれば、この戦争は防衛戦争である」とし、フランスの敗勢が決定的となった時点では、逆に戦争の性格が「ドイツにとつての防衛戦争」から「フランス人民にたいする征服戦争」に転化したとして、「敵がパリの城門をたたくばかりにせまっている現在の危局に、およそ新政府を倒そうなどと試みるのは、むこうみずな愚挙であらう。フランスの労働者は、市民としての彼らの義務を果さなければならぬ。」と訴えるのである。

- これはマルクスの動揺をあらわすものであろうか? そうではない。
- (1) 帝国主義戦争と性格を異にし、ドイツ、イタリアなどは近代的統一国家の形成という自由主義段階のブルジョア民主主義的課題に直面しており、とくにドイツは「単一不可分のドイツ人民共和国」をプロレタリアートのヘゲモニーで下から実現するという途が残されていたこと(結果的にはプロイセンの勝利によってプロイセンによる上からの統一が実現したわけだが)。
  - (2) プロレタリアートの主体的弱さ、敗戦をおしてプロレタリア革命を勝利に導く展望の欠如。
  - (3) 平和主義的非戦論ではなく「毒を含んだ参戦」論ともいえるべき立場であったこと。

### 近刊 スパルタ集

中村・山崎 予価 900円  
 華麗なる第二インター崩壊の  
 劇的な展開をたどる  
 感づいた革命の歴史  
 イツの政治書簡。ローザン  
 プクネヒト、考を含ま  
 タクス蜂起への序曲初完訳

### マルクス 主義軍事論

中村文夫編 46判 入1,300円  
 レニン、トロツキーの未  
 発表論考の他にエンゲル  
 メーリング、シノピエフ等  
 を網羅した我が国初の集  
 成一内戦論・蜂起論の原理  
 的解明の書。本邦初訳多数

### マルクス 主義軍事論 現代篇

革命軍事論研究会編 46判  
 美装函入 1,200円  
 トロツキー、J・コノール  
 スペイン、POUM、カール  
 シュミット、タン・マラケ  
 フク団、カルロス・マリゲ  
 等にレーニン死後の軍事思  
 想の展開を追う。全文初訳



東京都千代田区神田  
 駿河台3-1  
 電話293-9821 振込16266

小社へ御注文下さい目録呈

マルクスはブランキが『パトリ・アン・ダンジェ(祖国は危機にあり)』紙の創刊号で「敵の前で党派はない」として、プロレタリアートが対ドイツ戦にたいするヘゲモニーを奪いとり、防衛戦争を革命戦争に転化しようとしたことについて、「大革命の思い出に惑わされてはならない」として忠告するが、彼自身は獲得された共和制という条件を利用して労働者がみずから組織し、武装することを訴えているのである。この戦争にたいする態度と関連して、第二帝政崩壊以降の第一インター総務委員会IIマルクスの立場を略的に共和制打倒に反対していたと二段階革命論的に整合化して理解し、三月一八日のコミューン革命に彼自身は反対していたが「おこったから仕方なく」、あるいは「誤っており敗北することはわかっていたが」支持したのだととらえる見解がレーニンさえそうであるほど、第二インター以降支配的である(帝国主義戦争にたいする「革命的祖国防衛主義」と二段階革命論擁護の口実として、第二インターの諸党によつてもちだされ、今日では、第四インターの諸君が労働者国家無条件擁護の口実として参照したりしている)が、マ

ルクスの立場は、ブランキのように直接的に革命戦争の立場をとらなかつたとはいえ、共和制政府(国防政府)を戦術的意味で直接打倒目標とせず、プロレタリアートがみずからの組織化と武装を強化することを呼びかけたのであり、戦略的に国防政府が打倒対象であるのは当然なのである。コルネーロフの反乱にたいして、レーニンがケレンスキー政府にたいしてとつたように、ビスマルクがフランスの敗戦のうえに直接帝政をフランスにふたたび押しつける危険性にたいして、国防政府を直接戦術的打倒対象にしないのは革命的戦術のマルクスの適用なのである。

九月二日、ナポレオン三世が一〇万の正規軍とともにスタンで捕虜となり、九月四日にはブランキ主義者や国民衛兵プロレタリア地区大隊を中心とした二〇万の群集がブルボン宮(国会が開催されていた)に押しかけ、帝政は崩壊し、パリ選出のブルジョア共和派代議士を閣員とし、パリ防衛の責任者であり隠れたオルレアン派であるトロツキー將軍を首相とする臨時政府(II国防政府と称した)が成立する。すでにのべたように、九月四日を後の三月一八日にたいし

てブルジョア革命として二段階革命的に整合化しえない。

たしかに権力の移動はあったが、それは蒸発した第二帝政にかわってブルジョア共和派がプロレタリアートを押しつけて権力の座についたのであり、一義的に「ブルジョア革命」としてきまっていたのではない。ブランキ主義者や国民衛兵プロレタリア地区などと、議会共和派の勢力が通達し前者が敗北した結果なのである。プロレタリアートが直接勝利しえなかつた原因はたんにロシユフォールをめぐる策略（閣僚名簿のスリかえ）といった挿話的なものではなく、なによりも彼らが政治的に組織されていなかったことであり、政治的指導の不在であり、大衆が愛国主義的危機感で決起した結果であり、基礎的には政治危機が革命的危機の豊かさや深さに達していなかった結果である。インターナショナルの指導的メンバリーは牢獄にあるか亡命しており、ブランキは八月一日のラヴィレット街事件の後、ブリュッセルの亡命先から帰った直後であった。しかしながら、九月四日は帝政のもとに非合法化されていたプロレタリアートの革命的組織化に一举に広大な地平を与える。九月五日には各区・各行政官庁ごとに監視委員会がつけられ、各委員会四名ずつの代表で「パリ全二〇区共和主義中央委員会」が形成され、国防政府にたいしプロレタリア軍に抗戦するためにプロレタリアートの活動の自由と武装を要求する。一方、すでに八月の段階から国民衛兵のなかにはプロレタリアートがはいりこむ。九月の段階で政令に一人一日三〇スーガ支給されるようになり、攻囲のなかでは健康な男子全員の参加が義務となる。財産資格や装備の自己負担制で、過去においてはブルジョア反革命の道具であったこの民兵の性格をもった衛兵のなかで、プロレタリアートがはじめて公然と進出する。

らプロレタリアートの裏切者（トランなど）までのいっさいの勢力が結集し、ドイツ軍の支援を受ける議会とが公然と対立し権力の二重性が露わとなる。

九月四日以降、パリ・プロレタリアートの革命的結集点となったのは、「パリ全二〇区共和主義中央委員会」であった。この組織は、第一インター・パリ支部が中心となつて、小ブルジョアのジャコバン派からブランキ主義者まで含めて結成され、基礎組織として各区ごとの監視委員会をもち、「侵略者にたいする総動員と戦闘手段の徴発」「戦後には常備軍の廃止と国民衛兵の組織化」（九月二二日）を要求した。国防政府即時打倒を要求する声と待機主義的傾向とが、内部で葛藤しながら解体と再編を繰り返すが、国防政府の無能とプロレタリアートにたいする敵対などが明らかにしたがつて、七二年一月五日の「赤い貼紙」では、「全面的徴発！ 無償配給！ 総攻撃！ 帝政より受け継がれた九月四日の行政、政策、作戦は審理に付せられる。人民に席を渡せ！ コミュニオンに席をあける！」（パリ二〇区代表団」と名称をかえて）と宣言する。

ロシア革命において、「ソビエト——工場委員会——赤衛隊」が経営におけるプロレタリア組織を基礎に、地区ソビエトや赤衛隊においてもポリシェヴィキの強力な党的系列化が行なわれ、六月デモ——七月危機——コルニーロフの反乱——九月以降の諸ソビエトのポリシェヴィキ化と、革命的情勢の転換が行なわれるごとに適格な戦術、スローガンの提起と組織的再編が行なわれていったのに対比して、革命的統一戦線たりうる可能性をもっていた「全二〇区中央委員会」は、弾圧のなかで党派ごとに分解し、最終的に「武装蜂起の機関」「革命的権力」の機関となつていかなかった。その

### III 攻囲下の革命的激動と 三月一八日「蜂起」の性格

国防政府発足から三月一八日の国民中央委員会による権力掌握までの期間を特徴づけるものは、対独戦争のなかでパリを中心としてプロレタリアートの革命的発酵が準備され、権力争奪をめぐってパリ・プロレタリアートがみずからの武装を強化することである。インターナショナルを中心とした革命的統一戦線をめざす試みと、ブランキ主義者による「蜂起」が交錯し、ついに、国民軍中央委員会が権力を掌握する過程は、ブルードン主義者（左派を含めた）とブランキ主義者がプロレタリアを権力奪取に向けて独自の隊列に組織し獲得することに失敗した結果、蜂起が中央委員会によって担われざるをえず、このことがコミューン初期の誤謬（ヴェルサイユへ追撃を組織せず、合法主義的に普通選挙に埋没）をあらかじめ決定してしまったことである。

パリは一月一八日から休戦協定の締結される一月二八日までの期間一〇〇日以上の間、ドイツ軍によって攻囲され、内部では飢餓と失業のなかで政治的分化が徹底化する。

敗戦の結果、ドイツ軍監視下で行なわれた国会選挙は、地方の厭戦気分と抗戦を続ける首都の「赤」にたいする反感が結合して、七五〇人中四五〇人の王党派（正統王朝派二〇〇人、オルレアン派二〇〇人、ボナパルチスト三〇人、共和主義的オルレアン派二〇人、急進派八〇人、「極左」二〇人）が選出され、国民軍の武装プロレタリアートが「事実上の」権力を握る革命的首都に、正統王朝派か

原因はたんに国防政府による弾圧にあったのではない。指導的党派であったインターナショナル（その多数派としてのブルードン主義者）の政治的指導にたいする無能、権力にたいする無感覚にある。たとえば先述の「赤い貼紙」の後の全二〇区代表団とインターナショナルとの合同会議で、「共和暦第二年のような、プロレタリアートの独裁」「プロレタリアートによる国家目的の確認」が必要だという意見にたいして、彼らは、「労働者数に相当する労働者階級の代表をともなう拡大された民主主義」という混乱した改良主義的命題を対置するにすぎない。

インターナショナルが敗北するとはいえ、きわめて勇敢に「蜂起」の試みを行なっていたブランキ主義者をも含めて、「蜂起の実行機関」を準備していく政治的能力を欠如しており、そのみか、「インターナショナルや労働組合連盟は、戦争や国民軍の仕事がすべての活動を呑み込んでしまったので、その仕事を中絶していたのである。組合指導者やインターナショナルの何人かは当然、監視委員会や二〇区中央委員会の中に顔を出してることになったが、このために、大変誤ったことであるが、この委員会はインターナショナルがつくったかのように思われたのである。」（リサガレー『パリ・コミューン』（七六六頁）といわれるように、革命党としての態をなしていないからである。

当時の第一インター・パリ支部の支配的理念はブルードン主義であった。非合法体制のもとにインターを再建した有能な指導者であったヴァルランたちは、ストライキ論争や土地、生産手段にたいして、革命的取奪を認める点で（とくに、ヴァルランは獄中でのプランキとの接触と支部書記としてのマルクスとの交信を通じて社会的

解放の決定的槓杆としての政治革命について悟るところがあったが、彼はバクニンシとも交信がありフランス・サンディカリズムの祖とされる特異な革命家）正統ブルードン主義を決定的に乗り越えていたが、インタナショナル全体としてはブルードンの立場が圧倒的多数であった。

ブルードンはサン・シモン、フーリエなどのフランス空想的社会主義のいわば完成者であり、古典経済学では疑うべからざる前提とされた私有財産を古典経済学の立場と論理から批判するまでにいたり、歴史を所有形態の発展を通じて解明する自分の立場をはじめ「科学的社会主義」と呼び、「各人の各人にたいする支配」としてアニナルジー（無政府）をとらえた点でアナキズムの祖とされるのであるが、第二帝政下でブルードン主義がフランス・プロレタリアートに受け入れられたのは、彼の資本の原蓄過程が生みだす貧困や困窮にたいする道徳的批判とともに、革命的政治闘争を拒否する彼の立場が六月暴動とナポレオンのクーデター以降の政治闘争に挫折し、いまだ多くは半職人的段階にあったフランス・プロレタリアートに受け入れられたからである。ブルードンは「平等な交換」というスローガンにみられるように、私有財産と分業という商品経済の基礎に立って（生産手段の資本家的所有と労働力の商品化の根拠を残したままで）、彼の考えになる「構成価値」にもとづく交換の平等化によって資本主義の矛盾が解決すると考えたため、生産場面の資本家的基礎にいつさい手をつけることなく、生産物と引き換えに流通券を発行し、売買契約が成立した場合に流通券を前貸しするが、利子はいっさい取らない交換銀行の設置と、生産者への無利子の貸付を保障する信用銀行の設立が社会問題解決の特効薬とされた

一八日が最終的に国民軍中央委員会によって担われることになるのは、ブランキ主義者による蜂起の試みの失敗の結果としてである。

攻囲の期間、彼らはバリケード防衛委員や国民衛兵の士官（選挙制であった）として大胆に進出する。彼らは帝政の末期の八月一四日のラヴィレット街消防署襲撃事件をはじめとして、一〇月三十一日、七一年一月二日と三度にわたって蜂起の試みを繰り返すのであるが、とくに、一〇月三十一日には市舎庁に武装した国民衛兵とともに侵入して国防政府の關係を逮捕し、「公安委員会」を宣言したのである。結局、いまだ強力であったブルジョア大隊によって秩序が恢復され、ブランキ主義者は逆に地下に追い込まれることになるのであるが、これらの「蜂起」はブランキ主義者の性格をよく示している。非合法革命党に組織された蜂起をめざす集団が、大衆の圧倒的共感のなかで忽然と現われ、単独で決起するときは、つねに「おそすぎたか早すぎて」（八月一四日の行動についてのブランキ自身の総括）失敗し、自然発生的蜂起が真に発酵した場合には、膨大な大衆の自然発生性のみこまれて蜂起を真の政治的勝利に導きえないのである。

ブランキ派がブルードン派やその他いっさいのコミューンの党派と区別されるのは、彼らが革命的独裁の主張者であり、非合法革命党の組織系列をもった「蜂起集団」であったことである。七人の細胞が「週」を構成し、四週が「月」を、三月が「季節」を、四つの「季節」が「年」を構成し、各単位の指導者だけが同単位の指導者を知っており、裏切者には死が課せられることを原則とし、ブランキ自身が組織した三九年の「四季協会」のモデルにしたがったブランキ党は、七〇年の最盛時には二千五百〜三千人のメンバーをもつ

のである。したがって、ブルードンが提示する唯一の実践的方策とは、国家権力や資本の干渉と助けを受けない勤労者自身の相互扶助の原則による生産協同組合、消費協同組合、信用機関の組織化をとおして、徐々に「経済法則自身の作用によって」形成される国家とは、独立した国家の外部に存在する協同組合と自治体のコミューンの連合という構想である。

彼の思想は「もし父親が抵当で土地を失われなかったら、私は一生保守主義者としてとどまっていたらう。」という言葉に表われているように、共有に反対し、「適度の財産の設立と中産階級の普遍化」を要求する、いわば小ブルジョアジーによる単純商品生産者社会の楽園の夢想といえるであろう。彼の立場からすれば、ストライキや労働組合的団結さえ自由な経済法則の作用のためには有害であるとするのである。彼が二月革命以前にマルクスに書いた「われわれはけつして、社会改良の手段として革命的行動をあげてはならない。なぜならば、このひとりよがり的手段は、ただたんに、暴力にうったえ、専制にうったえるにすぎないからである。つまりそれは、矛盾だからである。」という手紙が、そのことをよく示しているし、マルクスによって「彼は、資本と労働、経済学と共産主義との間を絶えずゆれ動くブリッジョアに過ぎない」（マルクス『哲学の貧困』）として、「政治運動を排除する社会運動」の立場が厳しく批判されたゆえんである。

彼がナポレオン三世をオルグして自分の社会改革計画を実施させようと試みたことは、空想的社会主義者による最後の愚行となつた。ブルードン主義者にたいしてのちにコミューン議会では、多数派を構成することになるブランキ主義者はどうであったか？ 三月

軍事部と、それ以上のメンバーによるプロバガンダ部によって構成され、蜂起にそなえて兵士を獲得するため軍隊正規軍にメンバーをもつていた。

コミューンにおいて、彼らはいわゆる陰謀的少数派ではない。六六年以降「デクラッセ」（階級脱落者）と呼ばれるインテリゲンチヤを核につくりあげられたブランキ党は、インタナショナルへの加盟問題をめぐって内部的対立があったとはいえず、（ブランキは、ブルードン派の支配するフランスのインタナショナルが当初帝政に妥協的態度をとっていたことに不信をもっていた）「生涯の捕囚」または「老人」と呼ばれた彼を中心にした規律をもつた行動的集団であり、コミューン委員のなかでも政治・軍事などの重要ポストを握った。ブランキ派が一〇月三十一日、一月二二日の蜂起の失敗のため地下に追い込まれ、三月一八日が国民軍中央委員会による自然発生的蜂起によって実現されたこと。またブランキ自身がコミューンの前日隠れ家でも逮捕されたことがコミューンの期間のブランキ派の党的活動を解体させ、コミューン敗北の一要因となつた。

ブランキ主義は、生涯のうち三七年間を革命家として獄中で過ごし、四度も死刑判決を受け「フランスにおけるプロレタリア党の頭脳にして心臓」とマルクスに呼ばれたブランキその人に人格的に体现されている。彼はブルードンが革命家というよりもむしろモラリストといった方がふさわしい存在であったのになら、疑いもなく革命家であり、社会主義の熱烈な支持者（レーニン「コミューンの教訓」『レーニン全集』三巻四八九頁）であり、すでに、大革命期に秘密総督府を組織し、共産主義革命を志向したバブーフの伝統をくむフランス共産主義の継承者にして完成者であった。

「ブルジョア」を含めたフランス共産主義が空想的社会主義ともっとも区別されるのは、暴力革命とプロレタリア独裁の断固たる承認にある。「私にとつては、社会主義は政治と切りはなさないものです。国家を捨象すること、つまり国家なしに、国家に反して行動すること、国家の外で、ほとんど国家の知らぬうちに、万事を一新しようとするのは、私にはいつも途方もなく馬鹿げたことと思われませんでした。」「政治問題のもっとも精神的な、もっとも断固たる解決のうちに、そしてそのことによつてはじめて社会問題はまじめな議論の対象になり、また実践の課題になりうるのだ。」（団結した友と、シエ労働者のサークルにあてて）、そして、ブルジョア国家とは「諸支配階級の圧制と抑圧の道具であり、それは貧者にたいする富者の憲兵である。」という規定のうえにたつて革命の最初の目的は「富者にたいする貧者の憲兵」としての独裁国家を確立することであると、「パリの独裁」すなわち革命的首都による全国にたいする独裁という独特の独裁論と、「武器と組織、これこそ進歩の決定的な要因、貧困と手を切るための真摯な手段である！武器を持つ者はパンを持つ。銃剣の前に人は疎まされず、武装せぬ群衆は一掃される。武装せる労働者で蔽われたフランス、これこそ社会主義の出現である。」（「ブルジョア」に告ぐ）『革命論集』(上)七八頁)と全人民武装論を展開する。「パリの独裁」という言葉に示されているようにプロレタリア独裁論は、いまだ過渡期の必然的国家形態として明確に把握されていないが、ここにはブルジョアを少数者による陰謀的一探主義として片づけえないものがみられる。ブルジョアを「国家社会主義者」とするのはブルードン以降のアナキストであるが、彼はブルードンと異なり、資本の専制の秘密が「労働手段の独占」にあり、共産

主義とはたんなる労働生産物の平等的分配にあるのではなく生産手段の共有と、「正規の無政府状態」の支配する階級なき「総合的協同社会体制」であると把えていたのである。

一方、ブルジョアの経済学の理解はマルクスの『哲学の貧困』を賞讃していたにもかかわらず、彼が最初に革命運動に参加した二〇年代以降のフランスにおける商人資本の優位性に目を奪われ長期の獄中生活のなかで資本主義の歴史的生命力を見誤っていたといえる。

「経済学とは高利の法典であり、……高利が資本の母である。」(『社会批判』前掲書二四頁)というブルジョア経済学にたいする批判がそのことをよく示している。このことは、彼の革命論のなかにも反映し、三年の彼の最初の階級分析、「七月革命以後のフランス内外の状況にかんする報告」では、フランスの三大階級として貴族的大土地所有者、中産階級(ブルジョアジー)、プロレタリアートがあげられ、階級決戦の段階ではブルジョアジーは独自の階級的立場をとれず分解するとされていた。そうして、フランスにおけるプロレタリアートの勝利が、ヨーロッパにおける永続革命戦争を導くとされたのである。当時のヨーロッパの階級関係にたいするリアルな分析があつたとはいへ、彼の永続革命論の展望は、フランス大革命の再現を構想するものであり、いっさいをフランス国内に決着を求めるものであつたがゆえに、プロレタリア革命の世界革命としての本質論的性格が欠落している(『一国革命論』といった明確なものではないし、まして『一国社会主義建設論』ではない)。それゆえに、ドイツ軍の進攻にたいして、「防衛の第一の行動は、防衛を不能ならしめる連中を粉碎するにあるであろう」(『パトリ・アン・ダンジュ』)といつても、ブルジョア愛国主義に墮落する危険をもつたものなのである。

暴動を計画的蜂起にたかめ、権力奪取の最重要な要素を構成する武装蜂起の意義をプロレタリア運動においてはじめて明らかにしたのは三十九年以後のブルジョアの功績である。有名な『武装蜂起教範』は一八六八年に書かれたもので、第一部では四八年革命敗北の総括をとおして、既成権力の優位性が「鉄道、電信、施条砲、シヤスポー銃などの科学技術の恐るべき成果を手にした獯猛な軍事支配であり、これにたいしてプロレタリアートにとつて「組織こそ勝利であり、分散は死である。として計画と組織のない自然発生の暴動が愚行であることが明らかにされている。第二部は、きたるべき蜂起における武装蜂起軍の組織論にあてられており、また第三部は、蜂起当日における必要な措置と戦術の一環として計画的パレード構築の方法が述べられている。しかしながら、この武装蜂起論は「政治の延長としての軍事」を、軍事的抽象に墮しめる限界をもっている。党による人民諸階級、諸階級の圧倒的系列化、蜂起の可能な階級情勢、実現すべき独裁の本質と構成などの問題はまったく触れられていないのである。さらに純軍事的にも戦術論にあてられた第三部では、防衛的パレード戦術が主として論じられているにすぎず、

敵権力の殲滅、武装解除、反乱の権力の中央集権的確立については何ら触れられていない。トロツキーが、「ブルジョアの原則的な誤謬は、革命を反乱と同一視することにあつた。」(『マルクス主義軍事論』三一頁重引) かれの技術的誤謬は、反乱とパレードを同一視したその点にあつた。という所以であり、ブルジョア派による三度の蜂起の失敗は、軍事問題を政治から切り離し、蜂起を計画的パレードの主観的準備に解消した点にあるのである。

第一インターの革命的統一戦線形成の試み、ならびにブルジョア主義者の三度にわたる蜂起が失敗した結果、三月一八日は国民衛兵中央委員会によって担われることになる。すでに攻囲のなかでパレ・プロレタリアートはその四分の三が失業しており、国民衛兵の給与である一日三〇スーガと配給のみが収入の途となっていたため、国民衛兵参加がほとんど事務的とすらなる。一月一五日以降三回にわたつて準備会議がもたれ「王党派の議会から共和制を防衛する」ため「国民衛兵共和主義連合」を形成することが決定される。「委員はあらゆる党派に無縁な、そして大部分が政治にすら無関係な小市民、商店主、雇い人」(リサガレー「パリ・コミューン」(上)一〇八頁)で

# 破防法研究

## バック・ナンバー

創刊号(品切れ)二号(一五〇円)  
三号(六号)二〇〇円)送料各五〇円

### 破防法研究会

振替・東京二四六六

- 六号 官転・戦闘・訓練・考争・倉庫
- 五号 日本帝国・同盟・護衛・崩壊・原因
- 四号 労働運動・共産党・暴行・維持法
- 三号 次郎・田川・本多・起訴

- 六号 官転・戦闘・訓練・考争・倉庫
- 五号 日本帝国・同盟・護衛・崩壊・原因
- 四号 労働運動・共産党・暴行・維持法
- 三号 次郎・田川・本多・起訴

あったが、「自ら選出した者以外をその司令官として認めず」「武装解除のすべての試みに反対し、これにたいしては必要に応じて武器をとって抵抗する」ことが決定され、三月一日にはヴォクサルの会議で国民衛兵は、中央委員会を代表とする「国民衛兵共和主義連合」としてみずからを組織したことを確認する。二六〇大隊のうち二一五大隊が参加した。

反動的議会とティエールを執政長官とする新政府は三月一日敗戦と確定する講和条約を批准し、ドイツ軍の短期間のパリ占領（勝利を誇示する示威的なもの）が行なわれ、攻囲の間延期されていた家賃と商業手形延期の法令が中止され、小ブルジョアジーは破産し、プロレタリアートは家を追い立てられる。議会はさらに議会をホルドーからヴェルサイユへ移し、パリを「非首都化」することを決定し、政府は左翼新聞の発禁と、ブランキ、フルーランズの欠席裁判による死刑を決定する。パリ民衆の激昂は頂点に達したが、中央委員会は自然発生的ではあるが大衆獲得の論理としての防衛優位の原則を採用しておりドイツ軍域にたいして挑発的攻撃を避ける冷静さを發揮して権威を高める。パリを押える武装プロレタリアートと、ティエールを先頭とする全既成国家権力との間に権力の二重性が露わとなる。パリでは区ごとの防衛委員会が組織され、民衆が弾薬や大砲を押える。ブランキ主義者の組織した「対抗警察」が帝政時代からの警察官、スパイを摘発し、発見しだいセーヌ川に投げ込むため、プロレタリア地区に政府側は、はいり込むことさえできなくなる。だが、革命的過渡期にしばしば出現する二重権力状態とは、本来ありえない特殊な不安定な状態であり、それ自体長続きすることはありえない。早晚プロレタリアートが一元的に権力を奪取しない限り、

り、反革命が勝利し、ブルジョア独裁が再び打ち立てられるしかありえないのである。プロレタリアートがその弱さによって完全に勝利していない不安定な過渡期である二重権力状態を、「二重権力の創出」とか「二重権力的団結」として美化し、運動の目標に掲げる人たちはこのことを理解しないものである。全二〇区共和主義中央委員会が解体・再編・再建を繰り返しながら、革命的統一戦線から「蜂起の機関」へと発展していかなかったのは、第一インター・パリ支部がおよそ革命党としての集中力、規律をもたず、権力問題にたいするこの意識性をもたなかったからである。

攻撃はティエールによって開始された。三月一日の夜半から衛兵プロレタリアートが集結している大砲を奪取するため、軍隊が派遣される。早朝人びとが目ざめるとともに全パリが立ち上った。婦人たちが大砲の奪取を身をもって阻止し、衛兵が正規軍、憲兵の武装を解除する。昼過ぎにはバリケードが作られ中央委員会のメンバーが情勢を掌握しはじめ。戦略的要所と公共建築物の占領のため委員と部隊が派遣され、夜一時には市庁舎が占拠される。ティエールは全部隊（計二万二千の憲兵、警察、正規軍）と閣僚、官僚たちをひきつれてヴェルサイユへ退却する。反革命専門家として彼は断固たる決意をもって、反乱の首都をおきざりにし、全地方から反革命を結集して復讐することを決意したのである。

自然発生的蜂起が成功した要因は、正規軍の大部分が講和条約によってドイツに捕虜になっていたこと。パリ・プロレタリアートが衛兵中央委員会を中心に結束する体制がとられていたこと。パリでは半年間の革命的激動の結果、政治的分化が徹底的に進行し、ブルジョアジーは一五万人もパリをみすてて疎開していたこと（その結

果、ブルジョア大隊はほとんど消滅）等であるのだが、中央委員会は、市庁舎での最初の討議が「われわれは何なのか。いかなる権利によってわれわれはここにいるのか？」ということであったことにみられるように、自己が権力であることにさえ無自覚であった。委員会は実質的に権力を奪取して以降、内部の反革命との激闘（「秩序の友」と名のデモ、反動的出版物の反対、区長・助役・パリ選出代議士たちの調停的動き）と、その勝利を通じてはじめてみずからを権力として自覚するのである。それと同時に、蜂起の自然発生的性は後にコミュニケーションを敗北させる多くの誤謬をともなった。軍事的には、一九日まで正規軍や官僚がヴェルサイユへ逃亡することを見過ごしたこと、追撃しないまでも城門を閉ざして逃亡を阻止することさえしなかったこと、ヴェルサイユとの攻防の要所であるモン・ヴァレリアン要塞を占拠しなかったことである。一〇万の衛兵が追撃したら撃滅できないまでも首都と議会所在地を追われた政府は、反革命を組織する政治的、精神的権威を喪失したはずである。また政治的誤謬は、合法性への顧慮から調停派として登場する区長・代議士を通じた議会との交渉、妥協に傾き、プロレタリア独裁権力を組織し強化するためにいっさいを優先させるのではなく、市自治体議会（パリ・コミュニケーション）の選挙によるブルジョアの合法性の獲得に解決の可能性をみいだそうとしたこと、さらに不思議なことには銀行、登記所、土地所有権供託局など、ブルジョアの私有財産の牙城には最後まで手がつけられなかったことである。

中央委員会の誤謬を結果する根拠は、革命党派の責任である。第一インターもブランキ派も中央委員会の権威を認めて、全力を挙げ

三月一八日の結果を認めず、委員会に派遣されていたヴァルランをはじめとする千名のメンバーも弾圧を恐れたため衛兵としての個人的資格にすぎなかった。二二日夜の会議で、コミュニケーション唯一人の明確なマルクス主義者フランケルの強力な主張で中央委員会の支持とコミュニケーション選挙への賛成が決定される。ブランキ派は「ヴェルサイユへの即時追撃、ブルジョア大隊の解散」を主張してコミュニケーションにおける軍事的主導性を發揮するが、中央委員会に足をもたない彼らは、三月二四日、ブリュネル、デュヴァル、ウードの三名が衛兵総司令官に任命され、「もはや議会政治の時ではない。……行動をせねばならない。……パリは自由であることを欲する。……われわれと共にあらざるものはわれわれの敵である。大都市は公安を乱すものを許しておくわけにはいかない。」という布告をだしたとき、はじめてみずからの主張を貫徹することができた。さらに中央委員会、コミュニケーションが首都における地方的権力にとどまり、プロレタリアートの全国単一の中央集権的独裁権力に発展しえなかつたのも両者に決定的な責任があるのである。パリに続いて地方都市でもコミュニケーションが宣言されていたにもかかわらず、ブルドン主義者は、「地方コミュニケーションの絶対的自治プラスその自由な連合」というブルドンの理念のゆえに、ヴェルサイユ粉砕と反乱の権力を集中するという志向性もちえず、さらに断固たる革命独裁論の主張者であるはずのブランキ主義者もブランキなき後にあつては、「革命的首都の全国にたいする独裁」という彼の命題を、地方にたいする反動的無関心という立場に矮小化してしまつたのである。

# 破防法公判傍聴記 (六) (七)

浅田 光輝

## 第六回公判 (昭和四五年二月二日)

### 特別弁護人の申請と検察官の異議

二月七日に第五回公判があったのにつづいて、今日は、公判が二回あることになる。前回は看守問題が未解決のまま、被告・弁護団がそっぽをむくなかで、検察官の起訴状朗読を終えた。形の上ではこれで審理がよいよ本格的にスタートしたことになる、つづいて弁護側から起訴状の内容にたいする検察官の説明が要求される順序である。いわゆる「求釈明」である。

一時三三分、開廷とともに、裁判長は、そのことを弁護人に促し

た。井上主任弁護人が立ち、「釈明問題にはいる前に、特別弁護人の申請をしたいと思えます」といって、羽仁五郎、浅田光輝、小山弘健の三人の学者の名をあげ、経歴、専攻分野、業績、申請理由を書いた『申請書』を読み上げる。裁判長は次回公判までに検討する、とそれを受理する。これですめば問題がなかった。審理は次へ進んだはずである。ところが、それに検察官が異議をさしはさんだ。

「特別弁護人申請の意見をきいたが、重大な事項なので、検察官からも意見がある」

弁護人の依頼は憲法にもとづく被告人の基本的な権利である。職業的な弁護士でない特別弁護人の場合も、根本においてそのことにかわりがあるはずはない。ただこの場合は、訴訟関係の専門家としての、公の資格をもたない者に依頼するところから、主として技術的な理由によって裁判所に許可を求めただけのことである(刑事訴訟法、第三十一条)。裁判所はそれを被告の申請によって独自に判断すればいいのであって、そのために検察官の意見もきくなど

ということば、法律のどこにもきめられていないことだろう。どだい、検察側は、被告の利益の敵対者である。被告の利益のために働くものとして選ばれる弁護人を認めるのに、検察官が「重大なことである」と文句をつけ、裁判所が被告の利益の対立者であるこの検察側の物言いを、判断の材料にくわえるのはへんな話である。裁判所は検察官の意見をきくべきではない。検察官も、それを裁判官の独自の判断にまかせて、くちばしをいれるべきではない。それがフェアな態度というものだろう。ところが服部裁判長は、土屋検察官の申立てを、あっさりとうけられた。

「弁護側から詳細な資料が出ていたので検討しなければならぬ。検察官に意見があれば書面を出されたい」

当然、弁護団は色めき立った。井上弁護人が立って抗議した。

「刑事訴訟法にみとめる特別弁護人の許可は裁判所の判断によるものであって、検察官の判断を要しない。検察官は「重大な事項」といわれるが、そういういい方はあたかも、特別弁護人は、本来、許可しないことを原則とするものであるかのように受取れる」

この弁護人の抗議に応じて、土屋検察官は、特別弁護人の申請を「重大」と見るばかりではなく、それに検察官として反対であることを明言した。

「検察官としては、この申請に異議をもっている。主任弁護人はじめ老練な弁護人をそろえている現状で、特別弁護人になられた方がどれほどの活躍をなさるのか。十分に職責が果せるのか。その点に疑問がある」

検察官は、専門の弁護士を多数擁する破防法弾劾弁護団に、素人の弁護人を加える必要はなからう、練達な弁護士に伍して素人が何

ができるのか、といっているのである。そんなことをすげすげといわれると、羽仁、小山両先輩ならべて名前を申請されている私などは、たしかにそのとおりだと考えてしまう。裁判のことは何も知らない私などは、これは大へんな重責だと考えこんでしまう。だがそれを被告諸君や練達な弁護士の人びとにいわれるのであればともかく、利害の対立者である検事の方から、公判廷で堂々といわれることにひっかかる。検察官がどうしてそんなに親切に、弁護団の活動のことで心配してくれる必要があるのか。検察官のこの異議は、そもそもそのように意見を提出すること自体が不自然であり、奇怪である。これは裁判のあり方の根本にかかわる問題として、立ち入って吟味すべきことでなければならぬ。ところが裁判長は、井上主任弁護人がそのことの疑義を提起していたにもかかわらず、例によって、このような根本的な原理上の問題に立ち入ろうという考えはさらさらないらしい。話をもつばら検察官の書面提出という事務上の手続きのことにしてしまつて、

「いつまでに資料がいただけるか」

「次回公判の一〇日くらい前に提出します」

このやりとりをきいていて、本多君が発言した。

「検察官が、特別弁護人になった人が十分に職責を果しうるかどうかを心配する必要はない。これはわれわれ被告の問題であると思

うが、どうか」

裁判長「やかましい法律の問題はともかく、検察官に意見があるというのでそれをききたいだけである。反対当事者の意見をきくということは、一向にさしつかえない」

本多「検察官は、特別弁護人が職責を全うするかどうかといつて

いる。問題点ははっきりしている」

井上弁護人が立って、再度、検察官の根本的な姿勢を問題にする。「土屋さんの意見をきいていて看過しえないものを感じるので、しつこく問題にするわけだが、検察官は弁護人の数が多いからその他には必要なかろうといわれる。しかしこれは憲法上おかしいのではないか。検察官の発想には軽視しえないものがある」

つづいて高井弁護人、右田被告が発言する。

高井「裁判所は、検察官の意見もきいて次回公判にきめるということなのだろうが、検察官の意見書が公判の直前に提出されるのではおそすぎるだろう」

右田「検察官が重大事項だといった疑点は、屋上屋を重ねることになるといふこと、特別弁護人が法廷活動を十分にできるかといふことに尽きる。このような論点は、まったく幼稚きわまる。ナンセンスだ。こんなことで文句をつける検事の発言は、看守問題と同じことが表現を変えて出された、ということだ」

右田君に裁判長から、「ことばをつつしむように」と注意があり、右田君は「検察官が、特別弁護人に申請された羽仁、浅田、小山先生に、法廷活動ができるかというのは、もっと失礼だ」と応酬。このところ、羽仁、小山両氏の驕尾に附して私の名がたびたび出てくるので、大へんてれくさい。裁判長は、

「井上弁護人のおっしゃること、尤もに思います。高井弁護人のいわれたことですが、裁判所は今日からでも検討をはじめます。慎重な検討をしたいので、期日の点は諒承されたい」

裁判長をはじめ、井上弁護人の憲法上の疑義をみとめる。小長井弁護人が発言する。

も後に証人として法廷に喚問されることがあるかどうかのみを問題にしておられるのか、ということである」

検察官「法廷の訴訟遂行という点では、弁護人がたくさんおられるのだから、とくに特別弁護人の必要はあるまい、といっただけのことだ」

小長井弁護人「さきほどからの質問のお答えがない。検察官の留保は、特別弁護人として申請された三氏について、能力、適格性の判断があつてのことかをおたずねしている。本件は、いわゆる『革命』という問題に、きわめて重要にかかわる。その点において、また安保体制の問題にかかわって、その方面の学識豊かな弁護人が、職業的な弁護人以外に必要である」

検察官「次回公判前に書面を提出する。いま答えは留保したい」  
検察官は何故意見をいわなければならぬのかを、ついに答えな

い。こんどは裁判長が弁護人に質問する。  
「検察官は、特別弁護人が後刻証人に喚問されることはないかとたずねているが、小長井弁護人、その点はどうですか」  
小長井弁護人「裁判は流動的ですから、将来そういうことがあるかも知れないが、その折は充分の手続きを経ますので、裁判所としてもご懸念なく」

本多君が発言する。

「検事がとかくいう筋ではないと思うが、検事が意見をいいたいというので、そのことについて私も意見をいわせてもらおう。検事は適格がどうかといわれるが、それをどうやって調べるのか。私は中学生のときに羽仁さんの本をはじめ読んで読んだが、その後全著作については今日までとても読み切っていない。検事は次回公判まで

「裁判所が検事の意見もきいてきめたい、ということについては問題があると思うが、一応諒承しましょう。だが特別弁護人について検察官は反対のご意見があるようなので、うかがっておきたい」  
土屋検察官「賛成か反対かは追って書面で提出しますので、この場では留保します」

小長井弁護人「おそらく、本件については特別弁護人の必要はない、という見解ではないと思いますが、検察官が「重大な事項」であるからと前向きにいわれたさきほどの意見は、申請されている三氏が弁護人として不適當であるかのようにきかれますが、そのような疑問はどこにあるのか、その点をうかがいたい」

検察官「重大な」といふことばを冠したのは、破防法裁判が重大な事件であると弁護人の申請書にいわれているので、それにしたがって検察官もそのようにいったわけである（笑声）。検察官から弁護人にうかがいたいこともある。それは、これら特別弁護人の三氏を、のちに証人として申請されることがないか、ということである。そうだとすると個別証人として問題が出てくることになる。その点をききたい」

小長井弁護人「検察官のおことばをうかがうと、私がつねたことのご返答がないので、その点は問題がないと解してよろしいですね」

検察官「三氏は終始この法廷に出られるかどうか、問題である。また証人としてよぶことがあるかどうかの問題がある」

小長井弁護人「これは弁護団への非礼である。この点は裁判所としても無視していただきたい。さきほどからうかがっていることは、検察官は三氏の弁護能力の有無を疑っておられるのか、それと

に意見をまとめるといわれるが、その間に羽仁先生や小山先生、浅田先生の著作を全部お読みになれるのか。そんな短期間では不可能なことだ。そこから考えれば、検事の提言は公正な検討ではなく、国家権力による不当な思想調査を意図しているように思える。裁判所はその点を考慮して、公正に判断していただきたい。また特別弁護人になった方を、改めて証人としてよぶかどうかということにしても、検事側がそんな問題をいままごろどうして考えているのか。もともと検事は何かとくに意見があつて問題を提起しているのではなくて、ともかく制止しておいて、しかるのち国家権力の力を動員して思想調査をし、問題にするということではないのか。そういうことがあれば、司法の独立にもかかわる問題である。警告しておきたい」

つづいて藤原君が発言する。

「卒直にいつて、弁護人にたいする検察官の答えは真面目さを欠いている。意見は書面で出すといっているが、意見があるというなら、どうしてまずはじめに、何故意見をいわなければならぬかを明らかにしないのか。検察官は、弁護人が多いといっているが、われわれとしては破防法という重大事件では、これでも足りないくらいだと思つている」

さらに樺島弁護人は、「裁判長は検察官に意見陳述の機会を与えたのに、検察官はこの場で意見をいっていない。したがって、これは、その機会を放棄したものとみとめていただきたい」と提言。それに裁判長は「他の弁護人は、ともかく書面を出してもらおうというのに、樺島弁護人はそれとちがうことをいっている。他の弁護人とのあいだに充分に意見の統一をしないでいただきたい」と応じ、樺島弁

護人は、「私の意見は、弁護人の質問にたいする検察官の対応を見て出てきている。ああいう対応にたいしては、他の弁護人も同意見だろう」と答える。それをうけて、右田君も、「書面を出すというならそれもよからう、とわれわれもいつている。しかしわれわれが問題にするのは、意見書をどうして出すのかその理由をいえ、ということだ。かれは〈重大〉であるとして、三つの疑点をいった。だがその根拠をいつていない。そういう論旨が堂々と法廷に出てきていいのだろうか。それならもう検事の意見をきくまでもなからう、という考えになるのはあたりまえだ」。樺島弁護人はかさねて、「こういう検事の姿勢がつづくなら、被告に不利益をあたえることになる。それを考慮されたい、ということをつけくわえる」と要請する。

そのあと小長井弁護人が、「特別弁護人を希望する方は多数あった。だがそれをセレクトして三人の方を申請した。ご判断のさい、その点を考慮されたい」とつけくわえて、三時に休廷。

## 勾留と公判の分離

三時半開廷。

冒頭に、弁護団を代表して柳沼弁護人が、「起訴状にたいする詳細な釈明要求にはいりたいところであるが」と前おきして、つぎのようにのべる。

「さきほどの特別弁護人の件についても、検察官はまず賛成したくない態度が先にあって、しかる後にあとで意見を提出するというようなことをいつている。そういう今日の法廷の空気では、ただちに求釈明にはいる気持にはなれない。このような検事の姿勢にもか

かわる問題として、被告の長期勾留がある。われわれは、すでに実質審理にはいつているのに、被告と弁護人が詳細な打合せもできない状態におかれている。しかしそういう技術的な問題よりも、いつたい検察官がいかなる理由を以て保釈に反対しているのか。それをききたい。また、本件の特殊性に鑑みて、勾留の件は、起訴状朗読があった段階で当部が扱ってしかるべきであるように思うが、裁判長の意見をききたい」

裁判長が答える。

「本件の裁判は、まだ実体を形成するところまでいつていない。前回の起訴状朗読で実体審理の土俵がつくられた。だがこれに被告がどのように臨むか、という段階にまで審理が進まなければ、また裁判の実体を構成しているとはいえない」

——だから、まだ勾留の件は、勾留部裁判官の手中にあって、当裁判部の裁判官にはなく、この法廷では扱えない、という意味である。

柳沼弁護人「検察官の起訴状は、きれめがなく、文章がながながしくて、主語がどこにあるかわからない。それを読みきかされても、被告は理解するのに相当日時を要するだろう。裁判長のいう実質審理の段階ということも、本件ではその辺を考慮すべきである。勾留の理由は罪証隠滅のおそれということであるが、保釈決定にたいする検察官の準抗告には、本件の本旨にはかわりがない、裁判進行のことが問題にされている。そういうことがどうして問題になるのか、準抗告の内容は土屋検事にきけばわかるのですな」(一月四日裁判所の保釈決定があり、即日検察側が準抗告を提起、それによって一月六日裁判所は決定を取消した。そのいきさつ、および準抗告の内容に

つについては、本誌前号の第四回公判傍聴記を参照されたい)

裁判長「勾留については当裁判は担当していかない。裁判に予断を与えないために、勾留関係の扱いを分離している、という趣旨なので、その問題をあまり論議すると、この建前が破られるおそれがある。その辺を理解していただきたい」

柳沼弁護人「これを諒解していますが、検察官が勾留解除に反対する準抗告は、当裁判の進行をとりあげて理由にしている」

柳沼弁護人は検察官の『準抗告申立書』を読み上げる。裁判長はかさねて、それをおしとどめようとする。

「ここでそれを取上げるのは適当ではないと思う」

柳沼弁護人は、それにかまわず、ことばをつづける。

「裁判進行上の問題が、勾留にどうかかわるのか、どうもわからぬ。また看守問題がどうして勾留の継続に関係があるのか。検察官の準抗告は、当公判を知らない一四部に、裁判進行上の問題をとりあげてそれをあまり伝えていく。これは当法廷に関係のないことではない」

裁判長「私は、その都度、問題のたびごとにお答えをしてくいてくる。だがこの問題は、弁護人が検察官に法廷以外のところで質し、一四部に諒解を求めるといふやり方をとる以外に方法はあるまい」

この問答は、被告の勾留を管轄する裁判所の事務上の機構を知っていないと、理解しにくいところがあるかも知れない。私にもそういうことは不案内な点が多いのだが、問答の理解に資するために、一応、知るかぎりのことを簡単に紹介しておこう。

勾留は、いうまでもなく裁判所の職権によって行なわれる。勾留を担当するのは、刑訴法第二八〇条第一項、刑訴規則第一八七条第

一項によって、第一回の公判期日までは、公判を担当する裁判官ではなく、勾留部といわれる東京地裁判事一四部の裁判官である。だから弁護団の保釈請求も、この公判の担当者である刑事二部(服部裁判長)ではなく、一四部にたいして申請されている。

これは公判準備の過程で、審理を担当する裁判官が、被告の勾留の可否に立入ることによって、事件に予断をもつようになってはいけない、という趣旨にもとづくものとされている。このように刑訴法第二八〇条第一項にいう「第一回公判期日」は、他の用語例と異なり、公判裁判所が勾留処分を行なっても予断の問題を生じない時期を意味すると解されている。一般に大抵の事件では公訴が提起されて公判が開始される段階までには、検察側の公訴理由を固める準備が完了したとみなされた時点において、逃亡のおそれがないと判断されるかぎり被告の保釈が通常みとめられ、したがって被告の身柄は刑事一四部の手を離れることになる。だが本件では、検察側が十分に公訴理由を固め準備を完了することによって公判が開始されているはずなのに、被告は依然として、「罪証隠滅のおそれあり」という検察側の主張にもとづいて勾留をつづけられている。したがって裁判所の実務的取扱上は、公判が開始された今日なお、被告の勾留の管轄は、公判担当の第二部にはなく、勾留部の刑事一四部にありとされている。問題はそこから生じている。

公判が開始されてなお被告の勾留がつづけられている場合、すでに公判準備が完了して審理がはじまっているのだから、被告の身柄は公判を担当する裁判官の管轄に移されるのが自然である。そうではないと、勾留の継続を主張する検察官にたいして弁護人が充分にたたかえないことになる。また審理が事実上行なわれている場合に事



件と被告を實際に知らない勾留部の裁判官によって、裁判の实情に即しないで勾留の可否が判断されることになる。だがこの場合、勾留の管轄が公判担当の裁判官の手に移るのは、公判が開始されているというだけではなく、裁判所が、被告人、弁護人に冒頭意見陳述の機会を与える段階にまで進んでいるということが必要とされている。そこではじめて審理に当る裁判官に予断をあたえるおそれがあることになり、勾留の扱いが公判担当裁判官の担当に移されることになる。これは一応は、たしかにもっともである。だが公訴理由の立証が一日か二日の公判で簡単に済んでしまうような単純な実行行為の一般の事件とちがって、本件のように政治的思想そのものが公訴の対象とされている事件では、それはおそらく複雑かつ困難をきわめるものになるのにもちがいない。

服部裁判長のいう「被告がそれにどう臨むか」ということにしても、ことばだけでは判断しえない、思想そのものについて学術的にほり下げた判断、さらにそういう思想や運動の背景となる社会的経済的な条件にたいする客観的な観察を必要とするのであって、それには多くの日時を要するだろう。その段階にいたるまでは「裁判の実体」が形成されていないから、予断排除の原則にしたがって、公判担当裁判官は勾留関係をとりあげないということであれば、破防法被告の身柄は公判がどんどん進められているにもかかわらず、いつまでも実情を知らない勾留部の裁判官の判断にまかされることになり、それにはたいする弁護側の抗議もいつまでも隔靴掻痒の感をまぬがれないことになる。事実、一月のはじめ、検察官の準抗告によって一旦出された保釈決定が取消されたのち、ただちに再提出された保釈請求は、一月二〇日、おそらく検事の意見書を重視した

と見られる一四部裁判官の判断によって簡単に却下され、それにたいして弁護団は準抗告を提起したが、それもこの第六回公判を終えた翌日の一月二二日の日付で、弁護団の詳細な理由付けにほとんど答えることがない、「罪証隠滅のおそれがある」ということの簡単な理由書によって棄却されている。現在のそのような扱われ方では、それについて突込んで争う条件がまったくあたえられないまま、被告諸君はおそれるべき長期勾留に耐えていかなければならない。柳沼弁護人は、そのことを衝いているのである。

へたな解説がながすぎた。話しを公判の進行状況へもどそう。

### 長期勾留の責任の所在

柳沼弁護人にかわって、小長井弁護人が保釈問題について発言する。

「私どもが、どうしても土屋検察官にあきらかにしておきたいことは、被告がこういふ長期勾留の状態におかれていることは、当法廷の進行上重大な支障を来すということである。起訴状という矢がすでに放たれているのに、被告はそれに自由に対処しえない状態にある。それで公判を支障なく進めることができるだろうか。一旦は一四部で決定された保釈にたいして、反対を提起した検察官の準抗告は当法廷の進行状態を裁判長とも弁護団ともちがう独自の判断によって解釈し、それを保釈に反対する理由に加えた。それが一四部によって採用されている。いま弁護団は準抗告を提出し、七部の清水裁判長が検討中である（これは、前に言及したように、この公判の翌日一月二二日に、清水裁判長によって棄却された）。検察官が当法廷の

裁判進行に独自の判断を加え、それを一四部にそのままつたえることになる、被告の利害に重大な影響を及ぼすことになる。保釈の可否にかかわって当部の法廷進行についての意見をいうならば、当法廷において直接、土屋検察官がみずからその判断をいうべきである。この法廷で、検察官から、被告の身柄についての意見をきかせていただきたい」

裁判長は再度、被告の身柄の問題は当法廷では扱わないということとをくりかえしたが、小長井弁護人は、「私は、当部における訴訟の結果について、検察官が歪曲してつたえることによつて、法廷外の他の部に悪しき影響を与えることになる、ということの問題にしている」と応ずる。つづいて被告がつきつき立って、この問題に意見を集中した。

右田「ここで問題にしているのは、検察官の準抗告で当部の裁判を長びかせているのは被告の態度であるといひ、それが保釈の却下の理由にとりあげられているということだ。土屋検事にこの法廷でその理由をきくのが当然だ。問題の所在ははっきりしている。ここで問題にする以外、問題にする場所はないではないか」

藤原「土屋検事が事実関係を曲げていることが問題なのだ。裁判を長びかせてきたのは看守と検事だ。そして裁判長がそれを容認したことだ。われわれが一、二回の公判で意見表明を行なったのは裁判長が認めた上のことである。それを土屋検事は被告が裁判を長びかせたことに教えている。看守問題にしてもそうだ。裁判長の決定を看守がいうことをきかないことからひき起された審理の妨害のために裁判が起訴状朗読にはいれなかった。そのことは明瞭である。そのさいに土屋検事は看守の行為のあとを追いかけて、異議の申立

てをした。これは検事が裁判の進行を妨害しているということだ。検事は当法廷において、準抗告申立の事実関係のあやまりを認め、われわれに謝罪せよ。裁判長は、長期勾留の不当をはっきり認めよ」

青木「土屋検事は当法廷で沈黙しながら、何故一四部にだけいふのか。これは卑怯な態度だ。勾留の継続にかかわって、五回までの法廷の進行の状態にたいする責任を、すべて被告に負わしていることについて、裁判長の良心にききたい。これ以上拘禁状態がつくなら、被告はもうこの裁判に耐えられないところまできている。裁判長はそれに胸の痛みを感じないのか。被告はよくしゃべる。しかし本当はこんなものじゃない。本多さんも藤原さんも、もっと能力がある。みんな長期勾留に耐えてがんばっているのだ」

二六歳の若い青木君の声は怒りにふるえ、心なしか眼鏡の奥がうるんで見える。

藤原「検事の進行妨害は、今日の特別弁護人の件についても示されている。検事は何らの理由も示さず、ただ特別弁護人に異議があるといっている。問題を一つ一つその場で解決しようという態度が見られない。長期勾留の理由にあげられている逃亡、罪証隠滅なんて、われわれは本当の理由と思っていない（――検事だつて本気に思っていないよ、と本多君が傍からことばをそえる）。四・二八沖繩闘争の被告は、われわれをのそいでほとんど保釈された。現にその一人岡部君がここに来ていた。かれが勾留されていた理由も罪証隠滅だ。岡部君の公判はもっとも進んでいない。人定質問もまだない。それなのにかれを保釈したのは罪証隠滅のおそれがなくなったからというのか。長期勾留は予防反革命以外の何ものでもない。わ

れわれをこの勾留によって威圧しても、われわれに転向などはありえない。われわれが隔離されていても、運動は進行する」

裁判長がこぼをはさむ。

「藤原被告は何をいいたいのか。要約してみなさい」

久保井君が、かまわずに発言する。

「われわれの勾留の扱いにかんして、裁判長は、裁判が実質審理に進まなければ当法廷で扱うことができないといい、起訴状とそれとにたいする求釈明において、ようやく実質的な第一回ははじまるという意見のようだが、それはそうかもしれないが、私がこの裁判にどうも気がおらないのは、裁判の進行が論理的に運ばないのに、裏では実質的に進んでいることにあるようだ。服部裁判長は、当法廷では保釈に關係していないといっているのに、土屋検事は公判の外で、勾留部の刑事一四部に、この法廷の進行を問題にしている。われわれを長期勾留する理由は、ただ一点、われわれが運動のリーダーであったということだけにあるのではないか」

かわって藤原君が、先刻の裁判長のことばに答える形で発言する。

「裁判長は、何を求めるのか要約せよということだが、私のいいたいことは三つある。第一に、訴訟の進行を妨害しているのは検事、看守である。第二に、土屋検事は一度も公判廷で、裁判の進行を妨害していると認めたことがない。第三に、裁判長はわれわれが訴訟の進行を妨害したと考えるか。われわれは訴訟の進行に協力しているつもりだ」

被告がかわるがわる、かなりの時間にわたって発言してきたことを、ここで、小長井弁護人が要約する形で意見をのべる。

「時間の関係があるので弁護人から要約したい。公判のこれまで

をもつのが当然のことである(刑訴法九一条は、不当に長い拘禁にたいする勾留の取消・保釈を定めた簡条、条文省略——筆者)

裁判長はこれにたいして、つぎのように答える。

「不当に長期かどうかを、当法廷のこの段階で表明すべきではないと考えている。また法廷の進行状態については、検察、弁護側の双方においてさまざまな評価がなされているが、裁判長にその評価を総括していえというについては、私はいうべきではないと思ふ」

そして検察官にむかって、「もし意見があればいつて下さい」と発言をうながし、「この法廷では積極的に意見を求める必要はないと思うが……」とつけくわえる。これに応じて土屋検察官は、今日の公判を通じて検察官に集中された批判や非難にたいして、一括した意見をつぎのようになる。

「これまで行なわれたことは、訴訟行為ではなく要遡行為である。それ故この法廷で検察官が意見をいう筋合いではない。だが今日いわれてきたことについて、若干答えておきたい。特別弁護人の件に

の進行について被告から意見がのべられたが、弁護人としても意見がある。これはさきにも一言したが、のちに書面で提出するつもりである。これまでの公判の進行について、裁判長はへいろいるな議論があったがけつしてムダではなかった」といわれた(第三回公判の閉廷にさいしてのことば。本誌第九号、一〇八頁参照——筆者)。しかるにひとり検察官のみが公判進行の渋滞を被告の責に帰し、それによって勾留の解除に反対している。しかも刑事一四部はこの検察官の意見を容れている。この検察官の立場は、被告の勾留を継続することによって、防禦権・弁護権に重大な支障をもたらすし、訴訟の進行を妨害するものといわなければならない。このようにこの法廷において、被告、弁護人、裁判官にたいしてひとり異説を樹てながら、検察官はそれを法廷において何ひとついわず、当法廷外の一四部に書面を提出するという裏面で行なう。検察官は、異説をもつておられることを、当法廷ではつきりいつていただきたい。以上、被告人の意見を代弁した」

つづいて井上弁護人。

「私は本件の進行がすでに実質審理にはいった段階であると思う。それを当裁判が、予断排除の原則にしたがって勾留関係を扱わないというのであれば、この裁判では裁判が終るまで扱えないということになる。刑訴法二八〇条の趣旨は、けつしてそういうことではあるまい(刑訴法二八〇条は勾留に関する裁判官の処分を定めた簡条、条文省略——筆者)。さらに本件の長期勾留は、罰則の三年にくらべて不当に長くなっていることは、だれが見てもあきらかである。刑訴法九一条にしたがって、裁判長の職権により処置すべきである。勾留が不当に長いかどうかを、人権にかかわることとして、当裁判も関心

ついで検察官の発言にたいする非難があったが、裁判長が次回にたいしているので検察官はそれにしたがったまでだ。また検察官の保釈にたいする意見は、保釈係の裁判官からきかれたことにたいするものであって、この法廷に關係がない。検察官にたいするさまざまな非難は、この手続きを知らない人の考えである。検察官の意見が事実を歪曲しているというのであれば、弁護人はそれを勾留係判事にのべるべきである。さらに第三回公判の看守の問題で、検察官の異議申立てがおそいという非難があったが、あの問題は看守自身のことであって、検察官にとっては間接の問題である。それ故看守に先行させたのであり、これについて何ら非難されるべきではない。それに看守問題は、訴訟の本来の問題ではない」

検察官の答えは、問題をすべて手続き上・形式上のことにしてしまい、その上でそれらの内容に立ち入る必要はない、ここでは問題外であるというのに尽きる。典型的な官僚の答弁である。だが今日の公判の特別弁護人の申請にたいする異議の発言にしても、検事は被告の弁護人依頼権ないし選任権に介入している。すでにそれ自体

## 4・28 破防法裁判ニュース

タブロイド版・4頁/毎月25日刊/20円/年間250円

破防法裁判闘争を支える

東京都港区新橋2-8-16 新橋石田ビル

電話(503)-58558 振替東京162173

反動へと激しく変貌する司法。そこにおいて日本の未来をも決する破防法裁判が闘われている。真に断罪さるべきは誰か。裁判闘争への全人民の広汎な結集を呼びかける。

が、裁判の基本的な大前提としての形式・手続きの無視あるいは軽視である。もしそれをあえてしなければならぬというなら、被告が要求したように、何故意見書を出す必要があるのか、その理由をいふべきだろう。利害の当事者である被告がそれを求めているのである。検事が被告の利害に介入する以上、それに答えるのが当然であろう。それをこの検事は、「後刻意見書を提出するので、ここでは意見を留保する」と、平然と答え、裁判長もあっさりそれを容認している。検事が意見書を出すということ、それ自身が問題だというのに、その答えは意見書でいう、と答える。まさに自己撞着の論理である。事柄の意味・内容にはいることを避けて、低次元の形式や手続きの理屈で自分の立場を合理化しようとするときは、必ずやこのような自己矛盾を犯すことになる。勾留の問題も同様である。勾留は法廷外の裁判官の担当だからという理由で、法廷での質問に答えず、法廷の実情を明らかにしない外部の裁判官にむけて、準抗告や意見書で法廷における被告や弁護人の態度を問題にする。世間の常識によるいい方でいえば、この検事のやり方は、青木被告のいうように卑怯というしかない。だが検事はそういわれたところで一向に良心の痛痒は感じないだろう。問題の根源は検事のそういう意見を、法廷の実情の上で判断しようともせずに、そのまま受入れる裁判所の姿勢にあり、さらにそういうあり方を法制度の運営の上で可能にしている今日の勾留制度の実情そのものにある、といわなければならぬ。それを批判し、それを改革するために、法廷における被告や弁護団の力は、それだけではあまりにも小さい。改革しなければならぬ対象は、今日の司法制度であり、国家強制力の機構そのものなのである。「不当に長い勾留」を禁ずる法律にみずから

違背する、このような不当な司法の運営を改革することができるのは、国民の世論のたかまりだけである。われわれの力はまだまだ弱い。

時刻はすでに五時を大分まわっていた。  
この検事の答弁に、被告席、弁護人席には不満の色がみなぎる。井上弁護人が立つて、「われわれが検察官に求めたいことは、訴訟遅延の責任は被告・弁護人の側にあることを認めてもらいたいということであり、事実を事実としてのべてくれということだ」と釘をさす。だが裁判長は、「今日はもう大分おそい」と、反論がつきつぎ出てくるのをおさえるように、「今日、弁護人・被告人から、検察官にいろいろ要望があった。検察官はこれを充分に勘案されるだろう。裁判官としてはそういうしかない」としめくくる。

本多君、右田君が立ち上って、こもこも、「問題はこのさされてい」る「検事がいったことが、あらたに問題を生じている。次回に取り上げてもらいたい」と発言し、裁判長が「裁判所はそれを認めるとはかぎりませんよ」というのにたいして、本多君が、「裁判長はさきに、短兵急にはやらないといわれた。われわれは裁判長や検事に、われわれと同意見になれとはいわない。だがおたがいに、それぞれの立場をはっきりさせてやっていきたい、と申し上げたい」と、これまでもいく度もいつてきた要請を、ここであらためて念をおすようにくりかえす。

五時半閉廷。

## 第七回公判（昭和四六年一月二九日）

### 特別弁護人申請に対する裁判の保留

破防法裁判は、年内に被告諸君の長期勾留をとくことができないまま、年を越した。本多君をはじめ大半の諸君は、拘留所の独房で二度の正月をすごしたことになる。今日の第七回公判は今年にはいつてはじめての公判である。あいかわらず、ものものしい多勢の看守団にかこまれてはいつてきた被告諸君は、年を越してまるまるとふとり、元氣いっばいに見える。痺身の久保井君も、ホーチミンひげをおとして、頬がふくらんだ感じである。戦闘の気力がかれらの健康をささえているのか。獄外にある私たちは、ただ頑張れと祈るしかない。

看守団は気のせい、前回までにくらべて人数がへったように見える。念のため数えてみたら、二名の引率者をいれて一二名。たしかに三名へっていた。公判の都度の、たびかさなる被告・弁護団の抗議に、東京拘留所は気がさしたのか。あるいは「漸進的に」という服部裁判長のひそみにならう、執行権力の予定の順序であったのか。だがいづれにもせよ、法廷警備の看守団は依然としてものものしく過剰であり、また第四回公判傍聴記に報告した、法廷の中央に、裁判長に背をむけ、被告・弁護団を正面からにらみすえる異常

な位置におかれた三名の看守席も、いまだに撤回されていない。

弁護団の長老である青木英五郎弁護士は、筆者との私的な会話のなかで、「私の戦前以来二十五年間の判事生活のなかで、こんな非常識な看守配置はかつて見たことがない」といつておられた。東京拘留所は、現実離れのしたこのような看守配置を、つまらぬ面子だけにこだわって固執しているように思われる。裁判長も、裁判所の権威をみずからなげうって、この拘留所の固執する面子に迎合しているように見える。これはこれまでもいく度もくりかえしたように、今日の司法の危機の直接の表現である。だがそれにしても、国民の世論形成に重大な責務をもつ新聞は、昨年七月に公判が開始されて以来、この破防法裁判に依然として冷淡である。このように文字どおりに法外な看守配置の状況についても、新聞はそれを国民に報道したことがない。

新聞も思想ジャーナリズムも、札幌地裁の福島判事問題以来進化した青法協問題、それを司法の危機として、最高裁の司法行政にたいする批判の角度から伝えてきた。そのジャーナリズムの姿勢は立派である。だが司法の独立の危機は、そういう形で司法行政の裁判介入が問題になってくる以前に、すでに法廷の現場で、裁判官の裁判にのぞむ姿勢において現実のものになっているのである。東大裁判以来、四・二八事件、一〇、一月事件等一連の公安裁判において、そしてこの破防法裁判において、被告の防禦権、弁護人の弁護権の侵害は、いまや日常のことになっているといってもいい。社会の木鐸を以てみずから任ずる新聞人は、この公安裁判の法廷の現実にもっと眼をそそいでもらいたい。そして、国民の思想・信条・表現の自由に致命的な攻撃を加えようとしているこの破防法裁判の

あり方に、表現の自由を護る新聞人の立場から、もっと強い関心を  
はらってもらいたい。

被告と弁護団の打合せが二〇分ほどあつてのち傍聴人が入廷し、  
一時二五分開廷。

今日は前回の特別弁護人の申請に、裁判所が応答をあたえること  
になつてゐる。開廷と同時に裁判長はそれにふれて、つぎのように  
裁判所の判断を示した。「第六回公判で申請のあつた特別弁護人に  
ついて、検察官からの意見もあつた。裁判所は許可することを保留  
する。理由は、現進行段階は検察官の公訴事実の立証以前であつ  
て、まだ特別弁護人の専門的知識を活用しうる段階ではないからで  
ある。弁護人の起訴状にたいする求釈明は、特別弁護人を必要とし  
ない」

そしてこの「保留」ということに、つぎのような説明をくわえ  
る。

「保留というのは、今後の進行過程で、弁護人の特別な要求がな  
くとも、裁判所として許可しうる余地をのこすためである」

そうすると、いまは許可しないが、裁判官の判断で折を見て許可  
する、ということなのか。わかりにくい、あまいな判断である。  
しかしどういまいまわそうと、この時点では、特別弁護人の申請はみ  
とめられなかったわけだ。井上弁護人が質問した。

「裁判長の説明でわかりかねる点がある。これは決定を保留する、  
というのとはちがうですね」

裁判長「この場合は許可を保留した、ということですよ」

井上「くどくどいって恐縮ですが、許可を保留というと、条件がつ  
けられたという感じだが」

は、それに従うものであるように感じられる。裁判所は起訴状にた  
いする〈求釈明〉の段階ではまだ特別弁護人の必要はないとい  
うが、それがすめば裁判はすんだようなものだ。この段階で、特別  
弁護人の特別な知識が必要なのだ。裁判所はこの問題を、さらに再考  
されるようお願いしたい。

検察官の意見書は、特別弁護人が採用されたなら、いたずらに政  
治的意見などをべて訴訟を遅延させることになるだろう、とい  
つてゐる。だが政治論をヌキにして破防法裁判ができるか。それをや  
れというのが検察官の態度だ。そういう検察官が破防法を起訴して  
いる（被告のなから、〈無能だー〉と声がとぶ）。検察官の反対  
意見はまことに首尾一貫してゐない。裁判所としては、このような  
反対意見を無視していただきたい

## 検察官の『意見書』

検察官は、「羽仁五郎ほか二名にたいする特別弁護人選任許可申  
請は、いずれも不許可相当と史料する」という『意見書』を、一月  
九日付で裁判所に提出している。『意見書』は、その理由をのべて、  
まず冒頭に、「これら被申請者は、本件冒頭手続の意見陳述の際な  
どにおいて、破壊活動防止法の成立経緯、その立法趣旨などを相当  
長時間にわたつて陳述し、また歴史学、経済学、国家学、社会運動  
史学などの関点からと称して、わが国の政治の変遷、社会運動の推  
移、および革命の正当性などを論張し、同法にたいする批判を繰り  
返して、もつて破防法の違憲性を主張しようとするものである  
ことは、一見明瞭である」と断定し、「前記被申請者らの略歴な

裁判長「こういうことをしてはいけないというような条件はつけ  
ていない」

井上「はっきりおきすれば、許可になつてゐるが、しばらく待  
てということですか」

裁判長「そういうことではない」

つづいて柳沼弁護人が、「裁判所も本公判に特別弁護人の必要を、  
原則的に認められたものと解する」と前おきし、その上で裁判所が  
保留という処置をとつたのは、検察官の反対意見に遠慮したのでは  
ないかという不安を表明しつつ、検察官の意見書をとりあげてその  
批判を通じて、特別弁護人の本質を論ずる。

「裁判所は現段階では保留というが、われわれは釈明要求の段階  
にはいるのに、特別弁護人を必要とする。検察官のいうことは反対  
のための反対である。それがあつる程度、裁判所に採用されてこ  
うなつたのではないかを憂うる。

検察官の意見書は、狭義の訴訟活動において、特別弁護人がど  
んな役に立つかということのみ、考えを集中している。だが本件に  
おいては広い専門的知識を有する特別弁護人が必要である。特別  
弁護人が法廷でどんな活動を、どんな部分になつて活動するかはわ  
れわれの問題であつて、検察官の立入ることではない。特別弁護人  
は被告の心情をくんで訴え、それによつて裁判に過誤ならしめん  
とするのが任務である。検察官は、相手方たる弁護団に、しかるべ  
くというのが当然でありエチケットであらう。しかるに土屋（検察  
官）さんのしたためられた意見書は、破防法裁判は特別だといつて  
いるように感じられる。あたかもこの検事の考え方に応ずるよう  
に、現段階では特別弁護人は必要ではないと決定した裁判所の態度  
どによれば、被申請者らの訴訟法的知識および経験はけつして豊富  
とはいいがたく、すでに多数の練達なる弁護人が選任されている本  
件においては、訴訟の実質的弁護活動は右弁護人らによつて遂行さ  
れるものと思料され、したがつて、特別弁護人として選任許可され  
る被申請者らの本件における活動の範囲は、おのずから冒頭手続な  
いし最終弁論に限定されるものと考へる」といふ。

しかもそれにつづけて『意見書』は、この「冒頭手続ないし最終  
弁論」でも、これら学者の意見陳述は不必要だといふ。すなわち  
「簡潔明快」なるべき冒頭手続は、これら学者らの陳述によつて繁  
雑にされ、訴訟が遅延させられるばかりか、「いまだ、検察官の冒  
頭陳述もない段階において、かかる特別弁護人らの証拠に基づかざ  
る一方的見解が述べられることは、訴訟法上の大原則である予断排  
除の原則に抵触する結果となる」といふのである。さらに、特別  
弁護人は、「公訴事実の存否、程度のほか、適用さるべき法律、罰条  
につきその当否を主張する」、つまり破防法の違憲性を論ずるであ  
らうが、「法律の解釈、適用は、裁判所の本来の職責に属し、裁判  
官が独立に判断すべきものであつて、一部の学者らの主観的法律論  
を徴しなければ判断しがたい性質のものではない」ともいふ。ま  
た、「最終弁論におけるこれら特別弁護人の弁論は、やもすると、  
証拠に基づかない政治的発言、その他、証拠に即しない私的知識に  
よる発言に走りやすく、その適否をめぐり、訴訟が紛糾するおそれ  
なし」ともいふ。

要するに検事のいいたいことは、本法廷は検察官の起訴状が提起  
する公訴事実の有無、その程度を、証拠を以て争へば足りるのであ  
つて、「羽仁五郎ほか二名」の「私的知識」にもとづく政治論や、「主

観的法律論」による破防法そのものに立入った論議は不必要だということである。「羽仁五郎ほか二名」のなかには、私もはいつて私の著作を読んでくれたことがあるとも思われない土屋検事に、いとも簡単に、私の学問上のアルバイトを積む過程で形成してきた考えや知識が、「私的知識」ときめつけられて、この『意見書』を読みながら私は苦笑を禁じえなかった。学者はだれでも、その専門の領域において、学問上の理論や知識を自分だけの私的な関心や興味の枠内で求めるのではない。学者の学問的な関心は、人間にとつて客観的かつ公的たるべき真実にたいしてむけられるのである、それが主観的な「私的知識」にとどまるときには、ドグマとして学問の世界からは排除されなければならないのである。学問に志す者にとつて、おまえの理屈は「私的知識」だ、ドグマだといわれることは最大の恥辱であつて、おまえには学者の資格がない、といわれるのにひとしい。私の学者としての業績はおろか、先学たる羽仁さんや小山さんの業績さえ、ろくに手に取ったことがあるうとも思われない検事にそうきめつけられたところで、別腹腹も立たず、そこそが学問・思想の何たるかを知らぬ者の私的・主観的なドグマであろうと苦笑するばかりだが、見すごしえないのは、ここ検事が何を以て「私的」といい、何を以て「主観的」というのか、その考え方の基本である。

検事は、「法律の解釈・適用」は裁判官の「独立の判断」に委ねられるべきであつて、「一部の学者の主観的法律論」は不必要だ、といつてゐる。検事が、「裁判官の独立の判断」を強調するのは、時節柄、司法権の独立を尊重するものとして、大いに結構だ。だが検事はそれを自分の都合のいいように牽強附会してゐる。それによ

は、その理解に大きなへだたりがあるはずである。

破防法四〇条が成立つためには、このような「政治上の主義、施策を推進する目的」において、刑法百六条の罪（騒擾）、刑法九五五条の罪（公務執行妨害、等）を、「教唆」「煽動」したということが証明されなければならない。検事はそれとこれがストリートに結びつくことを自明の前提として、被告がああいった、こうといったという事実を列挙すれば事が足りるものとし、そういうものを「証拠」とするのである。だが、一定の政治思想にもとづく「教唆」や「煽動」なるものを、それ自体を犯罪として処罰の対象とするか否かという法理論の根本問題は一応おくとしても、そもそもこれらの政治的主張あるいは政治的スローガンが、そのままただちに具体的な一定の行動に結びつき、あるいは、それに重なるものときめてかかつていいものであるかということには、重大な疑義がある。思想と行動は範疇を異にするものである、という以上に、両者のあいだにはいのがけで跳び越えなければならない深い深淵が横たわっているのである。それゆえそれとこれとが結びつきうるか否かを判断するためには、これらの政治的スローガンの意味・内容を、それが主張された日本の社会的政治的現実具体的に位置づけることによつて、検事の理解するところや、あるいは被告自身の主張の主観的な観点をも越えて、客観的に検討し判断することが求められなければならないだろう。それはたんなる法律の次元を越えた社会科学の問題になる。

特定の政治思想を公訴提起の理由とする以上、その「証拠」とはそのような政治思想そのものであり、したがつてそれが思想としてどのように判断されるかという学問上、思想上の検討を除外して、

つて、あたかも弁護人の法律論をいっさい無用とするものであるかのように強弁している。しかもここで検事が「法律」というのは、破防法のことである。破防法は、思想およびその表現を容易に犯罪視しうる特異な法律である。現に検事は、公開の集会における演説の片言をとりあげて、安易にそれを適用し、この事件を起訴した。そのような裁判における「法律の解釈・適用」には、訴訟技術の次元を越えた、政治・経済・社会思想の各領域のひろい観点からの観察と判断が、当然要請されなければならない。それはさらに、法の解釈・運用を越えて、破防法という法律そのものに立入った根本的な検討と批判にまで進められざるをえないだろう。それはもはや、たんなる「法律論」の範域にとどめられるものではない。

また検事は、「証拠に基づかない政治的発言」、「証拠に即しない私的知識」と、特別弁護人に予定された学者を、憶測によつて誹謗している。それなら、破防法裁判において「証拠」とはいつたい何なのか。検事は破防法四〇条の「政治上の主義若しくは施策を推進する目的」にあたるものとして、起訴状に、「反帝国主義・反スターリン主義プロレタリア世界革命」をめぐして闘い、もつて共産主義社会の実現を推進し、日米安全保障条約に反対し、沖繩の本土復帰・基地撤去を推進する目的をもつて」云々と書いてゐる。これらは破防法適用のための不可欠の要件として、あげられたのだろう。

「反帝国主義」とは何か。「反スターリン主義」とは何か。「プロレタリア世界革命」とは何か。「共産主義社会の実現」とは何か。「安全保障条約反対」とは何か。「沖繩復帰・基地撤去」とは何か。これらの政治的諸概念の意味・内容は、かならずしもだれにとつても一様であり自明であるというわけにはいかない。まして検察官と被告で

「証拠」それ自体が成立ちえないのである。検事は政治思想を起訴しながら、その思想にたいする判断を、いっさい「一部の学者の私的知識」として法廷から排除しようとしてゐる。柳沼弁護士はそれを、「検事は首尾一貫してゐない。政治論をヌキにして破防法裁判ができるか」と非難した。私はさらに「学者の政治論をヌキにしたのなら、破防法による公訴を取り下げよ」といいたい。

だがそれにしても、検事はしきりに「私的知識」とか「主観的法律論」というが、それなら検事にとつて、いったい「公的知識」とは何なのか。検事は何を以て「公的」というのか、をいっていない。しかしながら察するところ、国家権力の意思の制度的表現である法律のスタティックな解釈と運用をいうのに終始する検事にとつて、「公的」とは、国家権力の意思、あるいは権力の意思にそうよるような見解や判断を指しているのではないのか。おそらく、権力の意思に相反し対立する考え方は、かれにとつてすべて「私的」ということになるのではないか。検事がもしそのような立場において、「公的」「私的」の別をいつてゐるとすれば、すくなくともこの破防法裁判では、公訴を提起し裁判に立ち会ふ者として、許し難い偏見をもつものというべきであらう。

破防法裁判は、国家権力の「主義・施策」に反対する政治思想にかけられた裁判である。ここで検察官が被告の座にすわらせた青年たちによつて主張される政治思想は、ベトナム戦争に協力し、沖繩の全面基地化を推進する日本の国家権力の「主義・施策」は、日本の戦前国家が「アジアの盟主」の自負によつて国民を破滅の道へ駆り立てた軍国的膨張主義を、戦後のあらたな形態において再現しようとするものであることを糾弾してゐるのである。このような被告

の「主義・施策」を裁くのに、国家権力の立場を「公的」立場とする姿勢を以てこれに臨むのは明らかで背理である。ここでは、被告の糾弾する国家権力の「主義・施策」は、被告の政治思想の対極にあるものとして、それと同じ次元の上におかれるのでなければならぬ。国家の意思は、はじめから自明のものとして「公的」たりうるのではない。それが「公的」たりうるか否かは、それが国民の共同利害をどれほど代表しているかにかかわる。

被告が弾劾するように、もし今日の国家権力の「主義・施策」が、アジア支配の帝国主義的發展の方向をめざすものであり、それによって日本の国民をアジアの全人民に対立する立場に駆り立てようとするものであるなら、このような国家の意思を、いささかも「公的」な意思ということはできない。反対に、これに対立しこれに徹底的に抵抗しようとする被告の立場こそが、国民の共同利害をその将来の運命にわたってない代表しうるものとして、語の厳密な意味において「公的」な立場に立つものということになる。

戦前の治安維持法は、「国体の変革」をめざすものとみなされたものにしたがる弾圧法であった。つまりこれは、国家を人民の上において、国家権力を人民の批判・反抗から防衛することを、ストリートに露骨に表現する法律であった。だが戦後憲法では、国家の主権者は国民であり、「国政は国民の嚴肅な信託によるもの」「権力は国民の代表者が行使する」（日本国憲法、前文）ものとされている。国家を国民の上におき、国民に対立させて、これを国民の反抗から防衛するという法律の存在は許されない建前である。それゆえ、破防法も、人民にたいする国家権力の防衛を露骨にうたうことを避けて、「公共の安全の確保」ということを目的とするものとして制定

された。「公共の安全」とはそのまま「国家の安全」ということではない。それは「人民の安全」ということである。国家の「主義・施策」の方向が「人民の安全」をおびやかすものであるときに、「公共の安全」はいったいだれによって確保されるのか。そのような場合、国家の「主義・施策」に反対し、それとたたかうところが国民の義務になるだろう。それこそが「公共の安全」を確保するための唯一の方法であり、避けられない方法であるという歴史的状况は、昭和戦争時代の軍閥独裁の現代史において、日本の国民はすでに痛切に体験しているはずである。

検察官の「意見書」は、そのほかに、被申請者に反対する理由として、特別弁護人たるべき者の資格を制限する意見を提起している。それによれば、特別弁護人は、「被告人と親密な関係、もしくは特別な信頼関係にある者、例えば親友、恩師、雇主ら」、もしくは「特殊な知識を要する事件、例えば医師の治療行為や複雑な機械操作に伴う業務上過失事件および女性犯罪事件等々」における「医師、技術者、学者、女性たるべき心理学者ら」について許可すべきものであって、弁護人が申請する三人は、そのいずれにも該当しないという。私たち三人が、検事のいうどれにも当たらないかどうかまず問題である。私たちは、被告諸君の政治思想の理解者として、「被告人と親密な関係、もしくは特別な信頼関係」にある、と自認している。さらに破防法裁判は、政治思想について、「特殊な知識を要する事件」であり、私たち三人は、この「特殊な知識」にかかわる「学者」である。検事がけんめいにのべ立てる制限事項は、かえって私たち三人を極力推薦しようとしているようなものだ。しかしそれよりも、弁護人の選任権には何のかわりもないはずの検察

官が、ここで、「裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護人に選任することができる」と刑事訴訟法（第三十一条第二項）にあるだけで、それ以上にその許可にかんしてとくに立入った規定をしていない、いわゆる「特別弁護人」について、これを制度的に制限していこうという姿勢を露骨に示していることに注意しなければならぬ。いうまでもなくこれは、検察権力による被告の権利の侵害であり、不当な制限のこころみである。

しかもこの制限のこころみは、特別弁護人を、一方では「親友、恩師、雇主」などと古めかしい家族主義的な恩情に由来する私的な人間関係に限定しようとし、他方では、医師や機械技術や犯罪心理学などを引き合いに出して即物的な技術的知識に限定しようとしている。つまり、一方では主情的な、それゆえに恣意的な私的な人間関係を強調しつつ、それとともに他方では生きた人間関係をまったく捨象したプラグマティックな自然主義的唯物論の「合理主義」が強調される。それによって、人間の現実的な存在形態である社会的な関係にかかわるいっさいの要素は、どこにもはいりこむ余地がないことになる。社会的な人間関係にかかわる省察は、「一部の学者の私的知識」として排除されるのである。私には、このような検事の発想が、たいへん興味があった。これは明治以来の、天皇制官僚專制国家になった官僚の、伝統的な思考方式である。かれらは人間関係にかんしては、それを封建的な家族主義の私的な恩情関係にとじこめようとし、他方、それと対照的に、人間関係を捨象した、開明的な物質主義的合理論、機械的技術主義を大いに強調した。明治国家以来の天皇制官僚は、それによって国民を天皇主義家族国家の内部に統合することに成功し、同時に日本国家の物質的近代化を促

進して富国強兵の実をあげることが可能にした。

戦後二十数年を経た今日、法務官僚である検事の頭脳は、この明治国家の官僚の思考をそのまま伝承しているのである。それが私には少なからぬおどろきであった。法務官僚の頭脳は、日本の現代国家を構成する官僚群のなかでもっとも立ち遅れている。そういうわれらが、戦後憲法に規定された国民主権の理念を理解しうるわけがない。ましてかれらの明治官僚の頭脳構造によって、裁判は国家を越えた次元においておこなわれなければならないなどということ、理解されようはずがない。

だが問題は、この検察官の体質を裁判官がどううけとめているか、そこから出てくる超時代的発言をどう理解し、どう判断するかにある。それによって裁判官は、司法の独立をいざされるか否かが問われることになるだろう。

### 『意見書』にたいする追及

柳沼弁護人が、この特別弁護人に関する検察官の『意見書』について、大綱的な批判をのべたあとをうけて、さらに小長井弁護人が、「私どもの基本的立場は柳沼弁護人がいったとおりであるが、検察官の意見は裁判所に反映されるということを考慮し、ここでなおこの意見書を批判しておきたい」と前向きに、検察官を追及する。

「検察官の意見書によれば、〈前記被申請者らの略歴などによれば〉〈おのずから冒頭手続ないし最終弁論に限定されるものと考えられる〉といっている。検察官、それでよろしいですか。それなら、〈ないし〉というのはどういう意味ですか。字引きによると、そこ

からここまでという意味が出てくるが、それとこれとという意味にも使われる」

土屋検察官「必ずしも、その二つに限定されるということを意味していない」

小長井「この二つに限定しておられないのか」  
土屋「文章では限定しているが、実際上の活動ではその中間の活動がありうるだろう、ということですよ」

小長井「実際に特別弁護人になったときは、当然そういう活動があるだろうが、検察官はそれが実現されるのに先立って、活動を限定する意見を提起している。その点はどうか」

土屋「ここでは(意見書では—記述者)限定している」  
小長井「それならききたい。検察官が特別弁護人の活動を、その二つに限定する理由をききたい」

土屋「その理由は、意見書に、(被申請者らの略歴などによれば、被申請者らの訴訟法的知識および経験は決して豊富とはいいがたく……)といているとおりである」

問答の過程で、土屋検事の声がだんだん小さくなる。ことに意見書の文章を読む声はほとんど私語をつぶやくのに近く、弁護人席にいる私にもききとれない。傍聴席から、「検察官、声が小さい!」と大声がとぶ。間髪をいれず裁判長が、「傍聴人、声が大い!」とそれに負けない大声で叱咤する。傍聴席はどっと笑いきずれる。このユーモラスな掛け合いに、壇上の裁判官席を見上げると、服部裁判長は口をへの字に結んで、ムツリと傍聴席をにらんでいる。裁判長の味な応酬とせつなく感心したのに、少々落胆する。

小長井弁護人の追及がつづく。

そして「弁護人に意見があればいいいただきます。検察官にもいつていただきます」と、弁護人、検察官の意見を求める。

裁判長の発言で検察官にたいする質問を中断された小長井弁護人は、進行をもとにもとすように、「それにたいする弁護人の意見は、検察官の意見をきいて、それを論駁することです」と答える。裁判長は検察官に発言をうながす。

土屋検察官「前回、裁判長に、法廷で意見をのべる必要があるかどうかをきいたところ、その必要がないということであったので意見書として提出した」

小長井弁護人「意見書として提出したから、法廷でいう必要がないということか」

裁判長が救け舟を出して、「そのとおりです」。

検事は、前回公判で裁判長が法廷で意見をのべる必要がないといっていた、といっているが、これは土屋検事の思いつきかウソであった。裁判長は、特別弁護人申請に意見があると発言した土屋検察官にたいして、「意見があれば書面で出された」といったのであって、弁護人の追及にたいして、「意見は追って書面で提出する。この場では留保したい」とくりかえし答えたのは土屋検察官自身である(本誌前号、傍聴記参照)。小長井弁護人は追及をつづける。

「誤解をまねくいい方はやめて、卒直にいつていただきたい」

検察官はしぶしぶ立って特別弁護人の活動は冒頭手続、最終弁論にかざられるということの理由説明をはじめ。だがおどろいたことに、モノトナスに、ながながとつづけられたその説明は、またしてもすでに被告・弁護人が承知している『意見書』の文章を、そのままただただだけである。そしていいわけするように、「これ

「略歴によって、どうしてそういうことになるのか。ここで最後の、具体的な説明をしていただきたい」

土屋検察官は「最終的に」と念をおしたこの小長井弁護人の質問に答えず、いきなり裁判長の方をむいて裁判長に喰ってかかった。

「裁判所の意見をいつていただきたい。裁判所は、特別弁護人について、判断に迷っておられる。裁判所の方から、その理由を説明されるべきことであらうと思う」

被告席から、「自分でいえ!」と声があがり、傍聴席は騒然となる。

検事は、『意見書』にたいする質問に、『意見書』の文章を以て答えるのみであり、さらにその根拠を突込んで質されるとそれに答えず、憤然と、かつ呆れたように、もう一度質問をくりがえす。

「私ははじめから、検察官が裁判所に救けを求めるようなそういう態度に出ると思ったから、最終的に、念をおしたのだ。改めてきくが、意見がないならいいといつて下さい。それによって裁判所が判断して下さればいい。検察官は、(略歴などによれば)というが、略歴によってどうして具体的にそういう判断になるのか。そのことをいつていただきたい」

ここで裁判長がことばをはさんで、さっきの裁判長にたいする検事の詰問に答える。

「特別弁護人の申請にたいする裁判所の意見表示は、裁判所の独自の判断によるものである。検察官は裁判所が判断に迷っているといつたが、この時点でこの決定を下すのに裁判所は迷っていません」

はあくまで検察官の意見である」とつけくわえる。

右田君がそのことばをとらえて、「意見であるというなら、その意見についてあなたの責任がある」と大声できめつけ、小長井弁護人は質問をくりがえす。

「一般的に、特別弁護人の活動が制限されなければならないというこの根拠は、この文書のどこにものべられていない。それがあきらかにされない以上、私どもは具体的に反論のしようがない。さきほどからいうように、その点について、検察官の意見がききたい」

検察官は黙したまま。裁判長が、「お答えになるならいつて下さい。なければよろしい」と、答えをうながす。

土屋「井上弁護人による特別弁護人申請書によれば——この弁護人の申請書から、検察官もそう考えた」

検事はしどろもどろである。さっきからの形式的な答えがくりかえされるばかりで、問題は少しも前進しない。

小長井「私は検事が応答に窮してのたうちまわるのであると、予測していた。検察官は前回、被申請者を調査して意見書を出すといつた。だがそうではなく、弁護人の申請書だけで意見をいつているのですね」

土屋「調査なんかいたしません」

この問答をきくうちに、被告人席に怒気がみなぎりはじめ、騒然となってきた。右田君が立ち上って、はげしく検察官につめよる。

「あなたは被申請者の経歴をとりあげて、訴訟法の知識や経験がないというようにただだけを問題にしている。われわれは、弁護士だけではできないことを、特別弁護人に依頼しているのだ。略歴云

々を理由に、特別弁護人の活動を限定するなら、この略歴をどう判断しているのか。それがいえないのは、自分の判断がなくて、上司の命令をきいただけということなのか」

この発言のあいだに、裁判長は、「被告の発言をまとめません」と制止したが、激昂した被告諸君は、口ぐちに、「しっかりしろ!」「三人もいって何も答えられないのか!」「今日の法廷には、いつもは二人の検察官が三人着席していた」と怒号し、右田君と藤原君はひととき大声高く、「釈明しろ!」「検事、釈明を要求する!」と叫ぶ。右田君は、「この法廷では論理において迫るものがない。ここは法の論理でやってくれ」という。裁判長はこれをおさえて、

「この法廷では私の指揮にしがたないさ。被告の発言は穏当ではない。私はこれまで被告の発言に寛容であった。しかし度重なれば、それに処置しなければならなくなる。小長井弁護人の先ほどの発言にも不穏当なことがあった(裁判長は、小長井弁護人のへ検事がのたうちまわるであろうと思っていた)ということばを指している)。だが私はそれに眼をつぶった。弁護人と被告人とはちがう」

裁判長は、被告の激昂をおさえ、法廷の進行を軌道に復させようとして、被告を威圧した。そのなかで、「被告と弁護人はちがう」といつている。そのことばが私の気持ちにひっかかる。裁判長はあきらかに、被告と弁護人と検察官をランクしている。法廷の論理として、裁判長自身の口からそういうことが公然といわれるのは、それこそ不穏当ではないか。この裁判長のことばに、本多君がただちに反応して抗議を申し入れる。

「裁判長のいまのいい方に不穏当な点がある。われわれは法律の

度はめちやめちやである」

さらに本多君が、これらを総括するように、「意見書」についての検察官にたいする質問を整理して提起する。

「この問題は、本裁判がいかなる意味を以ておこなわれるか、ということにかかわる。まず第一に、意見書は、本裁判で法律の違憲性を論ずるの不可であるといいたいか。そうだとすると、検事は憲法違反の考えをもっているのか。第二に、破防法裁判では、この争点に政治的にかかわって論議してはいけないと考えているのか。第三に、特別弁護人には法律の知識が不可欠であると考えているのか。第四に、検察官の意見書には、特別弁護人が破防法の違憲性を陳述するにあたって、事件の争点を明確にする限度において簡明に記述すべきであるのに、右限度を越えてながながと意見をのべ、云々であるが、検事がそのように判断するのはいかなる資料にもとづくのか。以上の釈明を求めたい」

つぎつぎと提出される被告たちの検察官にたいする批判と釈明の要求に、裁判長は、

ことばを知らない。だから弁護士に代っていつてもらっている。われわれ法律以外のことばを用いるが、裁判長の明察な頭脳によってそれを法的に解釈し、咎めずに認めるようにしていただきたい。裁判長は不穏当というが、藤原君は「釈明しろ」といっただけで。個々の発言について禁圧するなら、これはもう裁判ではない」

裁判長「これは法律用語の問題ではない。人間として相手を扱かう態度だ」

藤原君が発言する。

「私は、何回もの釈明要求に、ニヤニヤしながら答えない検察官の態度こそが不謹慎だと思う。だが裁判長はそれを注意しない。だから大きい声で釈明しろといった。検察官は何を調査したのか。結局、多数の練達な弁護人がついているから、特別弁護人の必要がないということをついているだけだろう。それは独断だ。検事は、練達な弁護人がいれば、特別弁護人の活動は冒頭手続、最終弁論に限定されるというが、その根拠をききたい」

つづいて右田君。

「土屋検事にききたい。特別弁護人が訴訟活動に必要がないというのは、何を根拠にしているのか。その上で、予断排除の原則上とか、親密な人間関係にかぎられるとか、政治的宣伝をいたずらにおこなうことになるのかいっているのは、いったいどういうことなのか、それをききたい。検察官の意見書が、このような低俗なことを書いていることに、私は啞然とし、怒りを感じずにはいられない。怒りを抑えて私はこの程度のことばでいつている。自分が論理で相手を納得させる自信のない人は、ことばにつまんで相手をおさえようとする。裁判長のこれまでの処置には敬意を表すが、検察官の態

「右田被告の発言の後半の部分は、どういうことなのか理解できないが、弁護人からまとめていただけませんか。その上で休廷にはいたりたいが」

柳沼弁護人が応ずる。

「特別弁護人は法律の素人だからといい、その上でこういうことをするだろうといっているのは、根拠もいわずにはじめから玄關私いをするんじゃないか、ということでしょう」

被告席から久保井君が、「そういうのが、検事の政治的宣伝なんだ」とことばをはさむ。藤原君が立って、「検事は小長井弁護人の要求に答えていない」

裁判長は、「検察官もいま充分に聞かれたことだろうから、意見があれば休憩後におっしゃって下さい」と言いわたして休廷にはいる。三時五分。

## 日本革命運動史・戦前篇 I

田川和夫著 ¥820

B6・340頁・グラビア入・美装

青年社 東京・神田神保町2-32 電話2・62-1・02・6

- 1 ロシア革命と米騒動 2 日本労働組合運動と友愛会 3 日本共産党の結成
- 4 山川均の「方向転換論」と日本共産党
- 5 関東大震災と総同盟の方向転換 6
- 総同盟の分裂と労働組合評議会の成立
- 7 日本共産党の再建と三・一五事件
- △日本スターリン主義の形成と没落▽
- △神山茂夫論▽ 併載



## 検察官の釈明

三時四五分再開。裁判長は、「休憩前に、被告からの釈明要求があったが、それについて検察官からお答えになるようでしたら」と、発言をうながす。検察官は用意したメモをひるげ、かなりの時間をついやして意見をのべる。あいかわらず聞きとりにくい低声で、弁論というよりモノトナスな朗読調である。

「検察官が裁判所に提出した意見書について、釈明をすることが妥当であるかどうか問題である。そのことを前提にした上で、質問に答え、釈明したい。」

まず小長井弁護士から、特別弁護人の活動が何故冒頭手続と最終弁論に限定されるのかという質問があったが、これは主任弁護士からの申請書に書かれた理由によったものである。それには破防法の政治的意味がのべられ、特別弁護人は訴訟法活動について期待されておらず、重要な部分が破防法そのものにかかわっており、そしてその経歴、専攻が詳細に示されている。検察官はこの文書にもとづいて意見をいったまでで、それは事実の認定にもとづいた意見見ではないし、また法廷における証拠等によるものでもない。申請された三氏の知識が十分に活用される場合は、破防法にかかわるものになることはあきらかであって、事実認定の段階では、特別弁護人ではなく、多数の弁護士の方がそれに当られるだろう。そうだとすれば、検察官の一つの仮定として、この二つに特別弁護人の活動が限定されるだろうと考えたわけである。

それにしたがってまず、意見書のこのようなことが想定されるわけ

を、そのままくりかえしているだけである。そして被告や弁護人が追及するかんじんの問題点には、「検察官としてそう考えるだけだ、文句があれば裁判所にいえばよからう」と、木で鼻をくくったような答え方である。裁判長もさすがに呆れたように、

「検察官の釈明をきいたが、卒直にいつて、実りが多いものではなかった。裁判所としては、意見書はすでに書面について審査している。今後の裁判を進めてゆく方向で考えていただき、発言するようにしていただきたい」

井上弁護士が発言する。

「二点申し上げたい。刑訴三十一条二項に特別弁護人の規定があり、これは許可にかんするものであるが、三十条では被告は何ときでも弁護人をおけるとある。その趣旨からすれば、許可事項にはなっているが、これは被告人の権利であり、審理の妨害が明白でないかぎり許可することが原則である。弁護人は被告のためにある。裁判所は再考されたい。」

検察官は、申請された三氏が、歴史学者、国家学者、社会運動・社会思想学者であるから、勢い政治的発言になるだろうといっておられるが、まったく賛成である。ただ私が検察官とちがうのは、検察官はそれを政治的宣伝になるだろうといっておられる。だが破防法は政治的罰則である。その事実が政治的社会的現実深く根ざしているものであるということから、政治的発言になることはきわめて当然であり、必要である、と私は考える。そのことにもとづいて私は申請書を書いた。どうぞ裁判所のご再考を願いたい。

私はまだどうも裁判所の決定が理解できかねている。許可なのか、不許可なのかではつきりしない。〈許可を留保する。不許可に

けである（意見書二の1には、冒頭手続において特別弁護人の意見陳述がおこなわれるならば、審理が簡潔明快に進行せず、かつ予断排除の原則に抵触するおそれがある、というようなことがのべられている——記述者。羽仁氏は参議院、学術会議等の経験にもとづいて破防法制定の事情などを述べ、そうすれば長時間を要することになるだろう。浅田氏は国家論、経済学から、小山氏は社会運動史から、長時間を要する弁論をされるだろう。このような冒頭における特別弁護人の意見開陳は、公訴事実とのかねあいで簡潔明快にすべきであり、予断排除の原則にもかかわる。また破防法の成立過程などについてながながしい弁論をすることは、審理の進行を妨げる。（弁護士席から、後藤弁護士が、「公訴棄却！」と大声で叱咤する。冒頭手続では公訴が妥当か否かが論じられることもありうる。そのためには破防法そのものにも立入った弁論がなされなければならない。それを検事は、簡潔明快とか予断排除といつて排除しようとしている。後藤弁護士は、そのことを指摘したのだろう。）

次に、訴訟法上の知識をもたない者が弁護人になるのが不適當だということにはならないが、弁護人が必要だというのにたいして、検察官の意見としては不必要と考えただけだ。それについては、弁護士から裁判所に反対意見として出せばいい。それに尽きる。

次に、この事件の政治性についてということであるが、破防法の違憲性をのべることは何ら差支えない。だが政治性について問題にするかどうかは、公訴事実にたいする弁護人の取り上げ方にかかわるのであって、検察官としてはそれについて意見をいっただけである」

検察官のながながしい答弁は、あいかわらず『意見書』の内容

したのではない」と裁判長はいわれるが、これは不確定期までの排除条件をふくむものであって、不当ではないか」

つづいて後藤弁護士が、検察官の釈明にたいする批判を通じて根本的な問題を提起する。

「私は、三名の特別弁護人を許可されることは、この裁判を迅速かつ詳細に進める上で、同時にまた被告の権利を護り、事案の内容を明白にする点で、必要不可欠と思う。裁判長は決定を留保するのではなく許可を留保するといわれた。許可を留保するというのは、いずれば許可するが裁判の進行を見て、ということであろう。しかしらばいかなる時期が適切であるか。今だ。現在が最も適當である。すでに起訴状が朗読され、その攻防が開始されようというこの時点が最も適切でなければならぬ。私は、社会科学上の認識を避けて、素朴な事実のみに限定して判断しようとするれば、まったく事をあやまることになるだろうと思う。本多、藤原両君の起訴状の第一に、反帝国主義・反スターリン主義プロレタリア世界革命、云々と記載されているが、この裁判ではそのことばの解明はきけられない。だが帝国主義とは何か。このことば一つをとってみても、それには世界の共産党の党的な大論争があって、決して定まっていはいない。反スターリン主義とは何か。ヒトラーもブルシチョフも日本共産党も、スターリン主義に反対している。検察官はおそらく、〈暴力〉といふことばにも言及されることだろう。この単純なことばにもさまざまな解釈がありうる。これは物理的な概念ではなく、社会的な概念である。マルクス、プランキ、レーニン、トロツキー等々、暴力の概念はそれぞれちがうはずだ。

起訴状にたいする弁護人の質問に、検察官が問題をそらすときが

ある。そのようなときに、社会科学の認識をもつ者が弁護人のなか  
にいていないとでは、訴訟のはこびに大きなちがいがあつた。検察  
官は、起訴状の検証にさいして特別弁護人が破防法について長時間  
しゃべるのは、簡潔明快にはこぶべき訴訟を渋滞させ、予断排除の  
原則にも反するといふが、これは簡潔明快ということについて理解  
をあやまらしている。特別弁護人は、起訴状そのものの概念的把握の  
ためにも必要なのであつて、それは予断排除に何ら抵触しない」

## 「合理化」問答

この後藤弁護人の、検事の「簡潔」裁判論にたいする批判をひき  
とつて、被告席から本多君が、

「検事が、簡潔に——といっていることは、資本家の労働者にた  
いする合理化の考え方とおなじだ」

といひかけたとき、突然土屋検察官が立つて、  
「検察官は、刑訴の規定をいっているだけであつて、資本家とか何  
とかの政治的意味合いを毛頭ふくまない。いまの発言は不穩当で  
ある。撤回を求める」

と、抗議を申入れた。この意外な抗議に、当の本多君も、何のこと  
やら理解し兼ねたように、しばらく呆然としてことばが出ない。小  
長井弁護人が立つて、検察官をたしなめる。

「資本家の合理化という比喩をいっているのに、ことば尻をとら  
えないでいただきたい。電電公社でも、国鉄でも、合理化というの  
はあたりまえの通用語である」

本多君が、検事のいうことがやつとわかつたという顔で、「資本

家の合理化ということばに、検察官は、それをわるいものだと  
予断をもっている。そして同席の被告諸君をかえりみて、「検事は  
合理化がわるいものだということばは知っているんだよ」。傍聴席が  
笑ひ出す。

検察官がふたたび立ち上る。

「簡潔明快にというのには合理化という意味ではない。検事の冒頭  
陳述がいまだない場合には、明らかに予断排除の原則に反するとい  
うことであつて、合理化云々、資本家云々というのとはまったく別  
箇のことである。だから撤回を求めている」

土屋検事のいうことはあいかわらずわけがわからない。検事はこ  
れまでにいく度もくりかえしている。訴訟の進行は「簡潔明快に」  
という『意見書』に書いた主張の趣旨を、ここでまたそのまゝのこ  
とばでくりかえしている。これにはすでにいく人も被告・弁護人  
からの反論があり、それらをつけて本多君は、そのように「簡潔明  
快」を第一義として裁判を進めるといふのは、裁判の合理化だ、と  
いおうとしたのである。合理化というのは、量的な効率を本位とす  
ることによつて、本質的な要因、質的に重要な必要なることをすべ  
て洗い流してしまふやり方のことである。これまでに被告や弁護人  
が検事を批判してきたのは、すべてそのことであつた。それを本多  
君が、「合理化」の一語で総括した。検事はこれまでの批判に何一  
つ答えていない。それでいて、合理化の一語に猛然といきり立つ。  
おそらく、そのことばの意味を、学生の社会科学的常識ほどにも理  
解していないのではないか。それとも、今日一日、被告・弁護人の  
攻撃を集中され、裁判長からさえ「検察官の釈明は実りがない」と  
きめつけられて、頭が混乱してしまつたのか。

本多君が立つて、

「時間がながすぎる弁論になるから、特別弁護人の必要がないと  
いう考え方は合理化に類する、といったのであつて、私がこれをい  
いともわるいともいっていないのに、それをいう前に検事は文句を  
つけている」

裁判長が、「これに決着を与えなければならぬ」とことばをは  
さむ。それを受けて小長井弁護人が、

「検察官のいっていることは、異議申立てなのか、それともた  
なる意見なのか検察官自身、あきらかにしていな」

裁判長は、しばらく右陪席と合議し、この検察官の抗議に決着を  
つける。

「裁判所は、検察官の発言を異議とみとめ、しかる上これを棄却  
します。本多被告のことばは比喩としていっているものであつて、そ  
れを検察官にたいする誹謗とは認められない」

本多「資本家とか、労働時間とかのことばをきいただけで、検察  
官はただちにああいう反応を呈する。そういうことから、現段階

こそが、特別弁護人を必要とする段階ではないか」

井上弁護人が、「本多被告に同意見。再考ねがいたい」と補足し、  
さらに問題を転じて、

「わずかな時間をいただいて、若干おねがひしたい。本多、藤原  
両被告はすでに六二五日、青木、右田被告でも三二二日の勾留がつ  
づいている。これは不当に長い勾留であることを何びとも否定しえ  
ない。そのことにかかわる上申書を提起します。これは当裁判所の  
職権による勾留取消しを要求する上申であります。当裁判所で、こ  
の勾留を何とかしなければならぬとお考えになっていただきた  
い」

前回傍聴記に書いたように、被告の勾留は、裁判がまだ実質審理  
にはいっていないという形式上の理由で、公判を担当する刑事第二  
部服部裁判の係りの下になく、刑事第一四部勾留部裁判官の担当す  
るところになつてゐる。それを理由に服部裁判長は、公判で長期勾  
留の問題にかかわることを自分の権限外であるとして、極力避けて  
きた(前回傍聴記参照)。だが公判が開始されてすでに半年余、回数

# 破防法と いかに闘うか

B六千頁・美装・予価三三〇円(千五)  
四月二十五日発行予定

## ●講演集

猪俣浩三・司法権の危機と  
破防法／羽仁五郎・階級支  
配と破防法の本質／井上正  
治・破壊活動防止法の構造  
丸山照雄・破防法裁判を国  
民の手で裁くために／浅田  
光輝・破防法裁判闘争への  
結集を訴える

七〇年階級闘争への先取的  
予防反革命「破壊活動防止法」  
発動にたいし、歴史的・社会  
的・法的見地から根底的批判  
を提起する、破防法弾劾の画  
期的書！(70年12・16集会講  
演原稿に大幅加筆)

破防法裁判闘争を支える会  
東京都港区新橋2-8-16  
新橋石田ビル4階  
(503) 5858 振替・東京 162173

も七回を重ねている。それなのに公判を担当する裁判所が、依然として被告の身柄にかんして何の権限も責任もたず、もともとしないというのは、いかにも不自然であろう。裁判が公正かつ円滑に進められるために、被告の権利は慎重な配慮を以て護られなければならない。それを配慮すべき責任は、直接には公判を担当する裁判所にある。勾留部と公判部に分けて担当の裁判官を異にするのは、実質審理が一定段階まで進められるのに先立って、公判に当る裁判官が事件にたいする予断をもつことになってはいけぬという配慮にもとづくものとされる。だが本件のように、単純な実行行為そのものにたいしてでなく、政治思想を対象として公訴が提起されている裁判において、「予断」とはいったい何であるのか。

今日の公判でも、検事の考え方にたいする被告・弁護人の批判において異口同音にくりかえされているように、検察官が訴因とする諸事実は、単純な物理的検証によって立証されるようなものではなく、その意味・内容を社会的・政治的な思想上の吟味・検討によって、分析され解釈されなければならないものである。そういうものに、そもそも、とくべつに防止しなければならない「予断」などというものがあろうだろうか。あるいは、それははじめから、生立ちや教養や社会的地位によって人さまざまな予断や偏見にともなわれている、といつてもいい。裁判官自身、そのような政治思想、そういう政治思想をもつ被告の人間像というものにたいして厳正な思想的検証を経ないままに、ある種概念をすでにかなり根深く胸中にかたちづくっているのではないかと、ということさえ想像しうることなのである。こういう事件で、そもそも、予断排除の原則などという裁判官の心得は、はじめから無意味であるといつてもいい。

い。それを許可、不許可の留保といつてもいいし、裁判の留保といつてもいい。」

井上弁護人は、理解しかねるといふ面持ちで、「裁判長は、不許可ではないといつたではないか」と、抗議する。裁判長は今日の冒頭に、「許可することを保留する」といい、それに井上弁護人が、「決定の保留ということとはちがうですね」と念をおしたのにならして、「この場合は許可を留保したということですよ」と答えた。それを井上弁護人は「不許可になったのではない」とうけとめた。どの弁護人も今日一日、冒頭に説明された裁判長のことばをそのように理解して発言してきた。その上で井上弁護人は、「そういうきめ方は、不確定期までの排除条件をふくむものであって不当である」という批判もしている。それなのに、裁判長は、今日の法廷が終ろうといういまになって、あらためてこういういい方をしている。それをなぜ、今日の冒頭にいわなかったのか。それによって今日一日の弁護人の質問の仕方、意見の出し方もちがったものになったことだろう。それによって法廷の進行がもっとすっきりと、筋が通って進められたかも知れない。いずれにせよ裁判長がさいごにあらためていい直したこのいい方は、常に足して二で割る式のあいまいかつ中途半端な裁判長の態度にふさわしく、ますます理解しにくいばんやりした表現である。

つづいて小長井弁護人が、今日の法廷をついやした特別弁護人の問題をしめくくるように、

「求釈明段階に入る以前において、特別弁護人をお認めいただきたいことを弁護人として強く要望します」と念をおし、裁判長は無言。すでに時刻は五時に近い。藤原君が、

い。と、いうことは、政治思想を裁判の対象とするということが、三権分立を建前とする民主主義国家制度では、はじめから不可能なことなのだといいことである。

しかも、刑事訴訟法は、第九十条「裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる」第九十一条「勾留による拘禁が不当に長くなったときは、裁判所は、第八十八条に規定する者の請求により、または職権で、決定を以て勾留を取り消し、または保釈を許さなければならない」と定めている。ここにいう「裁判所」とは、直接には被告の裁判にあたる裁判官によって代表されるものである。井上弁護人は、服部裁判長にそのことを求めている。前回公判でも井上弁護人はそのことを求めた。だがそれによつて服部裁判長は、「勾留が不当に長くなっているかどうかの判断は、法廷のこの段階では意見を表明すべきではないと思う」と、自分の判断をいうのを避けた(第六回傍聴記参照)。おなじように、ここでもふたたび「あとの問題(保釈の問題)については、ここでは意見を申しません」と、責任を回避する。役所で定められた同僚の縄張りにはふみ込みたくないという、自己保身の官僚根性なのか。もし裁判官が、法の精神よりも、まず役所の官僚的な秩序に忠実であろうとするのであれば、そういう司法官僚によって司法権の独立を護ろうというのはおよそ絶望であろう。

裁判長はさらにことばを継いで、

「特別弁護人の件については、決定を留保するということですよ。今日いろいろいわれたことについて再考するのは、これからのことになる。決定の留保か、許可の留保かということが問題になったが、これは形式上の問題であつて、裁判所のいうことに他意はない。」

「被告団として、次回公判以降、被告相互の打合せ時間を認めていただきたい。」

裁判長「裁判所としては、それは閉廷後の弁護団との打合せでまかなわれているものと考えていたが、その時間をもっと長くということですか。それとも法廷のときだけでなく、ということなのですか」

小長井弁護人がそれを引き取つて、

「次回は午前十時からとなっているが、午前中の時間をそのために割っていただきたい。」

藤原「われわれの身柄が自由になって、そういう必要がなくなることをのぞんでいる。」

五時閉廷。

編集後記

三月二〇日、さらぎ、青木、久保井の三氏の保釈出獄につき、二五日、本多、藤原阿氏が奪還された。破防法弾劾弁護団、破防法裁判闘争を支える会に結集する労働者、学生、市民の精力的活動が、権力の有罪を前提とした人質裁判を打ち破ったものである。一年一カ月という長期拘留は破防法四〇条の最高法定刑三年の三分の二に及ぶ不当なものであり、実刑の先取りのみならず、戦前、戦中の治安維持法における予防拘禁そのものである。看守を被告の両側に配置し、被告、弁護人の防衛権、弁護権を踏みにじる攻撃にたいし、看守の配置変更を要求したことを「裁判を故意におくらせようとしている」などといつて長期拘留を正当化してきたのである。特別弁護人選任にたいし、「多勢の弁護人がある」「能力があるのか」などと、特別弁護人選任を否定しようとする検事、裁判官の論理は、まさに思想を裁くという破防法の革命的の本質を露骨に示した恐るべき攻撃としてある。五被告を先頭に破防法粉砕・破防法体制粉砕の戦列の飛躍的拡大が要請されている。「破防法公判傍聴記」を闘いの武器として活用していただきたい。

二月二日から二週間に及ぶ三里塚強制

代執行と時を同じくして、北富士においても米軍の実弾演習が強行された。地下壕に命をかけて座り込む老人行動隊、杭に鎖で体を縛りつける婦人行動隊、小さな体を機動隊、ガドマンにぶつけて闘う少年行動隊。また、白装束に身をつつみ雪の梨ヶ原に命を賭けて実弾演習を阻止する忍草農民の闘い。

現地報告「北富士・忍草母の会」と「谷中村を語る」荒畑氏と戸村氏の対談は、三里塚、北富士の農民がなぜあのような激烈で、しかも長期の闘いが可能なかという問いに充分応えてくれるだろう。

三月三十一日、在日中国人青年劉道昌君は品川入国管理事務所へ一年間の在留許可申請を行なった。昨年七月一日、いまだ一年であつた在留期間が、不当にも半年に短縮されたことに抗議し、二月一七日、(一)私の在留期間をもと通り(二年)にもどしてほしい。

(二)私の在留期間を一年から六カ月に短縮した理由を明らかにしてほしい。(三)私に対するすべての不当な追跡調査、尾行、家族への圧力をただちにやめてほしい。(四)私達在日本人、朝鮮人の基本的人権を踏みにじらないでほしい、という四項目の直訴状を法務大臣に提出し、「外国人は煮て食おうと焼いて食おうと自由」だとする入管体制とそれを支える日本人の排外主義的腐敗と闘っている。

私たちは劉君の生命と生活が六カ月ごとに区切られることを強制し、劉君にいい知れない屈辱と不安を味わせたことにどれほど身の痛みを感じているだろうか。二月二四日、黒田、末永の「短縮といつても許可が認められたでしょう」という言葉にほっとして、「半年」への短縮という恐るべき攻撃に屈服し、劉君の闘いを裏切ったことを徹底的に自己批判せねばならぬ。劉君の闘いの阻害物となっているものが、とりもなおさず、私たち帝国主義的抑圧民族としての腐敗、墮落に根源があることを自覚せねばならぬ。

本誌十二号では、特集「入管体制と日本人」を行なう。日帝の百年に及ぶ在日中国人、朝鮮人への抑圧、同化、追放、民族分断支配にあぐらをかいている帝国主義国々の労働者階級の排外主義的腐敗と墮落を明らかにすると同時に、抑圧民族のプロレタリアートの責務を明らかにしたい。

破防法研究

第十一号一九七四年四月二十日  
編集・発行 破防法研究会  
東京都港区新橋二一八二一六 新橋七丁目四階  
電話(〇三)五〇三二五八五八 振替・東京二四六六  
定価二五〇円 五号分一五〇〇円(二共)

(新刊)

現代文学論

後期資本主義社会における文学・芸術の位置、その機能の仕方を明らかにし、そうした状況下にある文学・芸術がなにをなすべきかを探る現代文学論。

タオ／竹内良知訳 子価¥2500

現象学と弁証法的唯物論

ハノイ大学教授チャン・デユク・タオが、フッサールの現象学的方法の真の意味をここに解明し、フランス哲学界の絶賛を博した大著である。

アヴリツチ／野田茂徳訳 子価¥1200

ロシア・アナキズム全史

十九世紀から二十世紀にかけてのロシア・アナキストの思想と行動を膨大な資料をもとに綿密に描き出し批判的な評価をあたえたものもユニークな研究書。

(好評発売中)

永山則夫著

無知の涙

連続射殺魔とよばれた永山則夫が、獄中での読書と省察を通じて、貧困と差別の中で生きねばならなかった二十余年の己れの生の中に播る怨念を敵に解き放つた。

¥620

(新刊)

闘いは大地とともに

三里塚一九六七—一九七一年  
全学連三里塚現闘本部編著 七五〇円

三週間の地下壕闘いをぬき不屈の農民魂をこめ三里塚芝山農民は、五年有余の闘争をおしつてみずから七〇年代階級闘争の最前線へ飛躍させた。この三里塚の地における「闘いと生活」とおしつて獲得した全学連現闘の農民との絆は、現地反対同盟と労働者・学生戦線との結合の役割をみこに果たしている。本書は、農民とともに北総農民連合の創出をもとに日本農民闘争の蘇生へ確実な一歩を開始した全学連現闘の三年間の闘いの記録と理論的核心をしめす。

●主要目次 刊行によせて／戸村一作・宮岡政雄・山口武秀 序文  
・地下壕戦前史より 第一部・闘いに生きる農民群像 第二部・闘いは大地とともに 現闘日誌 第三部・日本農民闘争の再生へ 課題と展望 第四部・資料篇 附・闘争史年表

戦後教育論—国民教育批判の思想と主体

村田栄一著 九〇〇円

勤評闘争から今日の反戦教師のたたかいかいまで、その最前線と理論と運動を担ってきた著者の戦後教育総体への根底的批判。既成左翼の理論的基礎である国民教育論批判から国民教育そのものの本質的批判へと自己の課題を設定する著者の理論的作業は、教室の壁をこえ、全情況に向う教育労働者の思想的拠点となるであろう。

社会評論社

発売元・ペリかん社  
東京都文京区本郷2-25-14 電(814)8515

合同出版

東京 神田  
神保町1  
東神

# 世界革命戦争への飛翔

共産同赤軍派編  
討論参加／高橋和巳

赤軍派の思想と行動／世界共産主義者  
世界革命戦争の定立へ向けて、明日への飛  
翔を決定した青年たちの闘争記録と作家高  
橋和巳との自然の討論 ●四六期・780円

# 銀行合併の現場から

大西 公哉

寡頭支配へ「金融再編成」の動きがあらわに  
しい。銀行合併はなにをもちたのか。銀  
行の内部から、「金融再編成」の実態と銀行  
労働者の闘いの報告 ●三一新書・320円

# 西ドイツ

永井 清彦

西ドイツで何が起こりつつあるのか？ 独  
と鉄条網と地雷原の向う側にある東ドイツ  
はどうなっているのか。政治・外交をめぐる  
苦悩のドイツを探る ●三一新書・350円

# 幸徳秋水

田中惣五郎・人物評伝三部作(一)  
大正事件の主たる指導者幸徳  
秋水の革命家としての成長・  
発展過程と、彼をめぐる人び  
とを道徳として、社会運動家幸  
徳秋水の心像を再探する。  
●四六期購入・1200円

(一)北一輝 増補版

好評発売中！  
1200円

(二)吉野作造

●五月発売予定  
子額1200円

\*好評既刊書\*

# 三里塚

反権力の  
最後の砦

権力との実力闘争をおして成長  
する三里塚の人びと ●朝日ジャー  
ナル編集部／三一新書・350円

# 都市ゲリラ教程

都市ゲリラ時代の書 ●カルロス・  
マリゲーラ／日本・キューバ文化  
交流研究所／三一新書・350円

# 日本共産党は

# どこへ行く

語られる日本共産党とその官僚主義  
的体質への徹底的批判の書！ ●  
片山さとし／三一新書・390円

# 催涙ガス

公然として使用される催涙性毒ガ  
スの実態を分析する ●CN毒性研  
究グループ／三一新書・350円

# 唯物史観の原像

唯物史観の新しい視座を求めて、  
その基本的発想と論議を概説する  
●廣松渉／三一新書・350円